

厚生年金基金実務基準

平成 9 年 3 月

[最終改定 平成 26 年 11 月]

厚生年金基金の新規設立が認められないこと及び解散・代行返上に伴う
厚生年金基金の減少を受け、以降の改定は行っておりません。

公益社団法人 日本年金数理人会

公益社団法人日本年金数理人会は、厚生年金基金の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、年金数理人の実務遂行に際しての基本的な算定方法などを実務基準として制定する。

本実務基準は、年金数理人の専門的役割が増すなかにあって、年金数理人の業務において中立性と公正性が維持されるための基準であり、年金数理人が行う年金数理業務が社会的信頼を得る基盤となる位置づけにある。

本実務基準は、実務基準総則と各々の年金数理業務に該当する実務基準により構成される。

(目 次)

厚生年金基金実務基準総則

厚生年金基金実務基準第 1 号

代行保険料率の計算に関する細目

厚生年金基金実務基準第 2 号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第Ⅰ章 財政運営基準の取扱い

第Ⅱ章 年金数理人の所見

第Ⅲ章 繼続的な財政診断

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

厚生年金基金実務基準第 3 号

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

厚生年金基金実務基準第 4 号

厚生年金基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

厚生年金基金実務基準第 5 号 (削除)

厚生年金基金実務基準第 6 号 (削除)

厚生年金基金実務基準第 7 号

決算時の最低責任準備金の実務基準

厚生年金基金実務基準補足事項 (一部項目を本則に反映した上で削除)

厚生年金基金実務基準総則

厚生年金基金実務基準総則

1. 年金数理人は、受給権の保全及び年金財政の健全性を確保すべく、厚生年金基金（以下、「基金」という。）の主体的な財政運営に資するように、年金数理業務の遂行にあたり「厚生年金基金実務基準」を基本とし責任を持って職務を行うとともに、基金財政に関し基金との意思疎通に努める。
2. 年金数理人は、基金の理事及び監事、基金財政に関するコンサルタントなどとともに基金財政について適正な運営に努める。
3. 年金数理人は、年金数理業務を行うにあたり、中立的な立場から最善として採用した方法により算定したものであることに責任を持ち、基金への充分な情報提供に努める。
4. 年金数理人は、基金財政に関する意見などにつき、中立的な立場から基金への充分な説明に努め、実施が必要な事項と実施が望ましい事項とを、原則として区別して述べる。
5. 基金に意見、助言及び警告などを伝える場合は、原則として文書で提示するものとし、年金財政上の事実と年金数理人としての意見は区別して述べるとともに、年金財政の方向づけに選択肢がある場合は、その前提条件を明示する。
6. 基金に意見、助言及び警告などを伝えるに際して、社会・経済情勢などの動向について、正確な情報との確な見通しを伝えるよう努める。
7. 年金数理人は、「厚生年金基金実務基準」の適用の解釈などにおいて、他の年金数理人の業務に支障をきたさないように配慮する。
8. 「厚生年金基金実務基準」は、年金数理業務を行うにあたり標準的な算出方法を定めたものであり、この基準に則り算出した結果については、その妥当性が認められる。
9. 「厚生年金基金実務基準（第1号を除く）」は、ここに定められた算出方法のみに限定するものではなく、特例的な取扱方法を採用する場合は、基金への決算報告書等に記載するなど、その旨を明らかにした上で業務を行う。
10. 「厚生年金基金実務基準」に関する照会及び提案などは財政運営実務基準委員会へ提示し、その内容及び財政運営実務基準委員会での取扱いは他の年金数理人に公開される。
「厚生年金基金実務基準」の改訂は、財政運営実務基準委員会での審議及び理事会での承認を経て実施される。

厚生年金基金実務基準第1号

[平成26年11月改訂]

代行保険料率の計算に関する細目

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
(1)財政方式	計算基準日以降の将来期間を対象に開放基金方式により算定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・計算は男女のみの区分で行う。(男女を一本化して計算することは原則不可。) ・季節労働者、期間雇等の評価においても原則として開放基金方式を採用する。 ただし、どうしても例外扱いをする必要があると判断される場合は、厚生労働省あて個別相談を行うこと。 ・少数集団扱いをすることは原則不可。ただし、どうしても例外扱いをする必要があると判断される場合は、厚生労働省あて個別相談を行うこと。
(2)予定利率	年複利4.1%とする。	
(3)予定死亡率	年齢及び性別に応じて、財政運営基準の別表1（加入員）及び別表2（加入員以外）に定める死亡率を使用する。	
(4)年金支給 開始年齢	65歳とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・政府負担金現価の計算における0.875掛けは行わない。

項目	実務基準内容	備考
(5) 予定脱退率	<p>予定脱退率は平滑化を行わないこととし、次のとおり定める。</p> <p>①予定脱退率は年齢別に定める。</p> <p>②予定脱退率は直近3年間の加入員の実績に基づいて算定する。</p> <p>③実績値をそのまま用いる。</p> <p>④全喪データが実績に含まれる場合はこの影響を排除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予定脱退率は内枠方式により算定する。ただし、代行保険料率の算定においては、総脱退率が予定死亡率を下回っている年齢がある場合、当該年齢の総脱退率は予定死亡率とすること。 通知「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」（年発第1510号）（別紙）1(1)クに該当して代行保険料率を算定する場合においては、内枠方式により控除する前の予定脱退率（下記の q_x）を直前の代行保険料率算定に用いたものとし、控除する予定死亡率を新死亡率として予定脱退率を定める。 直近3年間に脱退率を見直した年度がある場合でも、直近3年間のデータを使用して算定する。 予定脱退率の算式は次の通りとする。 $q_x = d_x / (l_x + nc_x / 2)$ $= 2d_x / (l_x + l_{x+1} + d_x)$ d_x : 期中脱退者数, l_x : 期初加入員数, nc_x : 期中新規加入員数 再加入者の脱退実績はなかったものとする。 64歳の脱退率の算定には65歳以上のデータは含めない。また、任意継続者の影響も排除する。 季節労働者・期間雇等は原則として除外しない。（含めて計算する。）(③) 新規適用事業所の適用後のデータについては、上記の計算式をそのまま適用する。 全喪事業所のデータについては、全年度にわたって加入員・新規加入員・脱退者を排除する。(④)

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
予定脱退率 (続き)	⑤年齢毎の粗脱退率の分母となる人数が算定年度幅を通算して30人以上となる時その脱退率は有意と判定し実績値を用いるが、30人未満の場合にはその年齢の前後に同年齢だけ、分母となる人数が30人以上となるまで算定年齢幅を拡大(この場合、定年を事由とする脱退者を除外する)し、該当する年齢幅の分母・分子をそれぞれ合算して脱退率を算定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・⑤の取扱いについては次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 算定年齢幅の拡大においては、最小年齢未満及び最終年齢以上の分子・分母ともに「0」として計算する。 b. 「定年を事由とする脱退者」は分子からのみ除外する。 c. 「定年を事由とする脱退者」には、旧定年による脱退者も含める。 d. 「定年を事由とする脱退者」には、原則として「定年扱い者」は含めない。 e. 総合設立基金においては、「定年を事由とする脱退者」の除外は行わない。 f. 定年年齢～最終年齢までの脱退者の除外は行わない。 g. 脱退率算定の分母が全体でも30人に満たない場合は、全年齢で平均脱退率を使用する。 ・64歳の「脱退率算定基礎となる加入員数の総計」が30人未満となって、算定年齢幅を拡大した場合には、64歳の脱退率は計算結果の1/2とする。ただし、定年制がある場合で「定年年齢～65歳」を合算するときは、この取扱いの対象としない。また、定年年齢と最終年齢が一致する場合の「最終年齢-1」歳の取扱いも、これに準ずる。

項目	実務基準内容	備考
予定脱退率 (続き)	<p>⑥単独設立・連合設立の場合の定年年齢以上の部分については「(8)最終年齢」の項による。</p> <p>(注1)人員整理等事由が明確であるいわゆる特殊要因があった年度がある場合は、当該年度を除外した直近3年間の実績を用いる。ただし、直近5年間までさかのぼっても除外後の予定脱退率算定対象年度が2年末満となる場合は従前の予定脱退率を使用する。(取扱ア)</p> <p>(注2)過去に定年延長があり、あるいは現在定年延長中の場合、旧定年の脱退が実績として表れている場合は当該データの影響を排除する。(取扱イ)</p> <p>(注3)上記①～⑤以外の取扱い又は取扱ア～イを行う場合には、その取扱いについて根拠を明示し、所見を付すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取扱アにおいて、従前の予定脱退率が存在していない場合の取扱いについては厚生労働省あて個別相談すること。 取扱アにおける「特殊要因」の判定は、年金数理人が行う。また、この時の「事由が明確」の形式は問わない。(内容が明確であればよい。) (注1)の「人員整理等」の例 <ul style="list-style-type: none"> 設立事業所の全部又は一部が、3年以内の期間を限った希望退職者の募集を行った場合 会社都合による退職、関連会社への転籍による脱退者が特に多い場合(直近5年間の平均に比べて著しく多い場合) 災害による離職者が多い場合 毎年度決まって雇われる季節雇用者や、繰り返し雇われる期間雇用者が多い場合の直近年度(注:直近年度以外の年度では、季節雇用者や期間雇用者は再加入者として取り扱われるため、脱退者としてカウントされない。) 取扱アにおいて、人員整理等で該当者が少数かつ特定可能な場合でも、除外するという判断をした場合には必ず年度単位で除外を行う。 取扱イにおいては、旧定年者及び経過定年者を分子から除外する。 「取扱いについて根拠を明示し、所見を付す」は、第三者が見て理解できる内容であること。(厚生労働省あて個別相談を行うことを原則とする。)

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
(6)予定昇給指数	<p>予定昇給指数は報酬と賞与に区分して、それぞれ最小自乗法一次式により直線補整を行うものとし、作成の方法は以下のとおりとする。</p> <p>①使用する標準報酬月額・標準賞与額は、それぞれ基準日時点のもの、加入員の基準日以前1年間のものを使用する。</p> <p>②作成に用いる粗平均標準報酬月額は、勤続0年・年齢18歳～28歳の平均標準報酬月額を23歳の粗平均標準報酬月額、勤続1年・年齢19歳～29歳の平均標準報酬月額を24歳の粗平均標準報酬月額とし、以下同様に勤続年数を加味した粗平均標準報酬月額を算出する。 作成に当たっては、23歳～38歳の粗平均標準報酬月額を用いて補整を行い、標準報酬月額の上限到達後の年齢の補整給は標準報酬月額の上限金額とする。</p> <p>③作成に用いる粗平均標準賞与額は、勤続1年・年齢19歳～29歳の1年間の平均標準賞与額を24歳の粗平均標準賞与額、勤続2年・年齢20歳～30歳の1年間の平均標準賞与額を25歳の粗平均標準賞与額とし、以下同様に勤続年数を加味した粗平均標準賞与額を算出する。 作成に当たっては、24歳～38歳の粗平均標準賞与額を用いて補整を行い、標準賞与額の上限到達後の年齢の補整給は標準賞与額の上限金額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日入社の者は、翌年の3月末日で勤続1年とする。 ・②の取扱いについては、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 23～38歳で得られる全てのデータを使用する。(標準報酬月額の上下限に達したデータもそのまま使用する。) b. 逆に23～38歳の範囲外のデータは使用しない。 c. 23歳未満及び39歳以上の部分は補整給を直線で延長して求める。 d. 標準報酬月額の下限を下回った年齢の補整給は、標準報酬月額の下限金額とする。 ・③の取扱いについては、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 24～38歳で得られる全てのデータを使用する。(標準賞与額の上限に達したデータもそのまま使用する。) b. 逆に24～38歳の範囲外のデータは使用しない。 c. 24歳未満及び39歳以上の部分は補整給を直線で延長して求める。 d. 1,000円を下回った年齢の補整給は、1,000円とする。 ・多くの加入員が粗データの範囲外である等のケースでも、原則として②、③の方法を使用する。

項目	実務基準内容	備考
予定昇給指數 (続き)	(注)上記①～③の取扱いで粗平均標準報酬月額・標準賞与額のデータが5個以上得られない場合、又は補整給が年齢の上昇に伴い遁減する場合は粗平均給の算出方法及び作成に使用する粗平均給の数を上記②、③以外とすることとし、その取扱いについて根拠を明示し、所見を付すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・(注)のデータが5個以上得られない場合及び遁減する場合の処理例 <p>【予定昇給指數（報酬）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補整給作成に使用する粗平均給の年齢幅を次のア、イのいずれかの方法により変更する。(遁減する場合) <ol style="list-style-type: none"> 対象年齢の上端を1歳ずつ引き下げる(遁減しない最大の上端年齢まで) 対象年齢の下端を1歳ずつ引き上げる(遁減しない最小の下端年齢まで) 前後5歳幅に対象者が1名しかいない年齢を除外する。(遁減する場合) 上記a, bのいずれでも遁減する場合に、従前の予定昇給指數を引き続き使用する。(遁減する場合) 他のグループの予定昇給指數を使用する。(5個以上得られない場合) <p>【予定昇給指數（賞与）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 補整給作成に使用する粗平均給の年齢幅を次のア～ウのいずれかの方法により変更する。(遁減する場合) <ol style="list-style-type: none"> 対象年齢の上端を1歳ずつ引き下げる(遁減しない最大の上端年齢まで) 対象年齢の下端を1歳ずつ引き上げる(遁減しない最小の下端年齢まで) 対象年齢の上下端を1歳ずつ同時に狭める(遁減しない最小の縮小幅まで) 前後5歳幅に対象者が1名しかいない年齢を除外する。(遁減する場合) 上記a. とb. を併用する。(遁減する場合) データが5個以上得られない場合及び上記a. からc. のいずれの処理をしても補整給が遁減する場合は、全年齢について「1.000」とする。この場合、様式第3号1. 総括表の昇給率は0.0%、昇給指數上限到達年齢は最終年齢を記載する。

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
(7) 予定新規加入員	<p>①予定新規加入員は、予定加入年齢並びに加入員の総数及び総標準報酬月額及び総標準賞与額に対する一定割合(新規加入員数率、新規加入標準報酬月額率及び新規加入標準賞与額率)として定める。</p> <p>②予定新規加入員は直近3年間の新規加入員の実績、加入員の総数及び総標準報酬月額及び総標準賞与額に基づいて算定する。</p> <p>③新規適用事業所のデータが実績に含まれる場合はこの影響を排除する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通知「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」（年発第1510号）（別紙） 1(1) キ又はクに該当して代行保険料率を算定する場合においては、予定加入年齢及び一定割合(新規加入員数率、新規加入標準報酬月額率及び新規加入標準賞与額率)を直前の代行保険料率算定に用いたものとし、予定新規加入員数、予定新規加入標準報酬月額及び予定新規加入標準賞与額は算定基準日の加入員の総数、総標準報酬月額及び総標準賞与額に当該一定割合を乗じて算定する。なお、（別紙）1(1)クに該当した場合の直前の代行保険料率算定に用いた一定割合については、（5）予定脱退率における「総脱退率が予定死亡率を下回っている年齢における総脱退率を予定死亡率とする」取扱いにより定めた総脱退率を用いて再算定することも可とする。 ②の取扱いは、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 季節労務者・期間雇等のデータも原則として含めて計算する。 再加入者の再加入日は新規加入実績の対象外とする。（最初に加入了した日を加入日として取り扱う） 最終年齢以上の新規加入員は排除する。（定年年齢以上であっても、最終年齢未満であれば計算に含める。） 大量の中途採用や転籍による受入が発生した場合等であって、明らかにデータとしての採用が不適当と思われる時は、厚生労働省あて個別相談すること。（②） 従来から雇用されていた者であって、ある年度に社会保険適用とされることとなつた者が特に多い場合や、関連企業からの転籍が特に多い年度がある場合は、その年度を除外して予定新規加入員を算定する。（特に多い場合とは、直近5年間の平均に比べて著しく多い場合のことを目指す。） 新規適用事業所のデータは、新規適用となつた年度分のみを排除する。（③）

項目	実務基準内容	備考
予定新規加入員（続き）	<p>④企業の合併、基金の合併等があった場合は、合併前のそれぞれの企業における入社日を加入日とみなして予定新規加入員を算定する。</p> <p>⑤全喪データが実績に含まれる場合はこの影響を排除する。</p> <p>⑥ある年度の新規加入員の人数が、予定脱退率決定に使用した年度の平均脱退者数（前記(5)の取扱ア・イの処理後）の25%未満である場合は、当該年度を除く直近3年間の実績を用いる。ただし、直近5年間までさかのぼっても除外後の予定新規加入員算定対象年度が2年末満となる場合は、予定加入年齢は従前の予定加入年齢を使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金計算上問題ない合併の場合であって、入社日が得られないデータがある時は、加入日をそのまま使用する。（④） ・全喪データについては、全年度にわたつて排除する。（⑤） ・⑥の取扱いについては、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 新規加入員の人数には、新規適用となった年度の（新規適用事業所）データは含めない。 平均脱退者数には全喪データは含めない。 予定新規加入員算定対象年度と予定脱退率算定対象年度が一致していない場合であっても、25%の判定はそのまま行うこと。 予定新規加入員算定対象年度が2年末満となって、従前の予定新規加入年齢がない場合は、厚生労働省あて個別相談すること。 (5)の取扱アのただし書きにより従前の予定脱退率を使用する場合の25%の判定は、従前の予定脱退率決定に使用した年度の平均脱退者数により行うこと。

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
予定新規加入員（続き）	<p>⑦予定加入年齢の算出方法 上記②でいう実績及び予定脱退率、標準報酬月額による予定昇給指数ほか予定基礎率により算定される諸現価率を使用して計算された給付現価及び標準報酬月額現価を用い、収支相等する平均年齢を算定し、これを予定加入年齢とする。（期末日現在で算出した年齢を切り捨てる）</p> <p>[算式1]</p> $\frac{\sum_{\tau} \sum_x^{\tau} BN(x) \cdot A_x}{\sum_{\tau} \sum_x^{\tau} BN(x) \cdot a_x} = \frac{\{ \sum_{\tau} \sum_x^{\tau} BN(x) \} \cdot A_{\bar{x}}}{\{ \sum_{\tau} \sum_x^{\tau} BN(x) \} \cdot a_{\bar{x}}} = \frac{A_{\bar{x}}}{a_{\bar{x}}}$ <p>ただし、</p> <p>$BN(x)$: x 歳 τ 年度新規加入員実績標準報酬月額分布 直近年度以外の $BN(x)$ は、人数については当該年度の実績を使用し、標準報酬月額については直近年度の平均標準報酬月額を用いるものとする。この場合、直近年度の平均標準報酬月額が得られない年齢がある時はその前後の年齢の値を直線補完して用いる。（前後の年齢の値が無いときは一番近い年齢の値を用いる。）</p> <p>Ax : x 歳の新予定基礎率（昇給指数は標準報酬月額による）に基づく給付現価率</p> <p>a_x : x 歳の新予定基礎率（昇給指数は標準報酬月額による）に基づく標準報酬月額現価率</p> <p>\bar{x} : 平均年齢（求めるべき年齢）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑦については、期初現在で算出した年齢を切り上げることも可とする。 予定加入年齢の算出に標準賞与額現価は用いないものとする。 x 歳の直近年度の平均標準報酬月額 = 「使用した直近年度の実績新規加入員のうち、計算基準日現在 x 歳の在籍者の総標準報酬月額」 ÷ 「同計算基準日現在 x 歳の在籍者数」（算式1） (直近年度が経過0年目でなく、同1年目又は2年目であっても上記算式を使用) 上記の「x 歳の直近年度の平均標準報酬月額」については、高齢者の標準報酬月額にバラツキが多いなどの場合であっても、算出値をそのまま使用する。

項目	実務基準内容	備考
予定新規加入員（続き）	<p>⑧新規加入員数率 ⑦により定めた予定加入年齢、諸予定基礎率により算定される同平均加入員期間及び加入員総数に基づき毎年定常に新規加入が発生し、その結果定常状態において加入員総数が現（計算時点）加入員総数と一致するものとして新規加入員数（率）を定める。</p> <p>[算式2]</p> $Ln = \frac{\sum_{t=0}^x L_{x,t}}{e_x^-} , \text{ただし、}$ <p>$L_{x,t}$: 現在加入員数（加入年齢 x 歳、加入期間 t 年）</p> $\text{新規加入員数率} = \frac{1}{e_x^-} ,$ <p>e_x^- : 加入年齢 \bar{X} 歳の平均加入員期間 = $\frac{\sum_{t=0}^x l_{x+t}}{l_x^-}$</p> <p>⑨新規加入標準報酬月額率 ⑦により定めた予定加入年齢、諸予定基礎率（昇給指数は標準報酬月額による）により算定される同平均加入員期間及び加入員総数に基づき毎年定常に新規加入が発生し、その結果定常状態において加入員総標準報酬月額が現（基準日時点）加入員総標準報酬月額と一致するものとして新規加入標準報酬月額（率）を定める。</p> <p>[算式3]</p> $Bn = \frac{\left(\sum_{t=0}^x l_{x+t} \right) \cdot b_x^-}{\sum_{t=0}^x l_{x+t} \cdot b_{x+t}} \cdot \frac{\sum_{t=0}^x B_{x,t}}{\sum_{t=0}^x L_{x,t}}$ $\text{新規加入標準報酬月額率} = \frac{l_x^- \cdot b_x^-}{\sum_{t=0}^x l_{x+t} \cdot b_{x+t}}$ <p>ただし、</p> <p>$B_{x,t}$: 現在加入員標準報酬月額 （加入年齢 x 歳、加入期間 t 年）</p> <p>Bn : 求める新規加入標準報酬月額</p> <p>b_x : x 歳の標準報酬月額による予定昇給指数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 算定した新規加入員数が実態とかけ離れていても、そのまま使用する。（⑧） （⇒恣意性の入る可能性が生じる補整は行わない。）

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
予定新規加入員（続き）	<p>⑩新規加入標準賞与額率 ⑦により定めた予定加入年齢、諸予定基礎率(昇給指 数は標準賞与額による)により算定される同平均加入 員期間及び加入員総数に基づき毎年定常に新規加 入が発生し、その結果定常状態において加入員総標準 賞与額が現(基準日以前1年間の)加入員総標準賞与 額と一致するものとして新規加入標準賞与額(率)を 定める。</p> <p>[算式4]</p> $B'_n = \frac{\left(\sum_t l_{x+t} \right) \cdot b'_x}{\sum_t l_{x+t} \cdot b'_{x+t}} \cdot \frac{\sum_t \sum_x B'_{x,t}}{\sum_t \sum_x L_{x,t}}$ $\text{新規加入標準賞与額率} = \frac{l_x \cdot b'_x}{\sum_t l_{x+t} \cdot b'_{x+t}}$ <p>ただし、</p> <p>b'_x : x歳の標準賞与額による予定昇給指 数</p> <p>$B'_{x,t}$: 現在加入員標準賞与額(加入年齢 x歳、加入期間 t年)</p> <p>B'_n : 求める新規加入標準賞与額</p> <p>(注)上記①～⑩以外の取扱いを行う場合には、その取扱 いについて根拠を明示し、所見を付すこと。</p>	

項目	実務基準内容	備考
(8)最終年齢	<p>基金の設立形態にかかわらず原則として65歳とする。</p> <p>単独設立・連合設立基金の場合は、以下の検証を行う。</p> <p>①単独設立基金で定年制がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i . 定年の脱退率は実績値をそのまま用いる。 ii . 定年年齢以上の各年齢の脱退率は定年年齢～65歳の平均脱退率とする。 <p>②連合設立であって各企業により定年制が異なる場合 最高齢の定年年齢を用いて上記①の取扱いを行う。</p> <p>③定年制がない場合 60歳を定年年齢と見なして上記①の取扱いを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合設立基金の場合は、加入員の実績がなくても最終年齢は原則として65歳とする。 ・脱退率が最終年齢の前で「1」となる年齢がある場合は、それらの年齢のうち最低の年齢を最終年齢とする。 ・①の取扱いについては、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 職種別の定年や選択定年制等で定年年齢が複数ある場合は、それらのうちの最高年齢を定年年齢として取り扱う。 b. 期末退職等で定年が複数の年齢にわたって発生する場合は、高い方の年齢を定年年齢として取り扱う。 c. 定年年齢の脱退率又は定年年齢以上の脱退率算定において、分母となる人数が算定年度幅を通算して30人未満となる場合は、定年年齢を最終年齢とする。 d. i にかかわらず、定年年齢が最終年齢となった場合、定年による脱退実績は除いて計算する。 e. 定年年齢が最終年齢となった場合、「定年年齢－1」歳の「脱退率算定基礎となる加入員数の総計」が30人未満となり、算定年齢幅を拡大した場合における当該年齢の脱退率は計算結果の1/2とする。 f. 定年年齢～65歳を合算して定年年齢以上の各年齢の脱退率を算出する場合の64歳の脱退率は計算結果そのものとし、1/2掛けは行わない。 g. 定年による脱退は「定年年齢－1」歳で発生していることから、 ii の定年年齢～65歳には定年年齢は含まれる。 ・②においては、各事業所の人数の多寡は問わない。 ・就業規則上の定年年齢の脱退者よりも、その定年年齢以上のある特定年齢での脱退者が明らかに多い場合は、その特定年齢を定年年齢と見なすこと。

代行保険料率の計算に関する細目

項目	実務基準内容	備考
最終年齢 (続き)	<p>④最終年齢を超える現在加入員の取扱い 最終年齢を超える現在加入員については、計算基準時点以降1年以内に全員脱退するものとして給付現価及び収入現価を算定する。</p> <p>(注)上記以外の取扱いを行う場合には、その取扱いについて根拠を明示し、所見を付すこと。</p>	

項目	実務基準内容	備考
(備考)	<p>平成18年3月30日までの日を算定基準日として代行保険料率を算定する等に該当する場合は、総報酬制導入に伴う代行保険料率算定の経過措置等の取扱いが別途定められているので留意すること。</p> <p>○代行保険料率算定期出書の記載について 上記の経過措置等に該当する場合の代行保険料率算定期出書の記載に関して、標準賞与額現価以外の賞与に関連する部分の記載については全て“－”と表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本部分において、雇用実態の異なる加入員を区分して異なる掛金率を計算している場合にも、代行保険料率は一本で計算する。 ・定年延長時の基礎率は、旧定年直前の年齢の基礎率を延長することにより次のようにして求める。 <ul style="list-style-type: none"> a. 最終年齢：新定年≤旧最終年齢の場合には、変更しない。 b. 脱退率：「旧定年～新定年直前」の年齢は、旧定年直前の脱退率を使用する。なお、旧定年<最終年齢の場合、新定年以上の脱退率は旧定年以上のものをスライドさせて使用する。 c. 昇給指数：旧定年以前のものを(それまでの上昇傾向を考慮して)直線で延長して使用する。(標準報酬月額、標準賞与額の上限に到達した場合はそこで止める。) d. その他：上記以外の基礎率は変更しない。 ・代行保険料率を計算し直す基準の「加入員数の20%変動」は、毎月判定する。 ・代行保険料率を計算し直す基準の「定年延長」は、定年延長した事業所(又は職種)の加入員数が全加入員数の20%以上かつ最終年齢が変更になる場合に限る。

代行保険料率の計算に関する細目

(実務基準第1号付録)

様式の記入要領（補足事項）

項目	記入要領（補足事項）
(経過措置等)	<ul style="list-style-type: none"> 実務基準第1号の（備考）経過措置等に該当する場合は、標準賞与額現価以外の賞与に関する部分の記載については全て“－”と表示すること。
様式第3号 様式第3号の2	<ul style="list-style-type: none"> 「新規加入員率」の「報酬」欄には新規加入標準報酬月額率 = $\frac{l_{\bar{x}} \cdot b_{\bar{x}}}{\sum_t l_{x+t} \cdot b_{x+t}}$ を、 「賞与」欄には新規加入標準賞与額率 = $\frac{l_{\bar{x}} \cdot b'_{\bar{x}}}{\sum_t l_{x+t} \cdot b'_{x+t}}$ を、それぞれ記入する。 ただし、\bar{x}：予定加入年齢 「平均脱退率」欄には、全喪事業所のデータ及び定年による脱退などの予定脱退率算定期に除外したデータも入れた、生のデータにより算出した平均脱退率を記入する。 「特記事項」欄には年次別のデータ取扱いのみを記入する。 様式第5号(1)の「特記事項」欄の内容は、様式第3号の「特記事項」欄には記入する必要はない。
様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> 「平均標準賞与額」欄には、算定期における加入員に対する算定期以前1年間の標準賞与額の総額の1人当たり平均を記入する。
様式第5号(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新規加入員及び資格喪失者の年齢は期初の時点における満年齢で算出し、「現在加入員数=1年前の加入員数+新規加入員数-資格喪失者数」が成立するように配慮すること。 記入する数値には、70歳以上のデータは含めないこと。 通知「代行保険料率の算定期に関する取扱いについて」（年発第1510号）代行保険料率算定期出書記載要領にある「また、これらの欄を記入する際には、事業所の削除の影響を除外すること」とは、全喪事業所データが実績に含まれる場合にはこの影響を排除した上で記入することを意味する。 「新規加入」欄は、期中の新規加入員総数（期初に加入したものを含む）から、再加入者数を差し引いたものとすることを原則とする。ただし、全喪事業所のデータは除く。 「算定期となる加入員数の総計」欄 = $l_x + nc_x / 2$ ただし、l_x：基礎となった3年間の期初加入員数 nc_x：基礎となった3年間の期中新規加入員数 算定期幅を拡大した場合、「算定期となる加入員数の総計」欄及び「資格喪失者数」の「計」欄ともに算定期幅を拡大し合算した後の数値を記入する。この場合、「特記事項」欄にはその処理を行った旨を記入すること。例：「○○歳～××歳を合算」

代行保険料率の計算に関する細目

項目	記入要領（補足事項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・単独設立・連合設立基金の場合、定年年齢(見做しの場合も含む)以降の各年齢の脱退率は、定年年齢～65歳の平均脱退率となるが、定年年齢～64歳までの各年齢の「算定基礎となる加入員数の総計」欄及び「資格喪失者数」の「計」欄はともにこの処理を行った後の値を記入する。この場合、「特記事項」欄にはその処理を行った旨を記入すること。例：「○○歳～××歳を合算」 ・「総脱退率」欄には、代行保険料率の算定に用いた脱退率を記入すること。ただし、総脱退率が予定死亡率未満となり、代行保険料率算定上これを予定死亡率に置換える場合は除く。この除く場合の「総脱退率」欄には、予定死亡率を下回ったそのままの総脱退率の値を記入すること。 ・64歳の「算定基礎となる加入員数の総計」が30人未満となって、算定年齢幅を拡大した場合は、64歳の「総脱退率」欄には計算結果の1/2を記入する。ただし、定年制がある場合で定年年齢～65歳を合算するときは、この取扱いの対象としない。 また、定年年齢と最終年齢が一致する場合の「最終年齢-1」歳の取扱いも、これに準じて記入する。 ・「使用データ」欄は、様式第3号の「特記事項」欄の再掲となる。
様式第5号(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「標準報酬月額」欄には算定基準日時点の標準報酬月額の1人当たり平均を、「標準賞与額」欄には算定基準日時点の加入員に対する算定基準日以前1年間の標準賞与額の総額の1人当たり平均を、それぞれ記入する。 ・記入する数値には、70歳以上のデータは含めないこと。
様式第6号	<ul style="list-style-type: none"> ・「法附則第31条に規定する上回っている額（B-A×1.5）」は「B-A×1.5」を計算した後、千円単位で端数処理するものとする。

平成22年4月から同月以後最初に到来する基金令第36条の2第2号に規定する厚生労働大臣が定める月の前月までの間（以下「経過措置期間」という。）に適用される免除保険料率の基準となる代行保険料率にかかる算定届出書の作成については以下のとおりとする。

項目	記入要領（補足事項）
様式第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・括弧外には今回の代行保険料率の算定の基礎となる事項を記入し、同様式の括弧内には前回の代行保険料率の算定の基礎となる事項を記入する。 ・同様式の特記事項には、代行保険料率の算定基準日における最低責任準備金の額、同基準日における過去期間代行給付現価の額、「当該過去期間代行給付現価の額が当該最低責任準備金を上回っている場合」の該当の有無、平成22年3月分の免除保険料率の基準となる代行保険料率及び今回の免除保険料率の基準となる代行保険料率を記入する。 (特記事項の記載例) <ul style="list-style-type: none"> ・最低責任準備金の額 : ○○○千円 ・過去期間代行給付現価の額 : ○○○千円 ・丈比べの該当有無 : 丈比べ有 ・平成22年3月の免除保険料率の基準となる代行保険料率 : ○.○%

代行保険料率の計算に関する細目

項目	記入要領（補足事項）
	・今回の免除保険料率の基準となる代行保険料率：○.○%
様式第4号～第6号	・今回の代行保険料率の算定の基礎となる事項を記入する。

厚生年金基金実務基準第2号

[平成26年11月改訂]

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

〔留意事項〕

- 本実務基準において「厚生年金保険法」の条文を参照している箇所は、特段の記載がない限り「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の厚生年金保険法」の条文を指している。
- 本実務基準において「厚生年金基金令」の条文を参照している箇所は、特段の記載がない限り「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令」の条文を指している。
- 本実務基準において「厚生年金基金規則」の条文を参照している箇所は、特段の記載がない限り「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則」の条文を指している。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

(目 次)

第Ⅰ章 財政運営基準の取扱い

第3 財政検証	I章-2
第4 財政計算	I章-36
第5 別途積立金	I章-115
第6 給付改善準備金	I章-121
第7 承継事業所償却積立金	I章-122
第8 基金規則第32条の3の3及び第32条の3の4の取扱い	I章-124
第9 年金経理から業務経理への繰入れ	I章-125
第10 遺族給付金の支給を行う場合の手続き等	I章-130
第11 障害給付金の支給を行う場合の手続き等	I章-132
第12 確定拠出年金への移行	I章-134
付録1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント	I章付録-2
付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と 選択にあたっての留意点	I章付録-7
付録3 時価の定義について	I章付録-9
付録4 様式の記入要領	I章付録-11

第Ⅱ章 年金数理人の所見

第1 所見の必要時期	II III章-2
第2 所見の内容	II III章-2
付録1 財政計算時における所見の様式例	II III章-11
付録2 財政検証時における所見の様式例	II III章-15
付録3 解散計画等を実施している場合の財政検証時における 所見の様式例	II III章-16
付録4 年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例	II III章-16

第Ⅲ章 繼続的な財政診断

付録 繼続的な財政診断の様式例	II III章-19
-----------------	------------

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

厚生年金基金実務基準第2号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第 章 財政運営基準の取扱い

第3 財政検証

第4 財政計算

第5 別途積立金

第6 紙付改善準備金

第7 承継事業所償却積立金

第8 基金規則第32条の3の3及び第32条の3の4の取扱い

第9 年金経理から業務経理への繰入れ

第10 遺族給付金の支給を行う場合の手続き等

第11 障害給付金の支給を行う場合の手続き等

第12 確定拠出年金への移行

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 財政検証	<p>平成27年3月31日以降の財政検証で、改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用後の財政検証において、当実務基準を適用すること。</p> <p>・第5-5による、給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分する場合(以下、「給付区分特例」という。)であっても、財政検証(継続基準・非継続基準・積立上限額)は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。</p>	ただし、第3-8-(2)については、平成26年3月31日以降の財政検証から適用する。
第3-1-(1) 認識の考え方	<p>発生主義に関する考え方について</p> <p>・決算年度内に発生した事象により生じる収益・費用については、実際の収入・支出の如何によらず当年度内に計上する。</p> <p>以下に、その原則的取扱いを例示する。財政検証は以下の原則的取扱いにより各費用・収益が設定されていることを前提として実施する。</p> <p>収益(掛金)</p> <p>・当年度末月までの掛金を収益と認識する。</p> <p>収益(政府負担金)</p> <p>・下記の給付費に計上した「年金給付」に対する政府負担金を計上する。</p> <p>費用(給付費)</p> <p>・年度内の脱退者については、受給資格の有無が確認され、給付支払の義務が確実となった時点で給付発生と見なし、費用と認識する。その際、年内に未払の額は未払給付費に計上する。</p> <p>・なお、年金給付において、翌年の支払期月に該当する支払対象月がある場合、該当月分の年金額を費用と認識し、未払給付費に計上する。</p>	<p>(計上について例示)</p> <p>・受給資格を有することが明らかな脱退者のうち、年度末までに給付額が未裁定の者について給付費を計上する場合は、規約に基づき推計される給付額を計上する。</p> <p><年金受給者の取扱い> (例示)年6回払の場合 ・4月支払分の支払対象月は前年度2、3月であるので4月</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始日を超えた受給待期者の年金額については、原則として支払の如何によらず給付費に計上する。この際、年度末時点で未払の額については未払給付費に計上する。 	支払分の額を未払給付費に計上する
第3 - 2 資産の評価	固定資産の財政運営上の評価額は時価とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・積立上限額に係る財政検証については、第4 - 3により評価した財政計算上の評価額とする。
第3 - 3 - (2) - イ 算定基礎 その他の基礎率	<p>「その他の基礎率」についても直前の財政計算において用いたものをそのまま使用すること。 その他の基礎率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測。 ・予定一時金選択率 ・障害発生率 ・その他財政計算に用いた基礎率 	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 - 3 - (2) - ウ 算定基礎 将来加入員の数及び加入時の給与の額	<p>直前の財政計算において用いた予定昇給指数 算定方法が第4 - 4 - (2) - オ 予定昇給指数(賞与)の原則的な取扱い¹²による場合は、「平均標準給与の額」の「財政検証の基準日における実績」については次のとおり読替える。 「財政検証の基準日における報酬標準給与月額の実績に対して直前の財政計算で用いた予定賞与率を考慮して算出した平均標準給与の額」</p> <p>直前の財政計算において用いた算定方法が第4 - 4 - (2) - カ 予定新規加入員にある「必要に応じて合理的な方法により将来の加入員数や新規加入員の賃金の変動を見込むこと」によっている場合で、直前の財政計算の基準日における加入員数及び平均標準給与の額に対する割合として見込んでいない場合は、記述内容にかかわらず、直前の財政計算において用いた算定方法の趣旨が損なわれない見込み方によること。</p> <p>(例示)</p> <p><u>新規加入員の賃金の変動を見込んだ場合</u></p> <p>..... 予定された推移</p> <p>—— 決算年度末で起きた乖離を以後も引きずるイメージ</p>	第4 - 4 - (2) - カ参照

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>すなわち、当初、 1年後 2年後 $Bx \ (1+ \)Bx \ (1+ \) \ (1+ \)Bx \ \dots$</p> <p>$Bx \dots$ 将来加入員の給与見込額 計算上見込んだ賃金上昇の変動率 (ペア率)</p> <p>と見込んでいたものが、1年後実績値にそれが 生じ$(1+ \)Bx$ から$(1+ \ ')Bx$ となった場合、 1年後 2年後 $(1+ \ ')Bx \ (1+ \ ') \ (1+ \)Bx \ \dots$</p> <p>として、新たなスタート値のみを置き換え、す れが生じた年度以降は、$(1+ \)$で再度見込んで いくイメージである。</p>	<p>' は、全加入員の平均給与の額の上昇分と一致させる方法の他、新規加入員の賃金実績の上昇分を勘案して決定する方法等もありうる。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 - 3 - (2) - オ 算定基礎 過去勤務債務の残余償却期間	<p>弾力償却を行った場合 当該年度決算における過去勤務債務の残余償却年数は、前年度（設立時、変更時）の過去勤務債務の残余償却年数から経過期間を控除し、さらに、弾力償却を行ったことに伴い最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合に比較し増加した掛け金額に相当する期間を控除して得た期間（以下「短縮した残余償却年数」という。）とする。</p> <p>（例示）</p> $P(PSL) \times B \times a(n-t-) + P(PSL)$ $= P(PSL) \times B \times a(n-t)$ <p>ただし、</p> <p>P(PSL) : 規約上特別掛金率（額）=最长期に対応する規約上特別掛金率（額） P(PSL) : 弹力償却を行ったことに伴い、最长期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合に比較し増加した掛け金額 B : 基準日における給与の額（賞与標準給与については、財政計算時の特別掛け金率算定と同様の取扱いとしたもの）あるいは加入員数 a(x) : x年の確定年金現価率 n : 前年度予定償却年数 t : 当年度経過年数 : 弹力償却を行ったことに伴い、最长期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合に比較し増加した掛け金額に相当する期間 n-t- : 短縮した残余償却年数 = 当年度決算時残余償却年数</p> <p>・弾力償却を行った場合、その弾力償却を行った年度の翌年度における過去勤務債務の残余償却年数は、最长期に対応する規約上特別掛金率（額）をベースとした、弾力償却によって短縮された年数となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度において適用する規約上特別掛け金率（額）を従前の率（額）から変更する場合には、規約変更の認可申請書を変更日の1ヶ月前までに提出する必要がある。 設立事業所ごとに異なる特別掛け金を設定して弾力償却を行った場合においても、「短縮した残余償却年数」は、全設立事業所合算の「P(PSL)」に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。
第3 - 3 - (3) - ア 数理債務	<p>数理債務 = 基本プラスアルファ部分の総給付現価 - 基本プラスアルファ部分の標準掛け金収入現価 + 基本プラスアルファ部分の特例掛け金収入現価 + 加算部分の総給付現価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記の特例掛け金収入現価は、直前の財政計算において、次回再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。 代行部分の特例掛け金収入現

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>- 加算部分の標準掛金収入現価 + 加算部分の特例掛金収入現価</p> <p>・標準掛金収入現価は、規約上の標準掛金と当該規約上の標準掛金の基礎とした数理上の標準掛金のいずれか小さいものを用いること。 ・ただし、数理上の標準掛金を千分率で切り上げて規約上の標準掛金としている場合（基本プラスアルファ部分について、万分率で切り上げて規約上の標準掛金としている場合を含む）には、規約上の標準掛金を用いることもできる。</p> <p>・基本プラスアルファ部分の総給付現価は、 基本プラスアルファ部分の総給付現価 = 基本部分全体の総給付現価 - 代行年金額から昭和 60 年改正法附則第 84 条第 3 項各号に定める額を控除した額に係る給付現価 - 政府負担金現価 として算出することに留意すること。</p>	<p>価がある場合は、左記に加算すること。</p> <p>・基本プラスアルファ部分の数理債務がマイナスとなることは可。</p> <p>・制度全体の数理債務がマイナスとなる場合は、制度全体の数理債務 = 0 とし、マイナスとなった数理債務に相当する額を特例掛金等収入現価として計上する。 (ただし、掛金率算定上は数理債務はマイナスのまま取り扱い、また、実際に特例掛金を徴収する必要はない。)</p> <p>・千分率未満を四捨五入した結果、切り上げとなった場合を含むことに留意すること。</p> <p>・基本プラスアルファ部分については、千分率で切り上げて 0.5 とすることも含まれる。</p> <p>・「代行年金額」とは、法第 132 条第 2 項に係るものという。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>基本プラスアルファ部分における簡便な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自給付部分の実績を把握することが困難であるなど、合理的な評価が困難である場合、もしくは独自給付の影響が軽微であると考えられる場合には、数理債務に独自給付部分の評価を織り込まないことを可とする。 ・基本プラスアルファ部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする。 <p>総報酬制に関する原則的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬制を導入している場合は、総報酬ベースとする。 ・基本プラスアルファ部分の基準給与を総報酬ベースとした基金にあっては、当該部分の給付現価を基金規約ベースで算定する。 ・基本プラスアルファ部分の基準給与を標準報酬ベースとし、合理的な補正を加えた取扱いも可とする。 	<p>(織り込む場合の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低積立基準額の算定で用いる一定率(k)を使用して給付現価を補正 <p>・総報酬ベースとは、厚生年金保険本体と同様に、基準給与に賞与標準給与を織り込んだものとすることをいう。(この場合、平成15年4月以降計算基準日までの期間の賞与標準給与は実績値を使用する)</p> <p>・基金規約ベースとは、基準給与を基金規約に基づくものとすることをいう。</p> <p>・標準報酬ベースとは、基準給与を報酬標準給与月額とすることをいう。</p> <p>(合理的な補正の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースに変更した時に、基本部分の上乗せ乗率を給付現価が等価となる水準に変更した基金にあっては、当該変更前の基本上乗せ乗率を使用して算定した基本プラスアルファ部分の給付額。又は、賞与標準給与が報酬標準給与月額の年間累計の一定割合であることを前提として補正した給付額等。 <p>なお、基本プラスアルファ</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 - 3 - (3) - イ 未償却過去勤務債務残高	<p>総給付現価及び収入現価の算定においての先日付の制度変更等の織り込みかたについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、財政検証の(作業)時点において認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込むこと ・ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・申請中であってもその内容を織り込むこと又は ・認可がなされていてもその内容を織り込まないこと <p>に合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。</p> <p>「未償却過去勤務債務残高」は以下より算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的な償却の場合 <p>基準日における給与の額（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> × 規約上特別掛金率（額） × 残余償却年数に基づく現価率 <p>ただし、加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金を算定している場合は、算定時と同様の方法により未償却過去勤務債務残高を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額償却の場合 <p>規約に定めた1事業年度の特別掛金の総額</p> <ul style="list-style-type: none"> × 残余償却年数に基づく現価率 	<p>乗率が0.1%である場合等、影響が軽微な場合は、基本プラスアルファ部分の給付額に補正を行わないことも可とする。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可はなされていないが、基準日と変更日の間に財政検証日があり、計算処理の連續性の観点から財政検証に変更内容を織り込むことが好ましい場合 <ul style="list-style-type: none"> ・評価損償却掛金収入現価を設定している場合は、当該現価を含む。 ・第4 - 4 - (5) - イの特例掛金を設定している場合は、当該現価を加算する。 <p>(注) 基準日における給与の額（賞与標準給与については、財政計算時の特別掛け金率算定と同様の取扱いとしたもの）あるいは加入員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算時に見込んだ増減率などの前提を変更することは不可。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 定率償却の場合 前年度末未償却過去勤務債務残高() $\times (1+i)$ - 前年度末未償却過去勤務債務残高 $\times \text{償却割合} \times (1+i)^{\frac{1}{2}}$ (i : 予定利率) ()前年度末基準において財政計算を行っている場合は、当該財政計算によって算定された未償却過去勤務債務残高とする。 <p>定率償却について</p> <ul style="list-style-type: none"> 期中で掛金変更を行っている場合、あるいは当該事業年度が別の償却方法による償却を行っている場合においては、上記算式の控除部分の式にかかわらず、理論的に見込める額を使用する。 前年度末未償却過去勤務債務残高が当該事業年度の標準掛金の総額以下となると見込まれ、かつ当該事業年度において当該未償却過去勤務債務残高の全部を償却する場合は、上記算式にかかわらず当該事業年度末の未償却過去勤務債務残高は 0 とする。 上記算式により算定して結果がマイナスとなった場合は、未償却過去勤務債務残高は 0 とする。 段階引上げ償却の場合 <p>B : 基準日における給与の額(賞与標準給与については、財政計算時の特別掛金率算定と同様の取扱いとしたもの)あるいは加入員数 P(PSL) : 基準日の翌日に適用される規約上特別掛け金率(額) Pt(PSL) : 基準日の翌日から t 年後の規約上特別掛け金率(額) - (t-1) 年後の規約上特別掛け金率(額) n : 残余償却年数 a(x) : x 年の確定年金現価率 v : $1/(1+\text{予定利率})$</p> <p>未償却過去勤務債務残高 = $B \times P(\text{PSL}) \times a(n) + \sum_{t=1}^n B \times Pt(\text{PSL}) \times a(n-t) \times v^t$</p>	<ul style="list-style-type: none"> この方式によると、定率償却開始時に先の償却スケジュールが決定される。 実際の拠出額との差は、その年度の財政上の過不足として認識される。 <p>第 4 - 4 - (7) - ウ参照</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 - 4 責任準備金	<p>直前の財政計算において、次回再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記「未償却過去勤務債務残高」に特例掛金収入現価を加算する。 ・特例掛金収入現価は、規約上特例掛金率及び当該特例掛金の残余償却年数に基づく現価率を使用して算出する。 <p>責任準備金 責任準備金 = 責任準備金（プラスアルファ部分） + 最低責任準備金</p> <p>責任準備金（プラスアルファ部分） 責任準備金（プラスアルファ部分） = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未償却過去勤務債務残高には、代行部分に設定した特別掛金による額も含む。 ・責任準備金（プラスアルファ部分）が負値となることは可。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-6-(1)-最低保全給付	<p>「基準日」とは、財政検証日のことをいう。</p> <p>基準日以降の制度変更を財政検証の数理債務算定に織込む場合、原則として最低保全給付の算定にも織込むこととする。</p>	
-ア	<p>基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者</p> <p>基本部分 基準日現在の基金規約に基づく基本部分年金額 加算部分 ()年金受給者 基準日において裁定済みの加算部分年金額 ()受給待期脱退者 基準日現在の基金規約に基づく加算部分年金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日において加入員か受給者等かの区分は、給付区分（加算部分でグループ区分を探っている場合を含む）毎に取り扱う。 退職時裁定者で全額支給停止の者は、受給待期脱退者として取り扱う。
-イ	<p>基準日において加入員である者</p> <p>・最低保全給付は「A標準退職年齢を用いる方法」（第3-6-(1)-イ-(ア)の方法）、「B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法」（第3-6-(1)-イ-(イ)の方法）、又は「これらに準ずる方法」によるものとし、あらかじめ規約に定める。</p> <p>・「これらに準ずる方法」とは上記「A標準退職年齢を用いる方法」及び「B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法」を組み合わせた方法をいう。組み合わせるにあたっては、方法が異なることにより発生する最低積立基準額の乖離に十分留意すること。</p> <p>・最低保全給付の決定（各方法の選択及びBにおける「加入員の年齢に応じて定めた率」の決定）は基金が主体的に行うものとする。</p>	<p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部分はAにより、加算部分はBによる。 年金給付はAにより、一時金給付はBによる。
-イ-(ア)	<p>A標準退職年齢を用いる方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 「標準的な退職年齢（以下「標準退職年齢」という）」について 標準退職年齢は、基金が決定することとなるが、年金数理人は、基金より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。 妥当と判断される標準退職年齢としては、次のようなものが考えられること。 	<ul style="list-style-type: none"> 加入員については、加入期間、年齢及び性別によるグループ計算を原則とする。なお、加算部分のグループ計算における男女別等の取扱いは、通常の財政計算の取扱いに準じて行う。 加算部分については、退職年齢を加算適用を終了す

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>ア．母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。</p> <p>なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢若しくは基金の支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。</p> <p>イ．次の算式で計算される年齢。</p> $60 + \left(\sum_{x=61}^{\omega} L_x \right) / L_{60}$ <p>L_x：予定脱退率から得られるx歳の 予定残存者数</p> <p>ウ．その他合理的な理由が存在する年齢。</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準退職年齢を厚生年金本体の平均支給開始年齢を超える年齢に設定する場合には、過去の実績退職年齢及びその将来見通しと照らし合わせて、齟齬が生じないように十分配慮する必要があること。 標準退職年齢は、給付区分ごとに決めることが出来る。 なお、同一給付区分内での標準退職年齢の複数使用は不可とする。 標準退職年齢の変更は原則として次の場合に限り、変更に当たっては厚生労働省の認可が必要となる。（規約変更を伴うため） <ul style="list-style-type: none"> 定年年齢の変更を行った場合。 その他実績退職年齢が大幅に変動する等合理的な理由がある場合。 <p>最低保全給付は、</p> $\text{最低保全給付} = \text{標準給付} \times \text{按分率}$ <p>によるため、標準給付算定における加入期間に応じた係数が、按分率の分母値と相殺される。よって、最低保全給付は以下のとおり整理して算定するものとする。</p>	<p>る年齢とみなして判断すること。 (ただし、加算適用終了以後、基金の加入員であるか否かにより据置率の掛け方方が異なる場合等については配慮すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> 母体企業の定年制が一定日（例えば定年到達後の年度末）に集約される場合であっても、割引計算、年金現価率等は満年齢のものを使用することを可とする。 <p>(例示) 過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等</p> <p>(例示) 基本部分・・・62歳、 加算部分・・・60歳 ・給付区分は、基本(男、女)・ 加算の区分及び加算部分でのグループ区分をいう。</p> <p>(例示) 再計算作業の際、過去の退職実績に大幅な変動が見受けられ、この実績に基づき標準退職年齢を見直すことを基金が要請する場合</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- a - b	<p>基本部分</p> <p>標準給付算定における加入期間に応じた係数、及び按分率算定における加入期間に応じて定まる係数を、 $\text{給付乗率} \times \text{加入期間月数}$ とみなして算定する。</p> <p>(すなわち、基準日において脱退したものとみなして、a、bの区分無しに計算を行った最低保全給付と同額となる)</p> <p>総報酬制に対応して、平成15年4月1日前後で基準給与が変更となる場合、当該変更日前後で「給付の型」が異なるものと整理し、前後で別々の最低保全給付を算定する。(その場合、当該変更日前の期間では「按分率=1」と考える。)</p> <p>なお、将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあっては、代行年金額と上乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額に係る按分率算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。ただし、当該基金で影響が軽微と認められる場合には、財政検証時の最低保全給付算定にあたって将来期間に係る代行支給義務の免除がなかったものとして算定することも可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給付乗率を含めないと、一定以上の加入期間で給付乗率を上昇させる制度設計の場合、按分率を乗じた結果に不具合が生じるため、この点を加味したものである。
- a	<p>加算部分</p> <p>(ア) 加入員のうち年金受給資格者</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日における年齢が標準退職年齢以上の者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分年金額 基準日における年齢が標準退職年齢未満の者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分年金額 \div 基準日における年齢から標準退職年齢までの期間で計算した基金規約上の据置乗率 (規約によっては、据置乗率が区分されていないケースもあるが、上式は標準退職年齢から規約上の支給開始年齢までについては据置率による影響が加味されていることを求めているものである) 	<ul style="list-style-type: none"> 「代行年金額」とは、法第132条第2項に係るものといい、「上乗せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものをいう。
- b	(イ) 加入員のうち一時金受給資格者	

財政運営基準	実務基準内容	備考
イ - (イ)	<p>基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分一時金額</p> <p>(ウ) その他の者 ・連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 基本加算年金相当額</p> <p>B 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法 最低保全給付は基準日時点で退職したとした場合に給付される額 × 基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率となる。</p> <p>「加入員の年齢に応じて定めた率」の決定にあたって、年金数理人は基金より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢に達した者は「1」となるように設定すること ・残余財産の分配に使用することに配慮し、代議員会等で十分検討のうえ、決定する必要があること ・率の設定方法によっては、年金と一時金の最低積立基準額に乖離が発生する可能性があること ・年金と一時金の最低積立基準額の乖離を無くす方法としては、一時金に割引現価率を乗ずる方法が考えられること（備考欄 参照） 	<p>・「加入員の年齢に応じて定めた率」について、年金、一時金の受給資格に応じて異なる率を定めることも可</p> <p>（加入員の年齢に応じて定めた率の例示） 一時金を割引いた額を最低保全給付とする場合 年金は1、一時金は定年からの割引現価率（制度の据置乗率の逆数）</p> <p>加入期間を基準とする方法 年金、一時金とも（基準日における年齢 加入年齢） / （最終年齢 加入年齢）と設定する。 $X\text{歳の率} = (X - X_e) / (X_r - X_e)$ X : 基準日における年齢 Xe : 加入年齢 Xr : 最終年齢</p> <p>給与モデルを基準とする方法 年金、一時金とも予定昇給率（指数）を用いて設定する</p> <p>$X\text{歳の率} = \frac{\frac{x}{b_y}}{\frac{y}{b_y}} / \frac{\frac{x_r}{b_y}}{\frac{y}{b_y}}$</p> <p>by : y歳の予定昇給率 又は $X\text{歳の率} = B_x / B_{x_r}$ Bx : x歳の予定昇給指数</p> <p>年齢群団別に設定する方法 年金、一時金とも</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>基本部分</p> <p>(平均標準給与 × 給付乗率 × 加入期間月数) * × 基準日の翌日における加入員の年齢 に応じて定めた率</p> <p>* : 総報酬制に対応して、平成 15 年 4 月 1 日前後で基準給与が変更となる場合、 () 内は当該変更日前後で別々に算定した後、合算する。</p> <p>なお、将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあっては、代行年金額と上乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額の算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。ただし、当該基金で影響が軽微と認められる場合には、財政検証時の最低保全給付を算定するにあたって将来期間に係る代行支給義務の免除がなかったものとして算定することも可とする。</p> <p>加算部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入員のうち年金受給資格者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分年金額 × 基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定め 	<p>60 歳: 1 50 歳以上 60 歳未満: 0.9 40 歳以上 50 歳未満: 0.8 30 歳以上 40 歳未満: 0.7 20 歳以上 30 歳未満: 0.6</p> <p>年齢で定まる関数で設定する方法 最終年齢が 60 歳であれば 0.025×0.5 で率を設定する。 × : 基準日の翌日における加入員の年齢</p> <p>最低保全給付の算定に用いる「給付の再評価に用いる指標の予測（再評価率）」を用いる方法（キャッシュバランスプランの場合） 「$1 / (1 + \text{再評価率})^{\frac{\text{規約上の支給開始年齢} - \text{現在年齢}}{\text{年間月数}}}$」を「加入員の年齢に応じて定めた率」とする旨規約に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「代行年金額」とは、法第 132 条第 2 項に係るものを行い、「上乗せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものを行う。 ・ 据置乗率を定めて据置期間に応じて年金額を加算することとなっている場合

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>た率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員のうち一時金受給資格者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分一時金額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率 ・その他の者（連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者） 基本加算年金相当額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率 	には当該加算は考慮しないものとする。
第3 - 6 - (1) - (ア)	<p>給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合又は給付改善した場合若しくは確定給付企業年金法附則第26条第1項の規定に基づき適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合にあって規約で定めるもの」について。 ・過去勤務債務の未償却分に相当する給付 本来的には控除の対象となる個々の加入員について把握するものであるが、個人別の把握が困難なため、財政検証時において基金における最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことと可とする。 別途積立金について、過去勤務債務の未償却分と相殺する等の特段の措置は不要とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「給付改善等」：給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合又は給付改善した場合。 ・最低保全給付にかかる未償却分の控除額を、個々の加入員について把握する場合を例示すると次のとおりとなる。 (例示) 最低保全給付（注1） ×規約に定める控除の対象となる過去勤務債務の未償却分の合計（注2） ÷加入員にかかる最低積立基準額の合計 <p>(注1) 加入員にかかるもの (注2) S × 加入員にかかる最低積立基準額 ÷ 全体の最低積立基準額 Sについては第3-6-(2) 後段参照</p>
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・給付改善等により増加する給付の額に、給付改善以降基準日までの年数に応じて定める額 控除前の最低保全給付から当該控除できる額を控除して最低積立基準額を計算するの 	・「最低保全給付から控除できる額の現価」の計算方法については第3-6-(2)後段参照

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	が原則であるが、財政検証において最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことも可とする。	
第3-6-(2) 最低積立基準額の算定 -ア	<p>給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低保全給付の算定における当該再評価及び額の改定に用いる指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再評価等に用いる指標は規約に定めるものとする。 <p>以下で使用する算式における記号の説明（共通）</p> <p>j : 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」（以下、「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」）に示す予定利率</p> <p>r : 標準支給開始年齢</p> <p>s : 規約上の支給開始年齢</p> <p>s' : 老齢厚生年金の支給開始年齢</p> <p>x : 計算基準日現在の年齢 : 標準退職年齢</p> <p>k : $s' = 60$ の場合 $0.875(x=60)$ $0.900(x=61)$ $0.925(x=62)$ $0.950(x=63)$ $0.975(x=64)$</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去 年間の平均値を用いる ・加算年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（設立認可基準取扱要領第2-4(6)により額改定を行っている場合） ・告示に規定する「0.8 以上 1.2 以下の数」については、平成25年改正法施行後5年経過後は当該数値の設定が廃止される見込み ・「標準支給開始年齢」 標準支給開始年齢は次のように定義する。 標準支給開始年齢 = $M \times (標準退職年齢、基金規約上の支給開始年齢)$ ・最低責任準備金代行給付相当額の算定にあたり、0.875ではなく受給者の年齢区分に応じた3段階の係数（65

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>1.000(x 65) $s' = 61$ の場合 0.900(x 61) 0.925(x=62) 0.950(x=63) 0.975(x=64) 1.000(x 65)</p> <p>$s' = 62$ の場合 0.925(x 62) 0.950(x=63) 0.975(x=64) 1.000(x 65)</p> <p>$s' = 63$ の場合 0.950(x 63) 0.975(x=64) 1.000(x 65)</p> <p>$s' = 64$ の場合 0.975(x 64) 1.000(x 65)</p> <p>$s' = 65$ の場合 1.000</p> <p>A 標準退職年齢を用いる方法</p> <p>基本部分（プラスアルファ部分）</p> <p>[基本部分における共通の記号]</p> <p>a_x^j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率 (* 年据置終身年金現価率 ($*a_x^j$) の場合も同様に扱う)</p> <p>() 年金受給者 (x s' の場合) 最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$ (x < s' の場合) 最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_{s'-x}^j \times k$</p>	歳未満 : 0.69、65歳以上 75 歳未満 : 0.96、75歳以上 : 1.00) を使用する場合でも、当該係数に係る全年齢平均は概ね 0.875 であることから、0.875 を使用することを可とする。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>()受給待期脱退者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 ($x \geq s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_{x }^j \times k$</p> <p>($x < s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_{s'-x }^j \times k$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times a_{s-x }^j$ - 代行年金額 $\times a_{s-x }^j \times k$</p> <p>()加入員</p> <p>ア. 基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者 ($x \geq s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_{x }^j \times k$</p> <p>($x < s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_{s'-x }^j \times k$</p> <p>イ. 基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者 ($x \leq s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_{r-x }^j$ - 代行年金額 $\times a_{r-x }^j \times k$</p> <p>ただし、$a_{r-x }^j < a_x^j \times k$ となる年齢については、次の算式を用いて計算するものとする。</p> <p>(最低保全給付 - 代行年金額) $\times a_{r-x }^j$ ($x < s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_{r-x }^j$</p>	できる。(当該基金が $K=1$ として算定式を変更することは、給付減額には当らない。)

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>- 代行年金額 $\times_{s'-x } a_x^j \times k$ ただし、$a_x^j < s'-x a_x^j \times k$ となる年齢 については、次の算式を用いて計算する ものとする。</p> $(\text{最低保全給付} \text{ 代行年金額}) \times_{r-x } a_x^j$	
	<p>加算部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加算部分が加入員拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入員拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入員拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入員について、規約に定めている場合は例えば次の通りにすることができる。 一時金受給資格者 加算部分の最低積立基準額 <加入員拠出に基づく給付金額のとき 加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付 = 加算部分の最低積立基準額 年金受給資格者 加算部分の最低積立基準額 <加入員拠出に基づく給付の選択一時金額 のとき 加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付、加算部分の最低積立基準額 = 加入員拠出に基づく給付の選択一時金額 <p>[加算部分における共通の記号]</p> <p>a_x^j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」に示す予定利率、予定死亡率及び(基金)規約上の給付設計に基づいて計算されたn年据置終身年金現価率 (*年確定年金現価率 $(a_{* }^j)$ の場合も同様に扱う) $*$: (基金規約による)保証 [残余] 期間</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>()年金受給者 $\text{最低保全給付} \times (a_{\frac{j}{*}} + * a_x^j)$</p> <p>()受給待期脱退者 ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times (a_{\frac{j}{*}} + * a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times (V^{(s-x)} \times a_{\frac{j}{*}} + * a_x^j)$</p> <p>()加入員のうち年金受給資格者 ア. 基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times (a_{\frac{j}{*}} + * a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times (V^{(r-x)} \times a_{\frac{j}{*}} + * a_x^j)$</p> <p>()加入員のうち一時金受給資格者 $\text{最低保全給付} \times V^{(\tau-x)}$ $V : 1 / (1 + j)$</p> <p>()その他の者 • 連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 ア. 基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times (a_{\frac{j}{*}} + * a_x^j)$</p>	<p>・基準日における選択一時金額との丈比べについては、財政検証時では行わないことも可とする。</p> <p>式において、 $x < 0$ の時は、 $x = 0$ とみなす。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>イ. 基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者</p> $\text{最低保全給付} \times (v^{(r-x)} \times a_{* }^j + a_x^j)$	
	<p>B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>基本部分（プラスアルファ部分）</p> <p>[基本部分における共通の記号]</p> <p>a_x^j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率(* 年据置終身年金現価率 ($* a_x^j$) の場合も同様に扱う)</p> <p>()年金受給者 $(x < s'$ の場合) $\text{最低保全給付} \times a_x^j$ $- \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$ $(x < s'$ の場合) $\text{最低保全給付} \times a_x^j$ $- \text{代行年金額} \times a_{s'-x }^j \times k$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在職老齢年金受給者については、現価率の設定に配慮する等、合理的に算定すること。（加算部分も同様） (例示) 財政計算における見込みかたに準ずる等 年金現価率は年6回払いのものを使用すること。 <ul style="list-style-type: none"> 「代行年金額」とは、法第132条第2項に係るものという。 低在老との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金では、$k = 1$とができる。（当該基金が $K=1$ として算定式を変更することは、給付減額には当らない。）

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>()受給待期脱退者 ア . 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 ($x < s'$ の場合) $\text{最低保全給付} \times a_x^j$ $- \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$ ($x < s'$ の場合) $\text{最低保全給付} \times a_x^j$ $- \text{代行年金額} \times a_{s'-x}^j \times k$</p> <p>イ . 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_{s-x}^j$ $- \text{代行年金額} \times a_{s-x}^j \times k$</p> <p>()加入員 ア . 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 ($x < s'$ の場合) $\text{最低保全給付} \times a_x^j$ $- \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$ ($x < s'$ の場合) $\text{最低保全給付} \times a_x^j$ $- \text{代行年金額} \times a_{s'-x}^j \times k$</p> <p>イ . 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_{s-x}^j$ $- \text{代行年金額} \times a_{s-x}^j \times k$</p> <p>加算部分</p>	加算部分が加入員拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入員拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入員拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入員について、規約に定めている場合は例えば次の通りにすることができる。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>[加算部分における共通の記号]</p> <p>a_x^j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率」に示す予定利率、予定死亡率及び(基金)規約上の給付設計に基づいて計算されたn年据置終身年金現価率 (*年確定年金現価率 (a_{*}^j) の場合も同様に扱う)</p> <p>* : (基金規約による)保証 [残余] 期間</p> <p>()年金受給者</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{*}^j + *a_x^j)$</p> <p>()受給待期脱退者</p> <p>ア . 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の場合</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{*}^j + *a_x^j)$</p> <p>イ . 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の場合</p> <p>最低保全給付 $\times (v^{(s-x)} \times a_{*}^j +$</p>	<p>一時金受給資格者 加算部分の最低積立基準額 <加入員拠出に基づく給付金額のとき 加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付 - 加算部分の最低積立基準額 年金受給資格者 加算部分の最低積立基準額 <加入員拠出に基づく給付の選択一時金額 のとき 加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付、加算部分の最低積立基準額 = 加入員拠出に基づく給付の選択一時金額</p> <p>・例えば給付設計が、遞増年金等であれば、その要素を年金現価率に加味させる。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p style="text-align: center;">a_x^j</p> <p>()加入員のうち年金受給資格者 ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (a_{\frac{j}{*}} + a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (V^{(s-x)} \times a_{\frac{j}{*}} + a_x^j)$</p> <p>()加入員のうち一時金受給資格者</p> <p>最低保全給付</p> <p>()その他の者 ・連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (a_{\frac{j}{*}} + a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (V^{(s-x)} \times a_{\frac{j}{*}} + a_x^j)$</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日における選択一時金額との丈比べについては、財政検証時では行なわないことも可とする。
第3 - 6 - (2) 最低積立基準額の算定 - ア (給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額に係る部分の計算方法)	<p>「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」の計算方法について 上記により計算された最低積立基準額より 下記により計算された未償却分を控除した額（マイナスの場合はゼロとする）を最低積立基準額とする。</p> <p>第3 - 6 - (1) - (ア) に相当する額を控除する場合</p>	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>未償却額</p> $= S \times (\text{加入員にかかる最低積立基準額} / \text{全体の最低積立基準額}) \times (\text{全体の最低積立基準額} / \text{継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額})$ <p>ただし、財政検証時における（全体の最低積立基準額 / 継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額）については、$\{(1+i) / (1+j)\}^{20}$ (i = 継続基準の予定利率、j = 非継続基準の予定利率) の数値を用いることも可とする。</p> <p>ここに、</p> $\begin{aligned} S &= \text{初期債務} \times \bar{a}_{\overline{N-n}} / \bar{a}_{\overline{N}} \\ &+ \text{後発債務} \times \bar{a}_{\overline{N'-n'}} / \bar{a}_{\overline{N'}} \\ &+ \text{後発債務} \times \bar{a}_{\overline{N''-n''}} / \bar{a}_{\overline{N''}} \\ &+ \dots \end{aligned}$ <p>初期債務：基金制度発足時(又は加算制度導入時)における数理債務額から適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>後発債務：給付改善時における数理債務増加額から同時点での別途積立金取崩額及び適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>$\bar{a}_{\overline{N}}$: N年確定年金現価率 (使用する予定利率は、それぞれの債務発生時にかかる財政計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左記「最低積立基準額」は、第36(2)アに係る額(イの最低責任準備金は含めず)で、かつ未償却分の控除前のものを示している。 左記算式上の「加入員」とは、基準日における加入員のことを言う。なお、未償却額を控除する対象者を当該債務の発生時における加入員等に限定する場合には、実際の解散若しくは給付減額時の未償却額と異なる可能性があることに留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> 左記後発債務には、以下の債務も含めることができる。 事業所編入において、編入事業所が編入日以前の期間を通算することにより発生する債務(なお、実際の解散若しくは給付減額時における個人への当債務の振り分けについては、実際の償却方法等を配慮し決定すること)

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考												
	<p>算で使用したものとする。) N, N', N'' : 予定償却年月数 n, n', n'' : 制度発足日又は給付改善時からの経過年月数</p> <p>上記 S は基準日における代行部分を除く制度全体の特別掛金収入現価を上限とする。</p> <p>制度全体の特別掛金収入現価で判定した場合、複数の給付区分の控除額について、全体額として制限がかかる場合の配分は合理的な方法によること。</p> <p>例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>代行部分</th> <th>基本プラスアルファ部分</th> <th>加算部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除額</td> <td></td> <td>50</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>特別掛金収入現価</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(方法1) 基本プラスアルファ部分の控除額： $50 \times (150 + 50) / (50 + 200) = 40$ 加算部分の控除額： $200 \times (150 + 50) / (50 + 200) = 160$</p> <p>(方法2) 基本プラスアルファ部分の控除額： $50 (50 < 150 \text{ であるため})$ 加算部分の控除額： $(150 + 50) - 50 = 150$</p> <p>算定された未償却額の控除は、給付区分（基本部分、加算部分等）毎に行う。すなわち、それぞれの未償却額を給付区分を超えて控除することはできない。（例えば、加算部分だけで見ると控除額がマイナスとなるため、このマイナス分を基本部分に充当することはできないということ）</p> <p>算定された未償却額の控除は、加入員にかかる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。</p>		代行部分	基本プラスアルファ部分	加算部分	控除額		50	200	特別掛金収入現価	100	150	50	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却を行った場合においても、弾力償却を行わないものとしての経過年月数を使用する。
	代行部分	基本プラスアルファ部分	加算部分											
控除額		50	200											
特別掛金収入現価	100	150	50											

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>過去勤務債務の未償却分に関する後発債務がマイナスの場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付減額を行った場合、給付減額により生じたマイナスの後発債務を上記Sから控除するものとする。控除した結果、Sがマイナスとなった場合は未償却額を0とする。 ・定年延長、ポイント制移行等、給付減額とみなされない変更を行った場合、控除することを不要とする。 	
	<p>第3-6-(1) - (イ)に相当する額を控除する場合</p> <p>未認識額</p> $= S \times (\text{加入員にかかる最低積立基準額} / \text{全体の最低積立基準額})$ <p>(注)</p> $\text{ここに、 } S = (\text{初期債務} \times \max(5-n, 0) / 5 + \text{後発債務} \times \max(5-n', 0) / 5 + \text{後発債務} \times \max(5-n'', 0) / 5 + \dots)$ <p>ただし、非継続基準の予定利率が上昇局面にあるなど、基準日時点の非継続基準の予定利率が初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率を大きく上回る場合には、初期債務及び後発債務のそれについて、</p> $\{ (1+i) / (1+j) \}^{20}$ <p>(i = 初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率、j = 基準日時点の非継続基準の予定利率)</p> <p>を乗算するなど、未認識額を過大に見込まいよう留意が必要である。</p> <p>なお、非継続基準の予定利率の動向によらず、上記調整を行うことも可とする。</p> <p>初期債務：基金制度発足時の最低積立基準額 後発債務：給付改善時における最低積立基準額の増加額</p> <p>n, n', n''：制度発足時又は給付改善時からの経過年数（1年末満切り捨て）</p> <p>(注) 初期債務が適年移行による場合は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記「最低積立基準額」は、第3-6-(2)-アに係る額（イの最低責任準備金は含めず）で、かつ未認識分の控除前のものを示している。 ・左記算式上の「加入員」とは、基準日における加入員のことを言う。 <ul style="list-style-type: none"> ・左記後発債務には、以下の債務も含めることができる。 事業所編入において、編入事業所が編入日以前の期間を通算することにより発生する債務

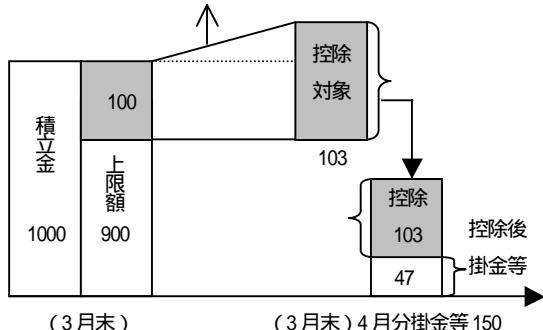
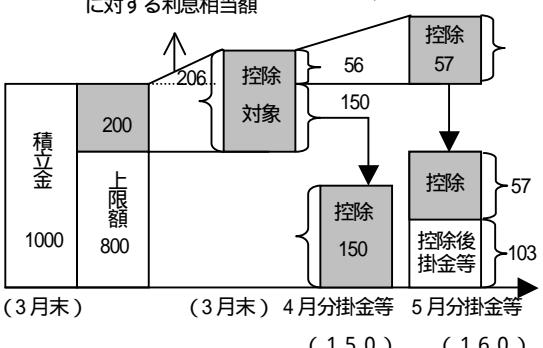
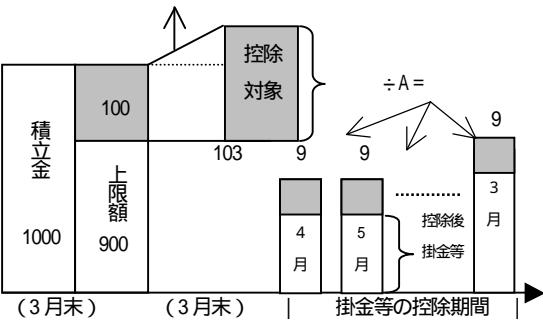
厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>下線部を「15から平成14年4月1日から基準日までの年数を控除して15で除した額」とする</p> <p>算定された未認識額の控除は、給付区分(基本部分、加算部分等)毎に行う。すなわち、それぞれの未認識額を給付区分を超えて控除することはできない。(例えば、加算部分だけで見ると控除額がマイナスとなるため、このマイナス分を基本部分に充当することはできないということ)</p> <p>算定された未償却額の控除は、原則として加入員にかかる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。</p>	
第3-7-(1) 積立上限額	<p>積立上限額は、以下の額とする。</p> $\text{積立上限額} = \text{MAX}(\quad, \quad) \times 1.5$ <p>数理債務 + 代行部分の総給付現価 - 免除保険料の収入現価 - 政府負担金の現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を満たす基礎率を用いて計算された当該事業年度の末日におけるもの <p>ア.予定利率： 当該事業年度の末日における下限予定利率</p> <p>イ.予定死亡率 ・加入員：0.0 ・加入員であった者又はその遺族（障害給付金の受給権者を除く。） 別表2×0.9（男子） 別表2×0.85（女子） ・障害給付金の受給権者（加入員を除く。） :別表2</p> <p>ウ.その他の基礎率 ・数理債務： 前回の財政計算で用いた基礎率 ・代行部分の総給付現価、免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価： 免除保険料の算定の基礎となる代行保険料率の算定で用いた基礎率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の基準日の翌日に免除保険料が変更される場合は、「免除保険料」を「変更後の免除保険料」と読み替えて適用すること。 <p>・代行部分の総給付現価は、代行保険料率算定期出書と異なり、生年月日別の年金支給開始年齢を考慮した額とすることに留意すること。</p> <p>・『代行保険料率の算定期に 関する取扱いについて（平成7年3月30日 年発第 1510号）』の（別紙）四（1） ア（以下「丈比べの経過措置」という。）を適用して</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3-7-(2) 積立上限額に係る 財政検証	<ul style="list-style-type: none"> 財政方式は、継続基準で採用している財政方式を用いる。 数理債務の計算に使用する標準掛金収入現価の標準掛金率は、規約上の標準掛金率を使用する。 数理債務の計算における給付現価には、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は含めない。 <p>最低積立基準額 当該事業年度の末日におけるもの</p> <p>検証方法 数理上資産額 > 積立上限額の場合、掛金等の拠出制限を行う。</p> <p>積立上限額の算定が不要の場合 次の場合、積立上限額を算定しないことができる。 • 数理上資産額 < $\text{MAX}(\text{数理債務} + \dots) \times 1.5$ </p> <p>数理債務 : 当該事業年度の末日における継続基準の数理債務 ただし、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合は、当該予想額は控除する。</p> <p>代行部分の総給付現価 - 免除保険料の収入現価 - 政府負担金の現価</p>	<p>いる場合は、丈比べする前の代行保険料率の算定で用いた基礎率であることに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛金等 控除前の掛金及び 徴収金 給付区分特例を実施している基金についても積立上限額に係る財政検証は制度全体で行うこと。また、掛金等の控除方法(前詰方式・元利均等方式)は給付区分ごとに選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とすること。 財政検証の基準日の翌日に免除保険料が変更される場合は、「免除保険料」を「変更

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<参考> 掛金等の拠出制限	<ul style="list-style-type: none"> 免除保険料の算定の基礎となる代行保険料率の算定で用いた基礎率(予定利率及び予定死亡率を含む)を用いて計算された当該事業年度の末日におけるものとする。 「過去期間代行給付現価(当該事業年度の末日におけるもの)<(ただし、数理債務を除いた額)」と判断した場合には、を過去期間代行給付現価の額に置き換えることができる。 <p style="margin-left: 2em;">の算定及び「過去期間代行給付現価<(ただし、数理債務を除いた額)」の判断が不要の場合 「数理上資産額< ×1.5」の場合は、の算定及び「過去期間代行給付現価<(ただし、数理債務を除いた額)」の判断を不要とすることができる。</p> 積立上限超過額がある場合の掛金等の控除方法 	<p>後の免除保険料」と読み替えて適用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代行部分の総給付現価は、代行保険料率算定期出書と異なり、生年月日別の年金支給開始年齢を考慮した額とすることに留意すること。 丈比べの経過措置を適用している場合は、丈比べする前の代行保険料率の算定で用いた基礎率であることに留意すること。 <p>・給付区分特例を実施している基金は、給付区分ごとに規則第47条の2を読み替え適用して算定した額(給付区分ごとの積立上限額が給付区分ごとの資産額を超過した額。以下、「給付区分ごとのみなし控除額」という。)を算定し、当該額が零を上回る給付区分から控除すること。給付区分ごとのみなし控除額が零を上回る給付区分が複数ある場合は、当該給付区分ごとのみなし控除額の比率により按分した額を控除対象として、控除対象給付区分ごとに控除すること。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(1)掛金等の控除方法(イメ-ジ)</p> <p>当該事業年度の末日の属する年の翌年の4月の掛金等の額から控除する場合</p> <p>第1号方法(前詰方式)</p> <p>ア.1回の掛金等で、控除開始時点での上回った額(利息を含む)すべて控除できる場合に対する利息相当額</p>  <p>(3月末) 1000 積立金 900 上限額 (3月末) 4月分掛金等 150 控除後 47 控除 103 控除対象 103</p> <p>イ.1回の掛金等で、控除開始時点での上回った額(利息を含む)をすべては控除できない場合</p>  <p>(3月末) 1000 積立金 800 上限額 (3月末) 4月分掛金等 150 控除後 150 控除 150 控除対象 206 未控除額 56 に対する利息相当額 に対する利息相当額 (150) (160) 5月分掛金等 103</p> <p>第2号方法(元利均等方式)</p> <p>に対する利息相当額</p>  <p>(3月末) 1000 積立金 900 上限額 (3月末) 4月分掛金等 150 控除後 450 控除 9 控除対象 103 103 9 4月 5月 控除期間 控除後 450 3月 ÷ A = 9 A : 積立上限額算定の予定利率 控除期間N、 払回回数n回 の確定年金現価率</p> <p>・翌々事業年度の末日までの期間において控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基金規則第47条の2及び3 基金規則第47条の2第1項第1号の方法 利息相当額の計算に用いる利率は、積立上限額の算定に用いた予定利率 1回の掛金等で控除しきれない場合、2回目の掛金等から控除するとき、未控除額56に対して利息がかかる。 4月分掛金等150は全て控除される。 2回でも控除しきれない場合は、3回目以降の掛金等から控除する。 以下同様。 基金規則第47条の2第1項第2号の方法 控除対象103を、均等に掛金等より控除する。 A: 積立上限額算定の予定利率 控除期間N、 払回回数n回 の確定年金現価率 基金規則47条の3

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>する。</p> <p>このケースでは、当該事業年度の末日の属する年の翌年の4月の掛金等の額から控除するため、1年間の控除期間となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の掛金等より控除するが、>（控除前の掛金等）の場合は、控除前の掛金等が控除額となる。 <p>(2) 控除方法</p> <p>掛金等の控除は、規約で定めるところにより控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法 第1号方法又は第2号方法 ・控除開始年月 遅くとも当該事業年度の末日の属する年の翌年の4月の掛金等の額から控除を開始する。 ・控除後の掛金等の額 控除後の掛金等の額は、加入員が負担する掛金等の額が事業主が負担する掛金等の額を上回らないものであること。 ただし、免除保険料額の合計額については、加入員及び事業主が、それぞれ掛金等の半額を負担するものであること。 ・前詰方式・元利均等方式ともに、控除対象掛金を合理的に予測し、あらかじめ控除後の掛金を規約に定めることを原則とする。 <p>(3) 控除対象掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準掛金、特別掛金、特例掛金が対象となる。 また、原則として掛金等の控除は、特別掛金あるいは特例掛金から優先して控除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度控除すると決定した額については、次年度の財政検証に係らず、控除は継続する。 ・控除後の掛金額が免除保険料率相当額を下回ることも可能。
第3-8-(1) 財政検証の方法	<p>毎事業年度の末日を基準日として次の検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額が責任準備金の額を下回っていないか。 ・純資産額が最低積立基準額を下回っていないか。 ・純資産額が最低責任準備金の150%を下回っていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の各年度の末日においては下記の率を最低積立基準額に乗じて検証する。 平成25年度末：0.94 平成26年度末：0.96 平成27年度末：0.98 ・以下の各年度の末日においては150%に替えて下記の率を最低責任準備金に乗じて検証する。 平成25年度末：105%

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 - 8 - (2) 経過措置	<p>解散計画又は代行返上計画を実施中の基金は、財政検証の基準日において第4 - 6 - (1) - ア - (b)に定める積立目標の達成が可能か検証を行う。</p> <p>「財政運営の健全性確保のための早期見直しの必要性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立水準の検証により、特に恒常的な不足要因が存在するなど年金数理人が必要と認めるときは、基金に財政運営の見直しを助言する。 	平成26年度末：110% 平成27年度末：120% 平成28年度末：130% 平成29年度末：140%
第3 - 9 - (2) 年金数理人の確認	<p>財政検証結果の確認を行った際には、基金あてに確認内容を所見にして提出すること。</p>	<p>第4 - 1 - (3) - オ、力参照</p> <p>・附属明細書とは、「貸借対照表附属書」「損益計算書附属書」を指す。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4 財政計算	<p>平成 26 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算においては、当実務基準を適用すること。</p> <p>(注) 平成 26 年 3 月 24 日付通知『「厚生年金基金の財政運営について」等の一部改正等について』(年発 0324 第 6 号)による改正後の財政運営基準を「前回改正後の財政運営基準」、改正前の財政運営基準を「前回改正前の財政運営基準」という。</p> <p>() 平成 26 年 3 月末基準の財政計算では、最低責任準備金部分につき、原則として「最低責任準備金（精緻化後）」を用いる。ただし、「最低責任準備金（精緻化前）+ 最低責任準備金調整額」を使用することも可。（以下、第4から第7において同様） 「精緻化前」「精緻化後」は最低責任準備金の評価方法を指し、「精緻化前」は期ズレ有、代行給付相当額 0.875 評価を指し、「精緻化後」は期ズレ無、平成 26 年 4 月以降の期間（但し、平成 17 年 4 月まで遡及適用可）について代行給付相当額の算出に年齢 3 区分方式を用い、当該期間前の期間は 0.875 評価を用いる方法を指す。</p>	<p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(3)-サ、第4-6、第4-7-(2)のなお書き及び第4-8-(2)-オは平成 26 年 4 月 1 日以降を適用開始日とする解散計画等に係るものから適用する。 ・第4-4 及び第4-5 については該当箇所参照。 <p>・前回の財政計算で平成 22 年 1 月 15 日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第 0115 第 1 号) 第 3 による改正前の財政運営基準を適用しており、財政計算時において代行部分掛金率と基本プラスアルファ部分掛金率を使用する必要がある場合には、前回の財政計算での基本部分の掛け金率を、代行部分と基本プラスアルファ部分に合理的な方法により配分した掛け金率を使用すること。 (例示) 特別掛け金率の合理的な配分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本プラスアルファ部分の数理債務と最低責任準備金の比で按分 ・ 基本プラスアルファ部分の数理債務と基本プラスアルファ部分の特別掛け金収入現価が等しくなるように基本プラスアルファ部分の特別掛け金率を定め、残りを代行部分の特別掛け金率とする。 ・ (基本プラスアルファ部分が小さい場合)すべて代行部分の特別掛け金率とする。 </p> <p>・財政計算とは、基金設立時等の財政計算、財政再計算及び変更計算をいう。</p>
第4-1 財政計算を行うべき場合		
第4-1-(1) 基金設立時等の財政計算	<p>ア 基金の合併により新たに基金を設立しようとする場合</p> <p>イ 基金の分割により新たに基金を設立しようとする場合</p>	<p>・吸收合併の場合でその後存続しようとする場合は(3)変更計算のクに該当。</p> <p>・基金分割の場合でその後も継続する基金は(3)変更計算のクに該当。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(2) 財政再計算	<p>ア 合併又は分割により新たに基金を設立した日から 36 月が経過した日の属する事業年度が終了した場合</p> <p>イ 直前の財政再計算の基準日の翌々日から 48 月が経過した日が属する事業年度が終了した場合</p> <p>ウ 第4-4-(2)の全ての基礎率を見直した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同時に代行保険料率を算定する必要がある。 財政再計算と給付増額を同時に行う場合などは、各々申請せずに財政再計算の中で合わせて給付増額を行うこととして差し支えない。 変更計算において全ての基礎率を見直す場合を含む。 全ての基礎率を見直した結果、一部の基礎率を据え置く場合を含む。 大半の基礎率を見直しても、一部の基礎率を見直さなかった場合には、財政再計算には該当しない。
第4-1-(3) 変更計算	<ul style="list-style-type: none"> 年金数理人は、基金財政の健全性の見地からその変更内容による影響を、基金に知らせること。 財政再計算以外で代行保険料率の算定を行った場合は、変更計算を実施すること。 変更計算は、該当する計算区分のみ行うことができる。 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じた場合は、変更計算を行って基本プラスアルファ部分および加算部分の基礎率も洗い替えることとなるが、基礎率を見直して検討した結果、従前のものを継続使用しても良いと判断される場合には、洗い替えを行わないことも可とする。 変更計算を行うべき下記ア～サに該当しない場合であっても、基礎率が変動したと考えられる場合など合理的な理由がある場合は変更計算を行うことも可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当する計算区分とは、基本部分・加算部分(加算部分の給付額が複数個に分割されている場合はその該当する部分(例えば、第1加算、第2加算等))を言う。
ア 給付の変更	「年金たる給付又は一時金たる給付の変更に係る規約の変更の認可申請を行う場合(当該規約変更の内容が直前に報告された財政計算に反映されている場合及び合併及び分割又は給付の支給に関する権利義務の移転、承継を行う場合を除く。)」	<ul style="list-style-type: none"> 基礎率の洗い替えは原則不要。ただし、特段の事情がある場合、基礎率の洗い替えは可能。 (例示) <ul style="list-style-type: none"> 前回財政再計算以降、基礎率と実態の乖離による不足金が発生しており、次回財政再計算を待たずに財政上の手当てを行う場合 企業型年金への移行に伴う変更計算の場合は、第12を参照すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考						
イ 給与規程の 変更	<p>「設立事業所の全部又は一部において、年金たる給付又は一時金たる給付若しくは掛金の額の算定の基礎となっている給与規程その他給与に係る定めが変更された場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の一部において給与規程の変更が行われた場合、実態に影響しない場合又は影響が軽微と認められる場合は変更しないことができる。 	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主力企業以外の給与規程の変更 ・名称変更等(給与の実態に変更のない場合) 						
ウ 定年延長	<p>「設立事業所の全部又は一部において定年延長が行われた場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の一部において定年延長が行われた場合であっても、影響が軽微な場合は変更しないことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に代行保険料率を算定する必要がある。ただし、解散計画等を実施中の基金は除く。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主力企業以外の定年延長 ・最終年齢が変更とならない場合でかつ財政上の影響が軽微である 						
エ 加入員数の 大幅変動	<p>「加入員数が、前記(1)基金設立時等の財政計算(2)財政再計算(3)変更計算ウ.定年延長エ.加入員数の大幅変動ク.合併及び分割のいずれかの場合(代行保険料率を算定すべき場合)に該当して行った直前の財政計算の基準日から20%以上変動した場合(基金の合併・分割若しくは給付の支給に関する権利義務の移転、承継を行った結果、該当した場合又は変更計算を行わない合理的な理由がある場合を除く。)」</p> <p>[20%変動の判定方法]</p> <table border="1"> <tr> <td>現在加入員数(月末)</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>又は</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直前の財政計算時の加入員数</td> <td>0.80</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 尚、加入員数の変動が20%未満であっても特段の事情がある場合、人員構成等の変化を勘案のうえ、基礎率等の洗い替えの必要があれば行うことができる。 基本部分の20%以上で、加算部分が20%未満の場合、又は、加算部分が20%以上で基本部分が20%未満の場合の加算部分の取扱いについては財政の健全性が確保できる場合においては掛け率の洗い替え、基礎率の洗い替えを行わなくても良い。 	現在加入員数(月末)	1.20	又は		直前の財政計算時の加入員数	0.80	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に代行保険料率を算定する必要がある。ただし、解散計画等を実施中の基金は除く。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎率を見直すことにより、掛け率が低下する場合 ・次回再計算まで別途積立金が留保できる場合 ・掛け率の上昇が僅かであり、次回
現在加入員数(月末)	1.20							
又は								
直前の財政計算時の加入員数	0.80							

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- オ 責任準備金 の確保	<p>「変更計算を行わない合理的な理由がある場合」とは以下のような場合が考えられる。</p> <p>[例示]</p> <p>加入員数の大幅変動に数ヶ月程度の乖離で連続して該当した場合において、2度目に該当した基準日で変更計算を行い、新掛金率の適用は最初に該当した基準日の翌々日から1年以内に行う場合 加入員数の大幅変動に該当した計算基準日とその後に計算基礎率・掛け金率等の洗い替えを行うことが予定されている財政再計算等の計算基準日に数ヶ月程度の乖離しかない場合において、財政再計算等の基準日で計算を行い、新掛け金率の適用を大幅変動に該当した基準日の翌々日から1年内に行う場合</p> <p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合。（解散計画等を実施中の基金は除く。）</p> <p>ただし、その下回った額が、資産評価調整加算（控除）額（控除の場合は負値）と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p> <p>[変更計算の判定基準]</p> <p>責任準備金 - 純資産額 > 0</p> <p>ただし、基金の判断によって、次の基準まで変更計算を留保することができる。</p> <p>責任準備金 - 純資産額 資産評価調整加算（控除）額 + 許容繰越不足金</p> <p>[許容繰越不足金の算定基準]</p> <p>許容繰越不足金は次の(ア)～(ウ)に掲げる方法のうち基金があらかじめ定めた方法により算定する。</p> <p>(ア)標準給与総額¹ × 20年の確定年金現価率² × 基金においてあらかじめ定めた率³</p> <p>「基金においてあらかじめ定めた率」は、『$(7.7/1000) \times (100 + (\text{プラスアルファ}(\%))) / 150$』を上限とする。ただし、平成17年4月1日前に設立された基金（同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）にあっては、『$(7.7/1000) \times (100 + (\text{プラスアルファ}(\%))) / 110$』を上限とする。</p>	<p>再計算で掛け金の手当てが可能である場合など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更計算を行わない場合であっても、代行保険料率の洗い替えは行う必要があることに留意すること。 ・変更計算を行わないこととした場合には「代行保険料率算定期届出書」のみを厚生労働省に提出すること。（「変更計算基礎書類」若しくは「変更計算報告書」の提出は要しない。） <p>・総報酬制を導入していない場合には、7.7を10に読み替える。</p> <p>・許容繰越不足金の設定については、定められた範囲内で合理的な方法によって設定されなければよい。例えば、給付の部分毎（代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分）に異なる</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>予定利率を適用する場合には、以下の算式により「20年の確定年金現価率」を設定する方法が考えられる。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行部分と代行部分以外で予定利率が異なる場合 20年の確定年金現価率 $= (\text{代行部分の予定利率による } 20 \text{ 年確定年金現価率} \times 100 + \text{代行部分以外の予定利率による } 20 \text{ 年確定年金現価率} \times (\text{プラスアルファ}(\%))) / (100 + (\text{プラスアルファ}(\%)))$ ・代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分でそれぞれ予定利率が異なる場合 20年の確定年金現価率 $= (\text{代行部分の予定利率による } 20 \text{ 年確定年金現価率} \times 100 + \text{基本プラスアルファ部分の予定利率による } 20 \text{ 年確定年金現価率} \times (\text{基本部分のプラスアルファ}(\%)) + \text{加算部分の予定利率による } 20 \text{ 年確定年金現価率} \times (\text{加算部分のプラスアルファ}(\%))) / (100 + (\text{プラスアルファ}(\%)))$ <p>(1)責任準備金額⁴ × 基金においてあらかじめ定めた率⁵</p> <p>「基金においてあらかじめ定めた率」は、「15/100」を上限とする。ただし、資産評価の方式として数理的評価を用いている場合にあっては、「10/100」を上限とする。</p> <p>(ウ)前記(ア)又は(イ)のいずれか低い額</p> <p>当該算定基準については、原則として継続して使用する。</p> <p>*1は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額の総額の12倍に、当該事業年度末の加入員に係る過去1年間の賞与標準給与の額の総額を合算した額。</p> <p>*2の予定利率は、前記第3-3-(2)-アに定めるもの。</p> <p>*3は、母体企業及び加入員の掛金の負担能力等に十分配慮して定めること。また、当該数値については、「財政計算を行うべき場合」(『第4-1』)に該当したとき、プラスアルファと同時に見直すものとする。</p> <p>*4は、財政検証の基準日における責任準備金の額をいう。</p> <p>*5は、給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。</p> <p>*6は、総報酬制を導入していない場合は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額の総額の12倍とする。</p>	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- カ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保	<p>*5は、時価の変動を勘案して定めること。</p> <p>「財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回った場合であって、次のいずれにも該当しない場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の基準日において、純資産額が最低積立基準額に0.9を乗じて得た額又は最低責任準備金の150%のいずれか大きい額以上である場合であって、当該財政検証の基準日の属する事業年度の前3事業年度の末日を基準日とする財政検証において、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上である事業年度が2事業年度以上ある場合 ・解散計画等を実施している場合 	<p>・ただし、「最低積立基準額」は財政検証の基準日が平成23年度末までの場合は0.9、平成24年度末の場合は0.92、平成25年度末の場合は0.94、平成26年度末の場合は0.96、平成27年度末の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。</p> <p>「最低積立基準額に0.9を乗じて得た額」は財政検証の基準日が平成25年度末の場合は0.84、平成26年度末の場合は0.86、平成27年度末の場合は0.88を最低積立基準額に乗じて得た額に読み替える。</p> <p>・ただし、「150%」は財政検証の基準日が平成25年度末の場合は105%、平成26年度末の場合は110%、平成27年度末の場合は120%、平成28年度末の場合は130%、平成29年度末の場合は140%と読み替える。</p>
- キ 掛金に係る規約の変更	「その他、掛金に係る規約の変更の認可申請を行う場合（財政再計算の結果、掛金を変更する場合及び基金の合併及び分割、給付の支給に関する権利義務の移転、承継を行う場合を除く。）」	<p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金を取り崩すことにより、掛金率を引き下げる場合 ・繰越不足金を解消して掛金率を引き上げる場合 ・事業所編入時において事業所別に特別掛金率を設定する場合 ・事業主と加入員の負担割合のみ変更する場合は、変更計算に該当しない。
ク 合併及び分割	「基金の合併又は分割の認可申請を行う場合で、その後存続しようとする場合」	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の合併又は分割により新たに基金を設立しようとする場合は、(1)基金設立時等の財政計算のイ又はウに該当。
ケ 給付の支給に関する権利義務の移転及び承継	<p>「権利義務の移転又は承継の認可申請を行う場合」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・影響が軽微な場合は変更しないことができる。 	
コ	「第4-4-(8)の定めるところによる特例掛金に係る	<ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度、予算に用いる基礎数

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考						
特例掛金に係る規約の変更 - サ 解散計画等の作成又は変更	規約の変更の認可申請を行う場合」	値をもとに算定する特例掛金						
第4 - 2 基準日								
第4 - 2 - (1)	<ul style="list-style-type: none"> 計算基準日は認可申請日及び該当日を基準に決定する。 ・給付の変更 ・掛金に係る規約の変更の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>認可申請日</th> <th>計算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月～ 翌年3月</td> <td>認可申請日前1年以内 の任意の日</td> </tr> <tr> <td>4月～ 9月</td> <td>前々事業年度の末日以後 の任意の日</td> </tr> </tbody> </table> <p>制度変更日と計算基準日があまりに乖離することは好ましくないため、上記にかかわらず10月2日以降を制度変更日とする場合は、原則として、認可申請日にかかわらず認可申請日前1年以内の任意の日を計算基準日とすること。</p>	認可申請日	計算基準日	10月～ 翌年3月	認可申請日前1年以内 の任意の日	4月～ 9月	前々事業年度の末日以後 の任意の日	<p>The diagram illustrates two time periods: '1 year within arbitrary day' (1年内の任意の日) and 'arbitrary day' (任意の日). The '1 year within arbitrary day' period is defined by a bracket from 3/31 (the application date) back to 10 (the start of the period). The 'arbitrary day' period is defined by a bracket from 3/31 (the application date) forward to 9 (the end of the period).</p>
認可申請日	計算基準日							
10月～ 翌年3月	認可申請日前1年以内 の任意の日							
4月～ 9月	前々事業年度の末日以後 の任意の日							
第4 - 2 - (2)	<ul style="list-style-type: none"> 基金の合併及び分割により新たに基金を設立 基金の合併又は分割により基金を存続しようとする場合 ・給付の支給に関する権利義務の移転、承継を行ふ場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>認可申請日</th> <th>計算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月～ 翌年3月</td> <td>認可申請日の属する事業年度の前事業年度の末日</td> </tr> <tr> <td>4月～ 9月</td> <td>認可申請日の属する事業年度の前々事業年度の末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>・該当する事業年度がないときは、直前の財政計算の基準日とする。</p>	認可申請日	計算基準日	10月～ 翌年3月	認可申請日の属する事業年度の前事業年度の末日	4月～ 9月	認可申請日の属する事業年度の前々事業年度の末日	<p>The diagram shows three time points: 3/31 (application date), 3/31 (calculation base date), and 9 (the end of the period). An arrow points down from the application date to the calculation base date, indicating that if the current fiscal year does not exist, the previous fiscal year's calculation base date is used.</p>
認可申請日	計算基準日							
10月～ 翌年3月	認可申請日の属する事業年度の前事業年度の末日							
4月～ 9月	認可申請日の属する事業年度の前々事業年度の末日							
第4 - 2 - (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4 - 1 - (2)ウを除く財政再計算 ・責任準備金の確保 ・最低積立基準額及び最低責任準備金の確保の場合 	<p>The diagram shows two time points: 4/1 (application date) and 3/31 (calculation base date). An arrow points down from the application date to the calculation base date, indicating that the calculation base date is the same as the application date for this specific case.</p> <p>(該当した事業年度の末日)</p>						

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4 - 2 - (4)	<p>該当した事業年度の末日（3月31日）</p> <p>・給与規程の変更 ・定年延長 ・加入員数の大幅変動の場合</p> <p>該当した月の末日</p> <p>・ただし、代行保険料率の変更を伴わない場合の基準と同一とし、当該前事業年度末にその事実があったものとして計算しても差し支えない。また、該当した月の末日と当該事業年度末とを比較して、人員の変動が大きくなない場合、当該前事業年度末にその事実があったものとして計算しても差し支えない。</p>	<p>(該当した月の末日)</p> <p>(例示) 給与変更 ・12月末で給与の一ヶ月倍の変更を行う場合、直前の3月末で給与を一ヶ月倍して財政計算を行う。</p> <p>・、において事業年度の末日以外を基準日として計算する場合の取扱いは『第4 - 4 - (3)(4)』参照のこと。</p>
第4 - 2 - (5)	<p>・第4 - 1 - (2)ウの財政再計算</p> <p>財政計算を行おうとする任意の日</p>	
第4 - 3 財政計算上の資産の評価	<p>給付区分特例を実施する基金については以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各給付区分の資産は、 <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分ごとに区分して資産を運用する方法（以下、「区分運用」という。） ・制度全体で資産を一括して運用し、各給付区分に資産を配分する方法（以下、「一括運用」という。）のいずれかの方法により区分する。 ・区分運用を行っている基金が、数理的評価を行う場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算（控除）額を算定し、制度全体の資産評価調整加算（控除）額はその合算額とすること。 ・一括運用を行っている基金が、数理的評価を行う場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算（控除）額を算定し、制度全体の資産評価調整加算（控除）額はその合算額とする取扱いのほかに、制度全体で算定した資産評価調整加算（控除）額を各給付区分に配分する取扱いも可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度全体で算定した資産評価調整加算（控除）額を各給付区分に配分するときは、合理的な方法により配分すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-3-(1) 評価方法	<p>固定資産の数理的評価額 > $\text{固定資産(時価)} \times (1 + \text{許容乖離率})$</p> <p>の場合 財政計算上の評価額は固定資産(時価) $\times (1 + \text{許容乖離率})$とする。ただし、財政計算上の固定資産の評価の方法を「時価と数理的評価額のいずれか低い方」と定めている場合は時価とする。</p> <p>固定資産の数理的評価額 < $\text{固定資産(時価)} \times (1 - \text{許容乖離率})$</p> <p>の場合 財政計算上の評価額は固定資産(時価) $\times (1 - \text{許容乖離率})$とする。</p> <p>15%を上限として正数値で定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している基金においても、許容乖離幅の判定は制度全体で行うこと。 ・左記、いずれの場合も、翌年度の数理的評価額を算出する際の「前事業年度末の数理的評価額」は、財政計算上の評価額ではなく数理的評価額をそのまま使用する。 ・給付区分特例を実施している基金が、給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定するときは、各給付区分の「許容乖離率」は同一とすること。
第4-3-(2) 数理的評価の方式	<p>数理的評価の方式は、次のいずれかとする。</p> <p>時価移動平均方式 収益差平滑化方式 評価損益平滑化方式</p> <p>平滑化期間は5年以内の期間とすること。</p> <p>評価方法を変更する場合、変更後の最初の財政検証時における数理的評価額は、以下のとおり算定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点から遡る期間は、平滑化期間を上限として設定し、基準日時点における評価額は、遡った時点における「時価そのもの」から順次平滑化していくと見做した額(過去に遡って平滑化していたと見做した数理的評価額)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している基金が、給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定するときは、各給付区分の「数理的評価の方式」は同一とすること。 ・基準日前に評価方法を変更した場合を含む。 ・左記の「基準日時点から遡る期間」が基金が定める平滑化期間に満たない場合は、年金数理人が基金財政の健全性について、長期的・継続的観点から助言を行い、基金が当該助言を踏まえて、基金財政の健全性の確保について将来対応できると判断した上で、設定すること。 ・過去に実施済の財政検証の資産額を修正するものではなく、当該変更は評価方法の変更後の財政検証についてのみ影響が及ぶものとする。
第4-3-(3) 数理的評価額	<p>- ア 前事業年度末の数理的評価額</p> <p>評価方法を変更した場合は、「前事業年度末の数理的評価額」は「時価」ではなく、遡った時点における「時価そのもの」から前年度末までの間順次平滑化していくと見做した額とする。</p> <p>- ウ(イ) 時価ベース利回りの単純平均とは、その単純平均値に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日前に評価方法を変更した場合を含む。 ・ただし、当該事業年度を基準とする

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
収益差平滑化方式	<p>について、%表示で小数点以下第3桁目を四捨五入した数値とする。</p> <p>評価方法を変更した場合は、「前事業年度末の数理的評価額」は「時価」ではなく、遡った時点における「時価そのもの」から前年度末までの間順次平滑化していくと見做した額とする。</p>	<p>平滑化期間が1の場合のように、平均をとる必要のない場合は、端数処理不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日前に評価方法を変更した場合を含む。
- エ 平滑化期間	<p>「エ 当事業年度を基準とする…………の合計額を平滑化期間で除した額」とある平滑化期間とは、（使用している資産の評価の方式を採用することとした事業年度初から当事業年度末までの期間の年数が基金においてあらかじめ定めた平滑化期間に満たない時でも）「基金においてあらかじめ定めた平滑化期間」を使用する。</p>	
第4-3-(4) 評価方法等の変更	<p>評価方法等の変更については、資産の構成要素（例えば安全資産のウエイト）に変動が生じることによって、それまでの評価方法等による評価額との連続性が失われたり、また資産の構成要素と評価方式との整合性が保たれなくなった場合、あるいは評価方法等の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合、運用環境の著しい変化があった場合等に変更を認めようとするものである。</p> <p>以下にそのガイドラインを示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法等とは評価方法、数理的評価の方式（平滑化期間及び時価移動平均方式における基準収益の算定方法を含む）並びに許容乖離率のことである。
- ア 基金が合併又は分割するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・「基金が合併又は分割するとき」とは、基金の合併又は分割に伴い、資産規模が時価ベースで30%以上変動したときのことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している基金は、制度全体の資産規模の変動でわかる。（下記イも同様）
- イ 他の企業年金制度等との間で多額の資産の移受換を行うとき	<ul style="list-style-type: none"> ・「他の企業年金制度等との間で多額の資産の移受換を行うとき」とは、資産の移受換に伴い、資産規模が時価ベースで30%以上変動したときのことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・30%の判定は、当該資産移受換に係る財政計算の基準日で行う。
- ウ 運用の基本方針を大幅に変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・「運用の基本方針を大幅に変更するとき」とは次の様な場合をいう。 ・シェア変更等により、ストック部分の資産構成要素、あるいは今後の資金流入分に対する運用方針に大幅な変更が及ぶ場合 ・自家運用の届出が行われた場合 	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- 工 その他変更に合理的な理由があるとき 第4 4 - (1) 財政方式	<ul style="list-style-type: none"> 上記変更の要件に該当しないが、企業型年金の資産管理機関に資産の移換を行うことによる財政面での影響が大きい場合、資産構成を大幅に変更する場合、あるいは評価方法等の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合、運用環境の著しい変化があった場合等の合理的理由があるときは、資産評価方法の変更を行うことができる。 評価方法等を変更した場合、その変更理由と、変更の妥当性について、所見を付記することが望ましい。ただし、評価方法を変更した場合は、変更内容も上記に追加した上で所見を付記すること。 使用する財政方式は第4-4-(2)に規定する基礎率を用いて平準的な掛金となる事前積立方式を原則とし、年金財政の健全性を留意しつつ、加入員の特性に応じて次的方式を採用する。 <ul style="list-style-type: none"> ア．開放基金方式 代行保険料率算定で用いられている方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入員規模を一定とする将来加入員の追加加入を前提としているため、将来の加入員規模の安定性に留意すること。 イ．総合保険料方式（閉鎖型） 一般的には開放基金方式を使用する制度において将来の新規加入員がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。 ウ．加入年齢方式 特定年齢での標準加入員を設定して、標準加入員が収支相等する標準掛金を全加入員に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。 エ．予測単位積増方式 (Projected Unit Credit Method) 加入員や受給権者の加入済期間に対応する給付現価を数理債務とする。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。 標準掛金 計算基準日から1年間の加入期間の増加に基づき、見込まれる増加数理債務。 	<ul style="list-style-type: none"> なお、左記の変更の要件に該当した場合でも評価方法の変更を強要するものではない。 「年金数理人の所見」参照 アからエの方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛け金を算定する。 発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつ。 尚、この方式の採用にあたっては、毎年度標準掛金率が変わるため、予算編成の都度、規約の掛け金率の変更を行う必要がある。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
	<p>・季節労働者（財政計算時において加入員ではないが恒常に年度の期間中では加入員である者を含む）やある一定期間のみ加入（例えば2年間の加入後に脱退することが確実な者）する職種などについては、次の一時払積増方式による掛金等、合理的な算定方法による掛金率を適用することができる。</p> <p>一時払積増掛金率 $= (\text{当該職種の加入員の基準日から1年間に増加する給付現価}) \div (\text{当該職種の加入員の基準日から1年間の給与現価})$</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この方式の場合は、将来の収入現価を見込みます。 『財政計算時の数理債務 + 最低責任準備金 - 資産額』を未償却債務とし、その償却は、第4-4-(4)～(9)に準拠すること。 （資産額は、第4-4-(4)参照） <p>（例示） 季節労働者やある一定期間のみ加入する職種（通常基本部分のみ加入）に対する掛金率設定において、次の取扱いができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> a . 当該職種に対する一時払積増方式による掛金率を計算し、これが当該職種以外の加入員で算定した標準掛金率（開放基金方式等による）より低い場合、この標準掛金率を当該職種にも適用。 b . 当該職種に対する一時払積増方式による掛金率を計算し、これが当該職種以外の加入員で算定した標準掛金率（開放基金方式等による）より高い場合、当該職種により生ずる1年間の不足金額を推定し、次回財政再計算までの期間の不足金をカバーしうる標準掛金率を設定して全加入員に適用。 c . 当該職種が将来においても恒常に加入し続けるとして、その給付現価と給与現価を算定し、当該職種以外の給付現価及び給与現価に加え、当該職種加入員を含めた全加入員としての掛金率を算定して適用。 <ul style="list-style-type: none"> ・計算の対象となる加入員数が少ない等、ア.からエ.の方式を使用するのが困難な場合は、以下の方を使用することもできる。 <p>一時払積増方式 各加入員の1年間に増加する給付の現価を当該年度に拠出する方式</p> <p>個人平準方式 個々の加入員がそれぞれ給付に要する費用を掛け出し期間にわたり平準的に積立てる方式。給付増額部分は増額時点からの拠出期間で積立てる。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>・財政方式は基金であらかじめ選択した方式を継続して使用することを原則とする。しかしながら、基金の合併、分割その他加入員の構成が大きく変動する場合、経済情勢の変動に伴う将来加入員構成が変動する場合、あるいは制度内容が変更され現在使用している方式が不適切であると考えられる場合など、財政方式を変更することが合理的であると判断されるときには、他の財政方式に変更することができる。</p>	<p>到達年齢方式 標準掛金を個人平準方式により算定し、給付増額時の過去勤務債務は別途設定する特別掛金で償却する方式。</p> <p>みなし加入年齢方式 個々の加入員について過去勤務期間を考慮して収支相等する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務期間を控除した年齢をみなし加入年齢として設定する。</p> <p>・掛金率を下げる目的とした財政方式の変更は行ってはならないこと。なお、上場株式による掛金納付のため、総合保険料方式（閉鎖型）から他の財政方式へ変更する等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率	<ul style="list-style-type: none"> 標準掛金率及び数理債務の算定に用いる基礎率は、各基礎率相互の関係に十分留意して設定する。 将来の見通しを反映させる場合、掛金率が低下する方向への補整は原則として行わない。ただし、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金率が、不必要に高いと認められる場合は、その根拠を明示したうえ、基金の将来の見通しを反映させて、掛金率を低下させる方向の基礎率を設定してもよい。 変更計算においては、特段の支障がない限り直前の財政計算で使用したものそのまま用いることができる。 <p>ア 「予定利率は、次の(ア)から(ウ)に留意して基金が主体的に決定する。」</p> <p>(ア) 予定利率に関する基準 「保有資産の期待收益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて決定されていること。ただし、財政計算の基準日における下限予定利率を下回ってはならないこと。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掛金率を上昇させる方向への将来の見通しを基礎率に設定する場合であっても基金から提示された根拠に基づき、その妥当性を勘案しつつ、基礎率を設定すること。 第4-1-(3)参照 基礎率の変更が原則必要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・定年延長 ・給与規程の変更 ・加入員数の大幅変動 ・その他 財政計算以外の時期において基金で使用している予定利率が下限予定利率を下回った場合であっても、次回財政計算において見直しを検討することとし、即時に見直す必要はない。なお、財政計算であっても、継続基準に基づく掛金率を算定しない場合（第4-1-(3)-カにおいて特例掛金のみを変更する場合、第4-1-(3)-コにおいて毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定する特例掛金を設定する場合等）についても即時に見直す必要はない。 財政計算で設定できる予定利率の下限は、年度単位で変更となるため、通常の財政決算基準日である3月31日付で財政計算を行う場合は、旧年度の下限予定利率に基づくこととなる。新年度の下限予定利率を用いて財政計算を行いたい場合は計算基準日を4月1日付とする必要があるが、この場合において、3月31日付の人員データ・資産データをそのまま4月1日のものとみなしても支障がないと年金数理人が判断すれば、3月末データを用いて基準日のみ4月1日とし、新年度の予定利率を用いて財政計算を行っても差し支えない。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(1) 予定利率の決定プロセスに関する基準 「年金数理人、証券アナリストなどの専門家の助言など利用できる情報をできる限り多く参考とするとともに、代議員会等において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示が行われていること。」</p>	<p>(例示) 以下のケースにおいては、その影響を基金に十分に説明し、理解を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期的な収益見込みが予定利率を下回る見通しである場合 ・資産構成のリスクが異常に大きく、財政運営上の支障が予想される場合 ・予定利率が直近の実勢利回り（直近の長期国債利回り等）を大幅に上回っている場合 ・新予定利率採用後、3年以上連続して利差損が発生した場合 <p>(例示) 予定利率を新たに設定する際の検討すべき事項は以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な期待收益率の範囲及び厚生労働省の示す下限値との整合性 ・設定した予定利率の基金財政への影響 ・適用後の決算時における利差損益の動向 ・期待收益率との整合性 ・期待收益率とリスクとの整合性 ・その他、基金財政への影響が大きいと思われる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・「年金数理人・証券アナリストなどの専門家の助言」はあくまでも例示であり、必ずしも年金数理人の関与が必要という訳ではない。 ・基金の運用基本方針に基づく、目標とする期待收益率をある程度の幅で示し、これに基づいてその範囲内で予定利率を決定することは、期待收益率が経済情勢に照らし妥当な水準であり、かつ、掛金を負担する者のリスク負担への対応能力を考慮に入れていれば差し支えない。なお、予定利率は長期的期待收益率の水準以下とする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(ウ) 代行部分の予定利率に関する基準 「代行部分の予定利率については、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待收益率を勘案して決定されていること。」</p> <p>・原則として、給付の区分に係らず同一の予定利率を設定すること。（ただし、代行部分を除く。） ただし、資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、資産の運用方針に違いがあるなど合理的な理由があればこの限りではない。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代行部分の特別掛金、特例掛金を算定する場合、許容繰越不足金を第4-1-(3)-オ-(ア)または(ウ)で算定する場合、及び積立水準の回復計画を作成する場合に決定すること。 <p>(例示) 年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の長期的期待收益率の見込みは以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の政策アセットミックスの検討に用いた構成資産毎の期待運用收益率を厚生年金保険本体の基本ポートフォリオの資産構成割合に適用して算出したもの 厚生年金保険本体の構成資産毎の期待運用收益率を基金の基本ポートフォリオの資産構成割合に適用して算出したもの 年金積立金管理運用独立行政法人が公表している基本ポートフォリオの目標收益率 厚生年金保険本体の財政検証で使用されている名目運用利回り（今後5年間の平均もしくは中長期的見込み） 代行保険料率算定用の予定利率 <p>・前回改正前の財政運営基準の適用時において、基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定していた場合は、基本プラスアルファ部分と加算部分とで異なる予定利率を引き続き設定することも可。</p> <p>・基本部分と加算部分とで異なる予定利率を設定することについては、年金資産が別々に管理・運用されている場合で資産構成に違いがある、又は、年金資産の運用方針に違いがあるなど、合理的な理由があることが求められる。また、原則として予定利率について次の算式による条件を満たしていることを要する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 基本部分と加算部分の予定利率の数理 債務等による加重平均 期待收益率 </div> <p>・加算部分において、分割やグループ区分であって、例えば退職金の移行部分と加入者拠出を伴う退職金の</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
イ 予定死亡率	<p>・予定利率の設定については、財政計算時に資産の長期的期待收益率に基づいて合理的に定める必要があり、以後の財政検証においてはその予定利率を用いるものである。従って、年金受給者の債務評価において、当該年金受給者の年金原資を積み立てた時点の利率を用いるものではない。</p> <p>・ただし、成熟度の上昇に従って政策的ポートフォリオの見直しを予定している場合など、合理的な理由がある場合には、予定利率を年金支給開始年齢の前後で変えることは差し支えない。またこの場合においても、支給開始年齢前後の予定利率はいずれも下限予定利率を下回ってはならない。</p> <p>使用する予定死亡率は以下の通り。</p> <p>〔加入員の死亡率〕</p> <p>・年齢及び性別に応じて別表1に定める率とする。</p> <p>・ただし、過去3年間の実績により業務上の事故率が著しく高いこと等が実証された場合には、その実績及び将来の見通しに基づいて一定率を乗じて得た率とすることができる。</p> <p>〔加入員であった者又はその遺族(障害給付金の受給権者を除く)の死亡率〕</p>	<p>外枠部分等に異なる予定利率を適用する場合には、合理的な理由を要する。また、実際の運用資産を分別管理することまでは要求しないものの、形式上は分けられていることが必要であり、本件については事前相談による対応とする。この場合、原則として予定利率について次の算式による条件を満たしていること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 各々の予定利率の当該部分の数理債務等による加重平均　期待收益率 </div>

財政運営基準	実務基準内容	備考				
	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢及び性別に応じて別表2に定める率とする。 ・ただし、基金においてあらかじめ定めるところにより、これらの率に以下の一定率(以下、「一定率」と言う。)を乗じた率とすることができる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">男 子</td><td style="text-align: center;">0 . 9 ~ 1 . 0</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">女 子</td><td style="text-align: center;">0 . 8 5 ~ 1 . 0</td></tr> </table> <p>[障害給付金の受給権者(加入員を除く)の死亡率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢及び性別に応じて別表2に定める率とする。 ・ただし、基金においてあらかじめ定めるところにより、これらの率に1.0以上の一定率を乗じて得た率とすることができます。 <p>・財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれかの死亡率を使用することができる。</p> <p>[一定率の変更時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定率は、以下の場合、洗い替えることができる。 <ul style="list-style-type: none"> 通知された予定死亡率(別表1、2)の変更 財政再計算(第4-1-(2)) 基礎率を洗い替える変更計算 <p>[加算部分の一定率の見込み方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算部分の一定率の使用については、基本部分との加入員の適用範囲の違いにより以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> 性別毎の死亡率を用いる場合 ・適用範囲が基本部分と同じ場合は、基本プラスアルファ部分と同じ一定率を使用。 ・適用範囲が異なる場合は、基本プラスアルファ部分との整合性を保ちながら一定率を定める。 <p>性別の区別なくいずれかの死亡率を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本プラスアルファ部分との整合性を保ち 	男 子	0 . 9 ~ 1 . 0	女 子	0 . 8 5 ~ 1 . 0	<ul style="list-style-type: none"> ・別表2が改定された場合などにおいて従前の死亡率に一定率を乗じた率と改定後の死亡率のいずれか低い方の率を用いる場合等、合理的な理由があれば必ずしも全年齢において同一の乗率を使用しなくとも良い。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算部分の計算においては、年金受給者になると予測される者が、男子に偏ると見込まれる場合、加算部分全体について、男子の死亡率を使用することができる。 <p>・新基準(遺族)に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、異なる一定率を使用するときでも死亡率を0を上回るように見込むこと。</p> <p>・ただし、異なる一定率を使用する根拠を示した場合はこの限りではない。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合基金における加算部分 <p>(例示)</p>
男 子	0 . 9 ~ 1 . 0					
女 子	0 . 8 5 ~ 1 . 0					

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
予定脱退率	<p>ながら一定率を決める。</p> <p>[少数集団の取扱い]</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定死亡率については、原則、性別毎に使用する。ただし、受給者の発生がいずれかの性別に偏ると見込まれる場合はその性別の死亡率を使用できる。 <p>ウ 「予定脱退率は、過去3年間以上の実績及び将来の見通しに基づいて算定する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定脱退率は年齢別・グループ区別に定める。 予定脱退率は加入員の実績に基づいた実績値又はこれを補整した数値とする。 <p>[予定脱退率の変更時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定脱退率は次回財政再計算期又は必要に応じ予定脱退率を見直す時期までの間、不变とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 単独・連合基金における加算部分 <p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用形態の異なる集団 ただし、区別したことにより少数集団となる集団については、合算にて算出することができる。 季節労働者の集団 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ予定脱退率を見直す時期とは以下の通り。 定年延長 加入員数の大幅変動 代行保険料率算定が必要となった場合（ただし、代行保険料率算定において予定脱退率を見直す場合） その他年金数理人が見直す必要を認めた場合 <p>(注1) については一部の事業所において定年延長が行われた場合であっても、財政上影響が軽微な場合は変更しないことができる。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合設立基金における一部の設立事業所での定年延長 <p>(注2) においては加入員数の変動が20%に満たなくとも、基金財政の</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>〔算定期間〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定脱退率は直近3年間以上の加入員の実績に基づいて算定する。 ・算定期間内で脱退率を見直した年度がある場合でも、直近3年間以上のデータを使用して算定する。 ・異常年度の脱退実績の全てを使用しない等の処理により必ずしも連続した直近3年間以上とは限らない。 ・異常脱退の実績が把握できる場合は、当該脱退データのみ除外して差し支えない。 <p>〔除外データ等の抽出〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所脱退データについては、その恒常性又は異常性から判断して、算定基礎データより除外する等、必要に応じて行う。 ・再加入者の取扱いにおいても算定基礎データより除外する等適宜処理する。 ・過去に定年延長があり、あるいは現在定年延長中の場合、旧定年の脱退データの影響は排除する。 ・算定期間内に限った特殊要因は脱退データより除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の全部又は一部が、希望退職者の募集を行った場合 ・会社都合による退職、関連会社への転籍による脱退者 ・災害による離職者 ・毎年度決まって雇われる季節労働者や、繰り返し雇われる期間雇用者が多い場合の直近年度の取扱いについては、 <ul style="list-style-type: none"> ・直近年度を除外する。 	<p>健全性の見地から、人員構成等の変化を勘案のうえ、基礎率等の洗い替えの必要があれば行うこと。 ただし、この場合は、代行保険料率の再算定は行えない。 (指定年金数理人の意見書の提出要)</p> <p>(注3) において、加入員数の大幅変動に該当した主たる要因が事業所閉鎖等による特殊事情若しくは定期採用者の新規加入や定年退職者の脱退が多数生じたこと等による自然増減であるなど、基礎率の洗い替えが不要と認められる場合には必ずしも洗い替えは要しない。 (指定年金数理人の意見書の提出要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行保険料率算定年度と異なることも可。 ・障害による脱退率を使用する場合も左記の考え方には準じる。 <p>(例示) 除外の方法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者を除外する。 ・対象年度を除外する。 ・その他 <p>・臨時雇等の短期雇用者が大量に存在する場合には、加入員の規模、安定性、将来の動向(見込み)等を考慮し、基金財政の健全性を十分に配慮すること</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 加入員が特定できる場合、対象者を除外する。 等によりその影響を排除する <p>[粗製脱退率の算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡脱退者の取扱いは次のいずれかの方法により算定する。 <ul style="list-style-type: none"> 内枠方式 死亡脱退者を含む脱退者の実績に基づいて算定した脱退率から予定死亡率を控除する方法。 尚、予定死亡率を控除した結果が負となる年齢がある場合、その年齢における予定脱退率は0（ゼロ）とする。 外枠方式 死亡脱退者を除く脱退者の実績に基づいて算定した脱退率を予定脱退率とする方法。 尚、年齢毎の母数が少數の場合、連続した複数の年齢による集団を作成し、粗製脱退率を求める事もできる。 <p>[補整脱退率の作成・粗製脱退率の補整方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計資料の偶発的な要素や変動を排除し、当該基金の脱退傾向を示す率として、凹凸の少ない滑らかな曲線となるように粗製脱退率を補整することができる。 尚、特異な年齢における脱退についても、基金財政の健全性を考慮し、補整を行う。 代行保険料率算定用の予定脱退率を使用することも可。 <p>[割（増）掛け]</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績脱退率の水準、傾向、安定性又は将来的 	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節労働者、期間雇用者の雇用の規模等は同じであっても、毎年雇用される者が同一人物でない場合等についての取扱いは特に注意する。 <p>[例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5歳幅毎の粗製脱退率等 代行保険料率算定時における分母人數少數の場合の取扱い <p>(例示)</p> <p>補整方法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動平均法による補整 グレヴィルの補整式による方法 その他 <p>(例示)</p> <p>特異な年齢における脱退とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合基金・連合基金の各事業所毎に異なる定年年齢による定年事由の脱退 総合基金における59歳以降の脱退 <p>(例示)</p> <p>特異な年齢における補整方法として</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗製脱退率を用いる 代行保険料率の算定方法を用いる <p>(例示)</p> <p>次に該当する場合には、特に割掛けの</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>動向(見込み)等を考慮して、基金財政の健全性の観点から必要と認める場合は、脱退率の割(増)掛け等により補整することができる。</p> <p>・総合基金設立時の計算に使用される資格喪失データは設立事業所間異動など、基金としてみた場合脱退に該当しないデータが含まれていることが想定されるため、その影響を排除するため当該基礎となるデータに基づき算定した脱退率の8割以内の脱退率を予定脱退率として使用する。ただし、データが完全に把握されていると認められる場合はこの限りではない。</p> <p>・年齢別に異なる率により割(増)掛けを行うことができる。</p> <p>・掛金率が低下する方向への割(増)掛けは原則として行わないこととする。</p> <p>〔最終年齢までの予定脱退率の算定〕</p> <p>・最終年齢までの脱退率を実績に基づき算定できないときは、基金財政の健全性を考慮したうえ、使用できる実績値を基礎とし、これを補外法等により最終年齢まで延長した数値を予定脱退率とする。</p> <p>〔異例処理〕</p> <p>・直近3年間以上の加入員の実績が予定脱退率算定の基礎データとして不適当な場合。 従前の予定脱退率を使用することができる。 尚、基金財政の健全性より、従前の予定脱退率に割掛け等をすることができる。</p> <p>・会社設立後日の浅い事業所で使用すべき実績がない場合又は、火災等により過去の記録が困難な場合。</p>	<p>必要性を十分に検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本部分の総脱退率(男女合計)が20%以上の場合 ・脱退実績が減少傾向にある場合 ・脱退実績が不安定な場合 ・臨時雇等の短期雇用者が多い場合 <p>・割(増)掛けの率は当該期間の脱退率の水準及び将来の見通し等を考慮して算定する。</p> <p>(例示) <ul style="list-style-type: none"> ・実績により算定した予定脱退率が、明らかに不適切であると判断される場合については、掛金率が低下する方向への割(増)掛けを行っても良い。 </p> <p>(例示) <ul style="list-style-type: none"> ・定年延長を行ったとき 〔補外法等の具体例〕 ・使用できる実績値の傾向に基づいて延長する。 ・最終実績値をそのまま延長する。 ・予定死亡率とする。 </p> <p>(例示) <ul style="list-style-type: none"> ・当該期間において、連続的に人員整理等の特異な脱退があり、その対象者の区別がつかない場合 </p> <p>(例示) <ul style="list-style-type: none"> ・総合基金等において大規模な事業所編入があったが、火災等により過去 </p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>ある特定の事業所において入手が困難な場合、当該事業所を算定基礎から除外することができる。</p> <p>ただし、人員構成の変動等がある場合、掛け率の洗い替えは行うこと。</p> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定脱退率算定にあたっては、予定昇給指数、予定新規加入員、数理上の定年年齢等の他の諸要素を総合的に勘案、検討のうえ定め、基金財政の健全性、継続性を図る。 ・少数集団の取扱い ・計算時点で種別的一方が100人未満のときには、もう一方の種別、又は各種別を合算し基礎率を算出することができる。 ・ただし、母集団が少数の場合は基金財政の健全性の見地から特段の配慮が必要。 	<p>の記録を失った場合</p> <p>・死亡率については、少数集団であっても当該種別に対応する率を適用することを原則とする。ただし、同一のものを使用する根拠を示した場合はこの限りではない。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
最終年齢	<p>(1)定年制がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年前後の加入員の実態がないとき ・定年前の加入員数に比べて定年後の加入員数が少數であってかつその実態が例外的事例として無視できるとき 定年年齢を最終年齢とする。 ・定年前の加入員数に比べて定年後の加入員数が多数であるとき ・少數であってもその実態が定常的なものとして無視できないとき 定年後の加入員の実態を考慮して最終年齢を定める。 <p>勤務延長制、再雇用制等については、その実態を考慮したうえ、前記に準じて取り扱う。</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始年齢 ・脱退率が算定できる最終の年齢 ・f_z 方式 ・代行保険料率算定における手法 ・その他 <p>[f_z 方式]</p> $f_z = \frac{l_x}{L_z} \text{ とし、}$ <p>$z + f_z$ を最終年齢とする。</p> <p>(記号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・z : 定年年齢 ・l_x : x歳加入員数 ・L_z : l_z 又は $l_z \sim l_{z-A}$ の平均値 (1 A 4) <p>(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として実績値に規則性が認められない場合に使用する。 ・f_z の算定上十分な実績値がある場合に限る。 ・f_z の端数は、財政上の安全を考慮して処理する。 <p>(2)定年制がない場合又は連合設立若しくは総合設立基金であって各企業により定年制が異なる場合</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- 工 予定昇給指數 (報酬)	<p>高齢における加入員数が多数であって、実績に基づき脱退率を算定できるときは、基金財政の健全性を考慮したうえ、70歳以下かつ実績値を使用できる範囲で最終年齢を定める。</p> <p>高齢における加入員数が少数であって、実績に基づき脱退率を算定できないときは、年金支給開始年齢を最終年齢とする。ただし、年金支給開始年齢を最終年齢とすることが財政上の観点から不適当と認められるときは、財政上安全と認められる年齢を最終年齢とする。</p> <p>(3) 最終年齢を超える現在加入員の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終年齢を超える現在加入員については、計算基準時点以降1年以内に全員脱退するものとして給付現価及び収入現価を算定する。 <p>・予定昇給指數(報酬)は、報酬標準給与の他、賞与標準給与以外の給与に関して定めるものである。</p> <p>・以下、将来の給与水準の変動を「ペア」と言う。また、ペアを見込まない場合の予定給与指數を「静態的昇給指數」と言う。</p> <p>・予定昇給指數は、年齢別・グループ区分別に定める。</p> <p>[標準報酬月額の上下限の反映]</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部分などで、基準給与に「標準報酬月額」を使用する場合の静態的昇給指數については、基準日直前の法改正による上下限額の改定を反映させたものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績に基づき脱退率を算定できるときは、十分な実績値があり、脱退率を算定することが意味をもつ場合。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合設立基金で、最終年齢を65歳とする。 連合設立基金で、主力企業の定年年齢を最終年齢とする。 連合設立基金で、各企業の定年年齢のうち、最高年齢を最終年齢とする。 代行保険料率算定時の方法により算定される最終年齢を使用する。 <p>以下、この項では「予定昇給指數(報酬)」のことを「予定昇給指數」と略す。</p> <p>上下限額の改定の反映については、例えば以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎データが直前の法改正による上下限の範囲外の場合には、これを上下限に寄せる必要がある。 法改正時からの期間が経過するにつれ上限へ到達する者の年齢が低下していくこと。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>[予定昇給指標の変更時期]</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定昇給指標の見直しは、財政再計算、変更計算、法改正による標準報酬の上下限額の改定時などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。 <p>[ペアの反映]</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定昇給指標に将来のペアを反映させる場合には、基金から提示されたペアに関する将来の見通しを基礎に行うものとする。 なお、予定昇給指標に見込むペアの水準については、長期的視点に立ったものであることに留意すること。 ペアに起因する過去の昇給差損の発生状況が財政上軽視できないものと判断され、今後も同程度以上のペアの発生が見込まれる場合には、予定昇給指標にペアを見込むことが望ましい。 ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると基金が判断した場合には、この限りではない。 ペアを見込むことにより、これを見込まない場合に比して掛金率が低下する場合には、財政の健全性の見地より原則として見込まないことをとする。 将来加入員に係る給付現価、給与現価を算出するに当たって使用する加入時給与月額及び加入後の昇給率にペアを見込む場合には、予定昇給指標でのペアの見込みと整合性を図りつつも財政の健全性に留意して行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 尚、見直しの時期については、法改正が実施された年度末に限らず、財政再計算時でも可とする。 財政再計算時に、従前のペアの見込みが将来の見通しに沿わない等の理由によりこれを変更することができる。 なお、ペアの見込みのみを変更することも可。 例えば、予定利率を上回るペアの見込みは、母体における人事施策上の計画などの明確な根拠により短期間に限定して行う以外は不可とする。 また、負のペアの見込みは不可とする。 特に、加算部分において給付設計が最終給与比例制の場合には留意が必要である。 ペアの見込みが明確な根拠によるものである場合にはこの限りではない。 <p>(例示1) 静態的昇給指標を基礎に算定する方法</p> $B_x = B_{x-1} \times J_{x-1} \times (1 + ペア率)$ <p>B_x : x歳での予定昇給指標 J_x : x歳での静態的昇給指標による昇給率</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアを見込んだ予定昇給指数を算定する方法としては、静態的昇給指数を予め算定しこれにペアを考慮する方法（例示1）以外にも、合理的に直接にペアを見込む方法（例示2）も可とする。ただし、この場合においても静態的昇給指数を別途算定することで、ペアを見込んだことにより財政の健全性が損なわれていないことの確認が必要である。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定昇給指数については、統計資料（基礎データ）から得られる年齢別粗平均給与に対して補整を施したもの（年齢別補整給与）を基礎に算定すること。 (静態的昇給指数についても同様。) ・加算部分の加入員の対象が基本部分と概ね一致しておりかつ基本部分と同一の基準給与によっている場合には、加算部分の予定昇給指数として基本プラスアルファ部分のものを使用することも可とする。 ・基本プラスアルファ部分においては、代行保険料率算定用の予定昇給指数を使用することも可とする。 	<p>(例示2) 直接にペアを見込む方法</p> $B_x = B_{x-1} \times J_{x-1}$ $J_x = \frac{S_{x+j+1, x-x_0+1}^{(t)} - S_{x+j, x-x_0}^{(t+1)}}{L_{x+j+1, x-x_0+1}^{(t)} - L_{x+j, x-x_0}^{(t+1)}} \div n$ <p>B_x : x歳での予定昇給指数 J_x : x歳での昇給率 $S_{x,u}^{(t)}$: 基準日の t 年前応当日で年齢 x歳、勤続（加入）u年の者の総給与 $L_{x,u}^{(t)}$: 基準日の t 年前応当日で年齢 x歳、勤続（加入）u年の者の総人數 K : 年齢幅</p> <p>(例示) 補整方法は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小自乗法 ・グレヴィルの補整式による方法 ・その他

財政運営基準	実務基準内容	備考
- 才 予定昇給指数 (賞与)	<p>原則的な取扱い1</p> <p>総報酬を標準報酬部分と標準賞与部分に分離して、各々について予定昇給指数を算定し債務評価を行う場合について、予定昇給指数(賞与)は次のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準賞与部分の算定方法は予定昇給指数(報酬)の算定方法に準じる。 ・標準賞与部分は、母体企業の業績により大幅に変動する可能性があるため、年金財政の安定性に十分に留意する必要がある。 少なくとも3年以上の過去の賞与水準を確認し、年度毎に賞与水準が大きく増減している場合には、予定昇給指数(賞与)に基づき債務評価を行う方法が妥当かどうかを十分に検討すること。 <p>原則的な取扱い2 (賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合（以下、「予定賞与率」と言う。）として定める方法も可とする。 ・予定賞与率は、グループ区別に定める。 <p>〔予定賞与率の変更時期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定賞与率の見直しは、財政再計算、変更計算、法改正による標準報酬月額及び標準賞与額の上下限額の改定期などに、財政の健全性に留意の上で適宜実施すること。 <p>〔予定賞与率の算定方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定賞与率は、各年度の「1年間の賞与標準給与 / (報酬標準給与月額 × 12)」を基礎として過去3年間以上の加入員の実績及び将来の見通しに基づいて算定する。 ・異常年度の賞与実績の全てを使用しない等の処理により必ずしも連続した直近3年間以上とは限らない。 ・基準日が事業年度の末日と異なる場合、直前の事業年度末日以前3年間以上の実績とすることも可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賞与水準は、制度全体の平均年間賞与額、年齢別平均年間賞与額などから、変動の程度を確認する。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
予定新規加入員 力	<p>〔割(増)掛け〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞与の水準、傾向、安定性又は将来の動向(見込み)等を考慮して、基金財政の健全性の観点から必要と認める場合は、予定賞与率の割(増)掛け等により補正することができる。 ・掛け率が低下する方向への割(増)掛けは原則として行わないこととする。 <p>〔異例処理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。 <p>「将来の加入員の見込みは、予定新規加入員を過去3年間以上の新規加入員の実績又は将来の見通しに基づき、予定加入年齢並びに加入員の総数及び給与総額(1)に対する一定割合(以下、「新規加入員率」と「新規加入員給与総額率」と言う。)として定めることを原則とする。」</p> <p>・将来の加入員の見込みは、グループ区別に定める。</p> <p>〔将来の加入員の見込みの変更時期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の加入員の見込みは、財政再計算時に見直すことを原則とし、制度変更に当たっての財政計算においては、財政上必要であると判断される場合に適宜見直すものとする。 <p>〔除外データの抽出〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定の基礎となるデータのうち次の事象に該当するものについては、その事象の恒常性又は異常性を考慮の上、必要に応じて影響を排除すること。 ・新規適用事業所又は全喪事業所に係るデータ ・臨時雇等の短期雇用者 	<p>1給与総額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本プラスアルファ部分は標準給与総額となる。なお、賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、標準給与総額を「(報酬標準給与の月額の総額の12倍) × (1 + 予定賞与率)」と読み替える。(加算部分において総報酬制を導入する場合も同様) ・加算部分は加算給与の月額の総額の12倍となる。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象加入員の範囲変更 ・企業、基金の合併 などの変更計算時

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・定年後新規雇用者 ・再加入者 ・企業の合併、基金の合併等があった場合など <p>[異例処理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間以上の算定の基礎となるデータを得られない場合には、財政の健全性に配慮の上、従前の見込みを適宜補正することにより算定することができる。 <p>予定新規加入年齢 〔基本プラスアルファ部分の算定方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本プラスアルファ部分の予定新規加入年齢は、過去3年間以上の新規加入員の実績を次の算式により加重平均して得られる年齢により見込むことを原則とする。 $\frac{\sum_{t=0,1,\dots,x}^{(t)} B_x \cdot S_x}{\sum_{t=0,1,\dots,x}^{(t)} B_x} = \frac{\sum_{t=0,1,\dots,y}^{(t)} B_x \cdot S_y}{\sum_{t=0,1,\dots,y}^{(t)} B_x}$ <p>$B_x^{(t)}$: 基準日の t 年前応当日の直前1年間ににおける x 歳での新規加入員の総報酬標準給与月額 S_x : 予定基礎率（予定昇給指数は予定昇給指数（報酬）を使用）に基づく給付現価率 N_x : 予定基礎率（予定昇給指数は予定昇給指数（報酬）を使用）に基づく給与現価率 y : 平均年齢（求めるべき年齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政の健全性の見地より単純平均加入年齢を使用することも可とする。 ・基本プラスアルファ部分の予定新規加入年齢は、代行保険料率算定用の将来の加入員の見込みを使用することも可とする。 <p>[加算部分での算定方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算部分の予定新規加入年齢は、過去3年間以上の新規加入員実績の単純平均により算 <p>例えば、型基金などにおいて新規加入員の加入時給与の把握が困難な場合には、以下の様な合理的な手法により加入時給与を推計してもよい。 (例示) <ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で捉えられる該当者の給与実績および昇給指数を用いて新規加入時の給与を推計する方法 ・直近1年間の新規加入員の年齢別の平均給与を用いて新規加入時の給与を推計する方法 <p>なおこの場合は、様式の平均給与欄、伸び率欄はブランクとし、新規加入年齢の算定に用いた方法を「新規加入者の見込みの算定方法」欄に記載する。</p> <p>(例示) <ul style="list-style-type: none"> ・年齢による加入制限がある場合の最低加入年齢 </p> </p>	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>定する方法など他、合理的な方法により算定すること。</p> <p>・加算部分の加入員の範囲が基本部分と概ね一致している場合には、基本プラスアルファ部分のものを使用することも可とする。</p> <p>〔将来の見通しの反映〕</p> <p>・将来において新規加入年齢が上昇（低下）する明確な根拠がある場合は、財政の健全性に配慮の上で、将来の見通しを上述の方法により算定した年齢に反映することができるものとする。</p> <p>・過去の状況から新規加入年齢の上昇傾向が顕著であり、これに起因する財政上の差損が軽視できないと判断される場合には、今後の見通しを勘案の上で財政の健全性の見地より必要に応じて将来の年齢の上昇を反映させることができない。ただし、当不足金について将来的に事後償却が可能であると基金が判断した場合には、この限りではない。</p> <p>予定新規加入員数 〔算定方法〕</p> <p>ア)新規加入員率は、前記により定めた予定加入年齢で加入した場合の予定加入員期間及び基準日における加入員総数に基づき、新規加入が毎年定常に発生し、その結果として定常状態における加入員総数が将来見込まれる加入員総数と一致するなど合理的に見込むことを原則とする。</p> $L_N = L \times \text{新規加入員率} = \frac{L}{e_x}$ <p>L : 将来見込まれる加入員数など</p> <p>e_x : 加入年齢 × 歳の平均加入員期間 (予定脱退率を用いて算出したもの)</p> <p>イ)ア)により算定した予定新規加入員数が、過去の実績又は将来の見通しに照らして著しく大きいと判断される場合には、経過措置的に基準日から一定の期間について見込みを適宜減少させること。 なお、一定の期間については、将来の見通しに関する明確な根拠を得られる場合にはこれに基づく期間を、特に得られない場合には概ね次回再計算までの期間などにより設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本部分と給付設計が類似している場合に、基本プラスアルファ部分で定める方法 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母体における人事施策上の計画など。 <ul style="list-style-type: none"> ・加入員数の増加を見込むことが合理的である場合でも財政上の健全性に配慮すること。 ・将来見込まれる加入員総数が合理的に見込めない場合には、基準日における加入員総数を用いることも可とする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
- キ 指標の予測	<p>すること。</p> <p>〔新規加入員率を使用しない見込み方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の人員規模の変動に関する明確な根拠が、具体的に将来の加入員総数、あるいは新規加入員数により基金から提示がある場合には、上述のア)にかかわらず各年度の新規加入員数を新規加入員率によらず直接に見込むことも可とする。 <p>予定新規加入員給与総額 〔算定方法〕</p> <p>ア)新規加入員給与総額率は、予定新規加入員率と同様に、定常状態における加入員の給与総額が基準日での給与総額と一致するものとして算定することを原則とする。</p> <p>イ)報酬標準給与と賞与標準給与を別々の昇給指数により見込んでいる場合には、報酬標準給与総額率と賞与標準給与総額率を別々に見込むことも可とする。</p> <p>カ)予定新規加入員数を見込む上で将来の加入員規模を一定としていない場合、あるいは給与指数に将来の賃金の変動を見込んでいる場合など、ア)・イ)の方法によることが相応しくないと判断される場合には、財政の健全性に配慮の上で、過去の実績の単純平均、又は予定昇給指数の算定の基礎とした補整給与を用いることも可とする。</p> <p>・なお、予定昇給指数にペアを見込んでいる場合には、ア)による新規加入員給与総額率、イ)による報酬標準給与総額率及び賞与標準給与総額率の算定には静態的昇給指数を使用すること。</p> <p>・また、予定新規加入員給与総額を補整給与により見込む場合には、予定昇給指数の算定期から基準日までの賃金の変動を考慮して適宜補正すること。</p> <p>・給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて基金が主体的に決定すること。</p>	<p>(例示)</p> <p>標準給与として報酬標準給与月額及び賞与標準給与額による場合の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績の単純平均 $(\text{加入時報酬標準給与月額}) \times 12 + (\text{加入年度の賞与標準給与額} \times 12 / \text{加入月数}) \text{の平均}$ 補整給与 $\text{補整報酬標準給与月額} \times 12 + \text{補整賞与標準給与額}$ 又は $\text{補整報酬標準給与月額} \times (1 + \text{予定賞与率}) \times 12$
		<p>指標に「国債の利回り」を選択した場合のその見通しの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価時点での指標そのもの 直近 年間の平均 市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値 プラスアルファ算定に用いた予測値等、将来の年金財政への影響を勘案した上で慎重に決定すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- ク その他の基礎率	<p>・その他の基礎率は、過去の実績及び将来の見通しに基づいて算定すること。</p> <p>[一時金選択率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況(一時金選択者・選択一時金額等)及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。 <p>[障害発生率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績の使用が困難な場合は、公的年金の障害発生率等を適宜補正して使用する等、合理的に設定する。 ・ただし、障害給付金が老齢給付金及び脱退一時金と原資ベースで水準が大きく異なる等、財政に与える影響が少ないと見込まれる場合は、障害発生率を見込まないことも可とする。 <p>[連生年金の年金現価]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連生年金においては、財政による影響が少ないと見込まれる場合は、合理的な近似による計算も可とする。 <p>[連合会移換者に係る移換額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会移換者に係る移換額の見込みは、下記の通り行うこと。 <p>代行部分に係る移換額</p> <p>原則として、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額(平成22年1月15日告示)」にある年金現価率を使用すること</p>	<p>(例示)</p> <p>一時金換算利率を下限予定利率で設定しており、年金現価が選択一時金を大幅に下回っている場合に使用過去の一時金選択実績が多く、恒常的に選択益が出ている場合に使用</p> <p>・実績による率設定を否定するものではないが、通常はサンプル数が少なく、公的な統計等を参考にするのが妥当</p> <p>・新基準（障害）（「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」第2-7-(1)-(1) - の基準をいう。第11参照）に基づく額の障害給付金の支給を行う場合は、障害発生率を0を上回るように実績等に基づき合理的に見込む必要があり、見込まないことは不可。</p> <p>・これら以外の基礎率を設定する場合は、給付内容などに応じ合理的に設定する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害給付金を障害等級ごとに給付する場合に、等級ごとの障害発生率を使用 ・連生年金において、有遺族率（有配偶率、配偶者なし有子率）、配偶者の年齢、子の年齢を財政に反映 <p>・平成26年4月以降については、基本部分に関し連合会移換が行われなくなることからその点留意すること。なお、財政計算および財政決算の取扱いは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遅くとも基本部分の標準掛金を算出する財政計算から連合会移換廃止を織り込むこと。 ・連合会移換廃止を織り込んだ財政計算後に実施する財政決算から

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>基本プラスアルファ部分に係る移換額 移換先の規約に定める移換現価率の実績及び将来の見通しに基づいて、年金財政の健全性を勘案して合理的に決定した予定利率及び予定死亡率にて算出した年金現価率を使用すること。</p> <p>・なお、基本プラスアルファ部分の標準掛金率算定にあたっては、連合会移換者かどうかの判定を基準日以前の勤務期間を含めて行うことを原則とする。</p> <p>・財政上の健全性を考慮して、将来的な死亡率の改善を見込んで死亡率に一定の割掛けを行つた上で算出した年金現価率を使用すること也可。 ただし、財政への影響が小さい場合には、簡便な方法によることも可。</p>	<p>連合会移換廃止を反映する取扱いは可。</p> <p>(理由) 財政方式として開放基金方式を用いる場合、数理上標準掛金率の計算にあたって「財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しないで算定する」取扱いを原則としている。しかし、基金の状況（特に移換現価率の予定利率と基金の予定利率に大きな乖離がある場合等）によっては、加入員別に見た場合、全期間の給付現価を将来期間分の給付現価が上回る可能性すらあるため。</p> <p>(例示) 全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算（移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合） 連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算</p>
第4-4-(3) その他の算定基礎	<p>「加入員数、加入員の給与等(2)に掲げる基礎率以外の算定基礎は基準日における実績を用いる。」</p> <p>・基準日が事業年度末日以外の場合、直前の財政検証における実績を基礎として、新規加入員、資格喪失者を反映した合理的な方法により推計したものを用いることができる。 なお、資格取得・喪失者が少なく、年金財政上の影響が軽微であると判断できる場合には、直前の財政検証の加入員等を用いることができるものとする。 ただし、給与変更を伴う変更計算の場合には、新給与を反映させた算定基礎を用いること。</p>	<p>・加入員については直前財政検証の加入員で当該基準日においても加入員である者は財政検証時の給与が継続したもの、新規加入員は加入日の給与が加入日以後継続したものとする等の方法により推定することができる。また、直前財政検証時以後加入資格を喪失した受給権者の給付額は直前財政検証時の給与が喪失日まで継続したものとして推定される額等合理的に算定される額と推定することができる。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(4) 資産額	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金算定に用いる資産額は基準日における（数理上資産額 - 納付改善準備金 - 繰入準備金 - 別途積立金 - 承継事業所償却積立金）とする。ただし、別途積立金は第5の取扱いにより基金の判断でとりくずした額を控除した後の額とする。 ・基準日が事業年度末日でない場合、数理上資産額を過大評価するがないよう留意し、以下のように推計した額を数理上資産額とすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 直前の財政検証における数理上資産額にその翌日から当該基準日までの間の期中収支差と運用収益を加えた額 イ. 基準日における残高証明ベースの固定資産時価に前事業年度末の流動資産を加え、流動負債及び支払備金を控除し、資産評価調整額を加算した額。 ただし、流動資産、流動負債、支払備金については可能な限り、実績を反映するものとする。 ウ. 基準日における加入員、給与をベースに変更前制度（合併、分割を含む）により算定した（数理債務 + 最低責任準備金 - 特別掛金収入現価 - 繰越不足金 + 別途積立金 + 承継事業所償却積立金 + 納付改善準備金 + 繰入準備金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アの運用収益として (前年度末数理上資産額 + 0.5 × 期中収支差) × 期中利回り × (前事業年度末からの日数 / 365) を用いることができる。 (例示) 期中利回りとして、以下の利回り等を使用することができる。 a. 前事業年度時価ベース利回り b. 予算で使用した時価ベース利回り c. 予定利率 d. 0 % ただし、使用する利回りが予定利率を超える場合には、直近の四半期の利回り等を参考に年金財政の健全性に十分留意すること。 ・承継事業所償却積立金を有する基金は、承継事業所償却積立金の評価に用いる期中の付利利率・付利方法について、規約に定めた評価方法を使用する方法のほか、上記（例示）の運用収益にかかる期中利回りとの関係や年金財政に与える影響に留意したうえで、合理的に見込む方法とすることができる。
第4-4-(5) 数理上掛金及び規約上掛金 - ア 数理上掛金の算定方法	<p>(ア) 代行型</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 規約上の標準掛金率の基礎となる基本プラスアルファ部分の数理上の標準掛金率は採用した財政方式により算定する b. 代行部分の未償却過去勤務債務残高（PSL） = 最低責任準備金 	<p>解散計画もしくは代行返上計画を策定している場合の掛金の設定については第4-6を参照すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ア)b及び(イ)cのPSL算定に際し、第4-4-(5)-1に定めるところにより算定した予想額又は評価損償却掛金収入現価がある場合には、これを除去すること。 ・また、財政計算で算定された標準掛金率及び特別掛金率が適用され

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>- 代行部分に配分した資産額 基本プラスアルファ部分の 未償却過去勤務債務残高 (PSL) = 基本プラスアルファ部分の数理債務 - 基本プラスアルファ部分に配分した資産額</p> <p>代行部分に配分した資産額および基本プラスアルファ部分に配分した資産額は、第 4-4-(4)により算定した資産額を、第 4-4-(5) - ア(1)の b、e もしくは g における基本部分及び加算部分の資産額の配分方法のいずれかに準じた方法により代行部分及び基本プラスアルファ部分に配分した額とすること。</p> <p>c . 代行部分の特別掛金率 = (b により定めた代行部分の PSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する標準給与現価)</p> <p>基本プラスアルファ部分の特別掛金率 = (b により定めた 基本プラスアルファ部分の PSL) ÷ (第4-4-(6)により定まる予定償却期間に対応する標準給与現価)</p> <p>・上記の標準給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。（加算部分においても同様）</p> <p>・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、上記の標準給与現価を「（報酬標準給与現価）×（1 + 予定賞与率）」と読み替える。（加算型の場合で加算部分において総報酬制を導入する場合も同様）</p> <p>・賞与標準給与額の変動が大きいことが予想されるため、財政の健全性の配慮の上、報酬標準給与からの</p>	<p>る予定償却開始日まで財政計算前の標準掛金率及び特別掛金率を適用することにより発生する年金財政上の過不足を加味することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本プラスアルファ部分先取りは不可 ・ある区分で未償却過去勤務債務がマイナスになった場合、当該区分の未償却過去勤務債務を 0 とし、当該マイナスの未償却過去勤務債務を他の区分の未償却過去勤務債務に加算すること。 ・代行部分の特別掛金率と基本プラスアルファ部分の特別掛金率とでそれぞれ異なる予定償却期間を設定することは可。 <p>・減少、増加のどちらの見込みも可。 ・財政の健全性に配慮して見込むこと。 ・将来の給与総額の変動については、財政決算における未償却過去勤務債務残高や減少事業所から一括徴収する掛金の算定においても同様に見込むことに配慮し、簡便な方法により見込むことも可。 (例示) 平均的な率として合理的に算定された一定率を将来の給与総額の変動率として全期間に適用し、現価率に織込む。 ・将来の見込みは、財政計算時に適宜見直すこと。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>み特別掛金を徴収することも可とする。この場合、掛金率の算定にあたっては、上記の標準給与現価を、報酬標準給与現価と読み替えて適用すること。(加算部分において総報酬制を導入する場合も同様)</p> <p>・基準日が事業年度末日でない場合には、直近の事業年度末から計算基準日までの付利利率として以下の ～の付利利率を用いて最低責任準備金を推計することができる。</p> <p>ただし、推計の際には、第4-4-(4)において使用した数理上資産額の推計方法との整合性を十分勘案し、未償却過去勤務債務を過小に評価するがないよう留意すること。</p> <p>直近までの実績を反映する場合 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に直近までの実績を使用して推計している場合、又は第4-4-(4)-イの方法を用いている場合 ...年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という)の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる收益率、又は「4半期運用状況」において公表されている收益率</p> <p>前事業年度までの実績を使用する場合 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に前事業年度の時価ベース利回りを使用して推計している場合 ...前事業年度の年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り</p> <p>予定利率を使用する場合 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に予定利率を使用して推計している場合又は第4-4-(4)-ウの方法を用いている場合 ...4.1%、計算時点において公表されている年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの直近5年平均利回り、又は「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値である厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回り。</p> <p>その他 数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に0を使用している場合 ...0%</p> <p>なお、平成26年3月末基準の計算にて最低責任準備金調整額を使用する場合には、以下の取扱いとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 加算型の場合及び(ウ) 財政方式として予測単位積増方式を採用する場合も、同様の方法により最低責任準備金を推計できる。 例えば、前事業年度の運用利回りが高く、最低責任準備金の推計に用いる利率が当該運用利回りに比べて相対的に大幅に低くなる場合であって、当事業年度の運用利回りが大幅に低下したような場合に、左記 を用いて推計すると未償却過去勤務債務残高を過小に評価することとなる場合があるため注意が必要である。 <p>(例示)直近までの実績を反映する場合の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の事業年度末：H26.3.31 計算基準日：H26.8.31 利率A：GPIFの直近の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる收益率 利率B：GPIFの「4半期運用状況」において公表されている收益率 <ul style="list-style-type: none"> a . H26.4.1～H26.8.31までの付利利率として利率B(4月～9月の通算)を使用する。 b . H26.4.1～H26.6.30までの付利利率として利率B(第1Q：4月～6月)、H26.7.1～H26.8.31までの付利利率として利率B(第2Q：7月～9月)を使用する。 c . H26.4.1～H26.8.31までの付利利率として当該5カ月相当分の利率Aを使用する。 d . H26.4.1～H26.6.30までの付利利率として利率B(第1Q：4月～6月)、H26.7.1～H26.8.31までの付利利率として当該2カ月分の利率Aを使用する。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>・基準日が事業年度末日でない場合には、第3-4における「当該事業年度の前事業年度における年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り（以下「厚生年金運用利回り」という。）に一を加えた率を十二分の九乗して得た率に当該事業年度における厚生年金運用利回りに一を加えた率を乗じて得た率」を「計算基準日前1年9ヶ月における厚生年金運用利回りに一を加えた率」とし、直近の事業年度末から計算基準日までの付利利率として以下の～の付利利率を用いて最低責任準備金調整額を推計することができる。</p> <p>ただし、推計の際には、第4-4-(4)において使用した数理上資産額の推計方法との整合性を十分勘案し、未償却過去勤務債務を過小に評価するこがないよう留意すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">直近までの実績を反映する場合</p> <p>数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に直近までの実績を使用して推計している場合、又は第4-4-(4)-イの方法を用いている場合</p> <p>…年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という）の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる收益率、又は「4半期運用状況」において公表されている收益率</p> <p style="margin-left: 2em;">前事業年度までの実績を使用する場合</p> <p>数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に前事業年度の時価ベース利回りを使用して推計している場合</p> <p>…前事業年度の年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り</p> <p style="margin-left: 2em;">予定利率を使用する場合</p> <p>数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に予定利率を使用して推計している場合又は第4-4-(4)-ウの方法を用いている場合</p> <p>…4.1%、計算時点において公表されている年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの直近5年平均利回り、又は「法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値である厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回り。なお、最低責任準備金調整額の推計の際に、直近事業年度末の最低責任準備金調整額を用いることも可とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">その他</p> <p>数理上資産額の推計に第4-4-(4)-アの方法を用い、運用収益に0を使用している場合</p> <p>…0%</p>	<p>・(1) 加算型の場合及び(4) 財政方式として予測単位積増方式を採用する場合も、同様の方法により最低責任準備金調整額を推計できる。</p> <p>・例えば、前事業年度の運用利回りが高く、最低責任準備金調整額の推計に用いる利率が当該運用利回りに比べて相対的に大幅に低くなる場合であって、当事業年度の運用利回りが大幅に低下したような場合に、左記を用いて推計すると未償却過去勤務債務残高を過小に評価することとなる場合があるため注意が必要である。</p> <p>・左記～において、資産の評価の方式に数理的評価による方式を採用している場合であって、資産評価調整加算額又は資産評価調整控除額に直近事業年度末の数値を使用している場合は、最低責任準備金調整額の推計の際に、直近事業年度末の最低責任準備金調整額を用いることも可とする。</p> <p>(例示) 直近までの実績を反映する場合の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の事業年度末：H22.3.31 ・計算基準日：H22.8.31 ・利率A：GPIFの直近の「業務概況書」に記載の基本ポートフォリオに基づき、市場インデックスで計算基準日まで運用したと仮定して得られる收益率 ・利率B：GPIFの「4半期運用状況」において公表されている收益率 <ul style="list-style-type: none"> a. H22.4.1～H22.8.31までの付利利率として利率B（4月～9月の通算）を使用する。 b. H22.4.1～H22.6.30までの付利利率として利率B（第1Q：4月～6月）、H22.7.1～H22.8.31までの付利利率として利率B（第2Q：7月～9月）を使用する。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(1) 加算型</p> <p>a . 規約上の標準掛金率の基礎となる数理上の標準掛金率は採用した財政方式により基本プラスアルファ部分と加算部分に区分して算定する。</p> <p>b . 第4 - 4 - (4)で算定した資産額のうち、基本取り方式により、基本プラスアルファ部分の数理債務相当額及び最低責任準備金の合計額を基本部分の資産として充当し、その残余を加算部分に充当する。</p> <p>c . 未償却過去勤務債務残高（P S L） = 加算部分の数理債務 - b で算定した加算部分の充当資産額</p> <p>d . 特別掛金率 = (c により定めた P S L) ÷ (第4 - 4 - (6)により定まる予定償却期間に対応する加算給与現価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の加算給与現価には、基準日以降における加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込むことができる。 <p>e . b ~ d によらず、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分に区分して特別掛金を算定することができる。この場合、以下の 方法により資産額を基本部分と加算部分に配分し、さらに、基本部分に配分された資産額を、第4-4-(5) - ア(ア) b に定めるところに準じて、代行部分と基本プラスアルファ部分に配分し、第4-4-(5) - ア(ア) b と c 及び c と d に定めるところに準じて、代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定すること。 また、代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余を から の方法に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分に配分し、c と d に定めるところに準じて、基本プラスアルファ部分及び加算部分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することも可。</p>	<p>c . H22.4.1～H22.8.31までの付利利率として当該5カ月相当分の利率Aを使用する。</p> <p>d . H22.4.1～H22.6.30までの付利利率として利率B（第1Q：4月～6月）、H22.7.1～H22.8.31までの付利利率として当該2カ月分の利率Aを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定額制の制度において、一人あたりの特別掛金額で設定の場合、加算給与現価を加算適用加入員現価(人数現価)に置換えて算出する。 (ア) c の備考欄参照 <ul style="list-style-type: none"> 代行部分と代行部分以外（基本プラスアルファ部分 + 加算部分）に区分して特別掛金を算定することは不可。 資産額を基本部分と加算部分に配分する方法と、基本部分に配分された資産額を代行部分と基本プラスアルファ部分に配分する方法は、同一方法でなくても可。 前回の財政計算が平成22年1月15日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第0115第1号)第3による改正前の財政運営基準による場合、基本部分を代行部分と基本プラスアルファ部分に分離して掛金計算することに起因して発生する後発債務分については、左記e ~ の方法にかかわらず、代行部分あるいは

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>基本部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>免除保険料率の変動幅が基本部分の規約上掛金率の変動幅となるように基本部分に資産額を充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（基本プラスアルファ部分の数理債務 + 最低責任準備金）と加算部分の数理債務の比により資産額を按分する方法。</p> <p>直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における（基本プラスアルファ部分の数理債務 + 最低責任準備金 - 基本部分の特別掛金収入現価 - 基本部分の特例掛金収入現価）と加算部分の（数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価）の比により資産額を按分する方法。</p> <p>最低責任準備金を先取りとし、残余資産を上記～に準じて基本プラスアルファ部分及び加算部分へ充当する方法。</p> <p>～のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の規約上掛金率が当該財政計算の前後で変わらないために必要な額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>～のいずれかの方法により加算部分に配分された資産額のうち、加算部分の数理債務に相当する額を上回る額を、基本部分に配分された資産額と合わせて基本部分に充当し、加算部分に充てる資産額はその残余とする方法。</p> <p>f. 加算部分に複数の給付区分を設けている場合は、給付区分ごとに特別掛金を算定することができる。</p>	<p>は基本プラスアルファ部分の特別掛金として算定して償却することも可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。 「当該財政計算の基準日」における数理債務等の債務は、財政計算前の額、財政計算後の額いずれ也可。 「加算部分の規約上掛金率」は、新たに設定した予定償却期間に基づいて算定しても可。 <ul style="list-style-type: none"> 「給付区分」とは、複数の給付設計を組み合わせる場合又は労働条件の類似する加入員を構成員とするグループ区分ごとに異なる給付設計を行う場合において、給付設計ごとに区分したものという。 給付区分ごとに特別掛金を算定するときは、給付区分ごとに異なる償却方法・予定償却期間・償却割合を設定することが可能。 複数の給付区分を一つの給付区分として考え、（当該一つの）区分全体の債務・資産により算定した未償

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考						
	<p>給付区分特例を実施している場合と実施していない場合（原則的な扱い）で以下の取扱いになる。</p> <p>原則的な扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> b 又は e に定めるところにより加算部分に配分された資産額を、以下のいずれかの方法（以下、「加算資産按分方法」という。）により更に各給付区分に配分し、c と d に定めるところに準じて、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">資産の配分方法</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">数理債務の比により按分</td> <td style="padding: 2px;">・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">「数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価」の比により按分</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。 「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未償却過去勤務債務残高が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。 控除される他の給付区分が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各給付区分から控除すること。 <p>給付区分特例を実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付区分ごとに区分された資産額により、c と d に定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定する。 	資産の配分方法	按分比の基準日	数理債務の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日	「数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価」の比により按分		<p>却過去勤務債務残高に基づき、一つの特別掛金として設定することも可。（ただし、給付区分特例を実施している場合は、給付区分特例の区分を跨いで一つの特別掛金として設定することは不可。）</p> <p>・制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可。</p> <p>(例示) 合理的な方法 採用した加算資産按分方法に準じて按分した額を各給付区分から控除する。</p> <p>(例示) 「基本部分 + 加算部分 1」を共通給付区分として資産を一体管理し、「加算部分 2」の資産を別途区分して管理している場合。 共通給付区分の資産額を上記 b 又は e の方法に準じて基本部分と加算部分 1 に按分する。 「基本部分」、「加算部分 1」</p>
資産の配分方法	按分比の基準日							
数理債務の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日							
「数理債務 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価」の比により按分								

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>及び「加算部分2」それぞれの未償却過去勤務債務残高により特別掛金を算定する。なお、給付区分ごとに異なる償却方法・予定償却期間・償却割合を設定することが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の給付区分を一つの区分とみなして給付区分特例を実施している場合、当該（一つの区分とみなした）給付区分の資産額を、更に給付区分ごとに按分して、給付区分ごとの特別掛金を算定することができる。 (例示) 「加算部分2+加算部分3」を一つの区分みなして給付区分特例を実施している場合。 当該（一つの区分とみなした）給付区分の資産額を、加算部分2と加算部分3に按分し、特別掛金をそれぞれ算定することが可能。なお、資産額の按分方法は、加算資産按分方法による。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに、特別掛金の算定及び給付区分別途積立金の積み増しを行うため、制度全体でみると「特別掛金収入現価の増加」と「別途積立金の積み増し」が同時に行われる場合がある。 ・制度全体ではなく、ある給付区分のみの不足金の解消を目的とする財政計算は実施不可。 (例示1) 区分A：不足、区分B：剩余 財政計算を行い、区分Aの不足を解消し、区分Bの剩余は給付区分別途積立金として留保 (例示2) 区分A：剩余、区分B：剩余 財政計算を行い、区分Aの剩余を用いて区分Aの特別掛金を引き下げ、区分Bの剩余は給付区分別途積立金として留保 (例示3) 区分A：不足、区分B：不足 財政計算を行い、区分A、Bの不足を解消。（区分Aのみ、又は区分Bのみの不足の解消は不可。）

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
イ 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額	<p>g . b ~ f によらず、全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務及び最低責任準備金の合計額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額及び最低責任準備金の額を、それぞれ基金全体の数理債務及び最低責任準備金の額から控除したうえで、b ~ f に定めるところに準じて未償却過去勤務債務残高を算定し、特別掛金を算定することができる。</p> <p>(ウ) 上記(ア)、(イ)にかかわらず、財政方式として予測単位積増方式を採用する場合、 未償却過去勤務債務残高 (P S L) = 加入員や受給権者の過去勤続期間に獲得された給付額をベースに算定する数理債務 + 最低責任準備金 - 第 4 - 4 - (4)により算定した資産額</p> <p>・積立不足の予想額の見込みについては基金（母体）から資料を徴求する（一時的である旨の確認を含む） ・特例掛金は、加入員の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却）。 ・拠出開始日は基準日の翌々日から 1 年以内の任意の日とできる。拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金率適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金率適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日までに財政計算を行う場合は、当該財政計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の給付区分のみ制度変更する場合は、当該制度変更により変動した過去勤務債務の額により特別掛金を算定することが可能（当該給付区分が剩余（給付区分別途積立金を計上）である場合は、その他の給付区分の繰越不足金を解消しない取扱いも可）。 ・受給権者に係る最低責任準備金は、基金全体の最低責任準備金を過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入員規模が著しく予定を下回る場合の掛け金収入減少見込額（掛け金を一人あたりの額あるいは基準給与 1 円あたりの率で定めている場合） ・脱退及び昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損及び昇給差損の額（過去の実績から合理的に推計した額） ・予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
ウ 掛金の調整	<p>「前記アで算定した未償却過去勤務債務残高が負の場合、次の調整により標準掛金率を引下げることができる。」（ただし、代行部分を除く。）</p> <p>(ア) 代行型 負の未償却過去勤務債務残高を標準給与現価で除して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準掛金率に加えた率を標準掛金率とする。</p> <p>(イ) 加算型 負の未償却過去勤務債務残高を加算給与現価で除して算定した負の掛金率を同 a で算定される標準掛金率に加えた率を標準掛金率とする。 なお、負の未償却過去勤務債務残高について、前記ア、(イ)e の取扱いを準用し合理的な方法により、掛金率の調整を行うことができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特例掛金の計上例 基本、加算部分の一方に計上 差損の発生区分に応じて計上 (例えば、利差損の予想額を、「最低責任準備金 - 代行部分の特別掛金収入現価」、基本プラスアルファ部分の「数理債務 - 特別掛金収入現価」、加算部分の「数理債務 - 特別掛金収入現価」の比でそれぞれ計上) 調整を行わない場合、負の未償却過去勤務残高相当額の全部、また、行う場合においても一部を標準掛金率の引下げに用いず、別途積立金積増金で処理することができる。
第4-4-(6) 過去勤務債務の 予定償却期間	<p>【基本的考え方】 未償却過去勤務債務は、将来の給付を行うにあたって標準掛金による収入及び資産額では賄いきれない部分であるため、一定の償却期間を定めて早期かつ確実に償却しなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定償却期間の定義 「ア．予定償却開始日」から、「イ．予定償却完了日」までの期間を予定償却期間と定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4-4-(5)-イの予想額を除いた過去勤務債務について記載
ア 予定償却開始 日	<ul style="list-style-type: none"> 第4-1-(1)基金設立時等の財政計算、同(3)変更計算（才．責任準備金の確保、力．最低積立基準額及び最低責任準備金の確保を除く）の場合は、設立日或いは制度変更日を予定償却開始日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4-1-(1)の各号、第4-1-(3)-ア、第4-1-(3)-キ又は第4-1-(3)-クのいずれかに該当する場合、予定償却開始日は基準日の翌日から認可申請日の翌年の応当日までの間の任意の日であるが、当該認可申請日とは、認可申請書の提出の日をいう。 (例示) 1．N年2月1日を基準日とする、 N年10月1日付新設の場合 N年10月1日 2．N年3月31日を基準日とする、

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
イ 予定償却完了日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(2)財政再計算、(3)-才、力の場合は、新掛金率適用開始予定日を予定償却開始日とすることを原則とする。 ・未償却過去勤務債務残高とは原則として特別掛金収入現価とする。（以下第4において同じ。第3-3-(3)イ参照） ・ベア（第4-4-(2)-工予定昇給指数参照）を見込んでいる場合であっても、特別掛金収入現価の計算においては原則として反映しない。 ・第4-1-(1)の基金設立時等の財政計算及び同(3)-ア給付の変更の場合に限り期間の上限（20年。）の起算を設立日又は、制度変更日からとできる。 ・「未償却過去勤務債務」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金をとりくずす場合はとりくずし後の額とする（下記ウにおいて同じ。）。 ・「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」は、「未償却過去勤務債務」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。 ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする（下記ウにおいて同じ）。ただし、当該財政計算前に掛金引上げ猶予を適用している場合には、掛金引上げ猶予を適用した財政計算における数理上掛金に基づく特別掛金収入現価とする。 ・「……未償却過去勤務債務を3年で償却するときの掛金……」における3年とは、償却開始日から償却完了日までの期間をいう。 ・財政計算時において残余償却期間が3年を下回る場合（下記工（「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合）に該当する場合を除く。）、「未償却過去勤務債務」を残余償却期間で償却することは不可。 ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。 ・償却完了日は、基準日から起算する 	<p>N+1年4月1日付給付の変更の場合 N+1年4月1日</p> <p><参考> 厚生年金基金規則第32条第5項 「第2項の補足掛金額は、厚生労働大臣の定める方法により計算されなければならず、かつ、その額のうち過去勤務債務に係る掛金の額は、原則として二十年以内の範囲内で当該債務が償却されるように計算されなければならない。」</p> <p>・移行に伴う評価損償却のための特別掛金と通常の特別掛金で、予定償却完了日を異にすることができる。</p> <p>変更の趣旨からして繰越不足金の解消を留保できると考えられる場合には、繰越不足金の解消は不要（例示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所編入、合併に伴う一部事業所のみの特別掛金率の変更 2. 積立水準の回復計画に基づく、償却期間短縮による特別掛金率の変更 3. 積立水準の回復計画終了時の、償却期間延長による特別掛金率の従前復帰 <p>・予定利率を変更して財政計算を行う際に「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」の額を算定する場合、先発の過去勤務債務は新しい予定利率を用いて算定した特別掛金収入現価とする。</p> <p>・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。</p> <p>・償却完了日は、基準日から起算する</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>「額」は、前記の「当該財政計算において新たに発生した過去勤務債務」と同じものである（下記ウ、エにおいて同じ）。</p>	<p>ため、予定償却開始日が基準日と異なった場合、その分許容される最長の予定償却期間が短くなる。</p> <p>（例示） 再計算日：N年3月31日 予定償却開始日：N+1年4月1日の場合 ・最長の予定償却期間：19年 ・再計算後の特別掛金率 $\frac{\text{未償却過去勤務債務残高}}{\text{給与総額} \times 19 \text{年確定年金現価率}}$ $\frac{\text{未償却過去勤務債務残高}}{\text{給与総額} \times 1 \text{年据置} 19 \text{年確定年金現価率}}$ $(\text{未償却過去勤務債務残高} - \text{再計算前特別掛金による1年間償却分}) / (\text{給与総額} \times 1 \text{年据置} 19 \text{年確定年金現価率})$</p>
-ウ	<ul style="list-style-type: none"> 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の償却が完了していない場合（下記エに該当する場合を除く。）の予定償却期間の設定は以下のとおり行うこと。 	
-ウ-(ア)	<ul style="list-style-type: none"> 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」について、以下に定める年数aから、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却した場合の掛金の額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」につき前記イの規定に基づき計算された額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 <p>a : 最初に発生した過去勤務債務の予定償却期間の上限を20年（注）とし、以降、先発債務及び後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可</p>	<p>次の掛け下限となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回の財政計算で初めて過去勤務債務が生じた場合 <p>「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」: A 1 「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」: A 2 前回財政計算から今回財政計算までの期間: T とするとき、 $A 1 / (20-T) \text{年確定年金現価率} + A 2 / 20 \text{年確定年金現価率}$ また、このとき、 $(A 1 + A 2) / \text{上記の掛け下限}$ が、予定償却期間の上限に基づく年金現価率</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>イメージ図(予定償却期間の上限)</p> <p>この図は、横軸に「前回」と「今回」、縦軸に「T」とある直角座標系です。右側に「20年」の矢印があります。斜線で示す範囲内に、A1とA2という2つの長方形があります。A1は「T」から始まる直角な長方形で、A2はその上部に位置する直角な長方形です。A2の右側の辺が斜線で示されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> なお、前回の財政計算で下記工を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合はウにより左記取扱いが可能。
- ウ - (イ)	<ul style="list-style-type: none"> 「未償却過去勤務債務」について前記イの規定に基づき算定した特別掛金の額として計算される予定償却期間 	<ul style="list-style-type: none"> 当該特別掛金は前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。ただし、前回の財政計算において定めた予定償却完了日が、今回の財政計算の新掛金率適用日以前である場合は、この特別掛金の比較要件を適用する必要はない。 上記の特別掛金の比較要件における「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該比較要件においては、（変更前後とも）数理上特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。ただし、前回の財政計算時に掛金引上げ猶予を適用している場合の「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「掛け引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上特別掛金」とし、当該比較要件においては、（変更前後とも）数理上特別掛金同士で比較を行うこと。
- エ	<ul style="list-style-type: none"> 「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るとき」とは、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合である。 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、前記イの「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」と同じものである。 	<ul style="list-style-type: none"> 別途積立金を取崩して特別掛金を引下げる財政計算もエを適用する。 特別掛金を引下げる場合、年金財政の健全性に留意して行うこと。特に回復計画を実施中の場合には、回復計画策定当初における回復時期が延長されることがないように特別掛金を設定する必要がある。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(7) 過去勤務債務の その他の償却方 法	<ul style="list-style-type: none"> 「前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間」は、今回の財政計算において定める予定償却開始日から前回の財政計算において定めた予定償却完了日までの期間とする。 予定償却完了日の設定は以下の通りに行う。 <ul style="list-style-type: none"> 前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年以上の場合 予定償却開始日から3年以上かつ前回の財政計算において定めた予定償却完了日以前の任意の日 前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年未満の場合 前回の財政計算において定めた予定償却完了日（償却期間不变で特別掛金の引下げは可だが、償却期間の短縮は不可。） 「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」が0となるように別途積立金を取崩し、特別掛金を廃止することは可。 「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、当該負の額の全部又は一部を別途積立金積増金で処理する取扱いも可。 <p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 負の額の全部を別途積立金積増金で処理し、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」 = 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」となることから財政計算の前後で特別掛金額・残余償却期間を不变とする取扱い。 <p>【基本的考え方】</p> <p>過去勤務債務を早期に確実に償却するために、前記(5)、(6)以外の償却方法として弾力償却、定額償却、定率償却を探ることができる。 償却方法のみの変更（償却期間の短縮、定額償却、定率償却の導入、弾力償却への変更）を行うことができる。なお、繰越不足金がある場合は、同時に解消する必要があるが、繰越不足金の解消を留保できると考えられる場合には、繰越不足金の解消は不要 また、特別掛金の一括引上げが困難な場合、段階引上げ償却を探ることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工に該当する場合、予定償却完了日を前回の財政計算において定めた予定償却完了日より後にすることは不可。 前回以前の財政計算において発生した過去勤務債務の償却期間について、前回以前の財政計算の基準日から20年経過後の予定償却完了日まで延長することができるのは、前記ウ-(ア)に該当する場合のみ。 当該負の額の一部を別途積立金積増金で処理し、残りの額を特別掛金の引下げに使用することも可。
弾力償却	<p>【基本的考え方】</p> <p>過去勤務債務を予定より早く償却するために掛金の上下限を定め、その範囲で弾力的に償却を行う。</p>	<p>特別掛金率(額)を変更する場合の取扱い</p> <p>a. 当該年度において適用する特別掛金率(額)を従前の率(額)から変更する場合には、規約変更の認可申請書を変更日の1ヶ月前までに提出すること。</p> <p>b. 期中における変更については、制度変更、基金合併、その他の合理的な理由がある場合に限る。</p> <p>・設立事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を（下限掛金と上限掛金の</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
イ 定額償却	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の取扱い 弾力償却を行った場合の財政検証時の過去勤務債務の予定償却期間は、「第3-3-(2)-才過去勤務債務の残余償却期間」による。 ・財政計算時の取扱い 前回財政計算時以降弾力償却を行って、予定償却期間を短縮した場合、今回財政計算の予定償却期間は、短縮以前の予定償却期間から今回財政計算時までの経過期間を控除して得た期間とすることができる。 ・下記「イ．定額償却」、「ウ．定率償却」の場合は弾力償却はできない。 <p>【基本的考え方】 第4-4-(5)に定める方法を探った場合、加入員数が減少すると過去勤務債務が予定どおり償却されないことがある。この場合、定額償却を探ることにより各事業年度の総額が固定されるため、当初の予定どおり確実に償却することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度の特別掛金の総額の定め方 特別掛金の額の算定基礎となる未償却過去勤務債務残高 ／第4-4-(6)に準じて定めた予定償却期間に応じた確定年金現価率 結果は小数点以下四捨五入し、端数は予定償却期間の最終年度で調整する。 ・各事業年度の賦課方法の定め方 事業所ごとや各月ごとの賦課方法については予め定めた合理的な方法によるものとする。 	<p>範囲内で)設定するにあたり、(同一給付区分内では)予定償却期間が全ての設立事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。(ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。)</p> <p>・次のようなケースにおいて、弾力償却の上限掛金を定める最短償却期間は、予定償却期間の「k-1年」を基準とする。 計算基準日 : n年3月31日 予定償却開始日: n+1年4月1日 予定償却完了日: n+k年4月1日 (k>1) なお、上限掛金は「予定償却開始日からの期間」に基づいて算定することを原則とする。</p> <p>・第3-3-(2)-才過去勤務債務の予定償却期間の備考欄参照</p> <p>(例示) ・1人あたり一定額又は給与あたり一定率として定める方法 a. 次のb以外の場合</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
ウ 定率償却	<p>【基本的考え方】</p> <p>第4-4-(5)に定める方法を採った場合、償却開始当初は利息負担が大きいため債務残高はゆっくり減少するが、定率償却では償却開始当初は償却額が大きくなるため、急速に減少させることができる。</p> <p>・各事業年度の特別掛金の総額の定め方</p> <p>前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額 \times 儻却割合 (0.15 ~ 0.50)</p> <p>・各年度の賦課方法の定め方</p> <p>前記イ定額償却の場合と同様とする。</p>	<p>各事業年度の特別掛金の総額 $/$ (当該事業年度の事業計画書における平均加入員数又は平均給与月額による総給与 \times 当該事業年度中の月数)</p> <p>b . 変更計算で事業年度の途中から掛金率を変更する場合の当該事業年度分</p> <p>当該事業年度の特別掛金の総額 $/$ (当該変更年月分の掛金額算定期の加入員数又は総給与 \times 当該事業年度中の月数)</p> <p>事業年度間の人員異動による過不足については調整しない。</p> <p>・各事業年度の特別掛金の総額を当該事業年度中の月数で除して各月の掛金額とする方法</p> <p>・定率償却の場合、各事業年度に発生する差損益は当年度剰余金又は不足金として処理されるため、財政計算時に、次回財政再計算時までの各事業年度末の過去勤務債務残高の見込額が確定する。</p> <p>(例示)</p> <p>・前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額 $=$ 前々事業年度末未償却過去勤務債務残高 \times (1 + i)</p> <p>- 債却方法に従って前事業年度中に償却される過去勤務債務 \times $(1 + i)^{1/2}$</p> <p>・ここに i は、第4-4-(2)アの予定期率とする。</p> <p>・事業年度が12カ月でない場合の償却額の算出方法の例示</p> <p>(例示) 設立日が10月1日で償却割合50% (第1事業年度が18カ月)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目に到来する3月末までの期間とその後の1年に分ける。 ・3月末までの6カ月間は $50\% \times (6/12) = 25\%$ の償却額を設定する。 ・その後の1年は、4月1日時点の未償却過去勤務債務残高 = $100\% \times (1 + i)^{1/2} - 25\% \times (1 + i)^{1/4}$ として償却額を算定する。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 未償却過去勤務債務残高の全部償却の可否の判定のための当該事業年度の標準掛金の総額の定め方 標準掛金率 × 当該事業年度の予算編成時点の加入員数又は総給与 × 12 ここに標準掛金率は基本部分、加算部分合計とし、これを移行に伴う評価損の見込額と、前記、前事業年度末の過去勤務債務残高の見込額の総合計と比較する。 予定償却期間の算定方法 $P S L_0$: 財政計算時の未償却過去勤務債務残高 $P S L_t$: 財政計算から t 年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高 R : 償却割合 としたとき、 $P S L_t = P S L_{t-1} \times (1 + i) - P S L_{t-1} \times R \times (1 + i)^{1/2}$ で順次計算した $P S L_t$ が、 標準掛金率 × 財政計算時点の加入員数又は総給与 × 12 を初めて下回る t に対して、$t + 1$ を予定償却期間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 予定償却期間の下限である 3 年、及び上限である 20 年の制約は受けない。
- 工 段階引上げ償却	<p>【基本的考え方】 特別掛金水準が高くなり、一括引上げが困難な場合、一定の要件を満たす場合に限り、特別掛金の引上げを段階的に行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政計算の基準日の翌々日から起算して 5 年以内に定期的かつ引上げ幅が経年に大きくならない方法で段階的に引上げること。 	<ul style="list-style-type: none"> 初回の掛金引上げを基準日の翌々日より起算して 1 年を超えるように設定することは不可。 定期的であれば 1 年毎の他に 2 年毎などの方法も可。 「引上げ幅が経年に大きくならない方法」とは、n 年後の引上げ幅が k ($0 < k < n - 1$) 年後の引上げ幅以下となることをいう。 また、引上げ幅算定の際に使用する掛金率は「端数を持った掛金率」とすることができる。 <p>(例示) 計算基準日 : H 18/3/31 現行特別掛金率 : 10% 掛金初回引上げ日 : H19/4/1</p> <p>例 1 : 引上げ幅が同じケース H19/4/1 : 15% H20/4/1 : 20% H21/4/1 : 25% H22/4/1 : 30% H23/4/1 : 35%</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>・次の(ア)～(ウ)の要件を満たしていること。</p> <p>(ア)掛金引上げの時期及びその掛金を規約に定めること。</p> <p>(イ)段階引上げに基づく特別掛金収入現価は未償却過去勤務債務残高を上回っていること。</p> <p>(ウ)段階引上げ期間中の財政計算により特別掛金を見直すときには、従来の段階引上げ掛金に、後発債務に対応する特別掛金(新たに段階引上げ償却する場合を含む。)を加えたものとし、又は、前記(6)-ウ-(イ)、前記ア若しくはこの工(見直し後の特別掛金は見直し前の特別掛金を下回らないものとすること。)に定めるところにより計算するものであり、従来の段階引上げの最終段階の掛金のみを引上げるものでないこと。</p> <p><各償却方法共通・相互事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行部分、基本プラスアルファ部分及び加算部分は原則として同一の償却方法を用いる。 ・後発債務は原則として先発債務と同一の償却方法を用いる。 ・償却方法を変更する場合、掛金額が低くなる変更はできない。 	<p>(H23/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <p>例2:引上げ幅が異なるケース H19/4/1: 15‰ H20/4/1: 19‰ H21/4/1: 22‰ H22/4/1: 24‰ H23/4/1: 25‰ (H23/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <p>例3:2年毎に引き上げるケース H19/4/1: 15‰ H21/4/1: 20‰ H23/4/1: 25‰ (H23/4/2以降に掛金を引き上げることは不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階引上げにより新たな不足金が発生するのを防ぐ趣旨。 ・数理上掛金と規約上掛金の端数処理の範囲内で特別掛金収入現価が過去勤務債務残高を下回ることは可。 ・移行に伴う評価損償却のための特別掛金は、償却方法を異にすることができる。 ・「掛金額が低くなる変更」の判定における「財政計算前の特別掛金」は、

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>ただし、定率償却から他の償却方法への変更の場合であって、上記で定義された定率償却の場合の予定償却期間以内の償却年数とするときはこの限りではない。</p>	<p>「数理上特別掛金(数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金)」とし、当該判定においては、(変更前後とも)数理上特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。ただし、前回の財政計算時に掛金引上げ猶予を適用している場合の「財政計算前の特別掛金」は、「掛金引上げ猶予を適用した財政計算時における数理上特別掛金」とし、当該判定においては、(変更前後とも)数理上特別掛金同士で比較を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率償却から他の償却方法への変更の場合で、掛金額が減少するときは、予定償却期間の算定根拠を申請書の備考欄に簡記すること。 ・定率償却のままで償却割合を引下げる場合は、掛金額が減少していない旨を申請書の備考欄に簡記すること。
第4-4-(8) 特例掛金	<p>「特例掛金(前記(5)のイ及び後記5に規定する特例掛金を除く。以下当号において同じ。)は、毎事業年度、予算に用いる基礎数値を基に算定すること。当該年度に係る特例掛金の総額が、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとすること。」</p>	<p>a. 特例掛金の徴収を行おうとする場合には、当該特例掛金に係る規約変更の認可申請を事業年度開始の1ヶ月前までに提出すること。</p> <p>b. 特例掛金の期中の変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剩余金が見込まれることとなる場合を除いては認められない。</p>
第4-4-(9) 留意事項 ア 掛金の額の算定方法	<p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金の額は、原則として、給付の内容が同一の集団においては、同一の算定方法によること。 <p>掛金の額は給付の額の算定の方法と同一とすることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率給付の場合 定率法 ・定額給付の場合 定額法 が原則 <p>異なる方法による場合は、将来のベースアップによる財政の健全性への影響に留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金、特例掛金については、給与、加入員によらない固定額による拠出も可能

財政運営基準	実務基準内容	備考													
イ 設立事業所ごとに異なる特別掛金の算定方法	<p>【基本的考え方】 事業所間の公平性及び基金財政全体への影響を考慮して、基金と相談の上、合理的に決定する。</p> <p>・前記アに定めるところによらず、未償却過去勤務債務残高について、次の 又は の方法により、設立事業所ごとに配分した額に基づいて、設立事業所ごとに特別掛金を算定することができる。</p> <p>未償却過去勤務債務残高を按分する方法 未償却過去勤務債務残高を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額を各設立事業所に係る未償却過去勤務債務残高とする方法</p> <p>未償却過去勤務債務残高の変動分（後発債務分）を按分する方法 未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額（注）を控除した額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額に、各設立事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額を各設立事業所に係る特別掛金収入現価とする方法</p> <p>（注）当該合計額は、直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とする。なお、当該財政計算の基準日における額とした場合の「特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額」は財政計算前の額とする。</p> <p>・一部の設立事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合には、当該財政計算前の当該設立事業所の特別掛金収入現価に変更前後の数理債務の差額（差分額）を加算した額を、当該財政計算後の当該設立事業所の特別掛金収入現価とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">按分比の基準</td> <td style="width: 70%;">按分比の基準日</td> </tr> <tr> <td>加入員数</td> <td>・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日</td> </tr> <tr> <td>標準給与(加算給与)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入員数</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">同上</td> </tr> <tr> <td>標準給与(加算給与)</td> </tr> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金</td> </tr> <tr> <td>数理債務 + 最低責任準備金 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価</td> </tr> </table> <p>「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。 「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。</p>	按分比の基準	按分比の基準日	加入員数	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日	標準給与(加算給与)		数理債務 + 最低責任準備金		加入員数	同上	標準給与(加算給与)	数理債務 + 最低責任準備金	数理債務 + 最低責任準備金 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば加算部分のみといったように、ある給付区分のみ、設立事業所ごとの特別掛金を設定することも可。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の未償却過去勤務債務残高を算定し、設立事業所ごとに特別掛金を設定する。 ・「未償却過去勤務債務残高から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除した額」が負となる場合も当該按分方法を適用できる。 ・差分額は、当該給付設計の変更に起因する額に限る。なお、当該給付設計の変更に起因しない計算基礎率の変更による額を含むことはできない。 ・全部又は一部の設立事業所における受給権者に係る数理債務及び最低責任準備金の合計額を資産額から控除（先取り）する場合は、当該受給権者に係る数理債務及び最低責任準備金を左表の 又は における「数理債務 + 最低責任準備金」から控除する。 ・設立事業所に係る最低責任準備金は、基金全体の最低責任準備金を設立事業所ごとの過去期間代行給付現価の比により按分した額とする。
按分比の基準	按分比の基準日														
加入員数	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日 ・当該財政計算の基準日														
標準給与(加算給与)															
数理債務 + 最低責任準備金															
加入員数	同上														
標準給与(加算給与)															
数理債務 + 最低責任準備金															
数理債務 + 最低責任準備金 - 特別掛金収入現価 - 特例掛金収入現価															

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
ウ 設立事業所が 増加する場合	<ul style="list-style-type: none"> 同一の給付区分では同一の償却方法とし、増加する設立事業所に係る当該増加時の特別掛金（編入時の特別掛金）を除き、予定償却期間・償却割合は同一とする。 編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6)-ウ-(ア)により先発債務分特別掛金と後発債務分特別掛金をそれぞれ算定（後発債務分特別掛金の算定においては、予定償却完了日は同一とする。）したうえで両者を合算して特別掛金を設定する場合は、（最終的に）各設立事業所間で予定償却完了日を揃えること。この場合、予定償却完了日を揃えた後の全設立事業所合算の特別掛金額が、（後発債務の予定償却完了日を同一として算定した）予定償却完了日を揃える前の全設立事業所合算の特別掛金額と同一となるように、各設立事業所に共通の予定償却完了日を設定すること。 なお、この場合、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6)-ウ-(ア)の要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）の特別掛金額で判定する。 未償却過去勤務債務残高が零を下回る設立事業所がある場合には、他の設立事業所の未償却過去勤務債務残高から当該下回る額を控除すること。 なお、控除される他の設立事業所が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各設立事業所の未償却過去勤務債務残高から控除すること。 設立事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に基づいて、特別掛金を算定することができる。この場合、給付区分が同一の既存設立事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 編入時の特別掛金以外において、財政計算ごとに（後発債務分の）特別掛金を区分して設定する（例：第1特別掛金、第2特別掛金、第3特別掛金、…）ことができる。この場合、財政計算ごと（各財政計算時の後発債務分ごと）に予定償却期間・償却割合を別に設定できるが、同一財政計算時に設定する特別掛金の予定償却期間・償却割合は、各設立事業所で同一とすること。 編入時の特別掛金以外において、第4-4-(6)-ウ-(イ)又は第4-4-(6)-工により（各設立事業所の予定償却完了日を同一として）設立事業所ごとの特別掛金を算定する場合においても、財政計算後の特別掛金が第4-4-(6)-ウ-(イ)又は第4-4-(6)-工の要件を満たすかどうかは、設立事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）で判定する。 制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可（給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに、別途積立金の積み増しの可否を判定すること）。 <p>（例示）合理的な方法 採用した上表の 又は の按分方法に準じて按分した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高は、当該基準日における当該設立事業所に係る（数理債務 + 最低責任準備金） - （当該増加に伴い基金が受換した資産）の額とする。なお、当該増加に伴い基金が受換した資産については、当該財政計算の基準日時点で見込まれる額とする。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
工 承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるとき - 才 規約上掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・設立事業所の増加時（編入時）における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高の償却に係る特別掛金（編入時の特別掛金）については、次回以降の財政計算においても、その未償却部分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができる。なお、当該予定償却期間・償却割合の設定にあたっては、第4-4-(6)又は第4-4-(7)に準じること。 ・設立事業所が増加する場合において、財政計算を行うべき場合に該当しない場合については、制度全体の財政計算を行わず、当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高に係る特別掛金のみを算定することができる。 <p>《承継事業所償却積立金を設けている場合の取扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金をとりくずし、特別掛金に充当する（特別掛金額から控除する）。 <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。 <p>1. 代行部分標準掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約上標準掛金は、免除保険料率とすること。 この場合において、財政計算と同時に代行保険料率を算定した場合には、当該代行保険料率を千分率で四捨五入した値（50%を上回っている場合は 	<ul style="list-style-type: none"> ・基金設立、基金合併、権利義務の承継又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）も同様の取扱いとなる。 ・次回以降の財政計算において、編入時の特別掛金（左記）とそれ以外の特別掛金（後発債務分）を合算して一つの特別掛金として設定することができる。なお、当該特別掛金の設定にあたっては、編入時における当該設立事業所の未償却過去勤務債務残高のうち未償却部分がある場合に限り、当該設立事業所の予定償却完了日が他の設立事業所の予定償却完了日と異なってもよい。（この場合、当該設立事業所の予定償却完了日は、第4-4-(6)-ウ-(ア)に準じて設定すること。） ・増加する設立事業所の過去勤務債務から特別掛金を算定し、制度全体の繰越不足金の解消はしない取扱い。なお、既存設立事業所に適用している特別掛金を増加する設立事業所に適用することも可。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
力 予定利率を引き 下げる場合	<p>50%、24%を下回っている場合は24%)が免除保険料率であるものとする。</p> <p>2. 基本プラスアルファ部分標準掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約上標準掛金は、数理上標準掛金を千分率未満を四捨五入することを原則とする。財政計算前の基本プラスアルファ部分標準掛金を据置くこと、及び数理上標準掛金の端数を切上げることも可。ただし、数理上標準掛金が1%未満となる場合は、万分率未満を切上げたものとすることができる。 <p>3. 加算部分標準掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約上標準掛金は、数理上標準掛金を四捨五入することを原則とする。据置き及び端数を切上げることも可。 <p>4. 特別掛金（代行部分・基本プラスアルファ部分・加算部分共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約上特別掛金は、数理上特別掛金を四捨五入することを原則とするが、健全性に配慮して端数を切上げることも可。 <p>今回の財政計算で予定利率を引き下げる場合の取り扱い</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、予定償却期間を最大30年とすることができる。 	<p>とに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約上標準掛金が、数理上標準掛金を四捨五入したものを下回ることは不可 数理上標準掛金が0.5%未満の場合は、規約上標準掛金を0.5%にして、数理上標準掛金が0.5%以上1%未満の場合は、規約上標準掛金を1%とすることも可。 基本部分の規約上標準掛金（代行部分規約上標準掛金 + 基本プラスアルファ部分規約上標準掛金）を据置くように基本プラスアルファ部分規約上標準掛金を定めることも可。 <p>規約上標準掛金が、数理上標準掛金を四捨五入したものを下回ることは不可</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部分の規約上特別掛金は、代行部分、基本プラスアルファ部分のそれぞれで算出すること。 ((代行部分の数理上特別掛金 + 基本プラスアルファ部分数理上特別掛金) を四捨五入するなどして設定することは不可) 基金規約に表示する基本部分の特別掛金は、代行部分の規約上特別掛金 + 基本プラスアルファ部分の規約上特別掛金とすること。 <ul style="list-style-type: none"> 原則として予定利率を引き下げた給付区分で償却を行うこと 別途積立金がある場合は、別途積立金の全額を取り崩さずに当取扱いを行うことは不可 今回の財政計算で予定利率を引き下げる場合、当該力によらず第4-4-(5)、(6)及び(7)の規定に基づき特別掛金の額を算定する

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」とそれ以外の過去勤務債務の額について異なる償却方法を用いることができる。 ・今回の財政計算において計算した数理債務の額から控除する特別掛金収入現価、特例掛金収入現価は以下の通りとする。 <p style="margin-left: 2em;">特別掛金収入現価 今回の財政計算前の特別掛金率（額）及び予定償却期間に対し、引き下げ後の予定利率を用いて計算される収入現価</p> <p style="margin-left: 2em;">特例掛金収入現価 引き下げた予定利率に基づき第4-4-(5)-イにより計算される積立不足の予想額</p> ・予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する特別掛金収入現価、特例掛金収入現価は以下の通りとする。 <p style="margin-left: 2em;">特別掛金収入現価 今回の財政計算前の特別掛金率（額）及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価</p> <p style="margin-left: 2em;">特例掛金収入現価 今回の財政計算前の特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価</p> ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を上限とする。 ・予定利率の引き下げと同時に財政再計算、変更計算を行う場合、「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映してから、予定利率の変更による差額で算定する。 また、予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する特例掛金収入現価は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映し 	<p>ことは可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を定率償却することは不可。 ・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」とそれ以外の過去勤務債務の額について、それぞれ算定した特別掛金の額について合算した上で一本の予定償却期間を設定し直すことは不可。 ・第4-4-(9)-イに基づき設立事業所ごとに「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」に係る特別掛金を算定することができる。 <p>・第4-4-(5)-イによる特例掛金収入現価が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して計算した数理債務」を計算する際の標準掛金は、予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して計算した標準掛金を使用する必要があることに注意すること

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4 - 5 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保	<p>た特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価で算定する。</p> <p>前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合の取扱い</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続する場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る額は前回の財政計算において計算した額とする。 <p>・予定利率を引き下げた財政計算（A）後の財政計算は以下が該当</p> <ul style="list-style-type: none"> Aと計算基準日、制度変更日ともに同一の財政計算 (申請書類等は別々に作成する) 制度変更日がAよりも後の財政計算 計算基準日がAよりも後の財政計算 制度変更日、計算基準日ともにAよりも後の財政計算 <p>・給付区分特例を実施している場合には、特例掛金を設定するにあたり、基金全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。</p>	<p>・「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続しない場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る残余償却期間が20年以上である場合は当該先発分の償却期間は20年を上限とする。</p> <p>・当該財政検証の基準日までを基準日として財政計算を行った場合でも、非継続基準の判定自体は当該財政計算反映前の財政決算に基づき行うこと。判定自体に当該財政計算を反映することは不可。（ただし、財政決算自体に当該財政計算を反映したときは、この限りではない。）</p>
第4 - 5 - (1) 確保の方法	<p>「第4 - 1 (3) 力」に該当する基金は、A + B が翌事業年度における掛金を上回った場合には、当該上回った額を翌々事業年度の掛金の額に追加して（特例掛金として）拠出する。</p> <p>A：当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額 - 当該事業年度の最低積立基準額 但し、A がマイナスとなった場合にはゼロとする。</p> <p>B：積立比率に応じて以下の(1)、(2)の大きい方の額を下限額とし、積立不足（最低積立基準額 - 純資産額）を上限額として規約で定めた額</p>	<p>翌事業年度の掛金には、第4 - 4 - (8)に定める特例掛金、第4 - 5 - (1)に定める特例掛金、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて拠出する掛金は含まれない。</p> <p>また、翌事業年度の掛金については、実績の掛金によるほか、財政検証時点の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>なお、翌事業年度に第4-5-(1)に定める特例掛金（前事業年度の積立不足に対して拠出するもの）、厚生年金基金令第41条の6に定める掛金、及び、厚生年金基金規則第32条の3の3に基づいて拠出する掛金がある場合には、純資産の額に当該拠出額を加えた額を純資産額と読み替えてBの額を算定する（下記(1)、(2)の額の算定にあたって使用する純資産額についても同様の読み替えを行う）こと。</p> <p>但し、平成24年度末において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとすること。</p> <p>当該財政検証の基準日までを基準日とする財政計算を行ったときは次のとおり取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記Aについて、給付増額・減額にかかわらず当該財政計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。 ・上記Bの積立比率及び積立不足の算出に用いる最低積立基準額についても当該財政計算の内容を反映すること。 ・当該財政計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。 <p>(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額 / 最低積立基準額が0.8未満の場合 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} / 60$ ・純資産額 / 最低積立基準額が0.8以上0.9未満の場合 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} / 150$ ・純資産額 / 最低積立基準額が0.9以上1.0未満の場合 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>(2)最低責任準備金に対する不足額に対応する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額 / 最低責任準備金が1.0未満の場合 $(\text{最低責任準備金} - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低責任準備金} / 200$ ・純資産額 / 最低責任準備金が1.0以上1.05未満の 	<p>当該財政検証の基準日までを基準日として合併・分割・権利義務移転又は承継による財政計算を行ったときは第4-5-(1)の純資産額も当該財政計算を反映したものとすること。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容			備考																		
	<p>場合 $(\text{最低責任準備金} \times 1.05 - \text{純資産額}) / 10$</p> <p>当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込み額 $\text{当年度上乗せ部分最低積立基準額} \times \{(1 + \text{当年度予定利率}) / (1 + \text{翌年度予定利率})\}^n () - \text{前年度上乗せ部分最低積立基準額} \times \{(1 + \text{前年度予定利率}) / (1 + \text{当年度予定利率})\}^n () + \text{翌年度最低責任準備金増減見込み額} + \text{当年度最低積立基準額} ()$として算定することができる。</p> <p>$n=20$ (未償却額の予定利率変換用の係数と同じ考え方)</p> <p>なお、平成26年度以降は、以下表のうちパターンAの方法を使用すること。但し、平成26年3月末基準に関しては、パターンAを基本とするが、パターンBおよびパターンCも使用可。</p>			<p>【計算にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上乗せ部分最低積立基準額の見込み額は、前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率通りの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> リストラ等による大量退職の補整 ~当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式()に加える等の合理的な補整を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 制度変更を行った場合には、新制度の前年度最低積立基準額が存在しないため、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度における制度変更前後の上乗せ部分の最低積立基準額比若しくは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の上乗せ部分の最低積立基準額をみなし計算し、算式()に適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 翌年度最低責任準備金増減見込み額は基金の状況に応じて合理的に算定するものとする。 <p>(合理的な算定方法の例示)</p> <p>当年度最低責任準備金 $\times (1 + \text{翌年度最低責任準備金付利利率}) - \text{前年度最低責任準備金} \times (1 + \text{当年度最低責任準備金付利利率})$</p> <p>当年度最低責任準備金 $\times \text{翌年度最低責任準備金付利利率} + \{(1 + \text{翌年度最低責任準備金付利利率}) / (1 + \text{当年度最低責任準備金付利利率})\}^{(1/2)} \times \{\text{当年度最低責任準備金} - \text{前年度最低責任準備金} \times (1 + \text{当年度最低責任準備金付利利率})\}$</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">パターン</th> <th colspan="2">「翌事業年度における最低積立基準額の見込額 - 当事業年度の最低積立基準額」における、</th> <th rowspan="2">積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額</th> </tr> <tr> <th>翌事業年度における最低積立基準額の見込額</th> <th>当事業年度の最低積立基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>精緻化後</td> <td>精緻化後</td> <td>精緻化後</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>精緻化後</td> <td>精緻化前</td> <td>精緻化前</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>精緻化前</td> <td>精緻化前</td> <td>精緻化前</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「精緻化前」「精緻化後」は最低責任準備金の評価方法を指し、「精緻化前」は期ズレ有、代行給付相当額0.875評価を指し、「精緻化後」は期ズレ無、平成26年4月以降の期間(但し、平成17年4月まで遡及適用可)について代行給付相当額の算出に年齢3区分方式を用い、当該期間前の期間は0.875評価を用いる方法を指す。</p>			パターン	「翌事業年度における最低積立基準額の見込額 - 当事業年度の最低積立基準額」における、		積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額	翌事業年度における最低積立基準額の見込額	当事業年度の最低積立基準額	A	精緻化後	精緻化後	精緻化後	B	精緻化後	精緻化前	精緻化前	C	精緻化前	精緻化前	精緻化前	
パターン	「翌事業年度における最低積立基準額の見込額 - 当事業年度の最低積立基準額」における、		積立比率に応じた掛金における最低積立基準額に対する不足額または最低責任準備金に対する不足額																			
	翌事業年度における最低積立基準額の見込額	当事業年度の最低積立基準額																				
A	精緻化後	精緻化後	精緻化後																			
B	精緻化後	精緻化前	精緻化前																			
C	精緻化前	精緻化前	精緻化前																			

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>(当年度免除保険料等 - 当年度代行給付費等) × (1 + 翌年度最低責任準備金付利利率)^(1/2) + 当年度最低責任準備金 × 翌年度最低責任準備金付利利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の免除保険料等には権利義務の承継等を含む。また、代行給付費等には中途脱退者に係る代行給付の現価相当額及び権利義務の移転を含む。 ・最低責任準備金付利利率は、精緻化前後で以下のとおりとする。 【精緻化前】各年度の4～12月と1～3月に適用される付利利率を期間按分したもの。 【精緻化後】厚生年金本体の財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り ・翌年度中に代行給付費等が大幅に変動すると見込まれる場合には、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考								
第4-5-(2) 経過措置 第4-5-(1)の方法の経過措置	<p>平成30年3月31日までの間において「第4-5-(1)」を適用する場合は、「(1)最低積立基準額に対する不足額に対応する額」は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産額 / 最低積立基準額が0.8未満の場合 <table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>平成27年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>平成28年度 および 平成29年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p> </td><td></td></tr> </table>	平成26年度	<p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p>		平成27年度	<p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p>		平成28年度 および 平成29年度	<p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p>	
平成26年度	<p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p>									
平成27年度	<p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p>									
平成28年度 および 平成29年度	<p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60$ 【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.8 - \text{純資産額}) / 5 + \text{最低積立基準額} \times 1/60 + \{\min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.8\} \times 1/10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{最低積立基準額} \times 0.9\} \times 1/30$</p>									

 |

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容		備考								
	<p>・純資産額 / 最低積立基準額が 0.8 以上 0.9 未満の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成 26 年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.3 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p> </td><td></td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">平成 27 年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.4 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p> </td><td></td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">平成 28 年度 および 平成 29 年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.5 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p> </td><td></td></tr> </table>	平成 26 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.3 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p>		平成 27 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.4 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p>		平成 28 年度 および 平成 29 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.5 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p>		
平成 26 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.3 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.3 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p>										
平成 27 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.4 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.4 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p>										
平成 28 年度 および 平成 29 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.5 最低積立基準額 × 0.8】 $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150$ $[\text{最低責任準備金} \times 1.5 > \text{最低積立基準額} \times 0.8]$ $(\text{最低積立基準額} \times 0.9 - \text{純資産額}) / 10 + \text{最低積立基準額} \times 1 / 150 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額})\} \times 1 / 10 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額})\} \times \text{最低積立基準額} \times 0.9 \} \times 1 / 30$ </p>										

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考									
	<p>・純資産額 / 最低積立基準額が 0.9 以上の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 26 年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p></td><td></td></tr> <tr> <td>平成 27 年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p></td><td></td></tr> <tr> <td>平成 28 年度 および 平成 29 年度</td><td> <p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p></td><td></td></tr> </table>	平成 26 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p>		平成 27 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p>		平成 28 年度 および 平成 29 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p>		
平成 26 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.3 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.3, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p>										
平成 27 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.4 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.4, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p>										
平成 28 年度 および 平成 29 年度	<p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15$ <p>【最低責任準備金 × 1.5 > 最低積立基準額 × 0.9】 $(\text{最低積立基準額} - \text{純資産額}) / 15 + \max\{0, \min(\text{最低責任準備金} \times 1.5, \text{最低積立基準額}) - \text{純資産額}\} \times 2/15$</p> </p>										
積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法	当分の間、「第 4-1-(3) 力」に該当した基金は積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消することも可能とする。	このような基金は、「第 4-1-(3) 力」により、変更計算の対象基金。 ・書類の提出については「第 4-7-(2)-工」及び「第 4-5-(2) - - 力」のとおり。									
- ア 積立水準の回復計画	<p>財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して 7 か年以内に、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の 105% のいずれか高い額を上回ること、及び、平成 31 年度末日において最低積立基準額又は最低責任準備金の 150% のうちいずれか小さい額を上回ることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して 1 か年以内に当該計画を実施すること。</p> <p>ただし、平成 27 年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の様式については、次のとおり ・積立計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> 財政運営基準別添 2「様式 - オ'総括表(変更計算(積立水準確保(2)用))」 ・積立計画の実施状況報告 <ul style="list-style-type: none"> 財政運営基準別添 2「様式 - 積立水準回復計画の実施状況」 									

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考						
-イ-(ア) 純資産額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基準日が平成 25 年度の末日の場合</td><td style="width: 50%;">最低積立基準額×0.94</td></tr> <tr> <td>基準日が平成 26 年度の末日の場合</td><td>最低積立基準額×0.96</td></tr> <tr> <td>基準日が平成 27 年度の末日の場合</td><td>最低積立基準額×0.98</td></tr> </table> <p>・計画が予定どおりに行かず計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して 7 カ年以内に回復する計画を作成する。</p> <p>・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。</p> <p>純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提是、基金の運用利回りの過去 5 事業年度の実績の平均と基金の予定利率のうちいずれか低い率、計画作成時における最低積立基準額の予定利率、法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回りのうち最も高い率を上回らないものとすること。なお、財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは可。</p> <p>「法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」に関する予測値については、この場合、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」又は指定基金に関する通知に記載の厚生年金の名目運用利回りを用いる。</p>	基準日が平成 25 年度の末日の場合	最低積立基準額×0.94	基準日が平成 26 年度の末日の場合	最低積立基準額×0.96	基準日が平成 27 年度の末日の場合	最低積立基準額×0.98	<p>・回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計画最終年度までとすることが出来る(7 カ年を超えることも可)。</p> <p>基金の運用利回りの過去 5 事業年度の実績の平均について、設立から 5 事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること 設立以降の期間における平均確定給付企業年金から移行している場合、または合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近 5 事業年度以内の平均(移行により決算月を変更している場合や、確定給付企業年金として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合には必要に応じて合理的に補正)</p> <p>(例示) ・平成 24 年度末決算において第 4-1-(3) - 力に該当(非継続基準に抵触)し、回復計画の継続実施する場合、又は回復計画を策定(再策定を含む)する場合において、「計画策定期における最低積立基準額の予定利率」を用いる場合には、平成 25 年度に適用させる最低積立基準額の予定利率を用いる。ただし、当該利率に 0.8 以上 1.2 以下の数を乗じた率を予定利率とすることについて代議員会で議決している場合は、その率を用いる。</p> <p>(例示) 基金の運用利回りの過去5事業年度の実績の平均を算定する場合には、例えば以下を用いる。</p>
基準日が平成 25 年度の末日の場合	最低積立基準額×0.94							
基準日が平成 26 年度の末日の場合	最低積立基準額×0.96							
基準日が平成 27 年度の末日の場合	最低積立基準額×0.98							

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考																								
-イ-(イ) 最低積立基準額 -b代行部分	<p>平成 21 年財政再計算における運用利回りの前提を基にした予測値</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月</td><td>1.47%</td></tr> <tr><td>平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月</td><td>1.78%</td></tr> <tr><td>平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月</td><td>1.92%</td></tr> <tr><td>平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月</td><td>2.03%</td></tr> <tr><td>平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月</td><td>2.23%</td></tr> <tr><td>平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月</td><td>2.57%</td></tr> <tr><td>平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月</td><td>2.91%</td></tr> <tr><td>平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月</td><td>3.39%</td></tr> <tr><td>平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月</td><td>3.65%</td></tr> <tr><td>平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月</td><td>3.85%</td></tr> <tr><td>平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月</td><td>4.00%</td></tr> <tr><td>平成 32 年 4 月以降</td><td>4.10%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の将来予測に用いる「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の前提については、「法第 2 条の 4 第 1 項に規定する財政の現況及び見通しにおける運用利回り」を用いる。なお、最低責任準備金が期ズレ解消前の場合には、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」又は指定基金に関する通知に記載の厚生年金の名目運用利回りを 1 年 9 ヶ月ずらした数値を使用する。 (最低責任準備金が期ズレ解消後の場合には、ずらさずにそのまま使用。) 回復計画策定時に公表されている「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の反映を行う必要がある。 	平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	1.47%	平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	1.78%	平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	1.92%	平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	2.03%	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	2.23%	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月	2.57%	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	2.91%	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	3.39%	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	3.65%	平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	3.85%	平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月	4.00%	平成 32 年 4 月以降	4.10%	<ul style="list-style-type: none"> 時価ベース利回りの平均 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月末において回復計画の実施状況を策定する場合、平成 23 年 1 月～平成 23 年 12 月までの最低責任準備金の付利利率に、平成 22 年 8 月に公表された「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」を反映する必要がある。 なお、代議員会の日程等によりやむを得ない場合は、上記の付利利率を設定する際に、「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」として実績値に替えて見込値を用いることも可とする。ただし、見込値を使用できるのは、当該見込値が実績値以上である場合に限るものとする。
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	1.47%																									
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	1.78%																									
平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月	1.92%																									
平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月	2.03%																									
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月	2.23%																									
平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月	2.57%																									
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月	2.91%																									
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月	3.39%																									
平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月	3.65%																									
平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月	3.85%																									
平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月	4.00%																									
平成 32 年 4 月以降	4.10%																									

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
-イ-(ウ) 加入員数	過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。	<p>(新規加入員数の見込みについての例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5事業年度の人数平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の新規加入率(新規加入員数 ÷ 総加入員数)平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度(人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度)の実績値 <p>・設立から5事業年度経過していない場合は -イ-(ア)備考欄に準じて見込むこと。</p>
-ウ 積立水準回復のための方法	<p>積立水準が回復するまでの間は、原則として、同じ掛金水準を設定すること。</p> <p>積立水準の回復計画に基づく掛金の額が、回復計画を作成しなかった場合の掛金の額を上回る場合にあっては、当該上回る額を特例掛金として徴収すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付改善や再計算等により、計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金率を引き下げたりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この特例掛金は、予算通知の特例掛金、次回再計算までの積立不足に対する特例掛金とは別個のもので、その水準は、回復計画の将来予測により決定する。 ・変更計算を行った場合の「回復計画を作成しなかった場合の掛金の額」は変更計算後の額とする。
-エ 掛金の段階引き上げ	前記ウの方法により作成された積立水準の回復計画に基づいて掛金を負担することが母体企業の経営状況等により極めて困難であると認められる場合は、当分の間、前記4によって設定される掛金を下回らない範囲で、5カ年以内に定期的かつ引き上げ幅が経年に大きくならない方法により段階的に掛金を引き上げる掛金により積立水準の回復計画を作成することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の掛け引上げを基準日の翌々日より起算して1年を超えるように設定することは不可。 ・定期的であれば1年毎の他に2年毎などの方法も可。 ・「引上げ幅が経年に大きくならない方法」とは、n年後の引上げ幅が $k(0 \leq k \leq n - 1)$ 年後の引上げ幅以下となることをいう。 また、引上げ幅算定の際に使用する掛け率は「端数を持った掛け率」とすることができる。 <p>(例示) 計算基準日 : H 25/3/31 掛金初回引上げ日 : H26/4/1</p> <p>例1: 引上げ幅が同じケース H26/4/1 : 3% H27/4/1 : 6%</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
- オ 平成 24 年度末実において純資産額が最低責任準備金を下回っている基金に関する留意点	平成 24 年度末において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成 26 年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成 24 年度における当該比率を下回らないものとすること。	H28/4/1 : 9‰ H29/4/1 : 12‰ H30/4/1 : 15‰ (H26/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可) 例 2: 引上げ幅が異なるケース H26/4/1 : 5‰ H27/4/1 : 9‰ H28/4/1 : 12‰ H29/4/1 : 14‰ H30/4/1 : 15‰ (H26/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可) 例 3: 2 年毎に引き上げるケース H26/4/1 : 5‰ H28/4/1 : 10‰ H30/4/1 : 15‰ (H26/4/2 以降に掛金を引き上げることは不可)
- カ 実施状況の報告	第 4-1-(3) - 力に該当(非継続基準に抵触)する場合であって、積立水準の回復計画を既に実施しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を財政運営基準別添 2「様式 - 積立水準回復計画の実施状況」により報告する。	
- キ 第 4-1-(3) - 力に基づく変更計算の留保	積立水準の回復計画を既に実施しており、当該計画の予定する時点までに純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の 105%のいずれか高い額を上回ること、及び、平成 31 年度末日において最低積立基準額又は最低責任準備金の 150%のうちいずれか小さい額を上回ることが見込まれる場合には、第 4-1-(3) - 力に基づく変更計算は要しない。 ただし、平成 27 年度の末日までの日を基準日とする財政検証においては、上記「最低積立基準額」を下記のとおり読み替える。	回復計画の再策定の場合は、実施中の回復計画最終年度までに、純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の 105%のいずれか高い額を上回ること、及び、平成 31 年度末日において最低積立基準額又は最低責任準備金の 150%のうちいずれか小さい額を上回ることが見込まれるような計画を作成することも可(7 年を超えることも可)。 ただし、平成 27 年度の末日までの日を基準とする財政検証において

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考						
第4 - 5 - (3) 平成31年度以降の存続基準に 係る積立金の確保	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基準日が平成25年度の末日 の場合</td><td style="width: 50%;">最低積立基準額×0.94</td></tr> <tr> <td>基準日が平成26年度の末日 の場合</td><td>最低積立基準額×0.96</td></tr> <tr> <td>基準日が平成27年度の末日 の場合</td><td>最低積立基準額×0.98</td></tr> </table>	基準日が平成25年度の末日 の場合	最低積立基準額×0.94	基準日が平成26年度の末日 の場合	最低積立基準額×0.96	基準日が平成27年度の末日 の場合	最低積立基準額×0.98	は、上記の「最低積立基準額」を左記のとおり読み替える。
基準日が平成25年度の末日 の場合	最低積立基準額×0.94							
基準日が平成26年度の末日 の場合	最低積立基準額×0.96							
基準日が平成27年度の末日 の場合	最低積立基準額×0.98							

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4 - 6 解散計画等の作成及び変更 第4 - 6 - (1) 解散計画等の作成 ア 解散計画等の内 容	<p>適用開始日 (掛金引上げを伴う場合) 計画適用は掛金引上げ開始時期からとすること。</p> <p>解散・代行返上予定日における積立目標 解散又は代行返上予定日における責任準備金、最低積立基準額又は最低責任準備金に対する積立目標を設定する。</p> <p>予測の前提</p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産額の将来予測に用いる運用利回り 次の～のうち最も高い率を上回らないこと。 基金の運用利回りの過去五事業年度の実績の平均と基金の予定利率のうちいずれか低い率 計画作成時における「厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率(平成九年厚生省告示第八十三号)」の規定に基づく予定利率に相当する率 法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回り なお、直前の財政検証の基準日の翌日が属する事業年度の運用利回りについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことは差し支えない。 <p>なお書きの意図は以下のとおり。 例えばH26.4.1から計画実施の場合、確定しているのはH20年度からH24年度までの実績運用利回りであるので、H26年度以降の運用利回りを「過去5事業年度の実績の平均」を用いる場合はこれによる(ただし当基金の予定利率を上限)。一方、H25.4.1からH26.3.31までの利回りは、H25年度中の判明している実績に基づき適切に見込むことができる。</p> <p>シミュレーションの運用利回りを保守的に見込む場合において、説明可能な理由により一時的にマイナスの見込みとなることは差し支えない。</p>	<p>・責任準備金、最低責任準備金、最低積立基準額のうち積立目標を設定していないものについても見通しを作成する。</p> <p>「～のうち年度ごとに最も高い率」といった設定も可。</p> <p>の「基金の運用利回りの過去五事業年度の実績」については、確定した決算に基づくもののみ使用可。 (例示) 例えば以下を用いる。 ・時価ベース利回りの平均</p> <p>の「基金の予定利率」としては次の率はいずれも使用可。 (掛金分離をしている場合) ・代行部分は最低責任準備金、基本プラスアルファ部分及び加算部分は数理債務を基に債務比で加重平均した利率 ・代行部分は最低責任準備金から代行部分の特別掛金収入現価等を控除した額、基本プラスアルファ部分及び加算部分は、数理債務から基本プラスアルファ部分及び加算部分の特別掛金収入現価等を控除した額を基に債務比で加重平均した利率</p> <p>(掛金分離をしていない場合) ・基本部分は原始数理債務、加算部分は数理債務を基に債務比で加重平均した利率 ・基本部分は原始数理債務から基本部分の特別掛金収入現価等を控除した額、加算部分は数理債務から加算部分の特別掛金収入現価等を控除した額を基に債務比で加重平均した利率</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスアルファ部分の最低積立基準額の予定利率 直前の財政検証で用いた予定利率、財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度の財政検証に用いる予定利率又は連合会における通算企業年金の予定利率を勘案して別に定める率のうち最も高い率を上回らないものとすること。 ・最低責任準備金の将来予測に用いる年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り 法第2条の4第1項に規定する財政の現況及び見通しにおける予定運用利回りとすること。 <p>なお、年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回りの実績が確定している期間については、当該実績を用いること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員数 過去5事業年度の実績を用いて適切に見込むこと。 	<p>については、作成時点での直近の告示を反映すること。0.8~1.2を乗ずることは可。</p> <p>については、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回りを用いる。</p> <p>最低責任準備金が期ずれ解消前の場合には、厚生労働省発行の「年金積立金運用報告書」に記載の厚生年金の名目運用利回りを1年9ヶ月ずらした数値を使用する。(最低責任準備金が期ずれ解消後の場合には、すらさずにそのまま使用。)</p> <p>年度の実績を織り込むことは必須、四半期の実績を織り込むことは任意。ただし、純資産額と最低責任準備金で運用実績の判明時点が異なるものを用いる取扱い(例:純資産額の付利に用いる利率は11月までの実績、最低責任準備金の付利に用いる利率は9月までの実績等)について、若干の時点の差が出ることは差し支えないが、合理的な理由がない場合は不可。</p> <p>新規加入員数の見込みについての例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5事業年度の人数平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の新規加入率(新規加入員数 ÷ 総加入員数)平均(ただし、異常年度は除外可) ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度(人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度)の実績値

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会移換の停止 解散計画等におけるシミュレーションは、平成26年4月以降の連合会移換の停止を反映させること。 ・将来返上および前納 予定している将来返上や前納を織り込むことは任意だが、実際に前納や将来返上を行った後は、織り込むこと。 ・最低責任準備金の算定方法 以下のものは使用可 <ul style="list-style-type: none"> みなし7号方式 係数見直し前の8号方式（一律0.875を乗じる方法） 期ずれ解消前の付利利率 政府負担金の調整 以下のものは使用不可 <ul style="list-style-type: none"> 減額責任準備金 「解散計画適用開始日における不足相当額」の自主解散型加算金利率による付利 基金が実際に使うと想定される方式で統一的に算出すること。 ・最低積立基準額の算定方法 解散計画等において用いた最低責任準備金 <ul style="list-style-type: none"> + 上乗せ部分の最低積立基準額 とすること。 ・責任準備金の算定方法 期ずれ解消後の最低責任準備金 <ul style="list-style-type: none"> + 責任準備金（プラスアルファ部分） とする。また、解散計画等において用いた最低責任準備金 <ul style="list-style-type: none"> + 責任準備金（プラスアルファ部分） とすることも可。 ・制度変更の取り扱い 計画作成時点で確定している直前の決算で織り込んでいない制度変更を予定している場合、計画作成時点で確定している直前の決算時点での責任準備金・最低積立基準額は制度変更を織り込みず、制度変更日以降は制度変更を織り込んだ責任準備金・最低積立基準額を用いる。（シミュレーション上、制度変更の適用日以降は当該制度変更を反映したものとする趣旨。） 掛金 積立目標の達成のために必要な掛金額を算定し、原則として、解散・代行返上予定日までの間、同じ掛金水準を設定すること。 ただし、掛金を負担することが母体企業の経営状況等 	<p>左記の事例には、例えばH25年度中に計画を提出する基金が、H26年4月1日付変更計算（H25.3.31計算基準日）にも該当している場合が含まれる。また、H25.3.31を基準日とした定期財政再計算に該当している場合でも同様に、計画作成時点で確定している直前の決算時点の積立水準は、財政再計算前の責任準備金・最低積立基準額により算定される。</p> <p>積立目標を高い水準に設定し、現行の財政運営基準において拠出可能な特別掛金額および特例掛金額の上限額を超えて掛金拠出すること</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
イ 解散計画等の基 準	<p>により極めて困難であると認められる場合は、掛金引上げの時期及びその掛金を規約に定めることにより、解散・代行返上予定日までの期間内に定期的かつ引上げ幅が経年に大きくならない方法で段階的に掛金を引き上げる方法により掛金を設定することもできること。</p> <p>次の および を満たすものであること。</p> <p>原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて解散・代行返上予定日における積立目標とする債務に対する積立水準が低下しないものであること。</p> <p>(ア) 計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金が解散計画を作成する場合にあっては、上記にかかわらず、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。</p> <p>(イ) 計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金が代行返上計画を作成する場合にあっては、上記に加えて、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金の額を上回るものであること。</p> <p>原則として、計画作成時点で確定している直前の決算年度における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が低下しないものであること。</p>	<p>は不可。年金数理人の確認書類に、通常の財政計算を行った場合の特別掛金・特例掛金の上限を超えるものではない旨を記載すること。</p> <p>の「積立水準が低下しない」については、小数点第2位未満切り捨てによる端数処理後の積立比率が低下しなければよい。</p> <p>(ア)の「最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しない」か否かは円単位で判定する。</p> <p>「積立水準が低下しない」とは、計画策定時点で確定している直前の決算時点での積立水準に比べて、解散等予定日時点での積立水準が低下していないことを指し、途中の年度で一時的に積立水準が低下することは可。なお、「確定している直前の決算時点での積立水準」は、決算で計上した最低責任準備金等の算定方法ではなく、解散計画等において基金が選択した算定方法(期ずれ有無等)によること。「額が拡大しない」も同様。</p> <p>積立目標とシミュレーション結果による解散・代行返上予定日における積立水準とは一致させる必要はない。</p> <p>すでに最低積立基準額に対する積立比率が1.0以上である基金が解散計画を提出する際は、最低積立基準額に対する積立比率が1.0以上である限り、積立比率が低下することも可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約上掛金率の見直し及び掛金算定用給与の定義の変更を行ななければ、の要件を満たすとみなしてよい。 ・「掛金の総額」には、事業所脱退等による一括拠出は含まれない。 ・段階引上げ償却を採用しており、計画作成時において掛金率を段階的に引き上げ中である

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
その他 ウ	<p>前記1の(2)の各号、(3)のア～エのいずれかに該当した場合であって、当該財政計算に基づく掛金に係る規約変更の適用日が解散計画等の適用開始日以後となる場合には、前記4にかかわらず、標準掛金のみの算定結果に基づいて計画を作成すればよい。</p> <p>この場合において、標準掛金の算定は、掛金分離前の方針により行うことも可。</p> <p>解散計画等の基準を満たす範囲であれば、標準掛金を引き上げて、特別掛金を引き下げるような解散計画等も認められる。ただし、積立がきちんと行われるように配慮すること。</p> <p>計画期間中の特別掛金償却期間については、残余償却期間をふまえて、20年以内で適宜設定する。</p>	<p>場合も、確定している直前の決算年度における（段階引上げ途中の）掛金との比較でよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的に、解散計画等の作成時においては、標準掛金の算定を必ずしも要するものではない。 第4 - 7 - (2)のお書きにより、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から年金数理人が妥当と判断する場合には、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことも可。 <p>・計画提出時点で確定している直前の決算後に財政計算を実施した場合も含め、特別掛金の償却完了日を、計画提出時点で確定している直前の決算における償却完了日とすることは問題ない。</p>
解散計画等の提出及び添付書類等 エ	解散計画等は、別添2の様式一覧に定める様式により作成すること。解散計画等の提出に当たっては、財政の見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添2の様式一覧に定める様式（解散・代行返上計画申請書及び年金数理に関する確認）に代議員会の会議録を添え、当該計画の適用開始日までに管轄の地方厚生（支）局長に提出すること。	
第4 - 6 - (2) 解散計画等の変更 ア 財政検証結果に基づく変更	前記第3 - 8 (2)に掲げる検証の結果、積立目標の達成が困難と見込まれる場合は、積立目標の達成が見込まれるよう計画を変更し、遅くとも当該財政検証の基準日の翌々日から起算して一か年内に当該計画を実施すること。	
イ 財政計算結果に基づく変更	前記1 - (2)の各号、(3)のア～エのいずれかに該当した場合であって、当該財政計算に基づく掛金に係る規約変更の適用日が解散計画等の適用開始日以後となる場合には、前記4にかかわらず、標準掛金のみの算定結果に基づいて計画を変更し、遅くとも当該財政計算の基準日の翌々日から起算して一か年内（前記1 - (3)のアに該当した場合にあっては給付の変更に	<ul style="list-style-type: none"> 第4 - 7 - (2)のお書きにより、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から年金数理人が妥当と判断する場合には、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことも可。

財政運営基準	実務基準内容	備考
ウ その他の変更	<p>係る規約変更の適用日)に当該計画を実施すればよい。 この場合において、標準掛金の算定は、掛金分離前 の方法により行うことも可。 特別掛金の設定についても第4-6(1)ウと同様。</p> <p>その他(ア)から(工)に該当したことなどにより、積立目標の達成が困難と見込まれるに至った場合は、積立目標の達成が見込まれるよう計画を変更し、速やかに当該計画を実施すること。</p> <p>(ア) 解散計画等における前提が著しく異なるに至った場合、又はその後の状況変化により財政悪化の方向へ乖離した場合</p> <p>(イ) 解散計画等に基づく措置を講ずることが、困難な状況が生じた場合</p> <p>(ウ) 設立母体の経営状況に著しい変化が生じた場合</p> <p>(工) その他計画の変更を行うことが適當と認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 解散等の予定日が変わる場合にはできる限り速やかに計画の変更を行う必要がある。ただし、影響が軽微であれば省略も可。前納(予定)日の変動も同様。 既に提出した計画の内容を基金が能動的に変えようとする場合は計画の変更が必要。 <p>(例)</p> <p>純資産額の将来予測に用いる運用利回りの前提を、計画作成時から変更する場合</p> <p>最低責任準備金の将来推計において、代行給付相当額の計算方法を変更する場合(一律0.875の8号方式 3段階係数、8号方式 みなし7号方式 等)</p> <p>最低責任準備金の将来推計において、政府負担金調整を織り込んでいなかったが、織り込むことに変更する場合</p> <p>最低責任準備金の将来推計において、代行給付相当額における3段階係数、みなし7号方式又は政府負担金調整の遡及時点を変更する場合</p> <p>最低責任準備金の将来推計において、期ずれ有無を変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金が能動的に既に出した計画内容を変えようとするのではない場合は、実施状況の検証時に新しい前提で検証すること。 <p>(例)</p> <p>平成26年の財政の現況及び見通しが公表され、予定運用利回りが変更された場合</p>
工 変更後の解散計画等の提出及び添付書類等	変更後の解散計画等は、別添2の様式一覧に定める様式により作成すること。変更後の解散計画等の提出に当たっては、財政の見通し部分に年金数理人の確認及び署名押印を得、かつ、代議員会の議決を経た上で別添2の様式一覧に定める様式(解散・代行返上計画変更申請書及び年金数理に関する確認)に代議員会の會議録を添え、当該変更後の計画の適用開始日までに管	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-7 年金数理人の確認	轄の地方厚生(支)局長に提出すること。	
第4-7-(1) 数理に関する書類 ア 財政再計算報告書	「財政再計算の内容は、基金規則第32条の2に規定する財政再計算報告書として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。」	
-イ 変更計算基礎書類及び変更計算報告書	「変更計算の内容は、基金規則第3条第3号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算基礎書類」、基金規則第32条の3に規定する掛金算出の基礎を示した書類とする場合には「変更計算報告書」として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。 なお、予定脱退率、予定昇給指数又は新規加入員に関する算定基礎などの基礎率のうち変更していないものがある場合には、当該基礎率に係る書類を省略することができる。」	<ul style="list-style-type: none"> この場合、代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じているときは、代行保険料率の算定を行うべき基金に該当することに留意する。 代行保険料率の算定に関する取扱いについて(年発第1510号) (別紙)代行保険料率の算定に関する基準 <ol style="list-style-type: none"> 代行保険料率の算定を行うべき基金等 (1)代行保険料率の算定を行うべき基金等は、次のアからクまでのいずれかに該当するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> 代行保険料率の算定の基礎となる事項に変更が生じたことにより基金規則第2条第3号又は第32条の3に定める掛金の算出の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出する基金(ただし、解散計画等を作成した基金を除く。)
ウ 掛金の算出の基礎を示した書類	「基金設立時等の財政計算の内容は、基金規則第1条第2号、同第4条第2項第2号又は同第5条第2項第2号に規定する掛金の算出の基礎を示した書類として、別添2の様式一覧に定める書類に記入すること。」	
第4-7-(2) 年金数理人の確認	「前記(1)の各号に定める書類の提出にあたっては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることについて、別添2の様式一覧に定める様式によること。」	<ul style="list-style-type: none"> 財政再計算報告書の「再計算を行った者の所見」の記入は省略可能。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第4 - 8 財政計算結果の取扱い</p> <p>第4 - 8 - (1) 規約の変更</p>	<p>り、年金数理人の確認及び署名押印を得ることとし、基金規則第75条第2項に規定する年金数理人の所見を添付すること。</p> <p>また、年金数理人自身が財政再計算を行った場合には、基金規則第32条の2第3号の規定による所見と併せて記入することができること。</p> <p>なお、前記6の(1)のウ又は(2)のイに該当する場合において、基金の財政運営の健全性及び事業運営の安定性等の観点から、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断した場合には、その合理的な理由を記載した所見を添付することで、前記6の(1)のエ又は(2)のエに掲げる書類を前記(1)の各号に定める書類として提出することができること。」</p> <p>前記1の(2)の各号、(3)のイ～カのいずれかに該当し、規約に定める掛金を変更する必要が生じたときは、基準日の翌々日から起算して1か年以内に規約の変更を行うこと。</p> <p>また前記1の(3)サに該当し規約に定める掛金を変更する必要が生じたときは、計画の適用開始日（計画の変更を行う場合にあっては、当該変更後の計画の適用開始日）までに規約の変更を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この他、年金数理人が確認するものは次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の内容（第3 - 9） ・別途積立金の取りくずし内容（第5 - 3） ・年金経理から業務経理への繰入れ計画（第9 - 6） ・企業型年金への資産の移換（第12 - 3） ・第4 財政計算 <ul style="list-style-type: none"> 1. 財政計算を行うべき場合 <ul style="list-style-type: none"> (2) 財政再計算 <ul style="list-style-type: none"> ア. 基金を設立した日から36月が経過した日の属する事業年度が終了した場合 イ. 直前の財政再計算の基準日の翌々日から48月が経過した日が属する事業年度が終了した場合 ウ. 全ての基礎率を見直した場合 (3) 変更計算 <ul style="list-style-type: none"> (ア. 紹介の変更) <ul style="list-style-type: none"> イ. 紹与規程の変更 ウ. 定年延長 エ. 加入員数の大幅変動 オ. 責任準備金の確保 カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 (キ. 掛金に係る規約の変更) (ク. 合併及び分割) (ケ. 紹介の支給に関する権利義務の移転及び承継) (コ. 特例掛金に係る規約の変更) サ. 解散計画等の作成又は変更 ・上記イ～カに該当する場合は1年を待たずにすみやかに規約変更を行うよう努める。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4 - 8 - (2) 書類の提出方法	<p>- ア 財政再計算報告書は、代議員会の承認を得た上で、基準日の翌日から起算して8か月以内に厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>- イ 変更計算基礎書類及び基金設立時等の掛金の算出の基礎を示した書類は、認可申請書に添付して厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>- ウ 変更計算報告書は、該当した日の翌日から起算して11か月が経過した日が属する月の末日までに厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>- エ 前記イとウにかかわらず、前記1の(3)のオ又はカに該当する場合は、該当することとなった財政検証の基準日の翌日から起算して11か月以内に、規約変更の認可申請を行うか、その必要がない場合には変更計算報告書を厚生労働大臣に提出すること。 また、前記1の(3)のカに該当する場合であって、前記4の(2)に掲げる方法により積立水準の回復計画を作成しているときは、積立水準の回復がなされるまでの間、毎事業年度の財政検証に併せて、積立水準の回復計画の実施状況を別添2の様式一覧に定める様式により報告すること。</p> <p>- オ 解散計画等を実施している基金にあっては、毎事業年度の財政検証において、当該解散計画等の実施状況を別添2の様式一覧に定める様式により報告すること。 また、解散計画の作成又は変更に伴い、規約変更の認可申請を行う必要がある場合には、前記6の(1)のカ又は(2)のエに規定する提出とは別に、これらに規定する書類を認可申請書に添付して提出する必要があること。</p>	<p>[例示] 財政再計算(平成10年度)の場合 ・基準日：平成11年3月末日 ・規約変更：平成12年4月1日まで</p> <p>・第4 財政計算 1. 財政計算を行うべき場合 (3) 変更計算 　オ. 責任準備金の確保 　カ. 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保 　サ. 解散計画等の作成又は変更</p> <p>[例示] 基準日が平成11年3月末日の場合 ・財政再計算報告書 　平成11年11月末日まで ・変更計算報告書 　平成12年2月末日まで (前記1 - (3) - オ、カの場合)</p> <p>・解散計画等の適用開始日によらず、計画提出後に確定する決算時において、実施状況を確認することが必要。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第5 別途積立金 第5－1 取りくずすことができる場合	<p>(基本的考え方)</p> <p>○別途積立金は、長期にわたる財政運営のなかで、蓄積された剩余の累計であり、今後起こりうる不足のために留保すべきものである。</p> <p>従って財政検証での不足金に充当する以外の取りくずしについては、基金の財政状況を考慮に入れ、慎重に行う必要がある。</p> <p>○別途積立金は、年金経理において不足金が生じたため当該不足金に充当する場合の他、次の場合にも取りくずすことができる。</p> <p>①財政計算において別途積立金の取りくずしを行い資産額に繰り入れる場合</p> <p>②将来の給付改善の費用に充てるため給付改善準備金に繰り入れる場合</p> <p>③年金経理から業務経理へ繰入れを行うため繰入準備金に繰り入れる場合</p> <p>○別途積立金の取りくずしの可否および額は、基金の財政状況および将来の給付改善の見通し等を考慮して判断すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>少なくとも次のような状況においては、最低必要限度に留めることが望ましい。</p> <p>①定性的に差損要因（例えば昇給差損、新規加入差損等）が発生している場合</p> <p>②純資産額が最低積立基準額未満の場合</p> <p>③近い将来に給付改善の予定がある場合</p> <p>④資産評価調整加算額が存在する場合</p> </div> <p>○別途積立金の取りくずし額は原則として、未償却過去勤務債務残高の範囲内とし、未償却過去勤務債務残高を上回る額を取りくずし、標準掛金率を引き下げる場合には、取りくずし後の別途積立金の水準が今後想定される不足の水準と比較して十分であるか、継続基準のみならず非継続基準に対する積み立てに支障を及ぼさないものであるかなど、充分に検討した上で、慎重に取り扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金を保有している基金においては、財政検証で不足金が生じた場合には、当該不足金に別途積立金を充当し取りくずすものとする。
第5－2 取りくずすことができる額		

財政運営基準	実務基準内容	備考												
第5－3 年金数理人の確認等		<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証で発生する不足金に別途積立金を充当する場合は、決算に関する書類の「剩余金の処分または不足金の処理の方法を示した書類」により行うこと。 												
第5－4 書類の提出方法	<p>○別途積立金の取りくずしの処分を示した書類は、次の各号に応じて、それぞれ当該各号に掲げる書類に添付して厚生労働大臣に提出すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政再計算において取りくずした場合</td><td>財政再計算報告書</td></tr> <tr> <td>変更計算において取りくずした場合</td><td>変更計算基礎書類又は変更計算報告書</td></tr> <tr> <td>合併又は分割時に取りくずした場合</td><td>合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類</td></tr> <tr> <td>給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合</td><td>責任準備金及び最低積立基準額の明細書</td></tr> <tr> <td>繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合</td><td>責任準備金及び最低積立基準額の明細書</td></tr> </tbody> </table>	項目	書類	財政再計算において取りくずした場合	財政再計算報告書	変更計算において取りくずした場合	変更計算基礎書類又は変更計算報告書	合併又は分割時に取りくずした場合	合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類	給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書	<ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金を取りくずした場合の経理上の処理については、代議員会における処分の議決の日に行うものとする。 ただし、給付改善準備金及び繰入準備金については、取りくずし額を各自の準備金に繰り入れた日とする。 ・繰越不足金がある場合、財政計算において全額解消し掛金率に反映するものとする。 この場合の解消は、代議員会における処分の議決の日に行うものとし、勘定科目「繰越不足金処理金」で行うこと。
項目	書類													
財政再計算において取りくずした場合	財政再計算報告書													
変更計算において取りくずした場合	変更計算基礎書類又は変更計算報告書													
合併又は分割時に取りくずした場合	合併又は分割の認可申請に際して提出する掛金の算出の基礎を示した書類													
給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書													
繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合	責任準備金及び最低積立基準額の明細書													
第5－5 給付区分別途積立金	(基本的考え方) ○複数の設立事業所により基金を実施する場合において、第5－5－(1)を満たす場合に、基金の判断で給付区分特例を実施することにより、給付区分別途積立金を積み立てることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・第5－5－(1)の条件を満たす場合でも、給付区分特例を実施するかどうかは基金の任意。 ・給付区分特例を実施している場合で、決算時に剩余が生じる給付区分があると 												

財政運営基準	実務基準内容	備考
第5－5－（1） 給付区別途積立金を 積み立てることができる る基金	<p>○次の条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全設立事業所が対象となる共通給付が、厚生年金基金設立認可基準第3の3を満たすこと。 ・共通給付には加算部分の一部を含むこと。 ・共通給付以外の上乗せ給付の給付区分は、一部の設立事業所のみが対象であること。 <p>・給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分すること（給付区分特例を実施すること）。</p> <p>・一括運用を行っている場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等、業務委託費、コンサルティング料及び指定年金数理人費の給付区分ごとの配分について、それぞれ合理的な配分方法を規約に定めること。 (合理的な配分方法の例示)</p> <p>①「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額」の比で配分する。</p> <p>②「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に</p>	<p>きは、給付区別途積立金を積み立てること。</p> <p>・基本部分の全部又は一部のみを共通給付とはできない。</p> <p>以下に区分の方法を例示する。 (例示1)</p> <p>①共通給付区分、給付区分A、給付区分Bの3区分は可。</p> <p>②共通給付区分、給付区分(A+B)の2区分は不可。</p> <p>(例示2)</p> <p>①共通給付区分、給付区分A、給付区分Bの3区分は可。</p> <p>②共通給付区分、給付区分(A+B)の2区分も可。</p> <p>・資産の区分について、共通給付を更に区分することはできない。</p> <p>・それぞれの勘定科目ごとに合理的な配分方法を定めることができる。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第5－5－（2） 取りくずすことができる場合等	<p>当該事業年度の給付区分ごとの期中収支差の額を加えた額」の比で配分する。</p> <p>③「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支元本平残の額を加えた額」の比で配分する。</p> <p>④「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務及び最低責任準備金の合計額」の比で配分する。</p> <p>⑤「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務及び最低責任準備金の合計額から特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価の合計額を控除して得た額」の比で配分する。</p> <p>⑥当該科目的給付区分ごとの実額に基づいて経理する。</p> <p>・給付区分特例を実施することについて規約に定めること。</p> <p>○基本的考え方は別途積立金と同じ</p> <p>○給付区分別途積立金は、年金経理の当該給付区分に不足金が生じたため当該不足金に充当する場合の他、次の場合にも取りくずすことができる。</p> <p>①財政計算において給付区分別途積立金の取りくずしを行い当該給付区分の資産額に繰り入れる場合</p> <p>②将来の給付改善の費用に充てるため給付区分別途積立金を給付改善準備金に繰り入れる場合</p> <p>③年金経理から業務経理へ繰入れを行うため給付区分別途積立金を繰入準備金に繰り入れる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財政検証において、給付区分別途積立金がある給付区分で不足金が生じた場合には、当該不足金に給付区分別途積立金を充当し取りくずすものとする。 他の給付区分の資産額に繰り入れることは不可。 <p>・業務経理への繰入れの判定は、制度全体で行うこと。</p>
第5－5－（3） 給付区分ごとに資産を区分する場合の財務諸表等の取扱い ①決算に関する書類	○決算においては、給付区分ごとの経理が把握できるよう、「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」別添2の制度全体の様式②、様式③の後に、給付区分ごとの様式②'、様式③'を添付すること。	・制度全体の様式②、様式③は従来どおりの基準で作成すること。（各勘定科目で見た場合、様式②、様式③における各勘定科目の残高と給付区分ごとの様式②'、様式③'の各勘定科目の残高の合計額は、必

財政運営基準	実務基準内容	備考						
②財政計算に関する書類 第5－5－（4） 新たに給付区分ごとに資産を区分する場合等	<p>○財政計算時においては、給付区分ごとの資産に応じて特別掛金を算定するため、給付区分ごとに様式⑥－アの3の（2）を記載すること。</p> <p>○新たに給付区分特例を実施することができる場合は次のア又はイのとおり。</p> <p>○基金が合併する場合 ○共通給付のみの基金が一部の設立事業所を対象として新しい給付区分を設けた場合その他、給付区分ごとの資産区分が必要と基金が判断した場合 (その他の例示) ・既に共通給付以外の給付区分を設けている(ただし、資産区分はしていない)場合</p> <p>○新たに給付区分特例を実施する場合の給付区分ごとの資産の按分方法 新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、以下のいずれかの比率で按分する方法により算定した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の配分方法</th><th>按分比の基準日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「数理債務+最低責任準備金－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 当該財政計算の基準日 </td></tr> <tr> <td>最低積立基準額の比により按分</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> <p>○控除額は制度全体で算定する。 ○算定された控除額は次の方法で給付区分ごとに割てる。 ・給付区分ごとのみなし控除額が零を上回る給付区分からのみ控除する。 ・給付区分ごとの控除額は、制度全体で算定した控除額を、給付区分ごとのみなし控除額の比で按分した額とする。</p>	資産の配分方法	按分比の基準日	「数理債務+最低責任準備金－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	<ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 当該財政計算の基準日 	最低積立基準額の比により按分	同上	<p>ずしも一致しない。)</p> <p>・給付区分特例は原則廃止できない。 (廃止となる場合) ・基金の給付が、共通給付のみになった場合。 (廃止できる場合) ・共通給付以外の給付区分について受給権者のみとなつた場合</p> <p>・各給付区分への資産の按分は、左記2つの債務比のいずれかの方法とする必要がある。</p> <p>・新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして受換する資産は、当該給付区分の資産として区分することができる。</p> <p>・控除額はあくまで制度全体で算定し、その控除額を給付区分ごとに割り当てるものであることに注意。 (給付区分ごとに算定した控除額を合算するのではない。) ・給付区分ごとのみなし控除額が零以下の給付区分を除いて按分する。 ・各給付区分ごとに控除方法</p>
資産の配分方法	按分比の基準日							
「数理債務+最低責任準備金－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	<ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 当該財政計算の基準日 							
最低積立基準額の比により按分	同上							
第5－5－（5） 積立上限額を超える場合の掛金の控除額								

財政運営基準	実務基準内容	備考
第5－5－(6) その他	<p>○次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額に対する特例掛金の算定方法 •給付区分ごとに区分された資産額を用い、第4－4－(5)－ア－(イ)－fのただし書きに準じて、給付区分ごとに算定すること。</p> <p>○最低積立基準額及び最低責任準備金の確保のための特例掛金の算定方法 •制度全体で算定した額を、合理的な方法で給付区分ごとに配分すること。</p> <p>(合理的な方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①資産額が最低積立基準額を下回る額の比で、給付区分ごとに配分する。 ②資産額が最低積立基準額の0.94倍を下回る額の比で、給付区分ごとに配分する。(平成26年3月31日を基準日とする財政検証の場合) ③共通給付区分にて特例掛金を拠出する。(平成26年3月31日を基準日とする財政検証において、資産額が最低責任準備金の1.05倍を下回った場合で、かつ資産額が最低積立基準額の0.94倍以上である場合) <p>○固定資産の財政運営上の評価額に数理的評価による方式を適用している場合の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> •給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定すること。ただし、一括運用を行っている場合は、制度全体で算定することも可。 •給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定する場合の資産評価の方法は、制度全体で同一のものとすること。 	<p>(前説方式又は元利均等方式)を選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とすること。</p> <p>・給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定した場合、様式⑩の3を給付区分ごとに記載すること。</p> <p>・数理的評価の方式、平滑化期間、許容乖離率は、各給付区分とも同一のものとすること。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第6 給付改善準備金		
第6－1 趣旨	○給付改善準備金は、年金経理に属する資産の一部を特別に積み立て、将来の給付改善の原資を確保するために設定されたもの。	
第6－2 繰入れの限度額	<p>○給付改善準備金に繰り入れる額は、原則次により算出された額を限度とする。</p> <p>繰入れの限度額 $= (\text{数理上資産額} + \text{未償却過去勤務債務残高}) - (\text{数理債務} + \text{最低責任準備金} + \text{給付改善準備金} + \text{繰入準備金})$</p> <p>(注) 基金規約に給付改善準備金への繰入れ額に関する客観的な基準をあらかじめ定めている場合には、その基準に基づく額を給付改善準備金に繰入れることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・数理上資産額は、次式により算出されたもの。 <p>数理上資産額 $= (\text{純資産額} + \text{資産評価調整加算額}) - \text{資産評価調整控除額}$</p>
第6－3 留意事項	<p>○給付改善準備金への繰入れは、事業年度の末日に行うこと。</p> <p>○給付改善準備金は、原則として、給付改善を行う場合以外には取りくずすことができない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ただし、例えば母体企業の経営状況の悪化等により、給付改善の見通しが立たず、かつ財政上の悪化状況が続く場合には、やむを得ないものとし、給付改善準備金を取りくずし財政上の健全化を図ることも可能とする。</p> </div> <p>○給付改善準備金の積立は、基金の財政状況及び将来の給付改善の見通し等を考慮して行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給付改善以外に取りくずしを行う場合、「給付水準の引下げを行う場合」に準じる手続きを行うこと。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第7 承継事業所償却積立金		
第7－1 趣旨	<p>○承継事業所償却積立金は、設立事業所の増加に伴い受換する資産額が増加時における当該設立事業所の数理債務及び最低責任準備金の合計額を上回る場合に、当該設立事業所の積立金として積み立てる勘定科目であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受換する資産額がある場合に限り、承継事業所償却積立金を積み立てることができる。
第7－2 承継事業所償却積立金の評価	<p>○当初の承継事業所償却積立金は、財政計算の基準日において次のとおり算定すること。</p> <p>当初の承継事業所償却積立金 =当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額－当該設立事業所の数理債務及び最低責任準備金の合計額</p> <p>・基準日が事業年度末日でない場合の取扱いについては、第4－4－(4)及び第4－4－(5)－ア参照</p> <p>○当該財政計算の基準日以降は、次の方法で評価すること。 当該財政計算の基準日以降、当初の承継事業所償却積立金を次のいずれかの利率で規約に定めた方法により付利し、第7－3により取りくずした額を控除した額により評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の運用利回りの実績 零以上基金の予定利率以下で規約に定める利率 <p>(具体的算式例) 当該事業年度末の承継事業所償却積立金 =前事業年度末の承継事業所償却積立金 × (1 + 規約に定めた利率)^{規約に定めた付利方法} -取りくずした額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実際に承継した日（設立事業所が増加した日）で算定することはできない。 当該設立事業所の増加により基金が受換した資産額については、以下の取扱いも可。 <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日から承継日までの掛金収入（例：特別掛金）を考慮して見込む。 承継前制度における予定利率による資産額の利息収入を考慮して見込む。 左記の計算結果が受換した資産額を上回る場合は、受換した資産額を当初の承継事業所償却積立金とすること。 <ul style="list-style-type: none"> 運用利回りの実績の定義は合理的な範囲で規約に定めること。 具体的な付利の方法も合理的な方法で規約に定めること。 使用する付利利率、付利の方法をある時点で一斉に変更することは可（編入時期によって取扱いを変えることは不可）。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第7－3 取りくずす方法	<p>○給付区分特例を実施している場合は、受換した資産額を第5－5－（4）のお書きの方に準じて各給付区分に配分した上で、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。</p> <p>○設立事業所が増加する場合の他、次の場合にも承継事業所償却積立金を設けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金が合併する場合 ・基金間で権利義務の承継を行う場合 ・給付区分を新たに設ける場合 <p>○以下の場合は、承継事業所償却積立金を取りくずす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する設立事業所が特別掛金を拠出することとなるとき ・給付区分特例を実施している場合は、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することとなるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・受換した資産額を任意の方法で特定の給付区分に配分し、承継事業所償却積立金を計上することは不可。 ・吸収合併の場合は、吸収される側のみ承継事業所償却積立金を設けることができる。 ・新設合併の場合は、両者に設けることができる。 ・既存設立事業所が新たに給付区分を設ける場合も承継事業所償却積立金を設定可。 ・給付区分特例を実施している場合、上乗せ給付区分のみで承継事業所償却積立金を設けることは可。 ・取りくずす額は、第4－4－（9）一エにより特別掛金額から控除した額である。 ・不足金に充当するために取りくずすことは不可。あくまでも特別掛金の拠出に替えて取りくずすものであること。 ・給付区分特例を実施していない場合は、当該事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、（給付区分に関係なく）取りくずす必要がある。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を管理するため、他の給付区分に配分できない。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第7－4 承継事業所償却積立金を設ける場合等	<p>○基金の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができる。</p> <p>○承継事業所償却積立金を設けた基金は、該当する設立事業所が増加した場合には、当該事業所について承継事業所償却積立金を積み立てる必要がある。</p> <p>○承継事業所償却積立金を設ける場合には、その旨を規約に定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制度として承継事業所償却積立金を設けるかどうかは基金の任意。 承継事業所償却積立金の設定の有無を設立事業所ごとに選択することは不可。 承継事業所償却積立金を廃止することは不可。
第8 基金規則第32条の3の3及び第32条の3の4の取扱い	<p>○設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額および基金の解散に係る掛金の一括徴収額は、承継事業所償却積立金および給付区分ごとに区分された資産額を反映して算定することができる。</p> <p>○規則第32条の3の3（設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収）第1項の厚生労働大臣が定める場合は以下のとおり。 (ア) 基金が承継事業所償却積立金を設けている場合 (イ) 給付区分特例を実施している場合 (ウ) (ア) 及び (イ) に該当する場合</p> <p>○規則第32条の3の3第1項第4号の厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とは以下のとおり。</p> <p>(ア) の場合 ((ウ) に該当する場合を除く) • 規則第32条の3の3において、「年金給付等積立金の額」を「純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額」と読み替えて算定した額から、減少設立事業所に係る承継事業所償却積立金を控除した額とすること。</p> <p>(イ) の場合 ((ウ) に該当する場合を除く) • 給付区分ごとに区分された純資産額を用い、給付区分ごとに規則第32条の3の3により算定した額の合計額とすること。</p> <p>(ウ) の場合 • 給付区分ごとに区分された純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額を用い、給付区分ごとに規則第32条の3の3により算定した額の合計額から、減少設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (ア)、(イ)、(ウ)は第8－アの区分による。 当該計算した額が零を下回る場合は零とする。 当該計算した額が零を下回る場合は零とする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第9 年金経理から業務経理への繰入れ 第9-1 趣旨	<p>○規則第32条の3の4（基金の解散に係る掛金の一括徴収）の厚生労働大臣が定めるところによる掛け金の額の計算方法とは以下のとおり。</p> <p>(ア) の場合 ((ウ) に該当する場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散する日における純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額を適用して算定した各設立事業所に係る額から、各設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額を各設立事業所が拠出する掛け金の額とする方法。 <p>(イ) の場合 ((ウ) に該当する場合を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分ごとに区分された純資産額を用い、給付区分ごとに算定した各設立事業所に係る額の合計額を各設立事業所が拠出する掛け金の額とする方法。 <p>(ウ) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分ごとに区分された純資産額から当該給付区分に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額を用い、給付区分ごとに算定した各設立事業所に係る額の合計額から、各設立事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額を各設立事業所が拠出する掛け金の額とする方法。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ア)、(イ)、(ウ)は第8-アの区分による。 ・当該計算した額が零を下回る設立事業所がある場合、当該下回る額を他の設立事業所について左記により算定された額の比で按分し、それぞれ他の設立事業所に係る一括徴収額から控除する。 ・当該計算した額が零を下回る設立事業所がある場合は、(ア)と同様に取扱う。 ・当該計算した額が零を下回る設立事業所がある場合は、(ア)と同様に取扱う。
	<p>○将来にわたって年金財政が健全に運営されると認められる基金が、業務経理において適正に活用しようとする場合においては、基金の自己責任を十分に認識した上で、真に必要とされる額に限り業務経理へ繰入れができること。</p> <p>○年金財政が健全に運営されると認められる基金とは、次のような例のものを言う。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①過去の財政再計算等の財政計算で、掛け金の引上げが生じた場合、その都度処理が完了していること。 ②純資産額が最低積立基準額を上回っているか又は下回っていても第4-5に定めるところ 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している場合においても、制度全体で判定する。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第9－2 繰入れのできる基金	<p>により特例掛金に係る規約の変更を行っていること。 ③純資産額が責任準備金を上回っていること。 等</p> <p>○次の①又は②のいずれかに該当する基金とする。</p> <p>①第1回目の財政再計算を終了した基金であって、次の各号の要件をすべて満たしている基金 ・第1回目の財政再計算以降の財政計算の結果、 掛金の引上げを必要とした基金にあっては、その処理を完了し、年金財政が健全化されたと認められること。 ・第4-1-(3)の才に該当していないこと。 ・第4-1-(3)の力に該当している基金にあっては、前事業年度の財政検証の基準日において第4-5に定めるところにより計算した結果必要となった特例掛金に係る規約の変更を行っていること。 ・財政計算がこの基準に基づいて行われていること</p> <p>②業務委託の形態が基金と受託機関において定めるI（A）型又はI（B）型である基金。</p> <p>○「第9-2-(1)」に該当する場合 ・年金経理から業務経理へ繰り入れができる額の限度額は、次により算出した額とすること。 なお、当該限度額の算出にあたっては、繰入れを行うとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証の結果に基づき算定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{繰入限度額} = (A - B)$ <p>A=純資産額</p> <p>B= 責任準備金 +次期再計算における死亡率改善により発生する債務 +給付改善準備金 +その他、将来のベースアップに備える額等、年金数理人が財政運営の健全性の観点から留保することが適当と認めた額</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(3)の才、力は次のとおり。 「才：責任準備金の確保」「力：最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」 ・この基準とは、「厚生年金基金財政運営基準」を言う
第9－3 繰入れの限度額	<p>○「第9-2-(1)」に該当する場合 ・年金経理から業務経理へ繰り入れができる額の限度額は、次により算出した額とすること。 なお、当該限度額の算出にあたっては、繰入れを行うとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証の結果に基づき算定すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> $\text{繰入限度額} = (A - B)$ <p>A=純資産額</p> <p>B= 責任準備金 +次期再計算における死亡率改善により発生する債務 +給付改善準備金 +その他、将来のベースアップに備える額等、年金数理人が財政運営の健全性の観点から留保することが適当と認めた額</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政検証とは、繰入れを行うとする事業年度の前々年度末の財政検証の結果を言い、この時点が財政再計算の場合には財政再計算の結果を言う。 (例) 繰入れを行う年度を平成13年度とすると、平成11年度の財政検証結果（又は財政再計算結果） ・「将来のベースアップに備える額等の他、年金数理人が財政運営の健全性の観点から留保することが適当と認めた額」とは、具体的には過去の財政検証で恒常的

財政運営基準	実務基準内容	備考																		
	<p>(上記算出項目の補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期財政再計算における死亡率改善により発生する債務 $= \Sigma (\text{給付現価} \times \text{区分に応じた率})$ <p>(注) ア. 給付現価は死亡率の改善を織り込まないベースのものを言い、政府負担金控除後の数値を言う。</p> <p>イ. 直近の財政検証において、既に死亡率の改善分を織り込んで算定されている場合には、死亡率の改善を織り込まない場合との差額（各々の給付現価の差額）を上記で算出された債務から控除できる。</p> <p>ウ. 「区分に応じた率」は以下のとおり。</p> <p>【旧財政運営基準における新死亡率又は新財政運営基準における死亡率使用の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>終身</td> <td>保証期間なし</td> <td>0.025</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td>保証期間あり 10 年未満</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 年以上 15 年未満</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 年以上</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有期年金</td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table>	区分		率	終身	保証期間なし	0.025	年金	保証期間あり 10 年未満	0.020		10 年以上 15 年未満	0.015		15 年以上	0.010		有期年金	0.000	<p>に発生する債務で例えば次のようなものがあげられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者損 ・脱退差損 ・年金経理から業務経理への繰り入れ額 etc. <p>・旧財政運営基準における新死亡率とは、平成 16 年 10 月 14 日付通知による改正後の財政運営基準の死亡率をいう。</p> <p>・新財政運営基準における死亡率とは、平成 21 年 9 月 30 日付通知による財政運営基準の死亡率をいう。</p>
区分		率																		
終身	保証期間なし	0.025																		
年金	保証期間あり 10 年未満	0.020																		
	10 年以上 15 年未満	0.015																		
	15 年以上	0.010																		
	有期年金	0.000																		

財政運営基準	実務基準内容	備考
第9－4 繰入れの使途等	<p>○「第9－2－(2)」に該当する場合 • 年金經理から業務經理へ繰り入れができる額の限度額は、次式により算出した額とすること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>繰入限度額：次により算出されるA, Bの額のうち、いずれか低い額</p> $A = (\text{II型であったとした場合の業務委託報酬額} - \text{当該基金の業務委託報酬額}) \times 0.9$ $B = \text{純資産額} - \text{責任準備金} - \text{給付改善準備金}$ </div> <p>(1) 「第9－2－(1)」に該当する場合 次の各号に掲げる経費にのみ充てるものとし、その使途及び支出単価等は、社会通念上妥当なものとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機械化、合理化経費 • 給付改善経費 • 啓発経費 • 臨時の経費 • 福祉施設の充実のために必要な経費 <p>(2) 「第9－2－(2)」に該当する場合 • 年金數理に係る基礎資料の管理および統計に関する事務経費 • 給付金の支払いに関する事務を基金自ら行うこととする場合の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 繰入れ限度額は、次により各項目を算出する。 (Aの部分) 繰入れを行おうとする事業年度の前事業年度の決算見込額 (Bの部分) 繰入れを行おうとする事業年度の前々年度末の財政検証結果(同時に再計算を行った基金は財政再計算結果) • この場合、業務經理への繰入れについては、経費を必要とする都度行うこと。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第9－5 留意事項	<p>(1) 「第9－2－(1)」に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未償却過去勤務債務残高があるときは、別途積立金は残余償却期間の短縮のために充てるよう努めること。 ・年金経理から業務経理に繰入れをする場合 業務経理において繰越剩余金がある場合には、まずそれを優先して充当し、それでも不足する場合に限定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金経理からの繰入れにより、業務経理の掛金引下げを行うことはできない。
第9－6 年金数理人の確認等	○年金経理から業務経理への繰入れを計画する場合には、「様式⑫繰入計画書」に内容を記入し、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることにつき、「様式①年金数理に関する確認」により、年金数理人の確認及び署名押印を得ること。	
第9－7 書類の提出方法	○繰入れの計画を示した書類は、繰入れを行おうとする事業年度の予算の届書に添付して厚生労働大臣に提出すること。	

財政運営基準	実務基準内容	備考
第10 遺族給付金の支給を行う場合の手続き等		
第10-1	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準（遺族）に基づく額の遺族給付金の支給（以下「当該遺族給付の支給」という。）を行っていない基金が、当該遺族給付の支給を行おうとする場合（基金の設立と同時に行おうとする場合を含む。）にあっては、変更後の基金の給付設計が、新基準（遺族）を満たすこと。 ・上記の認可申請を行う時には、様式⑦を申請書類に添付すること。 ・当該遺族給付の支給を行っていない基金が、規約の変更をせずに当該遺族給付の支給を行おうとする場合には、当該遺族給付の支給を行うこととなる日の直後の財政計算の報告又は決算報告時に、様式⑦を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準（遺族）の判定に用いる給付現価の算定にあたっては、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該遺族給付の支給を行おうとする給付区分について、加入員、受給待期脱退者及び年金受給者を含めた全体（将来加入員分を除く）で算定すること ・老齢年金給付には、脱退一時金及び支給開始年齢到達前に取得する選択一時金は含めず、支給開始年齢到達後に取得する選択一時金は含めること ・老齢年金給付の受給中又は受給待期中の死亡により遺族給付金が支給される場合には、当該遺族給付金の給付現価は、老齢年金給付の給付現価とは区分して算定し、遺族給付金の給付現価に含めること
第10-2	<ul style="list-style-type: none"> ・当該遺族給付の支給を行っている基金は、以下に定める日において新基準（遺族）を満たしているかを検証すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算の計算基準日 ・事業年度末日 ・検証を行った基金は、検証結果に基づき以下の手続きを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1)新基準（遺族）を満たしている場合 <p>財政計算の報告又は決算の報告時に、新基準（遺族）を満たしている旨を記載した様式⑦を添付すること。</p> (2)新基準（遺族）を満たしていない場合 <p>下表に定める所定の期日までに新基準（遺族）を満たすように給付設計の変更に係る規約変更等*を行うこと。</p> <p>*遺族給付金の支給を引き続き行う場合は、その他に以下の選択肢がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来基準（遺族）を既に満たしている場合は、下表に定める所定の期日までに当該遺族給付の支給を行わないこととする（従来基準（遺族）に基づく遺族給付金の支給を行うこととする）。 ・従来基準（遺族）を満たしていない場合は、下表に定める所定の期日までに従来基準（遺族）を満たすよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準（遺族）を満たしていない場合でも、財政計算の報告又は決算の報告時に様式⑦を添付すること。 ・「従来基準（遺族）」とは、「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」第2-6-(1)の基準をいう。

財政運営基準	実務基準内容	備考						
	<p>に給付設計の変更に係る規約変更を行ったうえで、当該遺族給付の支給を行わないこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>検証日</th><th>所定の期日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く）</td><td>当該財政計算の計算基準日の翌々日から起算して1年内の日</td></tr> <tr> <td>事業年度末日（財政計算の計算基準日が同日の場合も含む）</td><td>当該事業年度の翌々事業年度の9月末日</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・新基準（遺族）を満たしていないために規約変更を行う場合で、当該規約変更を行う前に、当該規約変更以外の規約変更、財政計算の報告又は決算の報告を行う場合は、様式⑯に当該規約変更を行う予定である旨を記載して添付すること。 	検証日	所定の期日	財政計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く）	当該財政計算の計算基準日の翌々日から起算して1年内の日	事業年度末日（財政計算の計算基準日が同日の場合も含む）	当該事業年度の翌々事業年度の9月末日	
検証日	所定の期日							
財政計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く）	当該財政計算の計算基準日の翌々日から起算して1年内の日							
事業年度末日（財政計算の計算基準日が同日の場合も含む）	当該事業年度の翌々事業年度の9月末日							
第10-3	<ul style="list-style-type: none"> ・当該遺族給付の支給を行っている基金が、規約を変更して当該遺族給付の支給を行わないこととする場合には、当該規約の変更の認可申請を行う時に、様式⑯にその旨を記載して申請書類に添付すること。 ・当該遺族給付の支給を行っている基金が、規約の変更を行わずに当該遺族給付の支給を行わないこととする（従来基準（遺族）に基づく遺族給付金の支給を行うこととする）場合には、当該遺族給付の支給を行わないこととする日の直後の財政計算の報告又は決算の報告時に様式⑯にその旨を記載して添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の財政計算の報告又は決算の報告は、新基準（遺族）を満たさなくなった際のものではなく、その後の報告であることに留意すること。 ・当該遺族給付の支給を行わないこととする場合でも、遺族給付金の支給を行う場合には、従来基準（遺族）を満たす必要があることに留意すること。 						
第10-4	<ul style="list-style-type: none"> ・当該遺族給付の支給を行う場合には、遺族給付の発生確率等を、0を上回るように実績等に基づいて合理的に見込むこと。 ・様式⑯の提出に当たっては、遺族給付の発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。 							

財政運営基準	実務基準内容	備考
第11 障害給付金の支給を行う場合の手続き等		
第11-1	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給（以下「当該障害給付の支給」という。）を行っていない基金が、当該障害給付の支給を行おうとする場合（基金の設立と同時に行おうとする場合を含む。）にあっては、変更後の基金の給付設計が、新基準（障害）を満たすこと。 ・上記の認可申請を行う時には、様式⑯を申請書類に添付すること。 ・当該障害給付の支給を行っていない基金が、規約の変更をせずに当該障害給付の支給を行おうとする場合には、当該障害給付の支給を行うこととなる日の直後の財政計算の報告又は決算報告時に、様式⑯を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準（障害）の判定に用いる給付現価の算定にあたっては、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該障害給付の支給を行おうとする給付区分について、加入員、受給待期脱退者及び年金受給者を含めた全体（将来加入員分を除く）で算定すること ・老齢年金給付には、脱退一時金及び支給開始年齢到達前に取得する選択一時金は含めず、支給開始年齢到達後に取得する選択一時金は含めること ・老齢年金給付の受給中又は受給待期中の障害により障害給付金が支給される場合には、当該障害給付金の給付現価は、老齢年金給付の給付現価とは区分して算定し、障害給付金の給付現価に含めること
第11-2	<ul style="list-style-type: none"> ・当該障害給付の支給を行っている基金は、以下に定める日において新基準（障害）を満たしているかを検証すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算の計算基準日 ・事業年度末日 ・検証を行った基金は、検証結果に基づき以下の手続きを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1)新基準（障害）を満たしている場合 <p style="margin-left: 20px;">財政計算の報告又は決算の報告時に、新基準（障害）を満たしている旨を記載した様式⑯を添付すること。</p> (2)新基準（障害）を満たしていない場合 <p style="margin-left: 20px;">下表に定める所定の期日までに新基準（障害）を満たすように給付設計の変更に係る規約変更等*を行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">*障害給付金の支給を引き続き行う場合は、その他に以下の選択肢がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来基準（障害）を既に満たしている場合は、下表に定める所定の期日までに当該障害給付の支給を行わないこととする（従来基準（障害）に基づく障害給付金の支給を行うこととする）。 ・従来基準（障害）を満たしていない場合は、下表に定める所定の期日までに従来基準（障害）を満たすように給付設計の変更に係る規約変更を行ったうえで、当該障害給付の支給を行わないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新基準（障害）を満たしていない場合でも、財政計算の報告又は決算の報告時に様式⑯を添付すること。 ・「従来基準（障害）」とは、「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」第2-7-(1)-①の基準をいう。

財政運営基準	実務基準内容	備考						
	<table border="1"> <tr> <td>検証日</td><td>所定の期日</td></tr> <tr> <td>財政計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く。）</td><td>当該財政計算の計算基準日の翌々日から起算して1年内の日</td></tr> <tr> <td>事業年度末日（財政計算の計算基準日が同日の場合も含む。）</td><td>当該事業年度の翌々事業年度の9月末日</td></tr> </table>	検証日	所定の期日	財政計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く。）	当該財政計算の計算基準日の翌々日から起算して1年内の日	事業年度末日（財政計算の計算基準日が同日の場合も含む。）	当該事業年度の翌々事業年度の9月末日	
検証日	所定の期日							
財政計算の計算基準日（事業年度末日の場合を除く。）	当該財政計算の計算基準日の翌々日から起算して1年内の日							
事業年度末日（財政計算の計算基準日が同日の場合も含む。）	当該事業年度の翌々事業年度の9月末日							
第11-3	<ul style="list-style-type: none"> 新基準（障害）を満たしていないために規約変更を行う場合で、当該規約変更を行う前に、当該規約変更以外の規約変更、財政計算の報告又は決算の報告を行う場合は、様式⑯に当該規約変更を行う予定である旨を記載して添付すること。 当該障害給付の支給を行っている基金が、規約を変更して当該障害給付の支給を行わないこととする場合には、当該規約の変更の認可申請を行う時に、様式⑯にその旨を記載して申請書類に添付すること。 当該障害給付の支給を行っている基金が、規約の変更を行わずに当該障害給付の支給を行わないこととする（従来基準（障害）に基づく障害給付金の支給を行うこととする）場合には、当該障害給付の支給を行わないこととする日の直後の財政計算の報告又は決算の報告時に様式⑯にその旨を記載して添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の財政計算の報告又は決算の報告は、新基準（障害）を満たさなくなった際のものではなく、その後の報告であることに留意すること。 当該障害給付の支給を行わないこととする場合でも、障害給付金の支給を行う場合には、従来基準（障害）を満たす必要があることに留意すること。 						
第11-4	<ul style="list-style-type: none"> 当該障害給付の支給を行う場合には、障害給付の発生確率等を、0を上回るように実績等に基づいて合理的に見込むこと。 様式⑯の提出に当たっては、障害給付の発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。 							

財政運営基準	実務基準内容	備考
第12 確定拠出年金への移行	<p>本項では確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という）への移行に必要な実務基準を示しており、財政運営基準第12に限らず、関連する事項を記載している。</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算の基準日又は規約変更日とする。（認可申請時の計算の基準日は申請月の前々月の末日以降の日）</p> <p>なお、本項の第12-2-(1)における「※変更計算を行う際に満たすべき要件にかかる項目について」は、設立認可基準に記載の項目についての例示を与えるものであり、これに基づいて年金数理人が判断を与えるものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移換相当額が0である移行（過去期間分の給付は変更しないが、将来期間分の給付は変更する場合）は、「財政運営基準第12」の対象外である。 ・本項は「厚生年金基金設立認可基準」（第12において「設立認可基準」という。）第3-7-(1)-エによる給付水準の引下げを行う場合の実務基準であって、基金を解散する場合はこの限りでないことに留意すること。
第12-1 基金令第41条の6の計算方法等	<p>純資産額のうち移換に係る額が移換相当額を下回っていないこと。</p> <p>なお、基準日において確認する額は以下によるものとする。</p> <p>○純資産額 純資産額については以下のいずれかによること。 (a) 基準日現在における固定資産の額（基準日現在の時価（残高証明ベース））、流動資産、流動負債及び支払備金（いずれも合理的に実績を反映した額）により算出した額 (b) 直前の財政検証における純資産額と、財政検証日と基準日の間の期中収支差及び時価ベースでの運用収益を加えた額</p> <p>○純資産額のうち移換に係る額 「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について（平成3年10月17日年発第5941号）」を準用して計算した額</p> <p>○移換相当額 <ul style="list-style-type: none"> ・移換相当額は、加入員のうち移換加入員となるべき者全員について、基準日において以下の要件を満たすこと。 移換相当額=変更前の最低積立基準額-変更後の最低積立基準額 であること。 </p> <p>・なお、移換相当額計算にあたり最低積立基準額を算出する場合、控除すべき未償却過去勤務債務があるときは、「変更前の最低積立基準額」は未償却過去勤務債務控除後の額となる。また、変更後においては、控除すべき未償却過去勤務債務はないことに留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している場合においても、制度全体で判定する。 ・流動資産、流動負債、支払備金について、影響が軽微な場合には財政検証時の額を使用できる。 ・移換加入員となるべき者は、基金令第41条の4第2号に規定された加入員をいう。 <p>(参考)移換額と移換相当額の関係 基金令第41条の4第5号では、希望者は移換相当額を一時金で受取ることが可能としており、この場合は移換額は0になる。（一部一時金受取りはできない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更を行い、「未償却過去勤務債務を控除しない」として、変更前の最低積立基準額から未償却過去勤務債務を控除することができる。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第12-2-(1) 変更計算	<p>○基金令第41条の6に基づき計算する額</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可申請時の計算の基準日において、以下により掛金総額を計算し、給与に対する一定割合又は1人あたりの額で掛け率を設定する。 $\text{掛け率} = \frac{\text{移換相当額}}{\text{純資産額}}$ <p>※変更計算を行う際に満たすべき要件にかかる項目について</p> <p>①給付水準を引き下げるにより減少する掛金に相当する額 標準的な計算方法の一例は次のとおりである。 給付減額の対象となる者の給付水準変更前後の標準掛け率の差を計算する。 ただし、標準掛け率の基礎となる標準掛け率の算出にあたっては、財政方式、計算基礎率は以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政方式 原則、企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。ただし、開放基金方式の場合は変更前後ともP(OAN)を用いることとし、変更前の標準掛け率は認可申請時の計算の基準日で算定し直す。 計算基礎率 企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> 規約変更日における特例に係る掛け率の計算方法も、認可申請時の計算の基準日と同様の方法による。 移換相当額のない移行の場合も、左記の「給付水準の引下げの方法」による。 設立認可基準 第3-7-(1)-エ参照 企業型年金への移行に伴う変更計算で使用する財政方式以外を使用することが明らかに合理性がある場合は原則以外の処理も考えられる。 左記の内容は、標準的な方法として一般的に考えられる方法である。 変更前後の給付水準の差異に照らし合わせて合理的に企業型年金の掛け率を設定したにも関わらず、左記の方法で計算した額が企業型年金の掛け率として拡大する額を上回る場合は、照会事項となる。

財政運営基準	実務基準内容	備考						
	<p>②加入員及び加入員であった者が負担した掛金を原資とする部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金規約の承認基準^(*)（3）承認要件等12.才審査要領中「厚生年金基金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、厚生年金基金の加入員等の加入員負担を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うこととする。 「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。 脱退一時金部分が元利合計若しくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入員負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合 「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。 実加入員期間により算定した、加入員負担掛金の元利合計に相当する額 例示①②以外の方法についても「加入員が負担した掛金を原資とする部分」の計算方法は定めることは可能であるが、波線部分の法令の規定から考えて、加入員負担元本累計にすることは適当ではない。 <p>(参考例) 認可申請日、規約変更日と認可申請時の計算の基準日について</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">計算の基準日 -5</td> <td style="text-align: center;">-4</td> <td style="text-align: center;">-3</td> <td style="text-align: center;">認可申請時の規約変更日 -2</td> <td style="text-align: center;">認可申請日 -1</td> <td style="text-align: center;">+1 (月)</td> </tr> </table>	計算の基準日 -5	-4	-3	認可申請時の規約変更日 -2	認可申請日 -1	+1 (月)	<ul style="list-style-type: none"> 設立認可基準 第3-7-(1)-エ-①参照 <p>(*)平成13年9月27日企国発第18号</p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産額の中には、加入員であったものの負担した掛金を原資とした部分が含まれることに留意する。 <ul style="list-style-type: none"> 設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入員期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。 <p>(簡便計算の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準モデルで加入員期間別テーブルを作成し、各人に適用する。 元本累計に、加入員期間対応の年金終価率を加入員期間で除した率を乗ずる。 <ul style="list-style-type: none"> 給付減額に該当する部分に、加入員負担掛金がない場合等、明らかに移換相当額に「加入員及び加入員であった者が負担した掛金を原資とした部分」を含まないと考えられる場合は、当該部分の計算を省略することができる。 <p>例：免除保険料率の半分のみを加入員負担としている場合、移換相当額に加入員負担部分は含まれないものと考えられる。</p>
計算の基準日 -5	-4	-3	認可申請時の規約変更日 -2	認可申請日 -1	+1 (月)			
第12-3 年金数理人の確認	<ul style="list-style-type: none"> 第12-2-(2)の書類が、適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4-7-(2)の確認と併せて実施する。 						

厚生年金基金実務基準第2号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第Ⅰ章 財政運営基準の取扱い

付録1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理
ドキュメント

付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特
徴と選択にあたっての留意点

付録3 時価の定義について

付録4 様式の記入要領

第Ⅰ章 財政運営基準の取扱い

付録1 「財政検証」等に関する実務基準論点整理ドキュメント

当付録1は、実務基準の制定時（平成9年）において検討した内容を記載したものであるため、その後の関連法令の改正等は反映されていないことに留意が必要である。

財政運営基準	論 点	備 考
第3－1－(1) 認識の考え方	<p>○発生主義に関する考え方 •発生主義に基づく考え方は、「決算年度内に発生した事象により生じる収益・費用を当年度中のものと認識する」ことである。年金数理人の財政検証の実務基準内容としては、この考え方に基づいて各勘定科目が設定されていることを前提として財政検証を行う際の実務取扱を定めればよいが、特に給付関係の科目については、発生主義の考え方をブレイクダウンして表現、例示することとした。また「給付発生の認識は脱退時か裁定時か」との議論があり、実務基準では明示していないが本来は脱退時に認識すべきと解釈している。</p> <p>○例示したもの以外の勘定科目に関する発生主義の考え方を記載すべしとの意見があつたが、発生主義を考慮した勘定科目については、通知（各勘定科目的摘要）に記載されており、財政検証の実務基準に記載した事項以上のことを表現する必要はないものと考えられる。ただし今後、実務基準に記載すべき具体事例があれば積極的に盛り込むこととした。</p> <p>○年度途中の清算については、財政検証の実務基準で記載する事項ではないと考えられる。当初は考え方の例示を数項目記載する方針であったが、「清算の例示については、年金数理人の財政検証の実務基準に記載する必要はない」との意見があり例示も全文カットすることとした。</p> <p>○支給開始日を超えた待期者の年金額については、発生主義の考え方からは費用計上すべきであると解釈している。（受給中の年金額のうち、2・3月分を費用計上することと同じ考え方）</p> <p>○「時効」の取扱いについては、「年金数理人の実務基準に記載すべき項目か」との指摘もあり、発生主義の考え方を表現している中で時効に触れるのは唐突感があるため、カットすることとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発生主義の導入に伴い、過年度の精算金が生じる場合がある。その内容については厚生年金基金事務取扱基準（年発第3323号「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」の別添）の第2の6損益計算書附属書の「費用計上不足（超過）額明細書」及び「収益計上超過（不足）額明細書」により把握することがなるが、これらについては各年度の利源分析を正確にとらえることが必要な場合にはその発生源となった勘定科目（小分類）及び発生年月を基金でとらえておく必要があることに留意すること。 ・政府負担金については、計上した年金給付額とリンクする分を計上するものとした。 ・実務基準には記載しないが、清算を行う必要のある勘定科目は現金の出入りのある科目（具体的には「1経常収支」に含まれる勘定科目群）のみで、資金異動のない評価性の勘定科目（数理債務・資産評価調整額等）については清算する必要がないと解釈している。また、清算は年度単位で行えばよいものと解釈している。

財政運営基準	論 点	備 考
第1－(23) キャピタルゲイン	<p>○運用コスト控除前のキャピタルゲインについて • 簿価ベース収益は運用コストを控除したものと表すため、運用コストを含む収益のキャピタル分を区分した後、その比で簿価ベース収益を按分するものとした。</p> <p>①一般勘定の取扱いについて • 一般勘定の収益分配の他の資産種類との最大の相違点は最低保証の存在であり、最低保証を実施するためのリスクバッファを加味した収益分配にある。このような収益については、「単年度の急激な時価変動を回避する」数理的評価の主旨からみても、収益を区分することの意義に乏しいものと考えられる。</p> <p>②、③ 年金信託（合同口）、生保特別勘定（第一特約）の取扱いについて • 本来、合同運用の資産種類について厳密にインカム・キャピタルに区分することは不可能である。その中で比較的合理的と思われるものが草案に記載した基準である。</p> <p>• キャピタルゲイン分を把握する目的は、時価移動平均方式における基準収益（＝インカムゲイン）を把握することにある。 (基準収益=簿価ベース収益-キャピタルゲイン) 従って、年度中の給付支払・解約等によって簿価ベース収益に解約損益が反映された基金については、解約損益のために基準収益が左右されないことを目的として、キャピタルゲインに解約損益をそのまま含めることとした。解約損益もインカム・キャピタル両方を源泉としていることは了解しているが、現実には解約損益は定期的に発生する収益ではないため、このうちの一部をインカムと認識することは基準収益をゆがめることとなり、現実的ではないと解釈している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「キャピタルゲイン」 = 「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする事も可能としたい、との意見があつたが、収益額に比べて固有報酬は無視出来ない大きさであり按分してもキャピタルゲインからは除外べきと考える。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	論 点	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、按分の分母である「当該ファンド全体の収益分配額」には解約損益は含まれておらず、個々基金への収益分配額の合計と ファンド全体の収益分配額は一致する。 ・特に、年金信託合同運用口の収益の区分については実務上区分が困難であるとして、「合同口の収益は全額インカムとすべき」との案もあつたが、時価移動平均方式の主旨からみて、全額をインカムと認識することは合理的に許容できるものではないと考えられる。また、「全額インカムと認識することも可、と並列で記載する」との意見もあったが、資産評価額を左右する「基準収益」の定め方について、(通知上で「いずれかの方法を基金が選択する」と記載されているものを除き) 内容が大きく異なる複数の方式を並列的に基準書に記載することは、受託間の運用競争的局面において無用の誤解を招く恐れもあり、避けるべきと考える。 ただし現状では、当該区分方法につき運用部門からの合意が得られていない事情を勘案して、実務基準には、「イカム・キャピタル の区分は各運用機関で定める方法による」と表現することもやむを得ないこととした。 <p>○償還損益はインカムかキャピタルか、との議論があったが、資産取引を行わないと償還損益は得られない（償還是取引である）ため、原則としてキャピタルと解釈する。</p>	

財政運営基準	論 点	備 考
第4－3－(4) 評価方法等の変更	<p>○30%の根拠について 直接的にはダブらせるることはできないが、人員変動による基礎率の洗い替えの目安が30%以上となっている点を考慮している。</p> <p>—ウ</p> <p>○実務基準では「運用の基本方針を大幅に変更するとき」の一つとして、 「シェア変更等により、ストック部分の資産構成要素、あるいは今後の資金流入分に対する運用方針に大幅な変更が及ぶ場合」 を挙げた。</p> <p>上記の「大幅な変更が及ぶ場合」という点については、本来であれば、その程度、水準を限定列挙することが、実務を遂行する上でやりやすさに繋がるものと考える。</p> <p>しかし、限定列挙することは、それ以外を否定することと同等であり、新基準導入後、（現時点では想定できない）様々なケースが発生する可能性のあることを勘案すると、必ずしも好ましくない。</p> <p>よって、導入後はケーススタディーとして補っていき、基準として明文化出来るものがあれば、その時点で明文化していくべきと考える。</p> <p>なお、この考え方は、 「自主運用の届出が行われた場合」 「自家運用の届出が行われた場合」 「運用規制の適用除外の認定が行われた場合」 にも言え、認可に伴う実際の資産構成の変動度合もポイントとなるところである。</p>	<p>・検証当初は、 「オールドマネーの30%以上あるいはニューマネーの30%以上のシェア変更が行われた場合」 としていたが、 ・シェア変更と運用の基本方針の変更とは直接的にリンクしていない。 ・オールドマネーの30%以上の変更を実際には捉えられない場合がある。すなわち、掛金シェアと給付シェアを分離させて定めている場合には、給付シェア（ストック部分に相当）の変更は、移動資産の実額を明らかにするに留まり、シェア変更の時点で全体資産に対する変更比率は、必ずしも認識する必要はない。よって、実務的には30%以上の管理が困難となる。 といった意見があり、採用するに至らなかつた。</p> <p>(6) のウとして、 「第4－1－(3)－オ（繰り上げ計算）に該当し、 変更計算を実施する場合」 を含めるか否かの検討がなされた。</p> <p>趣旨は、例えば財政上の資産評価として時価そのものを用いており、リスクの大きい資産の短期的な変動の影響で繰り上げ計算に該当するケースが頻繁に起こるような場合、評価方法の変更を認めようとするものであった。</p> <p>しかし、検討においては、評価方法の変更の趣旨は、あくまで資産構成の変動を前提とすべきものであり、上記基準は趣旨にそぐわないものとして織り込まなかつた。</p> <p>実際の運営上で上記のようなケースが続發し、重大な問題として認識されるようであれば、再度検討を行い、基準の設定の必要性について議論する事になろう。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	論 点	備 考
第3－3－（3）－イ 未償却過去勤務債務 残高	<p>○実務基準では原則的な償却の場合として 「基準日における給与の額（加入員数） ×特別掛金率（額） ×残余償却年数に基づく現価率」 と述べているが、例えば、事業所別に、過去法 でP. S. Lを管理しているケース等、原則に 当てはまらない償却方法を既に採用しているケ ースもある。 当基準はそれを否定するものではない。</p> <p>○定率償却における未償却過去勤務債務残高に ついて 実務基準にある 「期中で掛け金変更を行っている場合、あるいは 当該事業年度が別の償却方法による償却を行っ ている場合においては、上記算式の控除部分の 式に関わらず、理論的に見込める額を使用す る。」 とは、例えば次の様なことを言う。</p> <p>(例) 前年度末基準として財政計算を行った場 合で、他の償却方法から定率償却に変更した場 合</p> <p>控除部分の式は</p> <p>基準日における給与の額（加入員数） ×特別掛金率（額）×12 ×年金終価率</p> <p>又は</p> <p>規約に定めた1事業年度の特別掛け金の総額 ×年金終価率</p> <p>となる。</p> <p>ここに、</p> <p>年金終価率：年間掛け金を1とした場合の 年度末における終価率</p>	→ 例えば $(1+i)^{1/2}$

付録2 資産の評価の方式及び数理的評価の方式の特徴と選択にあたっての留意点

1. 評価の方式について

以下のように分類されるが、資産の実質的価値を年金財政に反映させるという観点からいえば、時価が原則となる。

時価	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> 評価額は時価そのものであるため、わかりやすい。 → 簡明さを選択のポイントとしたい基金への推奨方式
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> 時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響を与える。
数理的評価による方式	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> 時価の大幅な変動を回避できること。 → 平滑化を選択のポイントとしたい基金への推奨方式
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> 時価との多少なりの乖離が伴うこと、及びその乖離が財政運営へ与える影響について、常に留意しておく必要がある。（例えば、時価では繰上げ計算に該当しないが、数理的評価額を適用したことで該当するケースもあること等。）
低価法	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> 財政的には、健全性を重視した財政運営となる。
(留意点)	

2. 数理的評価の方式について

時価移動平均方式	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> インカムを基準収益とするため（あるいは基準収益を0とするため）、ベースとなる部分（基準収益）が安定しており、評価額も他の方式と比べ安定している。 → 評価額の滑らかさを選択のポイントとしたい基金への推奨方式
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> 資産の構成要素によって、インカム水準が異なってくるため、インカムによる収益が時価ベース収益を下回る（上回る）状態が続くと、この評価額は時価を下触れ（上触れ）した水準で推移する。（基準収益を0とした場合も同様）
収益差平滑化方式	
(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的にみると評価額は時価に連動する。ただし、平滑化期間が長いと連動するタイミングがずれることに留意すること。 → 時価水準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式
(留意点)	<ul style="list-style-type: none"> この評価方式の導入当初は、基準收益率（時価ベース利回りの平均値）を算定する平均期間が短いため、時価の短期的な変動の影響を受けやすい。

評価損益平滑化方式
(特徴) • 簿価ベース収益を基準収益とするため、従来の簿価基準と比較的近い水準で推移する。 → 従来の簿価基準になるべく連動することを選択のポイントとしたい基金への推奨方式
(留意点) • 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こるため、実現配当政策への配慮が必要となる場合がある。

※以上に挙げた内容は、決して方式の選択を一般論で縛ろうとするものではない。

したがって、基金の個別性を加味した選択が結果的に上記の内容に合致していないこともありうる。

付録 3

[時価の定義について]

財政運営基準	実務基準内容	備考
時価の定義	厚生年金基金財政運営基準の「第1 用語の定義」の「(14) 時価」については、社会通念上、公正・妥当と考えられる時価評価にて行うものとする。	満期保有目的の債券を簿価評価する場合の「満期まで保有する積極的な意思」の確認方法 (例示) 運用の基本方針において、資金の一部（一定割合、一定額等）又は全部を確実な利回りの確保を目的として満期まで保有することを決定しており、かつ、評価時点で基金が作成した有価証券明細書に満期保有目的の債券が記載されていることにより、満期まで保有する積極的な意思を確認する。 (計算例) 当年度末信託資産(時価) =前年度末信託資産(時価) +元本増減 +時価ベース収益
固定資産	財政運営上の固定資産（時価）については、各運用受託機関から報告を受けた時価を計上するが、その内容は次のとおりとする。 1. 信託財産 (1)信託財産とは、年金信託・年金指定金銭信託及び投資一任を言い、これらの各時価評価額の合計値。 (2)各運用アセットの時価評価方法については、一般的に「時価評価の標準例」による。	時価評価の標準例は、「厚生年金基金における年金資産時価評価について（平成10年3月 厚生年金基金連合会資産運用委員会資産時価評価検討委員会）」による。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>2. 保険資産</p> <p>(1) 保険資産とは、一般勘定・第一特約及び第二特約を言い、これらの各時価評価額の合計値。</p> <p>(2) 一般勘定は、当該事業年度末の残高を時価評価額と見なす。</p> <p>(3) 第一特約の時価評価額は、次のとおり。</p> <p style="padding-left: 2em;">第一特約の時価評価額 = 特約勘定単位の単価 × 保険契約毎の特別勘定単位数</p> <p>(4) 第二特約の時価評価額は、次のとおり。</p> <p style="padding-left: 2em;">第二特約の時価評価額 = 当該事業年度末の第二特約部分の時価</p> <p>3. 投資</p> <p>投資とは、年金特定金銭信託・有価証券及び預貯金を言い、これらの各時価評価額の合計値。</p>	

付録4 様式の記入要領

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式の記入要領	<p>平成26年3月31日以降を基準日とする財政計算及び平成27年3月31日以降を基準日とする財政検証（改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用していない場合を除く）において、当実務基準を適用すること。</p> <p>なお、改正後の財政運営基準とは、平成22年1月15日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』（年発第0115第1号）第3による改正後の財政運営基準をいう。</p>	<p>平成26年3月24日『「厚生年金基金の財政運営について」等の一部改正等について（年発0324第6号）』により左記と異なる日から適用される内容については、左記に関わらず本内容を適用すること。</p> <p>改正後の財政運営基準による初回の財政計算においては、変更前の数値欄を上段および下段に記載し、代行部分にかかる中段については「-」を記載する等、適宜わかるように記載する。</p>
様式 - ア～エ 総括表	<p>1. 書類の作成</p> <p>a. 様式 - ア（合併設立及び分割設立用） 合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>b. 様式 - イ（再計算及び変更計算（一般）用） 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。</p> <p>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式 - エを提出する場合は不要。</p> <p>c. 様式 - ウ（変更計算（合併）用） 合併にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>d. 様式 - エ（変更計算（分割）用） 分割にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p>	<p>プラスアルファの（ ）内は、直近の財政計算又は財政検証で算定した給付現価（合併の場合は合併前の合計）に基づいて計算した値を記載する。</p> <p>数理債務 + 最低責任準備金及び未償却過去勤務債務残高の（ ）内は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>合併前は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>分割前は、直近の財政計算又は財政検証で算定した値を記載する。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ (続き)	<p>2 . グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3 . 基金</p> <p>合併（分割）前及び合併（分割）後の基金名を記載する。</p> <p>4 . 数理上掛金</p> <p>a . 基本部分の掛金</p> <p>計、男子、女子欄に同一の掛金率を記載する。</p> <p>b . 特別掛け金</p> <p>弾力償却を実施する場合、下限掛け金率を記載する。</p> <p>段階引上げ償却を実施する場合、一括引上げをした場合の掛け金率を記載する。</p> <p>掛け金拠出額算定の基準となる給与が標準掛け金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p> <p>事業所により特別掛け金が異なる場合、定額償却又は定率償却を実施する場合等で本欄に記載することが困難な場合は、本欄は 等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その具体的な内容を備考欄に記載する。</p> <p>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛け金の額がある場合、原則として予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛け金の額との合算値を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。合算値の記載が困難の場合は、本欄は 等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>c . 予定償却完了日</p> <p>基本部分は、男子、女子の欄はブランクとし、合計欄のみに記入する。</p> <p>予定償却完了日は、最終の予定掛け金払込日の翌月1日を記載する。</p> <p>弾力償却を実施する場合、下限掛け金率に対応する償却年数による予定償却完了日を記載する。</p> <p>定率償却を実施する場合、第4-4-(7)の「予定償却期間の算定方法」により、算定した予定</p>	<p>加入員に坑内員がいる場合基本部分を男子、女子、坑内員に区分する。</p> <p>基本部分については少数集団の取扱いを行った場合でも、原則として区分して記載する。</p> <p>様式 - ウ、エのみ</p> <p>基本部分は、合計欄のみに記載し、男女の内訳は不要（斜線で抹消する）</p> <p>未償却過去勤務債務が確実に償却できるよう、予定賞与率に割掛けを行って特別掛け金率を算定している場合には、「数理上の特記事項」にその取扱いを記載する。</p> <p>（例示） 平成15年3月まで掛け金を払い込む場合の予定償却完了日 平成15年4月1日</p> <p>基本部分は、合計欄のみに記載し、男女の内訳は不要（斜線で抹消する）</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ (続き)	<p>償却期間に基づき算定する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、その予定償却期間と予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る予定償却期間とを比べ長い方を記載する。</p> <p>d . 特例掛金 第 4 - 4 - (5) - イ 「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」の特例掛金を記載する。 掛け金拠出額算定の基準となる給与が標準掛け金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p> <p>e . 数理上掛け金率の表示 ・給与に対する率を表示する場合 千分率で小数点以下3桁目を四捨五入した値 ・1人あたりの額を表示する場合 円未満を四捨五入した値</p> <p>5 . 規約上掛け金</p> <p>a . 標準掛け金 規約に規定する掛け金率を記載する。</p> <p>b . 特別掛け金 掛け金拠出額算定の基準となる給与が標準掛け金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。 事業所により特別掛け金が異なる場合、弾力償却、定率償却、定額償却又は段階引上げ償却等を実施する場合等で本欄に記載することが困難な場合は、本欄は 等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>c . 特例掛け金 掛け金拠出額算定の基準となる給与が標準掛け金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。 定額償却を実施する場合等で本欄に記載することが困難な場合は、本欄は 等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p>	<p>積立不足の予想額が確実に償却できるよう、予定賞与率に割掛けを行って特例掛け金率を算定している場合には、「数理上の特記事項」にその取扱いを記載する。</p> <p>左記以外の取扱いとする場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ (続き)	<p>6 . プラスアルファ</p> <p>次の計算式により算出した結果を百分率で小数点以下2桁目を切り捨てた値を基に以下により算定する。</p> <p>プラスアルファの計算に用いる給付現価は、加入員のみを対象とし、開放基金方式であるものとして算定したものとする。プラスアルファ算定に際して使用する予定利率及び予定死亡率は代行保険料率算定に使用したものと同じものとする。また、法第132条第2項に基づく給付現価の合計の計算に使用する基礎率（予定利率及び予定死亡率以外）は基本プラスアルファ部分の基礎率を使用するものとする。</p>	<p>プラスアルファの値は原則財政計算時に算定するが、具体的には次のとおりとなる。</p> <p>1 . 算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金合併時 ・基金分割時 ・財政再計算時 ・給付の変更 ・給与規程の変更（文言上のみの変更は除く） ・定年延長 ・加入員数の大幅変動 <p>2 . 算定しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(3)-オ、力による変更計算（基礎率の見直しを行う場合は例外として洗い替える） ・掛金に係る規約の変更 　　縦越不足金の解消 　　過去勤務債務の償却 　　期間、方法の変更 　　予定利率のみの変更 　　過去勤務債務の償却完了に伴なう掛金変更 　　掛金負担割合のみの変更 ・特例掛金に係る規約の変更 ・影響軽微のため数理計算を省略した場合 <p>財政検証時は、直近のプラスアルファ算定期の値を記載する（業務報告書も同じ）。</p> <p>プラスアルファ算定に用いる給付現価には将来加入員の現価が含まれる。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ (続き)	<p>a . 基本部分</p> <p>基本プラスアルファ部分の給付現価の合計</p> <hr/> <p>法第 132 条第 2 項に基づく 給付現価の合計</p> <p>b . 加算部分</p> <p>加算部分の給付現価の合計</p> <hr/> <p>法第 132 条第 2 項に基づく 給付現価の合計</p> <p>c . 将来加入員分</p> <p>将来加入員の給付現価のみを基に計算した値とする。</p> <p>プラスアルファ算定基礎を基に、次の計算式により算出した結果を百分率で小数点以下 2 衔目を切り捨てた値を記載する。</p> <p>計算基準日が平成 14 年 4 月 1 日以降の場合の取扱い</p> <p>(注意事項)</p> <p>従前において、加入員でない年金受給者の代行部分又は基本部分の年金に対して、65 歳未満の支給停止を行う方法が在職老齢厚生年金と異なる基金については、本取扱いによるプラスアルファは従前のプラスアルファ（理論値）に比較して、従前における代行部分相当額に相当する部分のプラスアルファ給付の分、低下することに留意すること。</p> <p>d . 基本部分</p> <p>プラスアルファ算定基礎 × 1</p> <p>e . 加算部分</p> <p>プラスアルファ算定基礎 × 1</p>	<p>a ~ c をプラスアルファ算定基礎と呼ぶ。</p> <p>法第 132 条第 2 項に基づく給付は、5% 適正化、支給開始年齢の引き上げ（経過措置を含む）、総報酬制を見込むものとする。</p> <p>ただし、65 歳以上の在職老齢年金及び繰上げ支給に関する評価は、前提とする実績がないため、当分の間見込まない。</p> <p>また、第 32 条第 1 項等の認可を受け、総報酬制を導入しない場合は、総報酬制を見込まない。</p> <p>なお、総報酬制導入による賞与部分の見込みについては、第 4 - 4 - (2) - オで採用した取扱いにより見込むものとする。</p> <p>〔再計算、変更計算、合併及び分割の前の値は記入不要〕</p> <p>この場合、「法第 132 条第 2 項に基づく給付現価の合計」の計算上、給付は「仮に基盤が無かったとしたら、国が老齢厚生年金として追加して払わなければならぬ年金給付」であることに留意する。</p> <p>この場合、60 歳支給開始となる者の代行給付について 0.875 倍した額が支給されるものとみなすことを前提とした評価方法を探ってもよい。</p> <p>（加入員でない年金受給者に対して、在職老齢厚生年金と同様の 65 歳未満の支給停止を行う場合は、基本部分及び加算部分のうち該当する給付現価についても同様に評価する。）</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ (続き)	<p>7 . 代行保険料率</p> <p>代行保険料率算定届出書の総括表に準じて記載する。</p> <p>なお、基金規則附則第 7 項に基づき、平成 22 年 4 月から同月以後最初に到来する基金令第 36 条の 2 第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める月の前月までの間で、代行保険料率の算定基準日における過去期間代行給付現価の額が最低責任準備金相当額を上回っている基金においては、算定した代行保険料率と平成 22 年 3 月分の免除保険料率の基礎となる代行保険料率のいずれか大きい率を記載する。</p> <p>8 . 一時払掛金額、数理債務 + 最低責任準備金、未償却過去勤務債務残高、引継純資産額、最低責任準備金、数理上資産額、純資産額</p> <p>掛け率（額）の計算に使用した額について、千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>なお、財政運営基準第 12 による資産の移換を行う場合、及び同第 4-4-(8)に定める掛け率を徴収する場合においては、純資産額欄及び数理上資産額欄には移換相当額移換後かつ掛け率徴収後の金額を記載する。</p> <p>9 . 純資産額 / 最低責任準備金</p> <p>小数点以下第三桁目を切り捨てた値を記載する。</p>	<p>(例示) 基金の加入員の代行給付の支給開始年齢に応じて、年金額の給付割合を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60 歳支給開始: 0.875 ・65 歳支給開始: 1.000 <p>とし、その間の年齢については合理的な方法により給付割合を按分計算して代行給付を評価する。</p> <p>(その他合理的な評価も可能とする)</p> <p>65 歳未満の給付もプラスアルファの給付現価に計上できる。ここで、「つなぎ年金」については、基本部分と同じ給付設計の場合は基本部分のプラスアルファの給付現価に、基本部分と異なる給付設計の場合は加算部分のプラスアルファの給付現価に計上する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考								
様式 - ア～エ (続き)	<p>10. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記載する。</p> <p>変更計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し基金において予め定めた事項 財政運営基準第12による資産の移換に関する事項</p> <p>a. 数理上の特記事項の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少数集団扱い を××に含めて基礎率を作成した。 の人数 人 (全体の . %) 全体会員 人 ・ 特別掛金拠出額算定の対象となる給与が標準掛金と異なる場合 特別掛金は賞与標準給与を拠出額算定の対象としていない。 ・ 事業所別特別掛金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>未償却過去債務 債務残高</th> <th>数理上 特別掛金</th> <th>規約上 特別掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円 千円</td> <td>00.00 % xx.xx %</td> <td>% %</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力償却 規約上の掛金 ~ % (~ 年) ・ 定額償却 年間予定償却額 定額 千円 ・ 定率償却 儻却割合 定率 % ・ 段階引上げ償却 規約上の掛金 年 月から % 年 月から % 年 月から % 段階引上げの最大の引上げ幅 % 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金 収入現価 千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 千円 	事業所名	未償却過去債務 債務残高	数理上 特別掛金	規約上 特別掛金		千円 千円	00.00 % xx.xx %	% %	<p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。</p> <p>他の様式に記載がある項目でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p> <p>必要に応じて別紙とする。</p> <p>「(最短期)～(最長期)」の様式で記載</p>
事業所名	未償却過去債務 債務残高	数理上 特別掛金	規約上 特別掛金							
	千円 千円	00.00 % xx.xx %	% %							

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合 年度から 年間に渡り、総給与が1年あたり %ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率(額)を算定している。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 規約上特別掛金 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金 % (年 ヶ月) 上記以外 % (年 ヶ月) ・再評価及び額の改定に用いる指標の予測 % <p>b . 基金において予め定めた事項</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意するべき事項は重複して記載できる。 標準掛金について、採用した選択肢(数理上標準掛金四捨五入、据置き、切上げ)を総括表の備考欄に記載する。</p> <p>c . 財政運営基準第12による資産の移換に関わる事項</p> <p>上記8のなお書きに該当した場合は、その旨をコメントし、移換相当額及び徴収する掛金額を記載する。 資産評価調整額を直近の財政検証時の額から変更した場合には、当該金額を記載する。</p>	給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設定する場合も記載する。

様式 - ア 総括表(合併設立及び分割設立用)

区分	グループ区分	基本部分			加算部分	
		計	男子	女子		
数理上掛金	標準掛金					
	特別掛金					
	予定償却完了日					
	特例掛金					
規約上掛金	標準掛金					
	うち加入員負担分					
	特別掛金					
	うち加入員負担分					
	特例掛金					
	うち加入員負担分					
	財政方式					
	プラスアルファ	()			()	()
代行保険料率	うち将来加入員分	()			()	()
一時払掛金額						
引継純資産額						
数理債務 + 最低責任準備金						
未償却過去勤務債務残高						
資産の評価方法						
最低責任準備金				純資産額 / 最低責任準備金		
最低積立基準額				純資産額 / 最低積立基準額		
[備考]						

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) プラスアルファの()内には、合併または分割前の給付設計によるものを記入すること。
- (注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - イ 総括表(再計算及び変更計算(一般)用)

区分	グループ区分	基本部分	加算部分	
数理上掛金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
		()		
	予定償却完了日	()	()	()
		()		
規約上掛金	特例掛金	()	()	()
		()		
	標準掛金	()	()	()
		()		
		()		
規約上掛金	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
	特別掛金	()	()	()
		()		
規約上掛金	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
	特例掛金	()	()	()
		()		
規約上掛金	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
		()		
		()		
財政方式				
プラスアルファ				
うち将来加入員分				
代行保険料率	()			
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務 + 最低責任準備金			()	()
未償却過去勤務債務残高			()	()
			()	()
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金		純資産額 / 最低責任準備金		
最低積立基準額		純資産額 / 最低積立基準額		
[備考]				

(注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。

(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。

(注4) ()内は再計算もしくは変更計算の前のもの。

(注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式 - ウ 総括表(変更計算(合併)用)

区分	基金 グループ区分	合併前				合併後	
		基本 部分	加算部分	基本 部分	加算部分	基本 部分	加算部分
数理上掛金	標準掛金						
	特別掛金						
	予定償却完了日						
	特例掛金						
規約上掛金	標準掛金						
	うち加入員負担分						
	特別掛金						
	うち加入員負担分						
	特例掛金						
	うち加入員負担分						
	財政方式						
	プラスアルファ						
	うち将来加入員分						
	代行保険料率						
	一時払掛金額						
	数理上資産額						
	数理債務 + 最低責任準備金						
	未償却過去勤務債務残高						
	資産の評価方法						
	純資産額						
	最低責任準備金						
	純資産額 / 最低責任準備金						
	最低積立基準額						
	純資産額 / 最低積立基準額						
	[備考]						

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - 工 総括表(変更計算(分割)用)

区分	基金 グループ区分	分 割 前		分 割 後		
		基本 部分	加算部分	基本 部分	加算部分	
数理上掛金	標準掛金					
	特別掛金					
	予定償却完了日					
	特例掛金					
規約上掛金	標準掛金					
	うち加入員負担分					
	特別掛金					
	うち加入員負担分					
	特例掛金					
	うち加入員負担分					
	財政方式					
	プラスアルファ					
	うち将来加入員分					
	代行保険料率					
	一時払金額					
	数理上資産額					
	数理債務 + 最低責任準備金					
	未償却過去勤務債務残高					
	資産の評価方法					
	純資産額					
	最低責任準備金					
	純資産額 / 最低責任準備金					
	最低積立基準額					
	純資産額 / 最低積立基準額					
	[備考]					

(注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。

(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。

(注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - 才 総括表（変更計算 (積立水準 確保(1))用）	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4-5-(1)に基づき「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」を行う場合 ・第4-1-(3)の要件に該当し、「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」を行う予定の場合（責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書に添付） <p>2. 特例掛金（の額）の徴収方法</p> <p>様式 - ア～エの記載要領に準じて記載する。</p> <p>「掛金の算定基礎」には、特例掛金を設定する区分（代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分または複数等）について記載する。</p>	<p>様式 - 才と同時に提出する様式 - アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書に添付する場合、白紙も可（代議員会で議決できない場合）。</p> <p>平成24年度末において純資産額が最低責任準備金を下回っている基金においては、原則として加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が平成24年度における当該比率を下回らないこと。 なお、保険料課課ベース及び規約上掛金が不变の場合、上の条件を満たすこと。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - 才 総括表（変更計算 (積立水準 確保(2))用）	<p>1. 書類の作成</p> <p>第4-5-(2) 「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。</p> <p>2. 対象に該当することとなった事業年度</p> <p>積立水準の回復計画を立てる必要があると判定された財政検証の基準日の属する年度を記載する。</p> <p>3. 積立水準の回復に必要な掛金(率)</p> <p>代行掛金、基本プラスアルファ掛金、加算掛金、特別掛金、特例掛金ごとに規約上の掛金(率)を記載する。</p>	<p>様式 - 才' と同時に提出する様式 - アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。</p> <p>特別掛金は、代行・基本プラスアルファ・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金(率)を記載する。</p> <p>平成24年度末において純資産額が最低責任準備金を下回っている基金においては、原則として加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率が平成24年度における当該比率を下回らないこと。 なお、保険料課税ベース及び規約上掛金が不变の場合、上の条件を満たすこと。</p>

(例示)

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率)	
	代行標準掛金	代行特別掛金
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		%
平成 年 月 日		
平成 年 月 日		

回復計画実施直前の掛金(率)	%

加算標準掛金	加算特別掛金	特例掛金
		%
		× %

%	%

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - 才 (続き)	<p>4. 積立水準の推計</p> <p>a. 推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 積立水準 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</p> <p>c. 推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用利回りの前提 ・プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測に連合会における通算企業年金の予定利率を使用した場合は、その旨 ・加入員数の見込み 	直近までの運用利回りの実績を反映した場合は、その内容を注記する。

様式 - 才 総括表(変更計算(積立水準確保(1))用)

1. 追加して徴収する特例掛金の計算基礎

(千円)

純 資 産 額		
財政検証の基準日における最低積立基準額		
翌事業年度における最低積立基準額の見込額		
第4の5の(1)のアにより算出した額		
うち第4の5の(2)のにより加算した額	/	
第4の5の(1)のイにより算出した額		
第4の5の(1)のウにより算出した額(-)		
又は のいすれか大きい額以上 以下で規約で定める額		
からを控除した額にを加えた額		
翌事業年度における掛金の額		
翌々事業年度に追加する特例掛金の額(-)		

2. 特例掛金(の額)の徴収方法

掛金率に換算して徴収

数理上掛金	
規約上掛金	
うち加入員負担分	

(掛金の算定基礎：)

の額を規約に定めて徴収

(注)平成24年度の末日において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとすること。

様式 - オ' 総括表(変更計算(積立水準確保(2))用)

1. 対象に該当することとなった事業年度

平成 年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金(率)

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率)(代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金(率) : _____

3. 積立水準の推計

(金額単位:百万円)

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額								
年度末最低責任準備金								
積立水準 /								
年度末最低積立基準額								
積立水準 /								

運用利回りの前提 : _____

4. その他の措置の実施状況(該当するに/を記し、必要事項を記入)

選択一時金を休止すること

実施中(平成 年 月 日より実施)

実施予定(平成 年 月 日より実施予定)

検討中

実施しない(平成 年 月 日決定)

選択一時金がない

その他()

(注1) 財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年内に、純資産額が最低積立基準額(当該基準日が平成25年度の末日の場合は0.94%、平成26年度の末日の場合は0.96%、平成27年度の末日の場合は0.98%を最低積立基準額に乗じて得た額。)又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るものであること。

(注2) 平成31年度末時点において、最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のうちいずれか小さい額を上回るものであること。

(注3) 平成24年度の末日において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとすること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - 力 総括表(変更計算(特例掛金用(第4の4の(8)))用)

1. 予算作成上の利回り

予定利率	%
------	---

	当年度予算推計値	前年度決算見込額	前々年度決算確定値
各年度の利回り	%	%	%

2. 当年度不足金の発生状況

(金額単位:百万円)

	当年度予算推計額	前年度決算見込額	前々年度決算額
費 用 勘 定	合計(~②1)		
	給付費		
	移換金		
	制度間移換金		
	資産管理機関への移換金		
	離婚分割移換金		
	拠出金		
	運用報酬等		
	業務委託費		
	コンサルティング料		
	指定年金数理人費		
	機械処理経費等		
	特別法人税		
	運用損失		
	特別支出		
	繰入金		
	責任準備金増加額		
	準備金繰入金		
	繰越不足金処理金		
	承継事業所償却積立金積増金		
収 益 勘 定	別途積立金積増金	②1	
	合計(②3 ~ ③4)	②2	
	掛金等収入	②3	
	うち特例掛金(第4の4の(8))		
	受換金	②4	
	制度間受換金	②5	
	脱退一時金相当額受入金	②6	
	負担金	②7	
	運用収益	②8	
	特別収入	②9	
	受入金	③0	
	責任準備金減少額	③1	
	準備金戻入金	③2	
	承継事業所償却積立金取崩金	③3	
	別途積立金取崩金	③4	
当年度不足金(-②2)		③5	

(注) 1の予定利率は、第4の4の(5)のイの次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を同(ア)に基づいて設定している場合にあっては、同(ア)の資産の運用利回りの予測として用いた値とすること

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ 計算基礎率	<p>1. 書類の作成</p> <p>a. 様式 - ア (合併設立及び分割設立用) 基金設立の認可申請、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>b. 様式 - イ (再計算及び変更計算(一般)用) 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。</p> <p>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式 - エ'を提出する場合は不要。</p> <p>c. 様式 - ウ (変更計算(合併)用) 合併にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>d. 様式 - エ (変更計算(分割)用) 分割にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>2. グループ区分 計算基礎率上別の集団として取り扱う区分に応じて、適宜区分して記載する。</p> <p>3. 標準死亡率に乗じた率 加入員以外の者の死亡率に乘じる「基金においてあらかじめ定めた率」を記載する。</p> <p>4. 計算上の平均脱退率 基数表から $1 / e_x^{\circ}$ を求め、百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>5. 昇給指数(報酬)</p> <p>a. 最低年齢 昇給指数(報酬)が最も小さい年齢のうち、最大の年齢とする。</p> <p>b. 頭打ち年齢 昇給指数(報酬)が最も大きい年齢のうち、最小の年齢とする。</p>	<p>様式 - イ～エ (7) 計算上の新規加入員 ()、[]内は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>「x」は、計算上の将来加入年齢とし、用いる基数表は掛け率算定に使用したものとする。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア～エ (続き)	<p>c . 平均上昇率 様式 - ア - 2 - (4)昇給指數(報酬)の「平均」を記載する。</p> <p>d . ベア率 平均上昇率以上のベースアップ部分を記載する。</p> <p>加算部分で報酬以外の給与を使用している場合もこの欄を使用する。</p> <p>6 . 昇給指數(賞与)</p> <p>「原則的な取扱い1」の場合は、「5 . 昇給指數(報酬)」の例により記載する。</p> <p>「原則的な取扱い2」「経過的な取扱い」の場合は「-」とし、欄外にその取扱い方法を記載する。</p> <p>加算部分で賞与額を使用しない場合は「-」とする。</p> <p>7 . 計算上の新規加入員</p> <p>様式 - ア - 2 - (5)新規加入員の計算上の見込みの今回部分の値を記載する。</p>	<p>ベースアップを含めない</p> <p>ベースアップ部分</p> <p>計算上の新規加入員について特別の見込を行った場合は、その内容を様式 - アに記載する。</p>

様式 - ア 計算基礎率(合併設立及び分割設立用)

	基本部分		加算部分	
	男子	女子		
(1) 予定利率(%)				
(2) 標準死亡率に乗じた率				
(3) 計算上の平均脱退率(%)				
(4) 最終年齢(歳)				
(5) 昇給指数 (報酬)	最低年齢 (歳)			
	頭打年齢 (歳)			
	平均上昇率 (%)			
	ペア率 (%)			
(6) 昇給指数 (賞与)	最低年齢 (歳)			
	頭打年齢 (歳)			
	平均上昇率 (%)			
	ペア率 (%)			
(7) 計算上の 新規加入員	加入員数 (人)			
	加入年齢 (歳)			
	給与の額 (円)			
	平均加入期間(年)			

(注) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - イ 計算基礎率(再計算及び変更計算(一般)用)

【「様式 - イ」の表は「様式 - ア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。	XXXX (XXXX) [XXXX]	→ 再計算又は変更計算後 → 再計算又は変更計算前
-----------------------------------------------	------------------------------	------------------------------

(注1) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ()内は再計算又は変更計算の前のもの。

(注3) 変更計算の場合、()外には変更のあったもののみ記入すること。

様式 - ウ 計算基礎率(変更計算(合併)用)

【「様式 - ウ」の表は「様式 - ア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。	XXXX (XXXX) [XXXX]	→ 合併後 → 合併後存続する基金分 → 合併後消滅する基金分
-----------------------------------------------	------------------------------	---------------------------------------

(注1) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ()内は 厚生年金基金(合併後存続する基金)のもの(計算基準日： 年 月 日)。

[]内は 厚生年金基金(合併後消滅する基金)のもの(計算基準日： 年 月 日)。

様式 - エ 計算基礎率(変更計算(分割)用)

【「様式 - エ」の表は「様式 - ア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。	XXXX (XXXX) [XXXX]	→ 分割後 → 分割前
-----------------------------------------------	------------------------------	----------------

(注1) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) ()内は分割前のもの。(計算基準日： 年 月 日)

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
様式 - 才 計算基礎率	<p>1. 書類の作成</p> <p>第4-4-(5)-イの特例掛金に関する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>2. 記載箇所</p> <p>特例掛金の設定が必要となった原因に応じて必要な部分のみを記載する。</p>	

様式 - 才 計算基礎率（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額算定の基礎率）

(ア) 資産の運用利回りの予測(%)	
(イ) 加入員数の一時的変動の具体的な内容とその見込み方	
(ウ) 給与の額その他これに類するものの一時的変動の具体的な内容とその見込み方	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 加入員数等の実績 (再計算、合併 及び分割設立用)	<p>1. 書類の作成</p> <p>財政再計算、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式「ア又はウ、様式「イ、イ'、工、工」のいずれか及び様式「力」を提出する場合は不要。</p> <p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率(額)の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>3. 記載年数</p> <p>a. 財政再計算の場合 前回の財政再計算基準日から今回の財政再計算基準日までの実績を記載する。</p> <p>b. 合併又は分割の場合 合併又は分割前5年間の実績値を記載する。</p> <p>4. 加入員等の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員 基準日時点で、現に加入員であるもの。 ・受給待期脱退者 基金から脱退して基準日時点で年金の受給権の裁定を受けていないもの及び受給権者で基準日時点で年金給付の全額が支給停止されているもの(死亡が確認されたものを除く)。 	<p>少数集団の取扱いを行った場合でも、原則として区分して記載する。</p> <p>初回財政再計算の場合は、設立の認可申請の基準日から今回の財政再計算基準日までの実績を記載する。</p> <p>加算型に移行した場合および加算型の制度を追加した場合は、その部分は初回財政再計算に準じる。</p> <p>基金設立後5年未満の合併又は分割の場合は、設立の認可申請の基準日以降について記載する。</p> <p>連合会移換者を除く。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 (続き)	<p>・年金受給者 基準日時点で、年金を受給中のもの（死亡が確認されていないものを含む）。</p> <p>5. 平均給与の額 基本部分の給与は、基本プラスアルファ部分の総報酬制適用の有無に係わらず「報酬標準給与 + 直近1年間の賞与標準給与 / 12」を使用する。</p> <p>6. 数値の記載</p> <p>a. 平均年齢、平均加入年数 小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 平均給与の額、平均年金額 円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>c. 平均脱退率 次の計算式により算出した値を百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p style="text-align: center;">年度内の総脱退者数</p> <hr/> <p style="text-align: center;">年度始加入員数 + 年度内新規加入員数 × 1 / 2</p> <p style="text-align: center;">初回決算の場合は、次の計算式によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">年度内の総脱退者数</p> <hr/> <p style="text-align: center;">設立時加入員数 + 年度内新規加入員数 × 1 / 2</p> <p style="text-align: center;">12 × _____ 初年度の月数</p>	<p>年金受給者には在職老齢年金支給開始者、基本加算年金受給者を含める。</p> <p>基本部分の平均給与を記載する際に左記以外の給与を使用する場合は、使用する給与を欄外に注記する。</p> <p>左記は標準的な算出方式を定めたものであり、他の合理的方法を否定するものではない。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度内新規加入員数 × 1/2 とあるのを、毎月加入は毎月一様に加入すると考え1/2、定時加入は加入日から年度末までの月数を考慮し、例えば5月加入は11/12とする。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 加入員数等の実績（再計算、合併設立及び分割設立用）
グループ区分（ ）

		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日 (基準日)
加 入 員	人 数(人)						
	平 均 年 齢(歳)						
	平均加入年数(年)						
	平 均 脱 退 率(%)						
	平均給与の額(円)						
受 給 待 期 脱 退 者	人 数(人)						
	平 均 年 齢(歳)						
	平 均 年 金 額(円)						
年 金 受 給 者	人 数(人)						
	平 均 年 齢(歳)						
	平 均 年 金 額(円)						
	うち代行部分(円)						

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア 掛金算出基礎	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算 解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、工、工'のいずれか及び様式 - ハを提出する場合は不要。 ・合併又は分割による基金設立の認可申請 ・給付設計を変更する規約変更の認可申請 解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、工、工'のいずれか及び様式 - ハを提出する場合は不要。 <p>変更計算の場合、様式 - アのうち基礎率の変更がない部分は、提出不要。</p> <p>2. グループ区分</p> <p>計算基礎率上別の集団として取り扱う区分に応じて、適宜区分して記載する。</p>	合併、分割の場合を含む。
様式 - ア - 1 計算基準時点における加入員等の年齢別分布表		
様式 - ア - 1 - (1) 加入員の年齢別分布	<p>1. 年齢</p> <p>基準日現在の満年齢をもとに記載する。</p> <p>2. 平均の金額の記載</p> <p>円未満を四捨五入した値を記載する。</p>	<p>70歳以上の者については「69~」に含めて記載するが、基礎率を算定する場合には除外できる。</p> <p>「最終額(月額)の平均」欄の記入例 (例示)</p> <p>1. 賞与標準給与の実績がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日における加入員に対する最終報酬標準給与に、基準日における加入員に対する直近1年間に決定された賞与標準給与の総額を12で除して得た額を加えた額

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>2. 賞与標準給与の額を報酬標準給与の額の一定割合としている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のa又はbのいずれか <ul style="list-style-type: none"> a. 基準日における加入員に対する最終報酬標準給与の月額に一定割合を乗じて得た額を、当該最終報酬標準給与の月額に加えた額 b. 基準日における加入員に対する最終報酬標準給与の月額 <p>なお、当該分布表を報酬標準給与部分と賞与標準給与部分に分けて、それぞれ別々に作成することも可とする。この場合、記載する標準給与の範囲を欄外に明記する。</p> <p>「累積額の平均」欄に、累積額を単純平均して得た額以外のものを記載する場合には、算出方法を欄外に注記する。</p>

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(1) 加入員の年齢別分布

グループ区分() 年 月 日現在

年 齢	人 数	給 与 の 額	
		累積額の平均	最終額(月額)の平均
15	人	円	円
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69~			
計			

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
様式 - ア - 1 - (2) 受給待期脱退者、年 金受給者の年齢分布	<p>1 . 年齢</p> <p>基準日現在の満年齢をもとに記載する。</p> <p>2 . 平均の年金額</p> <p>平均の年金額の記載は、円未満を四捨五入した 値を記載する。</p>	

様式第 - ア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、合併設立及び分割設立用）

1 . 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(2) 受給待期脱退者、年金受給者の年齢分布

受給待期脱退者等の区分 ()

年 月 日現在

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
15	人	円	人	円
16				
17				
18				
62				
63				
64				

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
65				
66				
67				
107				
108				
109				
110 ~				
計				

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 2 - (1) 予定利率の決定にあたって参考とした事項		
様式 - ア - 2 - (2) 脱退率の算定方法	<p>脱退率の算定方法について、次の項目につき記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定式 ・死亡率の取扱い ・補整方法 ・高年齢における取扱い ・割掛けの方法 ・除外するデータの取扱い ・その他脱退率算定上留意すべき事項 	<p>(高年齢における取扱いの例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期退職の取扱い
様式 - ア - 2 - (3) 昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定方法	<p>昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定方法について、次の項目につきそれぞれ記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗製データの補整方法 ・頭打ちの取扱い ・高年齢における取扱い ・除外するデータの取扱い ・その他昇給指数算定上留意すべき事項 ・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む場合、予定賞与率を記載 	<p>(高年齢における取扱いの例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の昇給指数を下げる場合の取扱い ・一定年齢以上について昇給体系が異なる場合の算定方法 <p>(予定賞与率の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の賞与と報酬の割合が 2年前 . . . 1年前 . . . 当年度 . . . であるため、予定賞与率を平均値の . . . とした。 <p>将来の報酬変動を見込む場合は、次の項目につき記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定される報酬体系の変更 ・ベースアップを見込む場合の前提、根拠 ・その他昇給指数算定上留意すべき事項

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 2 - (4) 脱退率、昇給指数(報酬)及び昇給指数(賞与)の算定結果	<p>1. 脱退率 百分率で小数点以下4桁目を四捨五入したものを記載する。 平均欄には、算定の基礎となった期間の平均脱退率に割掛けを乗じ、百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 昇給指数(報酬) 昇給指数を算定するための基礎となる補整後の報酬について、基準年齢の報酬を1とした指数を昇給指数(報酬)欄に記載する。 基準年齢には、最低年齢、計算上の将来加入年齢新規加入員の平均年齢等を用いる。</p> <p>平均欄には、最大の昇給指数を最小の昇給指数で除し、最小の昇給指数の年齢から最大の昇給指数の年齢に至るまでの年数のべき乗根から1を減じて、百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 昇給指数(賞与) 昇給指数(報酬)の記載方法に準じて記載する。 賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む場合は空欄で可。</p>	<p>左記以外の表示を行う場合は、その取扱いを欄外に注記する。</p> <p>ベースアップを見込む場合の昇給指数は、ベースアップを反映する前の指数を記載し、様式 - ア - 2 - (3)にベースアップを見込んだ昇給指数の算定式を記載することを原則とする。ベースアップ込みの昇給指数を記載する場合は様式 - ア - 2 - (3)に注記する。</p> <p>左記以外の表示を行う場合は、その取扱いを欄外に注記する。</p>

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

2. 計算基礎率算定表

(4) 脱退率、昇給指數(報酬)及び昇給指數(賞与)の算定結果

グループ区分()

	脱退率		昇給指數(報酬)		昇給指數(賞与)	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69~						
平均						

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
様式 - ア - 2 - (5) 新規加入員	<p>1. 過去の実績</p> <p>過去の実績欄には除外したデータを含まない値を記載することができる。</p> <p>a. 平均年齢 小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 給与の平均 円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>c. 給与の平均の伸び率 百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 計算上の見込み</p> <p>新規加入員数、予定加入年齢、予定加入時給与それぞれ加入員数、平均年齢、給与の平均欄に記載する。</p> <p>ベースアップを見込む場合は、給与のベースアップの率を伸び率欄に記載する。</p> <p>3. 脱退残存表による平均加入年数</p> <p>「新規加入員の予定加入年齢」の平均残存年数を小数点以下3桁目を四捨五入して得た値を記載する。</p>	<p>前々年度の伸び率は記載しない取扱いができる。 (過去3年以上の資料がない場合)</p> <p>給与の平均には、月額換算したものと記載する。</p> <p>給与の平均・伸び率について、報酬標準給与総額率と賞与標準給与総額率を別々に見込む場合には、それぞれ区別して記載することも可とする。なお、それぞれ区別して記載する場合の賞与標準給与は月額換算したものとする。</p> <p>昇給指数(報酬)又は昇給指数(賞与)にベースアップを見込む場合の予定加入時給与は、ベースアップがないものとして計算した給与を記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 2 - (5) (続き)	<p>4. 新規加入者の見込みの算定方法</p> <p>次の項目につき記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定方式 ・算定結果の補整 ・除外するデータの取扱い ・その他留意すべき事項 <p>(新規加入員の加入時給与が把握できない場合の給与の平均、伸び率の取り扱い)</p> <p>当年度欄のみ記載し、「新規加入者の見込みの算定方法」欄に新規加入員の加入時給与が把握できない旨を記載し、この場合の計算上の見込みの算定方法を記載する。</p>	<p>(算定方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点の給与及び昇給指數(報酬)・昇給指數(賞与)、ベースアップ率から加入時給与を合理的に推定する。 ・基準日時点の給与を用いて計算上の見込みを算定しその結果を補整する。

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

2. 計算基礎率算定表

(5) 新規加入員

グループ区分()

	過去の実績			計算上の見込み	
	前々年度	前 年 度	当 年 度	今 回	前 回
加入員数 (人)					
平均年齢 (歳)					
給与の平均 (円)					
伸び率 (%)					
脱退残存表による平均加入年数 (年)					
[新規加入員の見込みの算定方法]					

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 3(1)、(2) 掛金率算定表	<p>1. 将来加入員 財政方式が開放基金方式以外の場合、()を付して将来加入員の給付現価を記載する。</p> <p>2. 現在加入員（将来分）、現在加入員（過去分） 現在加入員（将来分）には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。 現在加入員（過去分）には、現在加入員に対する総給付現価から現在加入員（将来分）の給付現価を控除した値を記載する</p> <p>3. その他の受給者 その他の受給者のグループ区分別の内訳の把握が困難な場合は、「計」欄のみに記載できる。</p> <p>4. 算定用掛金率 数理債務を算定する際に用いた標準掛金率を記載する。</p> <p>5. 数理上掛金率の表示 ・給与に対する率を表示する場合 千分率で小数点以下3桁目を四捨五入した値 ・1人あたりの額を表示する場合 円未満を四捨五入した値</p> <p>6. 別途積立金として留保する額 給付改善準備金又は繰入準備金がある場合は加算して記載する。 加算型の制度で、基本部分と加算部分に区分しない場合は、加算部分に記載する。</p> <p>7. 承継事業所償却積立金として留保する額 承継事業所償却積立金がある場合、制度全体の総額を記載する。 加算型の制度の場合は、加算部分に記載する。</p>	<p>財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。</p> <p>数理上の標準掛金率を千分率（基本プラスアルファ部分の場合、万分率も含む）で切り上げた規約上の標準掛金率を数理債務算定に用いる場合は、当該標準掛金率を記載する。</p> <p>左記以外の取扱いとする場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考												
様式 - ア - 3 (1)、(2) (続き)	<p>8 . 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>9 . 特別掛金（規約上）</p> <p>規約上の特別掛金について、償却方法、率（額）、予定償却期間等を記載する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額の償却方法、合算した掛け率（額）、予定利率引下げとそれ以外の過去勤務債務のそれぞれの予定償却期間のうち長い方の予定償却期間を記載する。</p> <p>（例示）</p> <table> <tr> <td>・ 弾力償却</td> <td>弾力償却</td> <td>最長期</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>・ 定額償却</td> <td>年間予定償却額</td> <td>定額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>・ 定率償却</td> <td>償却割合</td> <td>定率</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>10 . 計算式</p> <p>基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式 ア～エの10.備考のc.に記載がある場合には、内容を反映させること。 賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、その旨及び予定賞与率を記載する。 総報酬額によらず報酬標準給与月額に基づく給付とする場合等、上乗せ給付を総報酬ベースとしない場合には、その旨を明記する。 特別掛金について加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その根拠や見込んだ方法について具体的に記載する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、予定利率引下げに係る特別掛金の額とそれ以外の過去勤務債務に係る特別掛金の額について計算方法の概略を簡潔に記載する。</p> <p>【第五の五の（1）に該当する場合（給付区分特例を実施している場合）の取扱い】</p> <p>様式 - ア - 3 (2)は、から21についても、給付区分ごとに記載すること。</p>	・ 弾力償却	弾力償却	最長期	%	・ 定額償却	年間予定償却額	定額	千円	・ 定率償却	償却割合	定率	%	総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合には、その旨を計算式欄に明記する。
・ 弾力償却	弾力償却	最長期	%											
・ 定額償却	年間予定償却額	定額	千円											
・ 定率償却	償却割合	定率	%											

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - ア 掛金率算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

	合 計 (~)	計	男 子	女 子
給付現価		千円	千円	千円
将来加入員				
現在加入員(将来分)				
現在加入員(過去分)				
年金受給者				
受給待定期脱退者				
その他の受給者				
標準給与現価		計 (、)		
標準掛金率(数理上)				
標準掛金率(規約上)				
算定期用標準掛金率(Min(,))				
標準掛金収入現価(×)				
-				
最低責任準備金				
数理上資産額				
うち、別途積立金として留保する額				
うち、承継事業所償却積立金として留保する額				
未償却過去勤務債務残高				
特別掛金(規約上) (予定償却期間)		21	()	
財政方式			()	
[計算式]				

(注1) ~ については、基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、~₂₁については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) については、上段は - (上段) + (上段) + (上段)、下段は - (下段) + (下段) + (下段)により算定する。

(注3) ₂₁については、()内に予定償却期間を記入すること。

様式 - ア 掛金率算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位:千円)

		計				
給付	合計 (~)					
将来加入員						
現在加入員(将来分)						
現在加入員(過去分)						
年金受給者						
受給待機脱退者						
その他の受給者						
給与現価	計 (、)					
	現在加入員 将来加入員					
標準掛金率(数理上)						
標準掛金率(規約上)						
算定用標準掛金率(Min(,))						
標準掛金収入現価(×)						
-						
数理上資産額						
うち、別途積立金として留保する額						
うち、承継事業所償却積立金として留保する額						
一時払掛金額						
未償却過去勤務債務残高 (- + + -)						
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)		21				
財政方式						
[計算式]						

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、 から²¹についても給付区分ごとに記載すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 3(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 2. 積立不足の予想額 第4-4-(5)-イの(ア)~(ウ)の内訳を、それぞれ ~に記載する。 3. 特例掛金(規約上) 規約上の特例掛金について、設定する区分(代行部分・基本プラスアルファ部分・加算部分)、償却方法、率(額)等を記載する。	・給付区分特例を実施している場合、給付区分ごとに作成すること。

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
運用差損	千円
脱退差損	千円
昇給差損	千円
特例掛金(規約上)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 ア - 3(4) 評価損償却	1. 対象加入員 掛金徴収の対象者を限定する場合は欄外に注記する。 2. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 3. 特別掛金(規約上) 様式 - ア - 3(1)、(2)に準じて記載する。	(例示) ・加算適用加入員を対象として特別掛金を課す場合 ・総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未 償 却 過 去 勤 务 債 务 残 高	千円
特 別 掛 金(規 約 上) (予定償却期間 年 月)	

様式 - イ 掛金算出基礎(変更計算(特例掛金)用)

予 算 算 出 内 訳 書

科 目			推計額	算 出 内 訳
大分類	中分類	小分類		
			百万円	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 別途積立金の取りくずしの処分を示した書類	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に応じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算において取りくずした場合 解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、工、工'のいずれか及び様式 - ハを提出する場合は不要。 ・変更計算において取りくずした場合 解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、工、工'のいずれか及び様式 - ハを提出する場合は不要。 ・合併又は分割時に取りくずした場合 ・給付改善準備金に繰り入れるために取りくずした場合 ・繰入準備金に繰り入れるために取りくずした場合 <p>2. 基準日</p> <p>代議員会における処分の議決の日を記載する。</p>	<p>この書類単独で年金数理に関する確認が必要である。</p> <p>年金経理において不足金を生じたため当該不足金に充当する場合は、この様式によらず、「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（年発3323号（平成8年6月27日）」の様式による。</p> <p>給付区分別途積立金を取りくずす場合も当該書類を使用する。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式

別途積立金の取りくずしの処分を示した書類

(年 月 日)

(金額単位 : 円)

処 分 日 現在 の 別 途 積 立 金 の 額 (1)		
別 途 積 立 金 の 取 り く ず し 額 (2)		
内 訳	掛金の上昇抑制または引下げに充てる額 給付改善に充てる額 給付改善準備金に繰り入れる額 繰入準備金に繰り入れる額	
処 分 後 の 別 途 積 立 金 の 額 (1) - (2)		

(備考)

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、給付区分ごとの明細を備考欄に記載すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
様式 掛金の額の変更の要因分析	<p>1 . 書類の作成</p> <p>財政再計算報告書の一部として作成する。</p> <p>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式 - ハを提出する場合は不要。</p> <p>2 . 要因分析の対象</p> <p>直近の数理上掛金率算定期から変化した掛け率または掛け金額の変動について、掛け率(額)の変動の推定値を要因ごとに分析する。</p> <p>3 . 区分</p> <p>掛け率(額)計算の区分に応じて適宜区分する。</p> <p>4 . 分析結果の記載</p> <p>数理計算上の掛け率と同様の端数処理を行う。</p>	

様式 掛金の額の変更の要因分析

- 1 基本部分
- 2 加算部分

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
様式 再計算を行った者の所見	<p>1. 書類の作成</p> <p>財政再計算報告書の一部として作成する。</p> <p>解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式 - ア又はウ、様式 - イ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式 - ハを提出する場合は不要。</p> <p>2. 年金数理人が再計算を行った場合の取扱い</p> <p>年金数理人が再計算を行った場合は、年金数理人の所見と同じとすることができます。</p>	年金数理人の所見と同じ旨記載し、記載を省略することができる。

様式 再計算を行った者の所見

- 1 予定利率に関する事項
- 2 予定死亡率に関する事項
- 3 脱退率の算定に関する事項
- 4 昇給指数（報酬）の算定に関する事項
- 5 昇給指数（賞与）の算定に関する事項
- 6 新規加入員に関する事項
- 7 財政方式その他掛金の算定に関する事項

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可申請 ・分割の認可申請 ・決算 ・権利義務の移転及び承継の認可申請 <p>2. グループ区分</p> <p>基本プラスアルファ部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 経理処理との関連</p> <p>責任準備金（プラスアルファ部分）、最低責任準備金の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。</p>	少数集団の取扱いを行った場合でも、基本プラスアルファ部分は原則として区分して記載する。
様式⑩－1 数理債務	<p>1. 数理債務</p> <p>様式⑥－ア－3掛け金率算定表に準じて記載する。</p> <p>代行部分に特例掛け金を設定している場合には、特例掛け金等収入現価の欄に、代行部分の特例掛け金収入現価と基本プラスアルファ部分の特例掛け金収入現価の合算値を記載し、備考に合算値を記載している旨及びその内訳を記載する。</p> <p>(注記例) 特例掛け金等収入現価の欄には、代行部分の特例掛け金収入現価（○○○千円）と基本プラスアルファ部分の特例掛け金収入現価（○○○千円）の合算値を記載している。</p> <p>制度全体の数理債務がマイナスとなる場合は、（3）合計の合計（ウ）の合計列をゼロとし、欄外にその旨注記する。</p> <p>(注記例) 制度全体の数理債務がマイナス（▲○○○千円）となるので、合計（ウ）の合計列はゼロを記載している。</p>	あくまで様式の記載上の取り扱いであり、数理債務を使用した計算式はマイナスのまま取り扱うことには注意する。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>2. 備考</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p>	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(1) 基本プラスアルファ部分

(金額単位：千円)

			合計	男子	女子
給付現価	合計 (②～⑦)	①			
将来加入員	②				
現在加入員（将来分）	③				
現在加入員（過去分）	④				
年金受給者	⑤				
受給待期脱退者	⑥				
その他の受給者	⑦				
標準給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧			
	現在加入員	⑨			
	将来加入員	⑩			
標準掛金率（数理上）	⑪				
標準掛金率（規約上）	⑫				
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))	⑬				
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)	⑭				
特例掛金等収入現価	⑮				
数理債務 (①+⑮-⑭)	⑯				
財政方式					
[備考]					

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

			合計		
給付現価	合計 (②～⑦)	①			
将来加入員	(②)				
現在加入員（将来分）	(③)				
現在加入員（過去分）	(④)				
年金受給者	(⑤)				
受給待期脱退者	(⑥)				
その他の受給者	(⑦)				
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧			
	現在加入員 将来加入員	(⑨) (⑩)			
標準掛金率（数理上）	(⑪)				
標準掛金率（規約上）	(⑫)				
算定用標準掛金率（M i n (⑪, ⑫)）	(⑬)				
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)	(⑭)				
特例掛金等収入現価	(⑮)				
数理債務 (①+⑮-⑭)	(⑯)				
財政方式					
[備考]					

(3) 合計

(金額単位：千円)

			合計	基本プラス アルファ部分	加算部分
過去期間対応分 将来期間対応分	(ア) (イ)				
合計	(ウ)				

(注) 1 (ア) = 基本プラスアルファ部分 : ④+⑤+⑥+⑦

加算部分 : ④+⑤+⑥+⑦

2 (イ) = 基本プラスアルファ部分 : ⑯ - (ア)

加算部分 : ⑯ - (ア)

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩－2 未償却過去勤務債務残高	<p>1. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 備考</p> <p>基本部分、加算部分欄には、償却方法、規約上掛金率（額）及び償却残余期間等の基礎数値を記載する。評価損償却掛金収入現価の備考欄の「特別掛金率」にも規約上を記載することに留意する。</p> <p>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額の償却方法、合算した掛け率（額）、予定利率引下げとそれ以外の過去勤務債務のそれぞれの予定償却期間のうち長い方の予定償却期間を記載する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力償却 弾力償却 最長期 ○○% 債却残余期間○年□月 ・ 定額償却 年間予定償却額 定額 ○○○千円 債却残余期間○年□月 ・ 定率償却 債却割合 定率 ○○% 債却残余期間○年□月 ・ 段階引上げ償却 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 債却残余期間○年□月 <p>給付区分ごとに算定している場合は、区分して記載すること。</p> <p>加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んだ場合は、欄外にその見込んだ内容を具体的に記載すること。</p> <p>(例示) ○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして算定している。</p>	定率償却及び定額償却の場合、評価損償却掛金収入現価の備考欄は、この帳票の例によらない。 ((例示)を参照)

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合は、予定利率引下げによる過去勤務債務の額とそれ以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の内訳について欄外に記載すること。</p> <p>(例示)</p> <p>規約上特別掛金 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金 ○○% (○年○ヶ月) 上記以外 ○○% (○年○ヶ月)</p>	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

2. 未償却過去勤務債務残高

		金額（千円）	備考
特別掛金 収入現価	基本部分		
	加算部分		
	評価損 償却掛金 収入現価		資産の数理的評価への移行に伴う評価損等の償却 のための特別掛金収入現価 特別掛金率（%） 債却残余期間（年月）
	計		
特例掛金等 収入現価	基本部分		
	加算部分		
	計		
合計			

(注) 基本部分の欄の上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩－3 資産評価調整額	<p>1. 表示</p> <p>数理的評価導入後又は数理的評価変更後から記載する。 給付区分ごとに資産評価調整加算（控除）額を算定した場合は、給付区分ごとに作成する。</p> <p>2. 金額</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 利率、利回りの表示</p> <p>百分率で小数点以下第3桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>4. 数理的評価の方法</p> <p>期中簿価ベース収益のうち、キャピタルゲイン以外を零とする取扱いとしている場合は、その旨数理的評価の方法欄の末尾に記載する。</p>	<p>必要項目のみ記載し、記載の必要がない欄は斜線で抹消する。</p> <p>評価の方式を遡及して変更した場合は以下の点に留意して取扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記「1. 表示」及び前年までの記載にかかわらず、選択した数理的評価方法により、遡った時点以降について記載する。 記載数値は、選択した数理的評価方法を用いて計算される額とする。ただし、「⑩固定資産の財政運営上の評価額」については、実際に財政検証で使用した額を記載する。 遡及して変更した年度が表中になくなるまでの間、評価の方式を遡及して変更した旨の注記を行う。 <p>(記載例) 「平成〇〇年度において、平成□□年度初に遡及して評価の方式を〇〇方式から□□方式に変更した。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政検証の年金数理人の所見において、変更内容（注記の記載例参照）とそれに対する年金数理人の所見を付す。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

3. 資産評価調整額

(金額単位：千円)

	当 年 度	前 年 度	2 年 前	3 年 前	4 年 前
期中収支差	(1)				
期中収支元本平残	(2)				
期末簿価資産額	(3)				
期中簿価ベース収益	(4)				
うちキャピタルゲイン以外	(5)				
期中予定収益 (I = %)	(6)				
基準収益	(7)				
期中時価ベース収益 (時価ベース利回り)	(8)	(%)	(%)	(%)	(%)
収 益 差 (=⑧-⑦)	(9)				
同上平滑期間中の平均	(10)				
期末数理的評価資産額	(11)				
期末時価資産額	(12)				
時価との許容乖離幅	(13)				
資産評価調整額	(14)				
運用コストの未払分	(15)				
固定資産の財政運営上の評価額	(16)				

数理的評価の方法

ア 数理的評価方式 (該当の方式に○、時価と比べて低い方の額を採る場合には△)

時価移動平均方式 収益差平滑化方式 評価損益平滑化方式 時価方式

イ 時価との許容乖離率 (アで時価方式を採用した場合は0)

% ($\leq 15\%$)

ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間

年 (≤ 5 年)

(注) ①=当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したもの
(実現ベース)②= Σ (各収入×期末までの日数 - 各支出×期末までの日数) / 期中日数

⑤=④のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。

⑥= (前期の⑪-前期の⑯+②) × I

I は平滑化期間中の時価ベース利回り (⑧の () 内) の単純平均

⑦=評価損益平滑化方式の場合④、時価移動平均方式の場合⑤、収益平滑化方式の場合⑥

⑧=損益計算書に基づき、財政運営基準の第1の(21)に定めるところにより算定される額

⑧の () 内=⑧ ÷ (②+前期の⑪) × 365 / 期中日数 (小数点以下2桁まで記入)

⑪=①+⑦+⑩+⑯+前期の⑪-前期の⑯

⑬=⑫×時価との許容乖離率

⑭=⑪-⑫ (絶対値は⑬を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に△を記入した場合、⑪-⑫が正のときは0とする。)

⑯=⑫+⑭

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩－4 責任準備金	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	
様式⑩－5 最低責任準備金	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

4. 責任準備金

(単位：千円)

責任準備金（プラスアルファ部分）(②-③)	①	
数理債務	②	
未償却過去勤務債務残高	③	
最低責任準備金	④	
責任準備金（①+④）	⑤	

5. 最低責任準備金

(1) 前年度末最低責任準備金

(単位：千円)

前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A	
前年度末未払金及び未収金相当額	B	
平成11年9月末最低責任準備金（第1号・第2号）	C	
免除保険料（第3号～第3号の5）	D	
権利義務の承継等 (第5号～第5号の7・第11号・第13号)	E	
代行給付相当額（第7号～第8号の6）	F	
中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号～第9号の5)	G	
権利義務の移転（第12号・第12号の2・第14号）	H	
給付現価負担金（第15号）	I	
離婚分割移換金（第16号）	J	
前納金利子相当額（第19号・第19号の2）	K	
前年度末最低責任準備金	L	

(注) $L = A + B + C + D + E - F - G - H + I - J - K$

(2) 年度末最低責任準備金

	免除保険料 $\begin{pmatrix} \text{第3号～第3号の5} \\ \text{①} \end{pmatrix}$	権利義務の承継等 $\begin{pmatrix} \text{第5号～第5号の7・第11号・第13号} \\ \text{②} \end{pmatrix}$	代行給付相当額 $\begin{pmatrix} \text{第7号～第8号の6} \\ \text{③} \end{pmatrix}$	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 $\begin{pmatrix} \text{第9号～第9号の5} \\ \text{④} \end{pmatrix}$	権利義務の移転 $\begin{pmatrix} \text{第12号・第12号の2・第14号} \\ \text{⑤} \end{pmatrix}$	最低責任準備金 (月末) ⑥
前年度末						L
			Lに前年度末の前納金利子相当額を加えた額			M
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						N
		給付現価負担金 (第15号)				O
		離婚分割移換金 (第16号)				P
		前納金利子相当額 (第19号・第19号の2)				Q
		当年度末未払金及び未収金相当額				R
		最低責任準備金 (当年度末)				S
備考						

(注) ⑥=前月末の⑥×(1+r)ⁿ+①+②-③-④-⑤ (4月の場合は前月末の⑥=Mとする。)

r = 平成26年厚生省告示第95号第15項に定める利率 (年率)

n = 当該月の日数/365

Oの給付現価負担金の額には、同告示第1項第15号後段に定める利子に相当する額を加えること。

Pの離婚分割移換金の額には、同告示同項第16号後段に定める利子に相当する額を加えること。

Qの当年度前納金利子相当額は、当年度の末日を解散日とみなして同告示同項第19号に掲げる額-第19号の2に掲げる額として算出すること。(零を下回った場合は、当該下回った額をマイナス計上すること。)

S=N+O-P-Q-R

(3) 分割日の前日の最低責任準備金

(分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)

ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額

千円イ 按分率 (B/A) =

ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額

ア×イ = 千円

エ 過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、分割により当該基金（分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金）が支給に関する義務を承継する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

(4) 権利義務の移転及び承継（事業所単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金（法第144条の2に基づく権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があつた基金の決算において作成）

ア 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額

千円イ 按分率 (B/A) =

ウ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ = 千円

エ 移転基金に係る過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

- (5) 権利義務の移転（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金明細書（法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の移転があった基金の決算において作成）

承継先基金		交付年月日	人数	代行部分相当の年金給付等積立金額
基金番号	基金名			

- (6) 権利義務の承継（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金明細書（法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の承継があった基金の決算において作成）

移転元基金		交付年月日	人数	代行部分相当の年金給付等積立金額
基金番号	基金名			

- (7) 確定給付企業年金への権利義務移転に伴う代行相当部分の年金給付等積立金（確定給付企業年金法第110条の2に基づく権利義務の移転があった基金の決算において作成）

ア 基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額

_____千円

ウ 基金の過去期間代行給付現価相当額

_____千円

エ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ／ウ= _____千円

(単位：千円)

	計 A (B)	男 子	女 子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩－6 過去期間代行給付現価	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	
様式⑩－7 最低積立基準額	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	
様式⑩－8 期末保有資産額	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

6. 過去期間代行給付現価

(1) 過去期間代行給付現価

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計			
現在加入員			
年金受給者			
受給待期脱退者			

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の

加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額を記入すること。

(2) 過去期間代行給付現価と最低責任準備金との比較

(単位：千円)

過去期間代行給付現価 (A)	
最低責任準備金 (B)	
(A) ÷ 2 - (B)	
(B) - (A) × 1.5	

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位：千円)

過去期間代行給付現価 (A)	()
最低責任準備金 (B)	()
(A) ÷ 2 - (B)	()
(B) - (A) × 1.5	()

(注) () には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額等を記入すること。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

7. 最低積立基準額

(単位:千円)

最 低 責 任 準 備 金		①	
プラスアルファ 部 分	合 計 (③ + ④ + ⑤)	②	
	現 在 加 入 員	③	
	年 金 受 給 者	④	
	受 給 待 期 脱 退 者	⑤	
最 低 積 立 基 準 額 (① + ②)		⑥	

最低積立基準額の算定に用いた予定利率: %

(分割及び権利義務の移転の認可申請においては次の様式により作成)

(単位:千円)

最 低 責 任 準 備 金		①	()
プラスアルファ 部 分	合 計 (③ + ④ + ⑤)	②	()
	現 在 加 入 員	③	()
	年 金 受 給 者	④	()
	受 給 待 期 脱 退 者	⑤	()
最 低 積 立 基 準 額 (① + ②)		⑥	()

最低積立基準額の算定に用いた予定利率: %

(注) () には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る最低積立基準額等を記入すること。

8. 期末保有資産額

(金額単位：千円)

	当 年 度	前 年 度	増 減
流動資産 ①			
固定資産 ②			
流動負債 ③			
支払備金 ④			
純資産額 ⑤			
資産評価調整控除額 ⑥			
資産評価調整加算額 ⑦			
数理上資産額 ⑧			

(注) ⑤=①+②-③-④

⑧=⑤-⑥+⑦

(分割及び権利義務の移転の認可申請の場合においては次の様式により作成)

(金額単位：千円)

	当 年 度	前 年 度	増 減
流動資産 ①	()	()	()
固定資産 ②	()	()	()
流動負債 ③	()	()	()
支払備金 ④	()	()	()
純資産額 ⑤	()	()	()
資産評価調整控除額 ⑥			
資産評価調整加算額 ⑦			
数理上資産額 ⑧			

(注1) ⑤=①+②-③-④

⑧=⑤-⑥+⑦

(注2) () 内には、分割設立する基金又は権利義務を承継する基金に移転されることとなる額を記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩－9 許容繰越不足金	<p>1. 記載箇所 基金が予め定めた方法に応じて必要な部分のみを記載する。</p> <p>2. 金額 千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. ①欄 「計算基準日時点の加入員の標準給与総額」×「第4-1-(3)-オー(ア)-aの年金現価率」の計算結果を記載する。</p> <p>4. ②欄の許容繰越不足金を算出するための率 「第4-1-(3)-オー(ア)-bの率」について、千分率で小数点以下3桁目を四捨五入したものを表示する。基金の「財政運営に関する規程」に定める値と端数処理が異なることもあるが、表示はこの端数処理に従うものを記載する。 許容繰越不足金を一定の額で定めるなど、「第4-1-(3)-オー(ア)」と異なる取扱いを行う場合は、※等を記入して、取扱いを欄外に注記する。</p> <p>5. ⑤欄の許容繰越不足金を算出するための率 「第4-1-(3)-オー(イ)の率」について、百分率で小数点以下3桁目を四捨五入したものを表示する。 許容繰越不足金を一定の額で定めるなど、「第4-1-(3)-オー(イ)」と異なる取扱いを行う場合は、※等を記入して、取扱いを欄外に注記する。</p> <p>6. ③、⑥欄の計算方法 ③、⑥欄の計算は、基金の「財政運営に関する規程」に基づいて算出する。</p>	<p>解散・代行返上計画を提出した場合はブランクとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金の「財政運営に関する規程」に定める値として、上限値を採用する場合は切捨てで設定することとなるので、記載する率と異なる場合がある。 <p>表中に記載された数値を用いて、単純に①×②、④×⑤と計算した結果ではないことに留意する。</p>

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

9. 許容繰越不足金

許容繰越不足金		千円
標準給与総額 × a	①	千円
許容繰越不足金を算出するための率 (b)	②	%
①×②	③	千円
責任準備金	④	千円
許容繰越不足金を算出するための率	⑤	%
④×⑤	⑥	千円

(注1) 許容繰越不足金は、第4の1の(3)のオの(ア)に定める方法を選択した場合は①～③で計算した額、同(イ)に定める方法を選択した場合は④～⑥で計算した額、同(ウ)に定める方法を選択した場合は①～③で計算した額と④～⑥で計算した額のうちいづれか小さい額とする。

(注2) ①のa及び②のbは、第4の1の(3)のオの(ア)のa及びbの率である。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩－10 積立状況と財政計算の留保	計算結果について、小数点以下第3桁目を切り捨てた値を記載する。	解散・代行返上計画を提出した場合はブランクとする。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

10. 積立状況と財政計算の留保

(1) 積立状況

	当年度	前年度	2年前	3年前
純資産額／最低積立基準額（1.00以上）				
純資産額／最低責任準備金（1.5以上）				
純資産額／責任準備金（1.00以上）				

(注1) 純資産額／最低積立基準額は、平成23年度までの財政検証は0.90以上、平成24年度財政検証は0.92以上、平成25年度財政検証は0.94以上、平成26年度財政検証は0.96以上、平成27年度財政検証は0.98以上である。

(注2) 純資産額／最低責任準備金は、平成25年度財政検証は1.05以上、平成26年度財政検証は1.1以上、平成27年度財政検証は1.2以上、平成28年度財政検証は1.3以上、平成29年度財政検証は1.4以上である。

(2) 財政計算の留保

	当年度	前年度	2年前	3年前
(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金（1.00以上）				

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-11 積立上限額	<p>(1) 積立上限超過額の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、②を計算する際の「数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価を控除した額」から当該積立不足の予想額を控除し、これに1.5を乗じて②を計算する。 ・「①数理上資産額」が「②数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価を控除した額に1.5を乗じて得た額」と「③最低積立基準額に1.5を乗じて得た額」のいずれか大きい額を下回る場合にあっては、④の額を計算することを要しない。またその際は、次の「積立上限額の計算」は記入不要。 ・①が③を下回る場合にあっては、②を記載しないことも可とする。 ・②の「代行部分の総給付現価から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額」を、過去期間代行給付現価に置き換えた場合にあっては、その旨を欄外に注記すること。 <p>(2) 積立上限額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式⑥-ア-3掛金率算定表に準じて記載する。 ・(b)基本プラスアルファ部分⑪、(c)加算部分⑪の「標準掛金率(規約上)」は、ともに現行の基金の規約上標準掛金率である。 <p>(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 ・「利子相当額②」の欄には、①に対する控除開始予定期間までの利息相当額を記載する。 ・「毎期控除する掛金(第2号方法の場合)」の欄には、控除する掛金の種類(標準掛金、特別掛金、特例掛金)毎に、掛金率又は掛金額を記載する。 ・決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合は、(3)の記載は要しない。 ・掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて(3)を記載した様式⑩を添付する。 	<p>様式の脚注1, 2の再掲</p> <p>給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p> <p>いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。</p> <p>以下は様式の脚注の再掲</p>

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

11. 積立上限額

(1) 積立上限超過額の算出

(単位:千円)

数理上資産額	①	
数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料収入現価及び政府負担金現価を控除した額 ^(注1) に1.5を乗じて得た額	②	
最低積立基準額に1.5を乗じて得た額	③	
第3の7の(1)の①により算定した数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額に1.5を乗じて得た額	④	
積立上限超過額(①の額から③と④のいずれか大きい額を控除した額)	⑤	

(注1) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、当該積立不足の予想額を控除したものとする。

(注2) ①の額が②と③のいずれか大きい額を下回る場合にあっては、④の額を計算することを要しない。(次の(2)は記入不要)

(注3) ②中「代行部分の総給付現価から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額」について、過去期間代行給付現価の額が④中「代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額」を上回らないと判断した場合は「過去期間代行給付現価の額」で置き換えることができる。

(2) 積立上限額の計算

(a) 代行部分

(金額単位:千円)

		合計	男子	女子
給 付 現 価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員（将来分）	③		
	現在加入員（過去分）	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
政 府 負 担 金 現 価	合計 (⑨～⑬)	⑧		
	将来加入員	⑨		
	現在加入員（将来分）	⑩		
	現在加入員（過去分）	⑪		
	年金受給者	⑫		
	受給待期脱退者	⑬		
	計 (⑮、⑯)	⑭		
標準給与現価	現在加入員	⑮		
	将来加入員	⑯		
免除保険料率		⑰		
免除保険料収入現価 (⑭ × ⑰)		⑱		
(①～⑧～⑯)		⑲		
財政方式				
備考				

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

(b) 基本プラスアルファ部分

(金額単位：千円)

		合計	男子	女子
給付現価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員 (将来分)	③		
	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
標準給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (規約上)		⑪		
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫		
数理債務 (①−⑫)		⑬		
財政方式				
備考				

(c) 加算部分

(金額単位：千円)

		合計		
給付現価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員 (将来分)	③		
	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (規約上)		⑪		
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫		
数理債務 (①−⑫)		⑬		
財政方式				
備考				

(d) 合計

(金額単位：千円)

		合計	基本部分	加算部分
	過去期間対応分	(ア)		
	将来期間対応分	(イ)		
	合計	(ウ)		

(注) 1 (ア) = 基本部分：代行部分+基本プラスアルファ部分

代行部分：④+⑤+⑥+⑦−⑪−⑫−⑬

基本プラスアルファ部分：④+⑤+⑥+⑦

加算部分：④+⑤+⑥+⑦

2 (イ) = 基本部分：代行部分+基本プラスアルファ部分−(ア)

代行部分：⑯

基本プラスアルファ部分：⑬

加算部分：⑬−(ア)

(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除

- 基金規則第47条の2第1項第1号の方法で控除する。(第1号方法)
- 基金規則第47条の2第1項第2号の方法で控除する。(第2号方法)

積立上限超過額①	千円
利子相当額②	千円
合計額 (①+②)	千円
控除開始予定年月	年 月
控除終了予定年月	年 月
毎期控除する掛金(第2号方法の場合)	

(注) 決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合にあっては、上記(3)の記載は要しないものとし、掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて上記(3)を記載した様式⑩を添付するものとする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書-1 計算基礎数		
様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書-1(1) 加入員	1. 加入員 様式⑤加入員数等の実績に準じて記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(1) 加入員

			当年度決算時	前年度決算時
基 本 部	男子	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
	女子	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
	合計	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
		加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
加 算 部 分		加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
		加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(2) 新規加入者	1. 新規加入者 様式⑥-ア-2-(5)新規加入員に準じて記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(2) 新規加入者

ア 基本部分

		当年度中	前年度中
男 子	新規加入者 (実績)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 平均給与の額(円)	
	将来加入員 (計算上)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 加入時の給与の額(円) 平均加入年数(年)	
女 子	新規加入者 (実績)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 平均給与の額(円)	
	将来加入員 (計算上)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 加入時の給与の額(円) 平均加入年数(年)	

イ 加算部分

		当年度中	前年度中
新規加入者 (実績)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 平均給与の額(円)		
	将来加入員 (計算上)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 加入時の給与の額(円) 平均加入年数(年)	
新規加入者 (実績)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 平均給与の額(円)		
	将来加入員 (計算上)	加入員数(人) 平均年齢(歳) 加入時の給与の額(円) 平均加入年数(年)	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(3) 脱退率	<p>1. 脱退率</p> <p>様式⑤脱退率に準じて記載する。</p> <p>()には、原則、年初において定年年齢を超えて いる者を除外して得た値を記載する。 なお、最終年齢を定年年齢以外で設定しているケー スについては最終年齢による（総合基金は最終年齢 で算定する）。また、当該年齢を表示する必要はな い。</p>	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(3) 脱退率

	基本部分		加算部分	
	男 子	女 子		
当年度中の実績脱退率	% (%)	% (%)	% (%)	% (%)
直近の財政計算の予定脱退率	% (%)	% (%)	% (%)	% (%)

(注) ()内には、定年年齢もしくは最終年齢以上の脱退者を除いたものを記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(4) 年金受給者等	1. 年金受給者等 様式⑤加入員数等の実績に準じて記載する。 2. その他の受給者 年金受給者以外の受給者等について記載する。	再加入者の基本加算年金は 加算部分(年金)欄に記載 する。 グループ区分毎の明細が把 握できない場合は合計のみ を記載することができる。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(4) 年金受給者等

			当年度決算時	前年度決算時
基 本 部 分	年 金 受 給 者	男子	人 数 (人) 平均年金額 (円)	
		女子	人 数 (人) 平均年金額 (円)	
部 分	受 給 待 期 退 者	男子	人 数 (人) 平均年金額 (円)	
		女子	人 数 (人) 平均年金額 (円)	
その他の受給者			人 数 (人) 平均年金額 (円)	
加 算 部 分	年 金 受 給 者		人 数 (人) 平均年金額 (円)	
	受給待期退者		人 数 (人) 平均年金額 (円)	
部 分	その他の受給者 (年 金)		人 数 (人) 平均年金額 (円)	
	その他の受給者 (一時金)		人 数 (人) 平均給付額 (円)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-2 当期運用収益・当期 運用損失の詳細	1. 当期発生評価損益 年度末の固定資産の評価損益から前年末の固定 資産の評価損益を控除した額を記載する。 2. 当期収益受入金 当期の簿価ベースの収益を記載する。	給付区分特例を実施し、区 分運用を行っている場合 は、必要に応じ給付区分ご とに作成することは可。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書 2. 当期運用収益・当期運用損失の詳細		(金額単位: 円)		
信託資産	年金信託	当期発生評価損益 (1)	当期収益受入金 (2)	合計 (3)=(1)+(2) (参考) 当期末残高
	投資一任			
計				
保険資産	一般勘定			
	特別勘定			
計				
共済資産	一般勘定			
	特別勘定			
計				
投資	年金特定信託			
	有価証券			
	預貯金			
	計			
合計				

(注) 1 不足の場合は先頭に△を付すこと。
 2 合計(3)欄がプラスのときは損益計算書の「当期運用収益」欄にその絶対値を、同
 「当期運用損失」欄に0を記入し、マイナスのときは同損益計算書の「当期運用損失」
 欄にその絶対値を、同「当期運用収益」欄に0を記入する。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑪ 積立水準回復計画の実施状況	<p>1. 書類の作成</p> <p>積立水準回復計画を実施中の基金が責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付する書類として作成する。</p> <p>様式③一〇'に準じて記載する。</p> <p>なお、運用利回りの前提を記入する欄がないが、運用利回りの前提是欄外に記入する（当初の回復計画作成時と異なる前提を用いても差し支えない）。</p>	<p>・回復計画の実施状況の策定時の直近の8月において公表される「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の反映を行う必要があるが、代議員会の日程の都合等によりやむを得ない場合は、最低責任準備金の付利利率として見込値（実績値以上である場合に限る。）を使用して作成することも可。</p>

様式⑪ 積立水準回復計画の実施状況 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付

1. 積立水準回復計画を策定することとなった事業年度（最近のもの）

平成____年度

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

- 積立水準が回復し、計画を実施する必要なし
- 修正が必要（変更計算を実施）
- 修正は必要なく、継続実施 _____

→積立水準の推計

（単位：百万円）

年 度							
掛金等収入							
運用収益							
給付費等支出							
年度末純資産額①							
年度末最低責任準備金②							
積立水準 ①／②							
年度末最低積立基準額③							
積立水準 ①／③							

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

3. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ ）

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑫ 繰入計画書	<p>1. 書類の作成</p> <p>繰り入れを伴う予算の届出時に提出する書類として作成する。</p> <p>2. 年金数理人が留保することが適當と認めた額</p> <p>この額を計上する場合は、年金数理人の所見を付し、根拠を明示する。</p>	<p>この書類単独で年金数理に関する確認が必要である。</p> <p>給付区分別途積立金を取りくずして繰り入れる場合も同様である。</p>

様式⑫

繰 入 計 画 書

基金番号 基第 号
基金名 厚生年金基金

1 基金の状況

(1) 基金の設立年月日 平成 年 月 日

(2) 財政計算の基準日

ア 直前の財政再計算	平成	年	月	日
イ 直前の財政計算	平成	年	月	日

(3) 直前の財政計算の結果と規約上の掛金

- ア 直前の財政計算による数理上掛金
- イ 現在、規約に定める掛金
- ウ 掛金に係る規約変更を認可申請中の場合、当該変更後の掛金

(4) 積立状況

ア 純 資 産 額	千円
イ 責 任 準 備 金	千円 (ア/イ)
ウ 最低責任準備金	千円 (ア/ウ)
エ 最低積立基準額	千円 (ア/エ)

2 繰入について

(1) 機械化経費以外

ア 限度額

(ア) 純 資 産 額	千円
(イ) 責 任 準 備 金	千円
(ウ) 死 亡 率 改 善 に 備 え る 額	千円
(エ) 給 付 改 善 準 備 金	千円
(オ) 年金数理人が留保することが適当と認めた額	千円

限度額 [(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)-(オ)]	千円
---------------------------	----

イ 繰入れ実施計画

繰入れ予定時期	繰 入 れ 予 定 額	使 途
年 月	千円	
計		

(2) 機械化経費

ア 限度額

(ア) II型であったとしたときの業務委託報酬	千円
(イ) 業 務 委 託 報 酬	千円
(ウ) ((ア)-(イ)) × 0.9	千円
(エ) (1) の ((ア)-(イ)-(エ)) の額	千円

(機械化経費以外の繰入れを行わない場合であっても(1)のアの(ア)、(イ)及び(エ)の欄に記入すること。)

限度額 [(ウ)、(エ)のうちいざれか小さい方の額]	千円
----------------------------	----

イ 繰入れ額

ウ 繰入れ時期 年 月

千円

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯ 給付設計一覧表	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に応じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付設計を変更する規約変更の認可申請 解散・代行返上計画を実施している基金が当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると年金数理人が判断し、その合理的な理由を記した所見を添付して様式⑯ーア又はウ、様式⑯ーイ、イ'、エ、エ'のいずれか及び様式⑯ーカを提出する場合は不要。 ・合併の認可申請 ・分割による基金設立の認可申請 ・決算（責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付） <p>2. 特記事項 特記事項がある場合は、該当箇所の末尾に記載する。</p>	<p>「2 代行型及び加算型の基本部分（6）連合会移換者の範囲」については斜線または「—」とする。</p> <p>給付設計の変更がない場合でも決算で省略しない。</p>

様式⑪ 紹介設計一覧表

1 紹介体系

- 代行型
 加算型 → 紹介の区分数 ()

2 代行型及び加算型の基本部分

(1) 標準給与の基礎となる給与の範囲

- 法第3条第1項第3号に規定する報酬及び第4号に規定する賞与
 その他 ()

(2) 基準標準給与

- 全期間の標準給与の平均
 一定期間 () の標準給与の平均
 最終の標準給与

(3) 支給乗率

- 一律 () / 1,000
 期間区分ごと
 () 年未満 / 1,000
 () 年以上 () 年未満 / 1,000
 () 年以上 () 年未満 / 1,000

(4) 支給開始年齢

- 老齢厚生年金と同じ
 一律 () 歳
 その他 ()

(5) 支給停止

支給停止する場合	支給停止額

(6) 連合会移換者の範囲

- 加入員期間 () 年未満
 → 特例 出向
 高齢 ()

3 加算型の加算部分

区分 ()

(1) 適用加入員

ア 対象者の範囲

- 全加入員 一部（ ）を対象

イ 対象となる時期

- 加入員資格取得時
 待期期間（加入（ ）年（ ）月以下 または・かつ 満（ ）歳（ ）月以下）終了時
 その他（ ）

ウ 対象でなくなる時期

(2) 掛金及び給付の算定基礎となる給与

ア 算定基礎給与に含まれる給与の範囲

- 標準給与と同じ
 - 退職金規程・給与規定・その他（ ）に規定される（ ）
 - 別途定めるポイント

イ 給与の上限 () 円

(3) 紹介

ア 納付の種類及びその受給資格取得の要件

給付の種類	受給資格取得の要件	一時金選択の可否及びその選択時期、選択割合
生存給付	老齢（退職）年金	
	脱退一時金	
遺族給付金		
障害給付金		

(注) 生存給付の受給資格取得の要件の欄には、次の①から④について具体的な基準を記入すること。

①加入員期間、②年齢、③加入員資格喪失、④退職時の状況（退職事由、退職年齢）

イ 納付額の算定方法

(ア) 算定式の型（組み合わせの場合には該当するものの全てをマークすること）

- 紙与比例 → a 算定基礎給与 b 支給乗率
 全期間の平均 一律
 一定期間 () の平均 加入期間別
 最終 退職事由別
 その他 ()

定額 → 加入期間別
 退職事由別
 その他 ()

- ポイント累計比例
 キャッシュバランスプラン
 指標の種類 ()

(イ) 年金について、額の改定を行う場合に、その時期及び改定方法

額の改定を行う時期	改定方法

(ウ) 年金の支給停止

支給停止する場合	支給停止額

(エ) 一時金の額

a 遺族一時金
 保証期間分の年金現価 その他 ()

b 選択一時金
 保証期間分の年金現価 その他 ()

→ a または b で「保証期間分の年金現価」を選択した場合の保証期間
 支給から一定期間 (年)
 一定年齢 (歳) まで

ウ 過去勤務期間の通算

<input type="checkbox"/> 無		通算限度
<input type="checkbox"/> 有 → 対象事業所		
<input type="checkbox"/> 全設立事業所		<input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 一部設立事業所		<input type="checkbox"/> 有 () 年

エ 年金の繰上げまたは繰下げ支給

<input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 繰上げ支給有 → 年平均減額率 () %、最長 () 年		
<input type="checkbox"/> 繰下げ支給有 → 年平均増額率 () %、最長 () 年		

オ その他



厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑭ 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項</p> <p>様式⑭－1 資産の移換に係る積立状況</p>	<p>1. 書類の作成 法第144条の5第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成する。</p> <p>1. 金額の表示 円単位で記載する。</p> <p>2. 純資産の額のうち移換に係る額の計算方法 「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について（平成3年10月17日年発第5941号）」を準用して移換に係る額を計算することとなるが、その方法を記載する。</p> <p>3. 特記事項 特記事項がある場合は、該当箇所の末尾に記載する。</p>	

様式⑭ 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項

1. 資産の移換に係る積立状況（平成 年 月 日現在）

純資産額のうち移換に係る額 ①	円
移換に係る最低積立基準額 ②	円
一括拠出額 ③	円

(注) ①≥②の場合については、③は「－」を記載すること。

純資産額のうち移換に係る額の計算方法

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯ 厚生年金基金財政運営基準第十の基準に基づく額の遺族給付金の給付現価・第十一の基準に基づく額の障害給付金の給付現価を示した書類	<p>1. 書類の作成</p> <p>新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合（行わないこととする場合を含む。以下同じ。）、新基準（遺族）に基づく額の遺族給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合（行わないこととする場合を含む。以下同じ。）で、かつ次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算 ・財政計算 ただし、以下の変更計算を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付の支給に関する権利義務の移転及び承継 ・予算上の特例掛金に係る規約の変更 <p>複数の給付区分を設けている場合で、一部の給付区分のみが上記に該当するときは、その旨を欄外に記載する。 (記載例) 「1-i) 障害給付金」の右側に次のように記載する。 (当該基準に基づく額の障害給付金の支給を行っている給付区分は、第1加算です。)</p> <p>2. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 給付現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金給付の給付現価 障害給付金の給付現価又は遺族給付金の給付現価を記載する場合に、当該記載する給付現価の算定対象となる障害給付金又は遺族給付金と同じ給付区分について算定した額を記載する。 ・障害給付金の給付現価 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合に、当該行おうとする給付区分又は行っている給付区分について算定した額を記載する。ただし、財政運営基準第11-3に定める新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合（新基準（障害）の検証と同時の場合を除く。）は、記載不要。 ・遺族給付金の給付現価 新基準（遺族）に基づく額の遺族給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合に、当該行おうとする給付区分又は行っている給付区分について算定した額を記載する。ただし、財政運営基準第10-3に定める新基準（遺族）に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合（新基準（遺族）の検証と同時の場合を除く。）は、記載不要。 	<p>左記以外の場合は ブランクとする。</p> <p>新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行っていない場合（行おうとする場合を除く。）は、ブランクとする。</p> <p>新基準（遺族）に基づく額の遺族給付金の支給を行っていない場合（行おうとする場合を除く。）は、ブランクとする。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯ (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ i) 障害給付金 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合は、「当該基準で実施している」欄の「はい」に、行っていない場合（行おうとする場合を除く。）には「いいえ」に印を記載し、「はい」の場合にはそれ以降の欄を記載する。 ・ ii) 遺族給付金 障害給付金に準じて記載する。 <p>4. 基礎率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ i) 障害給付に係る発生確率等 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直す場合には発生確率等について記載し、行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直さない場合には発生確率等を変更していない旨を記載する。ただし、財政運営基準第11-3に定める新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合（新基準（障害）の検証と同時の場合を除く。）は、記載不要。 ・ ii) 遺族給付に係る発生確率等 障害給付に係る発生確率等に準じて記載する。 <p>5. 当該基準での給付の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ i) 障害給付金 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行っている場合に記載する。 ・ ii) 遺族給付金 障害給付金に準じて記載する。 	<p>（「給付設計の変更の予定等について」欄の記載例） 平成〇年〇月〇日付で給付設計の変更に係る規約変更を行って新基準（障害）を満たす予定です。</p> <p>左記以外の場合はブランクとする。</p> <p>左記以外の場合はブランクとする。</p>

様式⑯ 厚生年金基金財政運営基準第十の基準に基づく額の遺族給付金の給付現価・第十一の基準に基づく額の障害給付金の給付現価を示した書類

1. 給付現価

(計算基準日： 年 月 日)

	給付現価
老齢年金給付（脱退一時金、支給開始年齢到達前に取得する選択一時金を除く）	
障害給付金	
遺族給付金	

i) 障害給付金

当該基準で実施している はい いいえ
基準に合致しているか はい いいえ

(※基準に合致していない場合)

○合致していないことが判明した計算基準日（ 年 月 日）
○給付設計の変更の予定等について

ii) 遺族給付金

当該基準で実施している はい いいえ
基準に合致しているか はい いいえ

(※基準に合致していない場合)

○合致していないことが判明した計算基準日（ 年 月 日）
○給付設計の変更の予定等について

2. 基礎率等

i) 障害給付に係る発生確率等（発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。）

ii) 遺族給付に係る発生確率等（発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。）

3. 当該基準での給付の継続について

i) 障害給付金

当該基準での給付を継続する
 当該基準での給付を行わないこととする
(行わないこととする時期： 年 月 日)

ii) 遺族給付金

当該基準での給付を継続する
 当該基準での給付を行わないこととする
(行わないこととする時期： 年 月 日)

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯一イ 解散計画	<p>1. 書類の作成</p> <p>解散計画を新たに作成する場合に作成する。</p> <p>2. 解散予定日における積立目標</p> <p>「最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないこと」を目標とする場合、「責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して倍」に替えて、「最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が 百万円」と記載する。</p> <p>3. 事業及び財産の現状</p> <p>採用した最低責任準備金の算定方法に関わらず、決算の実績を記載する。</p> <p>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</p> <p>a. 計画作成時点で確定している直前の決算年度 「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「—」を記載し、「年度末責任準備金」「年度末最低積立基準額」「年度末最低責任準備金」は採用した最低責任準備金の算定方法に基づく額を記載する。</p> <p>b. 最低責任準備金の算定方法の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行給付相当額の算出については第8号方法を用いた。 ・期ずれ解消後の厚生年金本体の利回りを付利した。 <p>c. [利率の前提]</p> <p>責任準備金(プラスアルファ部分)については、代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分の3行に区分し、3つの予定利率を記載することも可。</p>	<p>計画作成日は、計画の基準となる決算年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日以降、計画の基準となる決算年度の翌事業年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日の前日及び計画を議決した代議員会の開催日以前となる。</p> <p>年度途中を解散予定日としているときの記載方法について、例えば、解散予定日が平成26年12月末であり、確定している直前の決算が平成24年度であるときは、「平成24年度」、「平成25年度」、「平成26年4月から12月」の財政の見通しを記入する。</p>

様式⑯一イ 解散計画

基金番号:

基金名:

設立年月日:

設立形態:

計画作成日:

1. 適用開始日、解散予定日及びスケジュール

適用開始日: 平成 年 月 日
 解散予定日: 平成 年 月 日

解散までのスケジュール

(注) 解散方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 解散予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

3. 事業及び財産の現状

設立事業所数:	事業所	純資産額:	百万円
加入員数:	人	責任準備金:	百万円()
受給者数:	人	最低積立基準額:	百万円()
受給待期脱退者数:	人	最低責任準備金:	百万円()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。

(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

4. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

解散計画実施直前の掛金(率):

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置 (予定している場合のみ)

(注1) 具体的措置の実施年月日及びその内容を記載すること。

(注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

5. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 ①							
年 度 末 責 任 準 備 金 ②							
積 立 水 準 ①／②							
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③							
積 立 水 準 ①／③							
年 度 末 最 低 責 任 準 備 金 ④							
積 立 水 準 ①／④							

最低責任準備金の算定方法：

- (注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載し、以後解散予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び解散予定日における見通しを記載すること。
- (注2) 原則として、解散予定日における上記2. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。
- (注3) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。
- (注4) 最低責任準備金の算定方法の欄には、財政の見通し作成に当たって基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 産 額							
責任準備金(プラスアルファ部分)							
プラスアルファ部分の最低積立基準額							
最 低 責 任 準 備 金							

[計画作成時点で確定している直前の決算年度における掛金徴収の状況]

*計画実施前後で掛金の算定の基礎となる給与に変更がない場合であって、計画実施後の規約上掛金(率)が、上記4. ①に記載した解散計画実施直前の掛金(率)より低下しない場合には、記載は不要であること。

① / ② %
①' / ② %

① 直前の決算年度に基金が徴収した掛金の総額	千円
①' 直前の決算年度に計画の適用開始日における規約上掛金(率)を適用した場合に、基金が徴収していたと考えられる掛金の総額の推計値	千円
② 直前の決算年度における加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額	千円

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯一イ' 代行返上計画	<p>1. 書類の作成</p> <p>代行返上計画を新たに作成する場合に作成する。</p> <p>3. 事業及び財産の現状</p> <p>採用した最低責任準備金の算定方法に関わらず、決算の実績を記載する。</p> <p>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</p> <p>a. 計画作成時点で確定している直前の決算年度「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「—」を記載し、「年度末責任準備金」「年度末最低積立基準額」「年度末最低責任準備金」は採用した最低責任準備金の算定方法に基づく額を記載する。</p> <p>b. 最低責任準備金の算定方法の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行給付相当額の算出については第8号方法を用いた。 ・期ずれ解消後の厚生年金本体の利回りを付利した。 <p>c. [利率の前提]</p> <p>責任準備金(プラスアルファ部分)については、代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分の3行に区分し、3つの予定利率を記載することも可。</p>	計画作成日は、計画の基準となる決算年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日以降、計画の基準となる決算年度の翌事業年度の決算報告書を議決した代議員会の開催日の前日及び計画を議決した代議員会の開催日以前となる。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式⑯ーイ' 代行返上計画

基金番号:

基金名:

設立年月日:

設立形態:

計画作成日:

1. 適用開始日、代行返上予定日及びスケジュール

適用開始日: 平成 年 月 日
代行返上予定日: 平成 年 月 日

代行返上までのスケジュール

--

(注) 代行返上方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 代行返上予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

3. 事業及び財産の現状

設立事業所数:	事業所	純資産額:	百万円
加入員数:	人	責任準備金:	百万円()
受給者数:	人	最低積立基準額:	百万円()
受給待期脱退者数:	人	最低責任準備金:	百万円()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。

(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

4. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

代行返上計画実施直前の掛金(率):

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置 (予定している場合のみ)

--

(注1) 具体的措置の実施年月日及びその内容を記載すること。

(注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

5. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 ①							
年 度 末 責 業 準 備 金 ②							
積 立 水 準 ① / ②							
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③							
積 立 水 準 ① / ③							
年 度 末 最 低 責 業 準 備 金 ④							
積 立 水 準 ① / ④							

最低責任準備金の算定方法：

- (注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載し、以後代行返上予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び代行返上予定日における見通しを記載すること。
- (注2) 原則として、代行返上予定日における上記2.で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。
- (注3) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金の額を上回るものであること。
- (注4) 最低責任準備金の算定方法の欄には、財政の見通し作成に当たって基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 産 額							
責任準備金(プラスアルファ部分)							
プラスアルファ部分の最低積立基準額							
最 低 責 業 準 備 金							

[計画作成時点で確定している直前の決算年度における掛金徴収の状況]

※計画実施前後で掛金の算定の基礎となる給与に変更がない場合であって、計画実施後の規約上掛金(率)が、上記4. ①に記載した代行返上計画実施直前の掛金(率)より低下しない場合には、記載は不要であること。

① / ② %
①' / ② %

<p>① 直前の決算年度に基金が徴収した掛金の総額 ①' 直前の決算年度に計画の適用開始日における規約上掛金(率)を適用した場合に、基金が徴収していたと考えられる掛金の総額の推計値 ② 直前の決算年度における加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額</p>	<p>千円 千円 千円</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯－エ 解散計画 (計画変更用)	<p>1. 書類の作成</p> <p>解散計画を実施中の基金が計画を変更する場合に作成する。 様式⑯－イに準じて作成する。</p> <p>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</p> <p>計画作成時点で確定している直前の決算年度の「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「—」を記載するが、その翌年度以降の確定している年度については実績を記載する。</p>	計画作成日は、様式⑯－イに記載したものと同一とする。

様式⑯－エ 解散計画（計画変更用）

基金番号：

基金名：

設立年月日：

設立形態：

計画作成日：

1. 適用開始日、解散予定日、変更開始日及びスケジュール

適用開始日：平成 年 月 日

変更開始日：平成 年 月 日

解散予定日：平成 年 月 日

(注1) 適用開始日の欄には、当初作成した計画の適用開始日を記載すること。

(注2) 変更開始日の欄には、当該計画の変更の適用を開始する日を記載すること。

解散までのスケジュール

(注) 解散方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 変更の内容及び理由

(注) 当初作成した計画から変更した事項の概要及び変更の理由を記載すること。

3. 解散予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

4. 事業及び財産の現状

設立事業所数:	事業所	純 資 産 額:	百万円
加入員 数:	人	責 任 準 備 金:	百万円 ()
受 給 者 数:	人	最 低 積 立 基 準 額:	百万円 ()
受給待期脱退者数:	人	最 低 責 任 準 備 金:	百万円 ()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。

(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

5. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛金

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率) (代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

(注) 当初作成した計画の適用開始日にかかる掛金から記載すること。

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置（予定している場合のみ）

(注1) 当該変更後の計画作成時点で予定している具体的措置がある場合に、その実施年月日及び内容を記載すること。
 (注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

6. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 ①							
年 度 末 責 業 準 備 金 ②							
積 立 水 準 ①／②							
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③							
積 立 水 準 ①／③							
年 度 末 最 低 責 業 準 備 金 ④							
積 立 水 準 ①／④							

最低責任準備金の算定方法：

- (注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載すること。
 (注2) 当該変更後の計画作成時点で確定している直前の決算年度までの各事業年度については実績を、以後解散予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び解散予定日については見通しを記載すること。
 (注3) 原則として、解散予定日における上記3. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。
 (注4) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、解散予定日における最低責任準備金に対する積立水準が低下しないか又は最低責任準備金の額から純資産額を控除した額が拡大しないものであること。
 (注5) 最低責任準備金の算定方法の欄には、基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 産 額							
責 業 準 備 金(プラスアルファ部分)							
プラスアルファ部分の最低積立基準額							
最 低 責 業 準 備 金							

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯－エ' 代行返上計画（計画変更用）	<p>1. 書類の作成</p> <p>代行返上計画を実施中の基金が代行返上計画を変更する場合に作成する。 様式⑯－イ' に準じて作成する。</p> <p>5. 具体的措置に伴う財政の見通し</p> <p>計画作成時点で確定している直前の決算年度の「掛金等収入」「運用収益」「給付費等支出」は「—」を記載するが、その翌年度以降の確定している年度については実績を記載する。</p>	計画作成日は、提出した様式⑯－イ' に記載したものと同一とする。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式⑯－エ' 代行返上計画（計画変更用）

基金番号：

基金名：

設立年月日：

設立形態：

計画作成日：

1. 適用開始日、代行返上予定日、変更開始日及びスケジュール

適用開始日：平成 年 月 日

変更開始日：平成 年 月 日

代行返上予定日：平成 年 月 日

(注1) 適用開始日の欄には、当初作成した計画の適用開始日を記載すること。

(注2) 変更開始日の欄には、当該計画の変更の適用を開始する日を記載すること。

代行返上までのスケジュール

(注) 代行返上方針の代議員会議決日、記録整理のスケジュール、同意書取得のスケジュール等を詳細に記載すること。

2. 変更の内容及び理由

(注) 当初作成した計画から変更した事項の概要及び変更の理由を記載すること。

3. 代行返上予定日における積立目標

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

4. 事業及び財産の現状

設立事業所数:	事業所	純資産額:	百万円
加入員数:	人	責任準備金:	百万円()
受給者数:	人	最低積立基準額:	百万円()
受給待期脱退者数:	人	最低責任準備金:	百万円()

(注1) 計画作成時点で確定している直前の決算年度の末日における実績を記載すること。

(注2) ()内には、当該債務の額に対する純資産額の比率を記載すること。

5. 積立目標の達成のために必要な具体的措置

① 積立目標の達成のために必要な掛け金

掛け金(率)変更日	変更後の掛け金(率)（代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	

(注) 当初作成した計画の適用開始日にかかる掛け金から記載すること。

② その他積立目標の達成のために予定している具体的措置（予定している場合のみ）

(注1) 当該変更後の計画作成時点で予定している具体的措置がある場合に、その実施年月日及び内容を記載すること。
 (注2) 具体的措置の実施又は実施年月日について代議員会で議決した場合は、代議員会で議決した旨を記載すること。

6. 具体的措置に伴う財政の見通し

(金額単位：百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 ①							
年度末責任準備金②							
積立水準①／②							
年度末最低積立基準額③							
積立水準①／③							
年度末最低責任準備金④							
積立水準①／④							

最低責任準備金の算定方法：

- (注1) 上表の最も左の欄には、計画作成時点で確定している直前の決算年度に係る実績を記載すること。
 (注2) 当該変更後の計画作成時点で確定している直前の決算年度までの各事業年度については実績を、以後代行返上予定日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度及び代行返上予定日については見通しを記載すること。
 (注3) 原則として、代行返上予定日における上記3. で定めた積立目標とする債務に対する積立水準が、計画作成時点で確定している直前の決算年度に比べて低下しないものであること。
 (注4) 上記にかかわらず、計画作成時点で確定している直前の決算年度における純資産額が最低責任準備金の額を下回っている場合は、代行返上予定日における純資産額が最低責任準備金の額を上回るものであること。
 (注5) 最低責任準備金の算定方法の欄には、基金において選択した代行給付費の算定方法及び厚生年金本体の利回りの付利の方法等について記載すること。

[利率の前提]

(単位：%)

純 資 產 額							
責任準備金(プラスアルファ部分)							
プラスアルファ部分の最低積立基準額							
最 低 責 任 準 備 金							

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑯一オ 解散・代行返上計画の実施状況	1. 書類の作成 解散・代行返上計画を実施中の基金が責任準備金及び最低積立基準額の明細書付属書に添付する書類として作成する。 様式⑯一イ、イ'、エ及びエ'に準じて作成する。	「1. 財政検証の年度」は、当該様式を添付した決算報告書の事業年度を記載する。

様式⑯一〇 解散・代行返上計画の実施状況

(注) 解散または代行返上のいずれかを○で囲むこと。

1. 財政検証の年度

平成 年度

2. 計画の適用開始日等

適用開始日：平成 年 月 日

変更開始日：平成 年 月 日

解散・代行返上予定日：平成 年 月 日 (注) 解散または代行返上のいずれかを○で囲むこと。

(注) 変更開始日の欄には、計画の変更を行ったことがある場合にのみ当該変更の適用を開始した日を記載することとし、変更の回数に応じて適宜欄を増加させること。

3. 解散・代行返上予定日における積立目標

(注) 解散または代行返上のいずれかを○で囲むこと。

責任準備金・最低積立基準額・最低責任準備金に対して 倍

4. 計画変更の必要性（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

 計画の変更が必要（別途変更後の計画を提出）

※当初計画の作成時点で織り込んでいなかった事項を見通しに反映させる場合等も含む。

 修正は必要なく、継続実施

→ 積立水準の推計

(金額単位：百万円)

年 度							
掛 金 等 収 入							
運 用 収 益							
給 付 費 等 支 出							
年 度 末 純 資 産 ①							
年 度 末 責 業 準 備 金 ②							
積 立 水 準 ①／②							
年 度 末 最 低 積 立 基 準 額 ③							
積 立 水 準 ①／③							
年 度 末 最 低 責 業 準 備 金 ④							
積 立 水 準 ①／④							

厚生年金基金実務基準第2号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第Ⅱ章 年金数理人の所見

付録1 財政計算時における所見の様式例

付録2 財政検証時における所見の様式例

付録3 解散計画等を実施している場合の財政検証時における所見の様式例

付録4 年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例

第Ⅲ章 繙続的な財政診断

付録 繙続的な財政診断の様式例

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第Ⅱ章 年金数理人の所見

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
第1 所見の必要時期	<p>厚生年金保険法第176条の2第1項による下記の確認を行った場合には、厚生年金基金規則第75条第2項により所見を付するものとする。</p> <p>なお、解散計画等を実施している基金にあっては様式①” - イに代えて様式①” - ウ「所見（その他用）」を使用すること。</p> <p>①基金設立時等の財政計算 ②財政再計算 ③決算 ④変更計算 ⑤年金経理から業務経理への繰入れ</p> <p>なお、⑤以外については指定年金数理人による所見が必要となる。</p>	
第2 所見の内容	<p>財政運営基準では、「基金は年金数理人の助言を踏まえ、適正な年金数理に基づく主体的な財政運営を行うこと」になっていることから、確認時における基本的な所見の内容としては、基金が最終的に判断した内容（判断の基準となっている考え方）の確認とその妥当性の評価、並びに留意点を明示的に記載するものとする。</p> <p>なお、基金が判断するにあたって行った助言については、必要に応じてその内容を記載するものとする。</p> <p>また、当該所見は「年金数理に関する確認」の内容の一部をなすものと位置付ける。</p> <p>以下に、上記の各確認を行った場合に添付する所見の内容についてのガイドラインを示す。</p>	
1. 基金設立時等の財政計算	財政再計算に準ずる。	
2. 財政再計算	<p>(1) 基礎率の算定</p> <p>①予定利率</p> <p>ア. 算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定利率の決定にあたって判断の基準となっている考え方を記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>イ. 再計算前との相違点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 ・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 	・直近5年間の10年国債の平均利回りを基準にして定めており、現状では妥当な判断と考える。

項目	実務基準内容	例示
	<p>ウ. 留意すべき点について</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 <p>②予定死亡率</p> <p>ア. 算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準死亡率を使用するのかどうか及び安全掛けを行うのかどうかについて、判断の基準となっている考え方を記入し、その妥当性についてコメントする。 予定死亡率の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>イ. 再計算前との相違点について</p> <ul style="list-style-type: none"> 再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 <p>ウ. 留意すべき点について</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 安全掛けを行っていない場合には、次回の厚生年金本体の再計算時に予想される影響についてコメントする。 <p>③予定脱退率</p> <p>ア. 算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定脱退率の算定にあたって判断の基準となっている考え方（例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか）を記入し、その妥当性についてコメントする。 予定脱退率の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>イ. 再計算前との相違点について</p> <ul style="list-style-type: none"> 再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 	<p>・成熟度が高くなっていることから、予定期率と実績との乖離が財政上に大きな影響を与えることに注意を要する。</p> <p>・加算部分では、男子の標準死亡率を使用しているが、これは年金受給者になる者が男子に偏ると予想されるからであり、妥当な判断と考える。</p> <p>・標準死亡率と実績とが大きく異なり、今後もその傾向が続くことが予想されることから、過去3年間の死亡実績によって予定死亡率を算定することは妥当な判断と考える。</p> <p>・次回厚生年金本体の再計算時には死亡率の改善が予想されるため、掛金率の引上げ（または別途積立金の取崩し）が必要となる可能性が高いことを認識しておく必要がある。</p> <p>・過去の脱退実績よりも低い予定脱退率としているが、これは景気の悪化に伴って定着率が高まるを見込んだものであり、妥当な推計と考える。</p> <p>・毎年度繰り返し雇用される期間雇用者を除外して算定しているが、これは通常の雇用者の予定脱退率の算定を重視するために行った妥当な処理と考える。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
	<p>ウ. 留意すべき点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 ・予定脱退率には反映させていないが、短期的に見込まれる特殊脱退がある場合には、その影響についてコメントする。 <p>④予定昇給指数</p> <p>ア. 算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定昇給指数の算定にあたって定昇及びベアの判断の基準となっている考え方（例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか）を記入し、その妥当性についてコメントする。 ・予定昇給指数の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 ・ベアを見込んだ場合には、その根拠の妥当性（例えば、恣意性はないか、長期的な見通しの観点から問題はないか）についてコメントする。 ・予定昇給指数（賞与）の算定については、その算定方法を記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>イ. 再計算前との相違点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 ・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 <p>ウ. 留意すべき点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 ・ベアを見込んでいないことが、財政上に大きな影響を与える可能性がある場合には、その旨をコメントする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の平均脱退率が低下傾向にあり、これを予定脱退率には反映させていないため、この低下傾向が続くのであれば、財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。 ・今後2年間については早期退職優遇制度により中高齢者の脱退が見込まれるが、これは予定脱退率には反映させていないことから、財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。 <p>・ベアの見込みは、過去の消費者物価指数と当基金のベア実績をもとに算定しており、現状では妥当な判断と考える。</p> <p>・加算部分の給付形態が最終給与比例であり、当該部分の予定昇給指数にベアを見込んでいないことから、毎年の決算においてベアがあった場合には、昇給差損が発生する可能性が高いことに注意を要する。</p>

項目	実務基準内容	例示
	<p>⑤予定新規加入員</p> <p>ア. 算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入員の年齢、人数、給与の算定にあたって判断の基準となっている考え方（例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか）を記入し、その妥当性についてコメントする。 ・予定新規加入員の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>イ. 再計算前との相違点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 ・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 <p>ウ. 留意すべき点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 ・ベアを見込んでいないことが、財政上に大きな影響を与える可能性がある場合には、その旨をコメントする。 ・編入が頻繁に行われると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 <p>エ. 予定新規加入員には反映させていないが、短期的に見込まれる特殊な新規加入がある場合には、その影響についてコメントする。</p> <p>(2) 掛金率の算定</p> <p>①算定対象区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ区分、小集団の取扱いについて特記すべき事項があれば記入し、その妥当性についてコメントする。 ・算定方法を変更している場合には、その妥当性についてコメントする。 <p>②財政方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更していない場合でも必要があれば使用している財政方式の妥当性についてコメントする。 ・変更している場合には理由を記し、その妥当性についてコメントする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当基金の予定新規加入員数は、過去の実績を大きく上回っているが、母体企業の業務拡大に伴う新規加入の増加を見込んでいるものであり、妥当な判断と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所編入による新規加入があった場合には、財政計画を策定する際に見込んでいないことから、その年齢構成・規模等により財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。 ・今後2年間については中途採用を行うことが計画されているが、予定新規加入員にはこれを反映させていないことから、財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。 <ul style="list-style-type: none"> ・開放基金方式から総合保険料方式に変更しているが、加入員規模の縮小が今後見込まれることから、妥当な判断と考える。

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
	<p>③資産の評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更していない場合でも必要があれば使用している評価方法の妥当性についてコメントする。 ・変更している場合には理由を記し、その妥当性についてコメントする。 <p>④資産の配分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選択している配分方法を記入し、その妥当性についてコメントする。 <p>⑤プール計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プール計算を行っている場合には、男女比が将来変わると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 <p>⑥別途積立金の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金を取り崩している場合には、財政上のバッファーガがなくなっていることをコメントする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の評価方法では時価を上回る年度が多かったことから、時価に変更することは妥当な判断と考える。 ・代行部分に特別掛金が生じないように資産を充当し、その残余の資産を今回の財政計算の基準日における財政計算後の基本プラスアルファ部分及び加算部分の数理債務の額の比によって按分しているが、これは前回の財政計算と同様の方法であり、妥当な判断と考える。 ・女子に比べて男子が掛け金率の高い集団であることから、女子の加入員の割合が小さくなると財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。 ・今回の再計算において別途積立金の全部を取り崩して掛け金率の上昇を抑制しているが、この取崩しによって積立水準が低下し、財政上のバッファーがなくなっていることから、今後の財政運営については注意を払う必要があろう。 ・財政上のバッファーが減少することから、今後〇〇〇円程度の不足金の発生で変更計算が必要になることに注意を要する。

項目	実務基準内容	例示
	<p>⑦過去勤務債務の償却方法及び償却年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務の償却方法及び償却年数の選択の基準となっている考え方を記入し、その妥当性についてコメントする（必要があればその特性についてもコメントする）。 ・償却年数を延長したり、償却割合を引き下げたりしている場合には、積立水準への影響についてコメントする。 ・加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んだ場合は、その妥当性についてコメントする（必要があればその特性についてもコメントする）。 ・人員（給与）規模の遞減傾向が見られるにもかかわらず、定額償却又は定率償却を使用していない場合には、今後の財政上に与える影響についてコメントする。 <p>⑧規約上掛金率と数理上掛金率の差異</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約上掛金率と数理上掛金率に差異がある場合には、その影響についてコメントする。 ・規約上掛金率の適用時期が基準日と大きくずれる場合には、その影響についてコメントする。 <p>⑨基礎率等の変動による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各基礎率の変動による影響について必要があれば再度説明し、次回再計算時にも同様の変動があれば、掛金率に影響があることをコメントする。 <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする（必要があれば再掲すること）。 ・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のいづれか小さい額に近づいている場合には、今後の対応についてコメントする。 ・解散計画等を実施している場合（作成時を含む）であって、当該財政計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると判断した場合はその理由についてコメントする。 ・解散計画等を実施している場合にあっては、通常の財政検証に基づく掛金の上限を超えていないか否かについてコメントする。 <p>(注) 様式例は付録1を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加入員数の遞減が予想されていることから、定額償却を選択したことは財政の健全性の見地から妥当と思われる。 ・加入員の遞減傾向が見られており、この傾向が今後も続いた場合には、今回採用した償却方法では毎年財政上の差損が発生することに注意を要する。 <p>・純資産が最低積立基準額に近づいていることから、今後の財政運営には注意を要し、積立水準の回復が見込まれない場合には、償却年数の短縮等の検討も必要であろう。</p>

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
3. 決算	<p>(1) 当年度の財政状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度に大幅な剩余又は不足が発生している場合には、その要因について分析し、コメントする。 <p>(2) 財政検証結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・純資産が責任準備金を下回った場合、純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のいずれか小さい額以下となつた場合、あるいは数理上資産額が積立上限額を上回った場合には、今後の対応についてコメントする。 <p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越不足金がある場合には、繰越不足金を解消した場合の掛金率を示すとともに、当該決算時に解消させない場合には、その影響についてコメントする。 ・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のいずれか小さい額に近づいている場合には、特例掛金の徴収又は過去勤務債務の償却方法や償却年数の変更、繰越不足金の解消等の変更計算の検討を要請する。 ・人員関係等の推移及び当年度不足金の推移を提示して懸念事項があれば、これについてコメントする。 ・財政計算が留保できる場合でも、健全性の観点から変更計算を行うことができるることをコメントする。特に、数理上資産額>純資産額の場合は、積立状況に応じて注意喚起を行う。 ・今後の財政運営上、定性的に差損要因となることがあれば、これについてコメントする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・純資産が責任準備金を下回った額が資産評価調整額と許容繰越不足金の合計額を上回ったため、責任準備金確保のための変更計算を実施しなければならない。 ・純資産が責任準備金を下回った額が資産評価調整額と許容繰越不足金の合計額以下であるため、責任準備金確保のための変更計算を留保することが出来る。 ・純資産が最低積立基準額以下となつたため、積立水準確保のための変更計算を実施しなければならない。 ・数理上資産が積立上限額以上となつたため、掛金の控除を実施しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・加入員数が減少しており、過去勤務債務の償却に支障をきたすおそれもあることから、過去勤務債務の償却方法や償却年数の変更も検討していく必要があろう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ベアによる昇給差損が恒常に発生していることから、次回の再計算時には基礎率にベアを見込むことも検討していく必要があろう。 ・予定と実績の乖離による差損の発生が顕著であることから、次回の再計算を待たずに基礎率の見直しも検討していく必要があろう。

項目	実務基準内容	例示
4. 変更計算	<p>(注) 様式例は付録2および3を参照</p> <p>(1) 基礎率の算定（基礎率の変更を行った場合には、再計算に準ずる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予定利率 ②予定死亡率 ③予定脱退率 ④予定昇給指数 ⑤予定新規加入員 <p>(2) 掛金率の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①算定対象区分 ②財政方式 ③資産の評価方法 ④資産の配分方法 ⑤プール計算 ⑥別途積立金の取扱い ⑦給付改善準備金の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・給付改善準備金を取り崩している場合は、積立水準が低下することをコメントする。 ⑧過去勤務債務の償却方法及び償却年数 ⑨規約上掛金率と数理上掛金率の差異 ⑩基礎率等の変動による影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の変更計算では給付改善準備金の全部を取り崩しているが、この取崩しによって責任準備金が増加し、積立水準は低下することから、今後の財政運営については注意を払う必要があろう。

項 目	実 務 基 準 内 容	例 示
5. 年金経理から業務経理への繰入れ	<p>(3) 財政運営上特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(2)を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする（必要があれば再掲すること）。 ・変更に伴って財政運営上に懸念される事項があれば、これについてコメントする。 ・解散計画等を実施している場合（作成時を含む）であって、当該変更計算結果に基づく標準掛金を適用しないことが適当であると判断した場合はその理由についてコメントする。 ・解散計画等を実施している場合にあっては、通常の財政検証に基づく掛金の上限を超えていないか否かについてコメントする。 ・業務経理への繰入れを行う場合には、財政上に悪影響を及ぼすことをコメントする。 <p>(注) 様式例は付録4を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加算部分において定年給付のみの増額を行っており、従前に比べて脱退率による影響を受けやすくなっていることに注意を要する。 ・分割によって規模が縮小しており、財政運営上、変動要素の影響を受けやすくなっていることに注意を要する。 ・今回年金経理から業務経理への繰入れを行っているが、この繰入れによって資産が減少し、積立水準も低下することから、今後の財政運営については注意を払う必要があろう。

[付録1] 財政計算時における所見の様式例

1. 基礎率の算定

項目	留意事項
(1) 予定利率 ①算定方法について <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり ②再計算前との相違点について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり ③留意すべき点について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(2) 予定死亡率 ①算定方法について <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり ②再計算前との相違点について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり ③留意すべき点について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(3) 予定脱退率 ①算定方法について <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり ②再計算前との相違点について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり ③留意すべき点について <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

項目	留意事項
(4) 予定昇給指数（報酬） <ul style="list-style-type: none"> ①算定方法について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり ②再計算前との相違点について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり ③留意すべき点について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり 	
(5) 予定昇給指数（賞与） <ul style="list-style-type: none"> ①算定方法について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり ②再計算前との相違点について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり ③留意すべき点について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり 	
(6) 予定新規加入員 <ul style="list-style-type: none"> ①算定方法について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり ②再計算前との相違点について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり ③留意すべき点について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり 	

2. 掛金率の算定

項目	留意事項
(1) 算定対象区分 <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(2) 財政方式 <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(3) 資産の評価方法 <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(4) 資産の配分方法 <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(5) プール計算 <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(6) 別途積立金の取扱い <input type="checkbox"/> 取崩し 無 <input type="checkbox"/> 取崩し 有 (右のとおり)	
(7) 過去勤務債務の償却方法及び 償却年数 <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 右のとおり	
(8) 規約上掛金率と数理上掛金率 の差異 <input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 右のとおり	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

(9) 基礎率等の変動による影響

グループ区分()

	再計算前		再計算後		掛金率の変動幅	
	男子	女子	男子	女子	標準掛金率	特別掛金率
予定利率	%		%		%	%
予定死亡率	○年○月○日付通知 による死亡率		○年○月○日付通知 による死亡率		%	%
割掛率(加入員以外)	%	%	%	%	—	—
予定脱退率	%	%	%	%	%	%
予定昇給指数(報酬)	%	%	%	%	%	%
ペア率	%	%	%	%	—	—
予定昇給指数(賞与)	%	%	%	%	%	%
ペア率	%	%	%	%	—	—
予定期新規加入員	—	—	—	—	%	%
年齢	歳	歳	歳	歳	—	—
人数	人	人	人	人	—	—
給与	円	円	円	円	—	—
最終年齢	歳	歳	歳	歳	%	%
その他					%	%
合計	—	—	—	—	%	%

[留意事項]

- 特になし
 以下のとおり

--

3. 財政運営上特に留意すべき事項

- 特になし
 以下のとおり

--

[付録 2] 財政検証時における所見の様式例

1. 当年度の財政状況について

- 特になし
- 以下のとおり

2. 財政検証結果について

- 純資産が責任準備金以上である。
- 純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の 150 %のいずれか小さい額以上である。
- 数理上資産額が積立上限額以下となっている。
- 以下のとおり

3. 財政運営上特に留意すべき事項について

- 特になし
- 以下のとおり

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

[付録3] 解散計画等を実施している場合の財政検証時における所見の様式例

- 積立目標の達成が見込まれる
- 以下のとおり

[付録4] 年金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例

- 年金財政の現状からみて特に問題なし
- 以下のとおり

第Ⅲ章 継続的な財政診断

項目	実務基準内容	備考
1. 実施時期 2. 継続的な財政診断の内容	<p>各四半期ごと</p> <p>基金から提出された業務報告書の写しに基づき、下記の観点から掛金計算の見直しが必要であるかどうかを判断し、意見書を基金に提出するものとする。</p> <p>なお、掛け金計算の見直しが必要であると判断した場合には、その理由を必ず記載するものとする。</p> <p>(1) 加入員数の変動について • 加入員数が直前の財政計算の基準日から20%以上変動していないか。</p> <p>(2) 設立事業所数の変動について • 過去勤務期間を通算する制度の場合で設立事業所数に大幅な増加がないか。</p> <p>(3) 平均標準給与の変動について • 平均標準給与の伸展率について大幅な変動がないか。</p> <p>(4) 選択一時金の選択状況について • 直近の決算時点において純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のいずれか小さい額に近づいている場合で選択一時金の裁定実績に大幅な増加がないか。</p> <p>(5) 当年度予定過去勤務債務償却額の償却状況及び積立水準の回復の状況について • 未償却過去勤務債務残高のうち当年度予定償却額の償却が大幅に遅れていないか。 • 積立水準の回復のために必要となった特例掛け金が予定どおり徴収できないような大幅な変動はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設立事業所数に大幅な増加があった場合には、当年度決算において不足金の発生要因となる可能性があることを指摘する。 平均標準給与の伸展率に大幅な増加があった場合には、加入員の年齢構成、あるいは給与水準に大幅な変動があったことが考えられることから、注意を要請する。 給与体系の変更があるならば、変更計算を行う必要があることも要請しておく。 選択一時金の裁定実績の大幅な増加の要因が一時金選択率の増加であるならば、当分の間、選択一時金の休止を規約に定めることの検討も要請しておく。 当年度予定償却額の償却が大幅に遅れている場合には、当年度決算において不足金の発生要因となる可能性があることを指摘する。 特例掛け金が予定どおり徴収できないような大幅な変動がある場合には、当年度決算において不足金の発生要因となる、或いは回復計画の見直しが必要となる可能性を指摘する。

項 目	実 務 基 準 内 容	備 考
3. 業務委託先に所属していない年金数理人の財政診断	<p>(6) 不納欠損額及び収納未済額の発生状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな不納欠損額が発生していないか。 ・大きな収納未済額が発生していないか。 <p>基金の財政状況を的確に把握するため、基金から業務報告書の写し、財政検証に係る数理に関する書類、財政計算を行った場合は財政計算に係る数理に関する書類及びその他必要と判断した書類の提出を受けること。 診断内容については、2. 継続的な財政診断の内容に準じる。</p> <p>(注) 意見書の様式例は付録を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな不納欠損額が発生している場合には、当年度決算において不足金の発生要因となることを指摘する。 ・大きな収納未済額が発生している場合には、将来の不足金の発生要因となる可能性があり、基本的には好ましくないことを指摘する。 <p>平成31年4月1日時点において存続している基金が対象。</p>

[付録] 繼続的な財政診断の様式例

項目	留意項
1. 加入員数の変動について □ 特になし □ 右のとおり	
2. 設立事業所数の変動について □ 特になし □ 右のとおり	
3. 平均標準給与の変動について □ 特になし □ 右のとおり	
4. 選択一時金の選択状況について □ 特になし □ 右のとおり	
5. 当年度予定過去勤務債務償却額の償却状況及び積立水準の回復の状況について □ 特になし □ 右のとおり	
6. 不納欠損額及び収納未済額の発生状況について □ 特になし □ 右のとおり	

総合評価

- 業務報告書で知り得た情報の限りにおいて、財政検証を待たずに掛金計算の見直しを行うことは、特に必要はない。
 □ 以下のとおり

--

厚生年金基金実務基準 掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

1. 平成 25 年 3 月 31 日以降の財政検証で、平成 22 年 1 月 15 日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』(年発第 0115 第 1 号) 第 3 による改正後の財政運営基準(以下、「掛金分離後の財政運営基準」)に基づく財政計算を適用前の基金が財政検証を行う場合
2. 掛金分離後の財政運営基準に基づく財政計算を適用前でかつ以下に該当する場合
 - ・平成 25 年 3 月 31 日以降を基準日として「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」による変更計算のみを行う場合
 - ・掛金適用日が解散計画等の適用開始日以降となる第 4-1-(2) 又は第 4-1-(3) のア ~ エによる財政計算を行う場合

上記の場合については、当実務基準のうち、以下の項目を読み替えて適用すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
第 3 - 3 - (3) - ア 数理債務	<p>原始数理債務 = 納付現価 + 特例掛金収入現価 - 規約上標準掛金収入現価 - 政府負担金現価</p> <p>・基本部分にあっては、規約上標準掛金は規約上掛金と数理上掛金のいずれか小さいものであること</p> <p>・原始数理債務を求める基本部分の標準掛金は、前回財政計算時に設定したものを、次回財政計算時まで継続して使用する。</p> <p>・将来期間に係る代行支給義務の免除(以下「支給義務免除」という。)があった場合の原始数理債務の算定にあたっては、将来期間に係る代行給付がないものをして算定する。ただし、支給義務免除があり、基本部分の掛金率について当第 4 - 3 - (9) - オのただし書きの算定を適用した場合の原始数理債務は、支給義務免除がないものとして計算した原始数理債務から、支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料または代行保険料(同号ただし書きの注に従い補正を行っている場合は、当該補正後の率を使用)の、財政計算上の予定利率による元利合計を控除了した額とすることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の特例掛金収入現価は、直前の財政計算において、次回再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。 ・基本部分の数理債務がマイナスとなることは可。 ・制度全体の数理債務がマイナスとなる場合は、制度全体の数理債務 = 0 とし、マイナスとなった数理債務に相当する額を特例掛金等収入現価として計上する。 (ただし、掛金率算定上は数理債務はマイナスのまま取り扱い、また、実際に特例掛金を徴収する必要はない。) ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により連合会移換が廃止されたことに伴う、連合会移換廃止についての財政検証への反映時期については、第 4-3-(2)-クの[連合会移換者に係る移換額]の備考欄を参照のこと。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>数理債務 = 原始数理債務 - 代行部分過去給付現価</p> <p>代行部分過去給付現価 = 代行部分給付現価 - 代行部分給付現価（将来分） * 上記給付現価は政府負担金控除後</p> <p>・支給義務免除があった場合の代行部分過去給付現価は、原始数理債務の算定方法と同様に算定する。</p> <p>・連合会移換廃止未反映の場合の代行部分給付現価（将来分）は、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価とすることを原則とする。（新基準に基づく財政計算を実施していない場合でも、同様の取り扱いとする。）</p> <p>基本部分における簡便な算定方法</p> <p>・基本部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独自給付部分の実績を把握することが困難であるなど、合理的な評価が困難である場合、もしくは独自給付の影響が軽微であると考えられる場合には、数理債務に独自給付部分の評価を織り込まないことを可とする。 <p>(織り込む場合の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低積立基準額の算定で用いる一定率(k)を使用して給付現価を補正 <p>(例示)</p> <p>政府負担金現価（過去分） ・標準報酬ベースで平成 12 年法改正前若しくは平成 16 年法改正前の政府負担金の算定式に基づき計算</p> <p>連合会移換廃止未反映の場合の移換金給付見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算（移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合） ・連合会移換者の実績を勘案し、全員が 65 歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算 <p>政府負担金（過去分）*と代行部分過去給付現価を合算し、合計額を代行部分過去給付現価に記載し、政府負担金（過去分）はゼロとする取り扱いも可。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>総報酬制に関する原則的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬制を導入している場合は、総報酬ベースとする。 <p>・基本プラスアルファ部分の基準給与を総報酬ベースとした基金にあっては、当該部分の給付現価を基金規約ベースで算定する。</p> <p>・基本プラスアルファ部分の基準給与を標準報酬ベースとし、合理的な補正を加えた取扱いも可とする。</p> <p>総給付現価及び収入現価の算定においての先日付の制度変更等の織り込みかたについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、財政検証の(作業)時点において認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込むこととする。 	<p>* 政府負担金の計算に使用する係数(0.875)は、代行部分過去給付現価の算定において在職老齢年金の支給停止を織り込むために使用する係数と同一値とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースとは、厚生年金保険本体と同様に、基準給与に賞与標準給与を織り込んだものとすることをいう。(この場合、平成15年4月以降計算基準日までの期間の賞与標準給与は実績値を使用する) ・基金規約ベースとは、基準給与を基金規約に基づくものとすることをいう。 ・標準報酬ベースとは、基準給与を報酬標準給与月額とすることをいう。 <p>(合理的な補正の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースに変更した時に、基本部分の上乗せ乗率を給付現価が等価となる水準に変更した基金にあっては、当該変更前の基本上乗せ乗率を使用して算定した基本プラスアルファ部分の給付額。又は、賞与標準給与が報酬標準給与月額の年間累計の一定割合であることを前提として補正した給付額等。 <p>なお、基本プラスアルファ乗率が0.1%である場合等、影響が軽微な場合は、基本プラスアルファ部分の給付額に補正を行わないことも可とする。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可はなされていないが、

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>り込むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・申請中であってもその内容を織り込むこと 又は、 <ul style="list-style-type: none"> ・認可がなされてもその内容を織り込まないこと <p>に合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。</p>	基準日と変更日の間に財政検証日があり、計算処理の連續性の観点から財政検証に変更内容を織り込むことが好ましい場合

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3 - 7 - (1) 積立上限額	<p>積立上限額は、以下の額とする。</p> $\text{積立上限額} = \text{MAX}(\quad, \quad) \times 1.5$ <p>原始数理債務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の要件を満たす基礎率を用いて計算された当該事業年度の末日におけるもの <p>ア.予定利率：</p> <p style="margin-left: 2em;">当該事業年度の末日における下限予定利率</p> <p>イ.予定死亡率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員：0.0 ・加入員であった者又はその遺族 (障害給付金の受給権者を除く。) <p style="margin-left: 2em;">別表2 × 0.9 (男子)</p> <p style="margin-left: 2em;">別表2 × 0.85 (女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害給付金の受給権者(加入員を除く。) <p style="margin-left: 2em;">:別表2</p> <p>ウ.その他の基礎率：前回の財政計算で用いた基礎率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政方式は、継続基準で採用している財政方式を用いる。 ・原始数理債務の計算に使用する標準掛金収入現価の標準掛金率は、規約上の標準掛金率を使用する。 ・原始数理債務の計算における給付現価には、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は含めない。 	
第3 - 7 - (2) 積立上限額に係る財政検証	<p>最低積立基準額</p> <p>当該事業年度の末日におけるもの</p> <p>検証方法</p> <p>数理上資産額 > 積立上限額の場合、掛金等の拠出制限を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金等 控除前の掛金及び 徴収金

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>積立上限額の算定が不要の場合 次の場合、積立上限額を算定しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理上資産額 < $\text{MAX}(\text{原始数理債務}(*), \text{最低積立基準額}) \\ \times 1.5$ (*)原始数理債務：継続基準における原始数理債務 ただし、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合は、当該予想額は控除する。 	<p>・給付区分特例を実施している基金についても積立上限額に係る財政検証は制度全体で行うこと。また、掛金等の控除方法(前詰方式・元利均等方式)は給付区分ごとに選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とすること。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-1-(3) 変更計算 -才 責任準備金の確保	<p>「財政検証の基準日において、純資産額が責任準備金を下回った場合（解散計画等を実施している場合を除く）。</p> <p>ただし、その下回った額が、資産評価調整加算(控除)額(控除の場合は負値)と「許容繰越不足金」の合計額以下の場合には、基金の判断により、基金の事業運営の安定性に配慮する見地から変更計算を留保することができる。」</p> <p>[変更計算の判定基準]</p> <p>責任準備金 - 純資産額 > 0</p> <p>ただし、基金の判断によって、次の基準まで変更計算を留保することができる。</p> <p>責任準備金 - 純資産額 資産評価調整加算(控除)額 + 許容繰越不足金</p> <p>[許容繰越不足金の算定基準]</p> <p>許容繰越不足金は次の(ア)～(ウ)に掲げる方法のうち基金があらかじめ定めた方法により算定する。</p> <p>(ア)標準給与総額^{※1} × 20年の確定年金現価率^{※2} × 基金においてあらかじめ定めた率^{※3}</p>	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>「基金においてあらかじめ定めた率」は、『$(7.7/1000) \times (100 + (\text{プラスアルファ}(\%))) / 150$』を上限とする。ただし、平成17年4月1日前に設立された基金(同日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。)にあっては、『$(7.7/1000) \times (100 + (\text{プラスアルファ}(\%))) / 110$』を上限とする。</p> <p>(イ) 責任準備金額⁴ × 基金においてあらかじめ定めた率⁵</p> <p>「基金においてあらかじめ定めた率」は、『15/100』を上限とする。ただし、資産評価の方式として数理的評価を用いている場合にあっては、『10/100』を上限とする。</p> <p>(ウ) 前記(ア)又は(イ)のいずれか低い額</p> <p>当該算定基準については、原則として継続して使用する。</p> <p>*1は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額の総額の12倍に、当該事業年度末の加入員に係る過去1年間の賞与標準給与の額の総額を合算した額。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総報酬制を導入していない場合には、7.7を10に読み替える。 ・許容繰越不足金の設定については、定められた範囲内で合理的な方法によって設定されればよい。 例えば、給付の部分毎(代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分)に異なる予定利率を適用する場合には、以下の算式により「20年の確定年金現価率」を設定する方法が考えられる。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本部分と加算部分で予定利率が異なる場合 20年の確定年金現価率 $= (\text{基本部分の予定利率による } 20\text{ 年確定年金現価率} \times 100 + \text{加算部分の予定利率による } 20\text{ 年確定年金現価率} \times (\text{プラスアルファ}(\%))) / (100 + (\text{プラスアルファ}(\%)))$ ・給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。 ・総報酬制を導入していない場合は、当該事業年度の3月における報酬標準給与の月額の総額の12倍とする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>*2の予定利率は、前記第3-3-(2)-アに定めるもの。</p> <p>*3は、母体企業及び加入員の掛金の負担能力等に十分配慮して定めること。また、当該数値については、「財政計算を行うべき場合」(『第4-1』)に該当したとき、プラスアルファと同時に見直すものとする。</p> <p>*4は、財政検証の基準日における責任準備金の額をいう。</p> <p>*5は、時価の変動を勘案して定めること。</p>	

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(2) 基礎率 その他の基礎率	<p>- ク [連合会移換者に係る移換額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により連合会移換が廃止されたことに伴い、遅くとも基本部分の標準掛金を計算する財政計算から連合会移換廃止を織り込むこと ・連合会移換廃止を織り込むまでの間の連合会移換者に係る移換額の見込みは、下記の通り行うこと。 <p>代行部分に係る移換額 原則として、「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額（平成22年1月15日告示）」にある年金現価率を使用すること</p> <p>基本上乗せ部分に係る移換額 移換先の規約に定める移換現価率の実績及び将来の見通しに基づいて、年金財政の健全性を勘案して合理的に決定した予定利率及び予定死亡率にて算出した年金現価率を使用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連合会移換廃止の変更時期（財政検証の取扱いも含む）は以下のいずれも可とする。 <ul style="list-style-type: none"> a .平成26年3月31日において当該移換の廃止のみを事由とする財政計算を行い、当該移換の廃止を掛金に反映する。なお、当該財政計算においては、繰越不足金を解消しないことができる（ただし、継続基準に抵触していない場合に限る）。また、平成26年3月31日付財政検証から当該移換の廃止を反映する。 b .平成26年3月31日以降を計算基準日とする財政計算（次回財政再計算までの財政計算とすることも可）から当該移換の廃止を掛金に反映する。また、当該財政計算後に行う財政検証から当該移換の廃止を反映する。 c .財政計算を行うことなく、平成26年3月31日以降の財政検証から当該移換の廃止を反映する。なお、次回財政再計算までの財政計算において、当該移換の廃止を掛金に反映すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、基本部分の標準掛金率算定にあたっては、連合会移換者かどうかの判定を基準日以前の勤務期間を含めて行うことを原則とする。 ・財政上の健全性を考慮して、将来的な死亡率の改善を見込んで死亡率に一定の割掛けを行った上で算出した年金現価率を使用することも可。 ただし、財政への影響が小さい場合には、簡便な方法によることも可。 	<p>(理由) 財政方式として開放基金方式を用いる場合、数理上標準掛金率の計算にあたって「財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しないで算定する」取扱いを原則としている。しかし、移換現価率の変更に伴い、基金の状況（特に移換現価率の予定利率と基金の予定利率に大きな乖離がある場合等）によっては、加入員別に見た場合、全期間の給付現価を将来期間分の給付現価が上回る可能性すらあるため。</p> <p>(例示) 全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算（移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合） 連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして、プラスアルファ部分で使用する移換現価率を全体に適用して計算</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
第4-4-(9)-才 規約上掛金	<p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。 <p>基本部分標準掛金</p> <p>1. 数理上標準掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものが免除保険料率以上となる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約上標準掛金は、数理上標準掛金を四捨五入するか、据置くかを原則とする。ただし、健全性に配慮して切上げることや免除保険料率との差を据置くこともできる。 <p>当ケースの場合下記の通りとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原始数理債務を求める標準掛金 規約上標準掛金又は数理上標準掛金のいずれか小さいもの 規約上標準掛金となるべきもの 数理上標準掛金を四捨五入したもの <p>2. 数理上標準掛金を千分率で小数点以下を四捨五入したものが免除保険料率を下回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 方法1：切上げ方式 適用されることとなる免除保険料率を規約上標準掛金とする。 <p>当ケースの場合下記の通りとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原始数理債務を求める標準掛金 数理上標準掛金 規約上標準掛金となるべきもの 数理上標準掛金を四捨五入したもの <ul style="list-style-type: none"> 方法2：上乗せ方式 従前の規約上標準掛金が適用されることとなる免除保険料率を下回る場合であっても、当該方法を使用することができるが、算定後の規約上標準掛金の下限は、適用されることとなる免除保険料率とする必要がある。 <p>規約上標準掛金</p> $= \max (\text{旧規約上標準掛金} + (\text{新数理上標準掛金} - \text{旧数理上標準掛金}), \text{適用されることとなる免除保険料率}) \cdot \text{端数は四捨五入する。}$ <p>当ケースの場合下記の通りとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原始数理債務を求める標準掛金 数理上標準掛金 規約上標準掛金となるべきもの 数理上標準掛金を四捨五入したもの 	<p>基本部分のプラスアルファ給付に見合う掛金を確保できるような方法を選択するよう配慮すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約上標準掛金が、数理上標準掛金を四捨五入したものを作成することは不可 <p>切上げ方式の場合、プラスアルファ部分に必要な掛金率を確保できていない。従って、その分だけ財政決算において不足が発生するため、財政運営には十分留意すること。</p> <p>財政運営基準第四 3(9)才中の「ただし」以降の部分に定める方法</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>・方法3：据置き方式 掛金の切上げ前の「規約上標準掛金となるべきもの」が当該掛金の基礎となる数理上標準掛金に基づけば従前の「規約上標準掛金となるべきもの」より引下げができる場合は、従前の「規約上標準掛金となるべきもの」を据置くことにより、下記の方法にて算出することも可</p> <p>「標準掛金」設定の順序 (1) 数理上標準掛金の算出 (2) 「掛金差」の算出 $\text{掛金差} = \text{従前の「規約上標準掛金となるべきもの」} - (1) \text{で算出した数理上標準掛金}$ (3) 規約上標準掛金の設定 $\text{規約上標準掛金} = \text{方法1による切上げ後の規約上標準掛金 (免除保険料率)} + (2) \text{で算出した「掛金差」を上限とした任意の整数值}$ (4) 「原始数理債務を求める標準掛金」の設定 $\text{原始数理債務を求める標準掛金} = (1) \text{で算出した数理上標準掛金} + (3) \text{で上乗せした「掛金差」を上限とした任意の值}$ (5) 新しい「規約上標準掛金となるべきもの」の設定 $(4) \text{で求めた「原始数理債務を求める標準掛金」を四捨五入して設定。}$ </p>	<p>財政運営基準第四 3(9)中の「また」以降の部分に定める方法</p> <p>【方法3の特例】 方法3を採用して、新しい「規約上標準掛金となるべきもの」が従前の「規約上標準掛金となるべきもの」よりも低く設定される場合において、次回の財政計算においても方法3を採用した場合、「規約上標準掛金となるべきもの」として、低くなる前の従前の「規約上標準掛金となるべきもの」に戻すことが可能。ただし、その場合は、規約上標準掛金に上乗せすることができる「掛金差」は、直前の財政計算時に上乗せしていた「掛金差」を上限とし、また、「原始数理債務を求める標準掛金」に含めることができる「掛金差」は、直前の財政計算時に含めていた「掛金差」を上限とする必要がある。</p> <p>・原始数理債務を求める標準掛金に掛金差を含める場合、設定によっては財政決算において不足が発生する可能性があるため、十分留意して設定すること。 例えば プラスアルファ部分に必要な掛金率 = 1% 規約上標準掛金に上乗せする掛金差 = 3% の場合、 原始数理債務を求める標準掛金に含める掛金差 = 3% と設定すると、プラスアルファ部分に必要な掛金率 = 1%が確保できなくなり、財政決算において不足が発生する。 (切上げ方式での留意事項と同じ) 従って、この場合、原始数理債務を求める標準掛金に含</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>[特例措置]</p> <p>上記のそれぞれの場合に定められた方法に基づいて設定した規約上標準掛金が、免除保険料率とプラスアルファ部分の給付に必要な掛け金を千分率で小数点以下を切上げた掛け金率（「プラスアルファ部分相当掛け金率」という）を合算して得た率を下回る場合については、免除保険料率とプラスアルファ部分相当掛け金率を合算して得た率を上限に、規約上標準掛け金を引き上げることができる。</p> <p>・将来期間に係る代行支給義務の免除（以下「支給義務免除」という。）があった場合の掛け金の算定にあたっては、将来期間に係る代行給付がないものとして前記(1)から(9)の基準に従い算定する。 ただし、財政の健全性に留意した上で、次の方で算定した基本部分の掛け金率を採用することも可とする。</p>	<p>める掛け金差は2%以下とすることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原始数理債務を求める標準掛け金に含める掛け金差は原則として、未償却過去勤務債務残高が負にならない範囲とすること。未償却過去勤務債務残高を負とし、加算部分標準掛け金率を引き下げる場合には次のような点に留意すること。 <p>開放基金方式であれば基金の給与規模が減少すると一般的に不足金発生の要因となるが、掛け金差を上乗せすることでその影響が大きくなること。したがって、将来の給与規模（人員規模）の動向に留意が必要であること。</p> <p>非継続基準において積み立て不足がある場合には、掛け金率を引き下げることで、積み立てに支障が及ぶ可能性があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該取扱いにより引き上げた掛け金を、原始数理債務を求める掛け金に織り込むことはできない。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>【方法1】 基本部分の掛金率 = 支給義務免除前の基本部分の規約上掛金率 - 支給 義務免除前の免除保険料率（代行保険料率でも可）</p> <p>【方法2】 基本部分の掛金率 = 支給義務免除前の基本部分の数理上掛金率 - 支給 義務免除前の代行保険料率</p> <p>(注)方法2において、基本部分と代行保険料率算定 の予定利率が異なる時は、支給義務免除前の代 行保険料率について適宜補正を行うものとす る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方法1については、基金の 予定利率が免除保険料の予 定利率を下回る場合を除く <p>(補正方法の例示) 基本部分の掛金率 $= P_i - P_e \times P_i / P_j$ P_i: 支給義務免除前の基本部 分の数理上掛金率(基金 の予定利率で算定) P_e: 支給義務免除前の代行保 險料率 P_j: P_e算定における予定利 率で算定した支給義務 免除前の基本部分の数 理上掛金率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給義務免除前に20%ルー ルに抵触している場合で、 支給義務免除により再算定 した免除保険料率が適用さ れない場合、財政上の健全 性に留意して、 <ol style="list-style-type: none"> 算定した代行保険料率に 基づくみなしの免除保険 料率又は代行保険料率を 使用すること 再算定前の免除保険料率 又は代行保険料率を控除 すること のいずれも可。

様式の記入要領

様式 - イ 総括表(再計算及び変更計算(一般)用)

区分	グループ区分	基本部分	加算部分	
数理上掛金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	予定償却完了日	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
規約上掛金	標準掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
	特例掛金	()	()	()
	うち加入員負担分	()	()	()
財政方式				
プラスアルファ				
うち将来加入員分				
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務 + 最低責任準備金			()	
未償却過去勤務債務残高			()	
			()	
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産額 / 最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産額 / 最低積立基準額	
[備考]				

(注1) ()内は再計算もしくは変更計算の前のもの。

(注2) 備考欄には、基準日、変更計算該当事由、変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - オ' 総括表(変更計算(積立水準確保(2)用)	<p>1. 書類の作成 第4-5-(2) 「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。</p> <p>2. 対象に該当することとなった事業年度 積立水準の回復計画を立てる必要があると判定された財政検証の基準日の属する年度を記載する。</p> <p>3. 積立水準の回復に必要な掛金(率) 基本掛金、加算掛金、特別掛金、特例掛金ごとに規約上の掛金(率)を記載する。</p>	<p>様式 - オ' と同時に提出する様式 - アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。 特別掛金は、基本・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金(率)を記載する。</p>

(例示)

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率)	
	基本標準掛金	基本特別掛金
平成 年 月 日		%
平成 年 月 日		%
平成 年 月 日		%
平成 年 月 日		%

回復計画実施直前の掛金(率) %

加算標準掛金	加算特別掛金	特例掛金	
		%	
		×	%

% %

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - オ'	<p>4. 積立水準の推計</p> <p>a. 推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 積立水準 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</p> <p>c. 推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用利回りの前提 ・プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測に連合会における通算企業年金の予定利率を使用した場合は、その旨 ・加入員数の見込み 	直近までの運用利回りの実績を反映した場合は、その内容を注記する。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - 才' 総括表(変更計算(積立水準確保(2))用)

1. 対象に該当することとなった事業年度

平成____年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金(率)

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率)(基本、加算、特別、特例ごとに記入)
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金(率) : _____

3. 積立水準の推計

(金額単位:百万円)

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額								
年度末最低責任準備金								
積立水準 /								
年度末最低積立基準額								
積立水準 /								

運用利回りの前提 :

()資産評価の方法として数理的評価を用いている場合は、は数理上資産額とすることができる。

4. その他の措置の実施状況(該当するに/を記し、必要事項を記入)

選択一時金を休止すること

実施中(平成 年 月 日より実施)

実施予定(平成 年 月 日より実施予定)

検討中

実施しない(平成 年 月 日決定)

選択一時金がない

その他()

(注1)財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7か年以内に、純資産額が最低積立基準額(当該基準日が平成25年度の末日の場合は0.94、平成26年度の末日の場合は0.96、平成27年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。)又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額を上回るものであること。

(注2)平成31年度末時点において、最低積立基準額又は最低責任準備金の150%のうちいずれか小さい額を上回るものであること。

(注3)平成24年度の末日において、純資産額が最低責任準備金の額を下回っている基金においては、原則として、平成26年度以降における基金の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額の総額に対する掛金の総額の比率は、平成24年度における当該比率を下回らないものとすること。

様式 - ア 計算基礎率(合併設立及び分割設立用)

	基本部分		加算部分	
	男子	女子		
(1) 予定利率(%)				
(2) 標準死亡率に乗じた率				
(3) 計算上の平均脱退率(%)				
(4) 最終年齢(歳)				
(5) 昇給指数 (報酬)	最低年齢(歳)			
	頭打年齢(歳)			
	平均上昇率(%)			
	ベア率(%)			
(6) 昇給指数 (賞与)	最低年齢(歳)			
	頭打年齢(歳)			
	平均上昇率(%)			
	ベア率(%)			
(7) 計算上の 新規加入員	加入員数(人)			
	加入年齢(歳)			
	給与の額(円)			
	平均加入期間(年)			

様式 - イ 計算基礎率(再計算及び変更計算(一般)用)

【「様式 - イ」の表は「様式 - ア」に同じ】
ただし、各欄は右のように記載する。

XXXX	→ 再計算又は変更計算後
(XXXX)	→ 再計算又は変更計算前

(注1) ()内は再計算又は変更計算の前のもの。

(注2) 変更計算の場合、()外には変更のあったもののみ記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考				
様式 - ア - 3(1)、(2) 掛金率算定表	<p>1. 将来加入員 財政方式が開放基金方式以外の場合、()を付して将来加入員の給付現価を記載する。</p> <p>2. 現在加入員（将来分）、現在加入員（過去分） 現在加入員（将来分）には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。 (なお連合会移換廃止未反映の基本部分の場合、掛け算に合わせて、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価を記載することを原則とする。) 現在加入員（過去分）には、現在加入員に対する総給付現価から現在加入員（将来分）の給付現価を控除した値を記載する。 支給義務免除があり、基本部分の掛け算について当実務基準第4-3-(9)-才のただし書きの算式を適用した場合の記載方法。</p> <p>【方法1】 支給義務免除がないものとして計算した数値そのまま記載する。</p> <p>方法1を使用した場合、〔計算式〕の欄に支給義務免除がないものとして計算している旨、注記をすること。</p> <p>注記の例示 「給付現価、標準掛け算率（数理上）、標準掛け算率（規約上）、標準掛け算収入現価および代行部分過去給付現価は、支給義務免除がなかったとした場合の数値を記載しており、記載額から以下の調整を行って掛け算率を算定した。 ・標準掛け算率（規約上）は、免除保険料率（35%）を控除して、2%とした。」</p> <p>【方法2】 支給義務免除がないものとして計算した給付現価から、以下の調整額（以下「支給義務免除に伴なう調整額」という。）を控除した額を記載する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>支給義務免除に伴なう調整額</td> </tr> <tr> <td>将来加入員</td> <td>支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率（予定期率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。） × 将来加入員の標準給与現価（P）</td> </tr> </table>		支給義務免除に伴なう調整額	将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率（予定期率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。） × 将来加入員の標準給与現価（P）	財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。
	支給義務免除に伴なう調整額					
将来加入員	支給義務免除前の免除保険料又は代行保険料率（予定期率の違いにより補正を行っている場合は、当該補正後の率。以下同じ。） × 将来加入員の標準給与現価（P）					

財政運営基準	実務基準内容		備考
様式 - ア - 3(1)、(2) (続き)	現在加入員 (将来分)	支給義務免除前の免除保険料又は 代行保険料率 × 現在加入員の標準給与現価(○)	控除した額となっている。支 給義務免除がないものとし て計算した原始数理債務は、 基本部分の規約上標準掛金 率が(支給義務免除前の基本 部分の掛け率 - 支給義務免 除前の免除保険料率又は代 行保険料率)に変更されると から、将来加入員、現在加 入員(将来分)の給付現価を 調整して、計算することとし ている。
	現在加入員 (過去分)、 代行部分過 去給付現価	支給義務免除前の免除保険料又は 代行保険料率の財政計算上の予定 利率による元利合計	

将来加入員、現在加入員(将来分)について控除した結果が負になる場合、負になる欄を0とし、控除しきれなかった額を他方から控除する。その結果、他方も負になる場合は、控除しきれなかった額を現在加入員(過去分)から控除する。

現在加入員(過去分)および代行部分過去給付現価の調整額の男女合計数値は、計算式あるいは備考欄に注記をしたうえで「計」欄、または「男子」、「女子」欄のいずれかから控除することができる。

注記の例示

「将来加入員の給付現価Bが将来加入員の
免除保険料現価(免除保険料率×標準給与現
価P)を下回る額を現在加入員(将来分)か
ら控除」

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 3(1)、(2) (続き)	<p>3. その他の受給者 その他の受給者のグループ区分別の内訳の把握が困難な場合は、「計」欄のみに記載できる。</p> <p>4. 算定用掛金率 原始数理債務を算定する際に用いた標準掛金率を記載する。</p> <p>5. 数理上掛金率の表示 ・給与に対する率を表示する場合 千分率で小数点以下3桁目を四捨五入した値 ・1人あたりの額を表示する場合 円未満を四捨五入した値</p> <p>6. 別途積立金として留保する額 給付改善準備金又は繰入準備金がある場合は加算して記載する。 加算型の制度で、基本部分と加算部分に区分しない場合は、加算部分に記載する。</p> <p>7. 承継事業所償却積立金として留保する額 承継事業所償却積立金がある場合、制度全体の総額を記載する。 加算型の制度の場合は、加算部分に記載する。</p> <p>8. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>9. 特別掛金（規約上） 規約上の特別掛金について、償却方法、率（額）、予定償却期間等を記載する。 (例示) ・弾力償却 弾力償却 最長期 % ・定額償却 年間予定償却額 定額 千円 ・定率償却 債却割合 定率 %</p>	<p>原始数理債務算定上の標準掛金率を記載するため、Min(Q, R)に一致しない場合もある。</p> <p>左記以外の取扱いとする場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p> <p>総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合には、その旨を計算式欄に明記する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 3 (1)、(2) (続き)	<p>10. 計算式</p> <p>基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式 ア～エの10. 備考のc.に記載がある場合には、内容を反映させること。</p> <p>賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、その旨及び予定賞与率を記載する。 総報酬額によらず報酬標準給与月額に基づく給付とする場合等、上乗せ給付を総報酬ベースとしない場合には、その旨を明記する</p> <p>特別掛金について加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その根拠や見込んだ方法について具体的に記載する。</p> <p>【第五の五の(1)に該当する場合(給付区分特例を実施している場合)の取扱い】</p> <p>様式 - ア - 3 (2)は、からについても、給付区分ごとに記載すること。</p>	給付区分ごとに様式 - ア - 3 (2)を作成することも可。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 - ア 掛金率算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(1) 基本部分

			計	男 子	女 子
給付現価	合 計 (B ~ G)	A	千円	千円	千円
	将来加入員	B			
	現在加入員(将来分)	C			
	現在加入員(過去分)	D			
	年金受給者	E			
	受給待期脱退者	F			
	その他の受給者	G			
政府負担金現価	合 計 (I ~ M)	H			
	将来加入員	I			
	現在加入員(将来分)	J			
	現在加入員(過去分)	K			
	年金受給者	L			
	受給待期脱退者	M			
	計 (O、P)	N			
標準給与現価	現在加入員	O			
	将来加入員	P			
標準掛金率(数理上)		Q			
標準掛金率(規約上)		R			
算定用標準掛金率(Min(Q, R))		S			
標準掛金収入現価(N × S)		T			
代行部分過去給付現価		U			
最低責任準備金		V			
A - H - T - U + V		W			
数理上資産額		X			
うち、別途積立金として留保する額		Y			
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		Z			
未償却過去勤務債務残高(W - X + Y + Z)		a			
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)		b			
財政方式					
[計算式]					

様式 - ア 掛金率算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位:千円)

		計		
給	合 計 (~)			
付	将来加入員 現在加入員(将来分) 現在加入員(過去分)			
現	年金受給者 受給待期脱退者 その他の受給者			
価				
給与現価	計 (、)			
	現在加入員 将来加入員			
標準掛金率(数理上)				
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
-				
数理上資産額				
うち、別途積立金として留保する額				
うち、承継事業所償却積立金として留保する額				
一時払掛金額				
未償却過去勤務債務残高(- + + -)				
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)				
財政方式				
[計算式]				

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、からについても給付区分ごとに記載すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 - ア - 3(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金	<p>1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 積立不足の予想額 第4-4-(5)-イの(ア)~(ウ)の内訳を、それぞれに記載する。</p> <p>3. 特例掛金(規約上) 規約上の特例掛金について、設定する区分(基本部分・加算部分)、償却方法、率(額)等を記載する。</p>	・給付区分特例を実施している場合、給付区分ごとに作成すること。

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
運用差損	千円
脱退差損	千円
昇給差損	千円
特例掛金(規約上)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 ア - 3(4) 評価損償却	<p>1. 対象加入員 掛金徴収の対象者を限定する場合は欄外に注記する。</p> <p>2. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 特別掛金(規約上) 様式 - ア - 3(1)、(2)に準じて記載する。</p>	(例示) ・加算適用加入員を対象として特別掛金を課す場合 ・総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合

様式第 - ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書（共通）	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可申請 ・分割の認可申請 ・決算 ・権利義務の移転及び承継の認可申請 <p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率(額)の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 経理処理との関連</p> <p>数理債務、最低責任準備金の経理処理は、様式に記載の値に基づいて行う。</p>	少数集団の取扱いを行った場合でも、基本部分は原則として区分して記載する。
様式 - 1 数理債務	<p>1. 数理債務</p> <p>様式 - ア - 3 掛金率算定表に準じて記載する。</p> <p>制度全体の数理債務がマイナスとなる場合には、(3)合計の合計(ウ)の合計列をゼロとし、欄外にその旨注記する。</p> <p>(注記例) 制度全体の数理債務がマイナス(千円)となるので、合計(ウ)の合計列はゼロを記載している。</p> <p>2. 備考</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p>	<p>あくまで様式の記載上の取り扱いであり、数理債務を使用した計算式はマイナスのまま取り扱うことには注意する。</p> <p>過去期間対応分(ア)及び将来期間対応分(イ)の各項目、合計(ウ)の基本部分及び加算部分については、マイナスのまま記載する。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>【支給義務免除がある場合の備考欄への注記の記載方法】</p> <p>《支給義務免除に伴う調整額を控除する場合》</p> <p>　様式 - ア - 3掛金率算定表に準ずる。</p> <p>《支給義務免除に伴う調整額を控除する前の数値を使用する場合》</p> <p>(例示)</p> <p>「支給義務免除前の数理債務の明細を～23に記載している。</p> <p>支給義務免除後の期間について支給義務免除がないものとして計算した免除保険料元利合計は××千円である。」</p>	

様式 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(1) 基本部分

(金額単位：千円)

		合計	男子	女子
給付現価	合計 (~)			
	将来加入員			
	現在加入員（将来分）			
	現在加入員（過去分）			
	年金受給者			
	受給待期脱退者			
	その他の受給者			
政府負担金現価	合計 (~)			
	将来加入員			
	現在加入員（将来分）			
	現在加入員（過去分）			
	年金受給者			
	受給待期脱退者			
	計 (、)			
標準給与現価	現在加入員			
	将来加入員			
標準掛金率（数理上）				
標準掛金率（規約上）				
算定用標準掛金率 (Min(,))				
標準掛金収入現価 (×)				
代行部分過去給付現価		21		
特例掛金等収入現価		22		
数理債務 (+22 - - - 21)		23		
財政方式				
備考				

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式 責任準備金及び最低積立基準額の明細書(共通)

1. 数理債務

(2) 加算部分

(金額単位:千円)

			合計		
給	合計(~)				
付	将来加入員 現在加入員(将来分) 現在加入員(過去分) 年金受給者				
現	受給待期脱退者 その他の受給者				
価					
給与現価	計(、)				
	現在加入員 将来加入員				
標準掛金率(数理上)					
標準掛金率(規約上)					
標準掛金収入現価(×)					
特例掛金等収入現価					
数理債務(+ -)					
財政方式					
備考					

(3) 合計

(金額単位:千円)

		合計	基本部分	加算部分
過去期間対応分	(ア)			
将来期間対応分	(イ)			
合計	(ウ)			

(注) 1 (ア) = 基本部分: + + + - - - - 21

2 (イ) = 基本部分: 23 - (ア)

加算部分: + + +

加算部分: - (ア)

財政運営基準	実務基準内容	備考																										
様式 - 2 未償却過去勤務債務残高	<p>1. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 備考</p> <p>基本部分、加算部分欄には、償却方法、規約上掛金率(額)及び償却残余期間等の基礎数値を記載する。評価損償却掛金収入現価の備考欄の「特別掛金率」にも規約上を記載することに留意する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾力償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>弾力償却</td><td>最長期</td><td>%</td></tr> <tr><td></td><td>償却残余期間</td><td>年 月</td></tr> </table> ・ 定額償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>年間予定償却額</td><td>定額</td><td>千円</td></tr> <tr><td></td><td>償却残余期間</td><td>年 月</td></tr> </table> ・ 定率償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>償却割合</td><td>定率</td><td>%</td></tr> <tr><td></td><td>償却残余期間</td><td>年 月</td></tr> </table> ・ 段階引上げ償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>年 月から</td><td>%</td></tr> <tr><td>年 月から</td><td>%</td></tr> <tr><td>年 月から</td><td>%</td></tr> <tr><td>償却残余期間</td><td>年 月</td></tr> </table> <p>給付区分ごとに算定している場合は、区分して記載すること。</p> <p>加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んだ場合は、欄外にその見込んだ内容を具体的に記載すること。</p> <p>(例示)</p> <p>年度から 年間に渡り、総給与が1年あたり %ずつ減少し、その後は一定となるものとして算定している。</p> 	弾力償却	最長期	%		償却残余期間	年 月	年間予定償却額	定額	千円		償却残余期間	年 月	償却割合	定率	%		償却残余期間	年 月	年 月から	%	年 月から	%	年 月から	%	償却残余期間	年 月	<p>あくまで様式の記載上の取り扱いであり、特例掛金収入現価を使用した計算式は当該加算額を除外した数値を使用することに注意する。</p> <p>定率償却及び定額償却の場合、評価損償却掛金収入現価の備考欄は、この帳票の例によらない。 (例示)を参照)</p>
弾力償却	最長期	%																										
	償却残余期間	年 月																										
年間予定償却額	定額	千円																										
	償却残余期間	年 月																										
償却割合	定率	%																										
	償却残余期間	年 月																										
年 月から	%																											
年 月から	%																											
年 月から	%																											
償却残余期間	年 月																											

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式 -11 積立上限額	<p>(1) 積立上限超過額の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、を計算する際の原始数理債務から当該積立不足の予想額を控除し、これに1.5を乗じてを計算する。 ・「数理上資産額」が「原始数理債務に1.5を乗じて得た額」と「最低積立基準額に1.5を乗じて得た額」のいずれか大きい額を下回る場合にあっては、の額を計算することを要しない。 またその際は、次の「積立上限額の計算」は記入不要。 <p>(2) 積立上限額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式 - アー3掛金率算定表に準じて記載する。 ・(a)基本部分、(b)加算部分の「標準掛金率(規約上)」は、ともに現行の基金の規約上標準掛金率である。 <p>(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 ・「利子相当額」の欄には、に対する控除開始予定年月までの利息相当額を記載する。 ・「毎期控除する掛金(第2号方法の場合)」の欄には、控除する掛金の種類(標準掛金、特別掛金、特例掛金)毎に、掛金率又は掛金額を記載する。 ・決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合は、(3)の記載は要しない。 ・掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて(3)を記載した様式を添付する。 	<p>様式の脚注1,2の再掲</p> <p>給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p> <p>いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。</p> <p>以下は様式の脚注の再掲</p>

様式 責任準備金及び最低積立基準額の明細書(共通)

11. 積立上限額

(1) 積立上限超過額の算出

(単位:千円)

数理上資産額	
原始数理債務 _(注1) に1.5を乗じて得た額	
最低積立基準額に1.5を乗じて得た額	
第3の7の(1)のにより算定した原始数理債務に1.5を乗じて得た額	
積立上限超過額(の額からとのいずれか大きい額を控除した額)	

(注1) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、当該積立不足の予想額を控除したものとする。

(注2) の額がとのいずれか大きい額を下回る場合にあっては、の額を計算することを要しない。(次の(2)は記入不要)

(2) 積立上限額の計算

(a) 基本部分

(金額単位：千円)

		合計	男子	女子
給付現価	合計(~) 将来加入員 現在加入員(将来分) 現在加入員(過去分) 年金受給者 受給待期脱退者 その他の受給者			
政府負担金現価	合計(~) 将来加入員 現在加入員(将来分) 現在加入員(過去分) 年金受給者 受給待期脱退者			
標準給与現価	計(、) 現在加入員 将来加入員			
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
原始数理債務(- -)				
財政方式				
備考				

(b) 加算部分

(金額単位：千円)

		合計		
給付現価	合計(~) 将来加入員 現在加入員(将来分) 現在加入員(過去分) 年金受給者 受給待期脱退者 その他の受給者			
給与現価	計(、) 現在加入員 将来加入員			
標準掛金率(規約上)				
標準掛金収入現価(×)				
原始数理債務(- -)				
財政方式				
備考				

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

(c) 合計

(金額単位：千円)

		合計	基本部分	加算部分
過去期間対応分	(ア)			
将来期間対応分	(イ)			
合計	(ウ)			

(注) 1 (ア) = 基本部分 : + + + - - -
加算部分 : + + +

2 (イ) = 基本部分 : - (ア)
加算部分 : - (ア)

(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除

基金規則第47条の2第1項第1号の方法で控除する。(第1号方法)

基金規則第47条の2第1項第2号の方法で控除する。(第2号方法)

積立上限超過額	千円
利子相当額	千円
合計額(+)	千円
控除開始予定年月	年 月
控除終了予定年月	年 月
毎期控除する掛金(第2号方法の場合)	

(注) 決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合にあっては、上記(3)の記載は要しないものとし、掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて上記(3)を記載した様式を添付するものとする。

厚生年金基金実務基準第3号

厚生年金基金の年金積立金の 評価方法の変更に関する実務基準

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第1	簿価評価からの移行に関する基準	移行時の経理処理はおおむね次の手順による。 ①旧基準による貸借対照表の作成 (当年度剩余・不足の算出) ②移行に伴う評価損の額の算出 ③評価損の償却方法の決定 a)特別掛金設定額 b)移行調整金勘定計上額 ④移行時の経理処理
第1-1	資産評価の移行日	財政運営基準
第1-1-(1)	決算および財政決算 平成9年4月1日以降の日を基準日とする決算および財政計算においては、年金経理に属する固定資産の評価額は、財政運営基準に定めるところによること。なお、平成7年度および平成8年度決算においては、年金経理の貸借対照表に固定資産の時価を、損益計算書に時価ベース収益の額を注記すること。 ○ 平成7年度及び平成8年度決算において注記する「固定資産の時価」及び「時価ベース収益」は、積立水準の検証報告に用いている「評価損益」により、次式により算出した額とすること。 固定資産の時価=固定資産額(簿価) +評価損益 時価ベース収益=当年度の収益受入金 +当年度末の評価損益 -前年度末の評価損益 -当年度の運用コスト 運用コスト=固有の信託報酬 +固有の保険事務費 +投資顧問料+保護預り手数料 +運用コンサルティング料	=「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」の厚生年金基金財政運営基準のこと
第1-1-(2)	予算 平成9年度予算は、別途定めるところにより、次の第2の1に掲げる移行に伴う評価損の額を見込んで、時価ベースで編成すること。	予算編成通知参照
第1-2	移行時の評価 平成9年度決算における固定資産の評価額は、基金において選択した評価方法の如何に関らず、平成9年度末現在における時価とすること。	時価については、財政運営基準第1(11)参照

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第2 第2－1	<p>移行に伴う評価損の償却に関する基準</p> <p>移行に伴う評価損の額</p> <p>次の(1)と(2)に定める額の合計額を移行に伴う評価損の額とすること。ただし、当該合計額に次の(3)に定める額の全部または一部を加えた額を移行に伴う評価損の額とすることができること。</p> <p>(1) 平成9年度末において、流動資産、固定資産（時価）、特別掛金収入現価および繰越不足金の合計額が、流動負債、支払準備金、過剰積立金残高、数理債務、給付改善準備金、繰入準備金および別途積立金の合計額を下回る額 (以下「時価ベース不足額」と呼ぶ)のうち、平成9年度末において固定資産の時価が簿価を下回る額(以下「評価損」と呼ぶ)を超えない額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 繰越不足金は、評価益を控除する前の額である。また、別途積立金は、評価損等との相殺前の額である。 ○ (1)の特別掛金収入現価には(2)に定める利差損繰延額を含めないこと。 ○ 時価ベース不足額若しくは評価損のどちらかがゼロ以下であった場合には、(1)の額はゼロとすること。 <p>(2) 平成6年度から平成8年度中に発生した利差損に相当する額のうち、平成9年度末までに行った財政計算において特別掛金に反映させることなく特別掛金収入現価に含めた額</p> <p>(3) 平成6年度から平成9年度までに発生した利差損に相当する額のうち、平成9年度末までに行った財政計算の基準日後に発生した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (3)の利差損額を「移行に伴う評価損の額」に加える場合には、「繰越不足金の額と当年度不足金の額の合計額」を限度とすることを原則とすること。 ○ 財政の安定化を図るための特例掛金を徴収した年度については、その額は(3)の利差損額には加えないこと。 	<p>時価ベースで剩余が出た場合には、時価ベース不足額は負の値となるが、以下の取扱いでは、負の値のまま時価ベース不足額を使用する。</p> <p>「厚生年金基金の平成6年度決算における年金数理計算等について（平成7年3月31日企国発第45号・年数発第5号）」の2(1)参照</p> <p>限度を超えて利差損額を加えると、超えた額について剩余が発生することに留意が必要である。</p>
第2－2	<p>償却開始基準日</p> <p>移行に伴う評価損は、次の(1)～(3)に掲げるところにより、できるだけ早く償却を開始すること。</p>	

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第2－2－(1)	<p>平成9年度予算における償却開始</p> <p>移行に伴う評価損は、平成9年度に償却を開始することができる。この場合、平成9年度予算において、移行に伴う評価損の推計額を基礎として特別掛金を算定し、規約に定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移行に伴う評価損の推計額は、予算編成時に把握できる直近の時点の評価損の額に、以下の額を加えた額とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成6～7年度に発生した利差損に相当する額のうち平成7年度末までに行った財政計算において、特別掛金に反映させることなく特別掛金収入現価に含めた額 ② 平成6～9年度に発生した利差損（見込まれる額を含む）に相当する額のうち平成7年度末までに行った財政計算の基準日後に発生した額の全部、又は一部（ゼロでも可） ○ 特別掛金の算定は財政運営基準の第4の3に定めるところによるが、基礎とする給与総額は平成9年度事業計画書の平均加入員数、及び平均給与より算出すること。 	<p>←予算編成通知参照</p> <p>← 予算説明会の資料によれば、平成9年度末の別途積立金の推計額を、控除することになる。</p> <p>← 財政の安定化を図るための特例掛金を徴収した年度については、その額は加えないこと</p> <p>定率償却、定額償却も可能である 後に予定償却完了日を延ばす取扱いは、 基本的にはできないので注意が必要である。</p>
第2－2－(2)	<p>平成10年度予算における償却開始</p> <p>平成10年度中の償却開始を平成10年度予算において措置する場合には、移行に伴う評価損の見込額を基礎として特別掛金を算定し、規約に定めること。</p> <p>また、前記(1)により平成9年度中に償却を開始した場合には、平成10年度の予算において、移行に伴う評価損の見込額から平成9年度の特別掛金の元利合計の見込額を控除した額を基礎として特別掛金を見直すことができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移行に伴う評価損の見込み額は、予算編成時に把握できる直近の時点の評価損の額に、以下の額を加えた額とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成6～8年度に発生した利差損に相当する額のうち、平成8年度末までに行った財政再計算において、特別掛金に反映させることなく特別掛金収入現価に含めた額 ② 平成6～9年度に発生した利差損に相当する額のうち平成8年度末までに行った財政計算の基準日後に発生した額の全部、又は一部（ゼロでも可） ○ 特別掛金の算定は財政運営基準の第4の3に定めるところによるが、基礎とする給与総額は平成10年度事業計画書の平均加入員数、及び平均給与より算出すること。 	<p>← 財政の安定化を図るための特例掛金を徴収した場合には、その額は加えないこと</p>

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成9年度予算から償却を開始している場合で、特別掛金を見直す場合には次によること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成9年度の特別掛金の元利合計は、厚生年金基金規則第32条第1項に定める予定運用利率（以下「予定利率」という）による、複利計算により算定すること。 ② 平成9年度の特別掛金の元利合計の見込み額を算定する場合において、特別掛金額が決定していない月の特別掛金額については、額が決定している直近の月の掛金額と同額として算定すること。 ③ 債却期間は、財政運営基準の第4の3(6)イに準じて決定するものとし、この場合において、平成10年度予算における評価損の見込み額が、平成9年度予算における評価損の推計額を上回る場合には、この上回る額を新たに発生した過去勤務債務と見なして決定すること。 	
第2－2－(3)	<p>平成9年度決算を基礎とする償却開始</p> <p>ア 原則的取扱い</p> <p>前記(1)と(2)に定めるところにより償却を開始しなかつた基金は、原則として、平成9年度決算において確定した移行に伴う評価損を基礎として特別掛金を算定し、遅くとも平成11年4月から償却を開始すること。</p> <p>また、前記(1)または(2)に定めるところにより、平成10年度予算において特別掛金を設定した場合には、平成9年度決算において確定した移行に伴う評価損から平成10年度までに拠出した特別掛金の元利合計を控除した額を基礎として特別掛金を見直すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別掛金を設定すべき額は、移行に伴う評価損の額から別途積立金額を控除した額とすることが原則であること。 ただし、別途積立金の全部又は一部を控除しない取扱いもできること。 ○ 平成9年度予算において特別掛金を設定した場合において、平成9年度中に拠出した特別掛金の元利合計は、予定利率による複利計算により算定すること。 この場合において、当年度剩余がある場合には、移行に伴う評価損から控除する額は、特別掛金の元利合計が当年度剩余を上回る額とすること。 	<p>別途積立金を残す取扱いは、移行に伴う評価損の全額について、特別掛金を設定する場合にのみ可能である。</p> <p>←特別掛金の、二重控除を防ぐための措置である。</p>

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
	<p>イ 移行調整金勘定</p> <p>前記アにおいて、財政運営の健全性を確保することができると認められる場合には、移行に伴う評価損の10分の9を限度として移行調整金勘定に計上することができる。この場合、移行調整金勘定は、次の(ア)～(ウ)に定めるところにより取り扱うこと。</p> <p>(ア) 平成10年4月以降の毎事業年度の決算において、当初計上額をその償却を開始する事業年度初から平成19年3月末日までの年数で除した額以上の額をとりくし、他の財政運営上の剩余不足と併せて処理すること。</p> <p>(イ) 決算において当年度剰余金が計上され、繰越不足金の解消に充当してもなお残余がある場合には、これを移行調整金勘定の残高の処理に充てることができる。</p> <p>(ウ) 平成10年度以降は、移行調整金勘定に新たな額を計上しないこととし、遅くとも平成18年度末までに移行調整金勘定を解消すること。</p> <p>○ 移行に伴う評価損は、できるだけ早期に償却することが原則であるので、償却の先送りを目的とする移行調整金勘定への計上は慎重に行なうこと。移行調整金勘定を設けた場合には、できるだけ早期に解消できる財政運営を心がけること。</p> <p>○ 「財政運営の健全性を確保することできる」と認められる場合とは、即時に償却を開始しないことの影響について、将来の掛金の上昇の可能性などを具体的な数値で基金に示し、基金が将来の掛金上昇要因として代議員会に諮り了承を得た場合である。</p> <p>○ 移行調整金勘定を設ける場合には、別途積立金の全額を移行に伴う評価損の償却に充てなければならないこと。</p> <p>また、移行調整金勘定と特別掛金を設定する額の合計額は、時価ベース不足額と繰越不足金の合計額を上回ることはできない。</p> <p>したがって、移行調整金勘定に計上できる額の上限は次の額のうち最少の額となる。</p> <p>①移行に伴う評価損の額－別途積立金の額 ②時価ベース不足額＋繰越不足金 　－特別掛金を設定する額－別途積立金 ③移行に伴う評価損の額×0.9</p>	

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移行調整金勘定の償却は、原則として平成10年度から開始することとし、毎年の取崩額は(ア)に定める額(変わることはない)を下限として、毎事業年度の決算時に、任意に定めることができる。 	
第2－2－(4)	<p>平成11年度以降の償却開始</p> <p>特段の事情があり、かつ、財政運営の健全性を確保することができると認められる場合には、平成10年3月末日以後、基金において最初に行う財政再計算の基準日以前の日を基準日として行う財政計算（当該財政再計算を含む。）において特別掛金を設定し、移行に伴う評価損の償却を開始することができる。</p> <p>この場合、償却を開始するまでの期間に係る決算においては、移行に伴う評価損の全額を移行調整金勘定に計上すること。また、移行調整金勘定の取扱いは前記(3)のイの(ア)～(ウ)に定めるところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成10年3月末日を基準日として財政計算を行なう基金にあっては、次のような取扱いもできること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 移行に伴う評価損の全額について特別掛金を設定しようとする場合には、決算においては評価損の全額を移行調整金勘定に計上し、財政計算においてその全額について特別掛金を設定すること。 この場合において、別途積立金がある場合には、移行調整金勘定の償却にあてるることを原則とするが、別途積立金の一部又は全部を取り崩さずに留保する取扱いもできること。 ② 移行に伴う評価損の一部(ゼロも含む)について特別掛金を設定しようとする場合には、決算においては以下の額のうち最少の額を限度として移行調整金勘定に計上し、財政計算において特別掛金を設定すること。 <ul style="list-style-type: none"> A. 移行に伴う評価損の額－別途積立金の額 B. 時価ベース不足額十繰越不足金 －特別掛金を設定する額－別途積立金 C. 移行に伴う評価損の額×0.9 	

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○ 平成10年4月1日以降を基準として行う財政計算で特別掛金を設定しようとする取扱いは、例外的な取扱いであり、特段の事情があることが必要である。</p> <p>この場合において、「財政運営の健全性を確保することできると認められる場合」とは、即時に償却を開始しないことの影響について、将来の掛金の上昇の可能性などを具体的な数値で基金に示し、基金が将来の掛金上昇要因として代議員会に諮り了承を得た場合である。</p>	<p>「特段の事情」の例としては、「財政再計算が近い」、「財政再計算で掛金を上げたばかりで、連続して掛金を上げることは理解を得られない」などが考えられる。</p> <p>特段の事情の内容については、代議員会の議事録などで、確認できるようにする必要がある。</p> <p>財政上の影響については、基金に十分説明すること。</p>
第2-3	<p>償却のための特別掛金の設定方法</p> <p>(1) 移行に伴う評価損は、他の財政運営上の不足金とは区別し、3年以上20年以下の期間で償却するものとして特別掛金を設定すること。この場合において、特別掛金の具体的な算定方法は、財政運営基準の第4の3に定めるところによること。</p> <p>○ 特別掛金率の算定の基礎とする給与は、基本部分の標準給与、加算部分の給与、若しくはその両方を使用することができるものとする。</p> <p>○ 評価損の償却のための特別掛金を、基本部分、加算部分の両方に設定する場合には、移行に伴う評価損の額を、平成9年度末における旧基準による責任準備金の比率などの合理的な基準により、基本部分、加算部分に配分すること。</p> <p>○ 総合設立、連合設立の基金であって、一律の掛金を適用することが合理性を欠くと判断される場合には、平成9年度末における旧基準による責任準備金の比率などの、合理的な基準により評価損を事業所ごとに配分し、償却することもできること。</p> <p>この場合、償却方法は同一とすること。</p> <p>○ 平成10年度予算において特別掛金を設定した場合において、移行に伴う評価損の額が、当該特別掛金の基礎となった評価損の推計額又は見込み額を上回る場合には、その上回る額を新たに発生した過去勤務債務とみなして特別掛金を設定すること。</p> <p>(2) 前記(1)にかかわらず、移行に伴う評価損は、他の不足金と一緒に括して取り扱うことができること。</p> <p>○ 移行に伴う評価損の全額又は一部を、他の不足金と一緒に括して取り扱うこともできること。</p> <p>○ 他の不足金と一緒に括して取り扱った上で、変更計算を行なうことも可能であること。</p>	<p>総合基金の予定償却期間は、財政運営基準によらず、20年とすることができます。</p> <p>定率、定額償却も可能である。</p>

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実 務 基 準 内 容	備 考
	<p>(3) 決算において当年度剩余金が計上され、繰越不足金の解消に充当してもなお残余がある場合には、これを移行に伴う評価損の償却に充て、特別掛金を見直すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の特別掛金とは区別して取り扱うこと。 ○ 決算において剩余金を償却に充てる場合のほか、別途積立金がある場合にはこれを償却に充て、特別掛金を見直すことができること。 ○ 財政計算を行う場合には、財政運営基準に従って、特別掛金、予定償却完了日、償却方法を見直すことができること。 ○ 財政計算を行う場合には、移行に伴う評価損の未償却額の全額を、一般の過去勤務債務の未償却債務残高と区別せずに取扱い、特別掛金を設定することもできる。ただし、この措置により設定した特別掛金が、この措置によらないときの特別掛金の合計より低くなったり、予定償却完了日が遅くなるようなことがあってはならないこと。 	<p>財政運営基準第 4-1-(3) キに該当するものとする。 定率償却を行っている場合には、遅くとも平成 29 年度までには、一括償却をして償却を完了すること。</p>
第3	<p>移行年度の会計処理に関する基準等 (略)</p>	

厚生年金基金実務基準第4号

[平成26年11月改訂]

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

[内容]

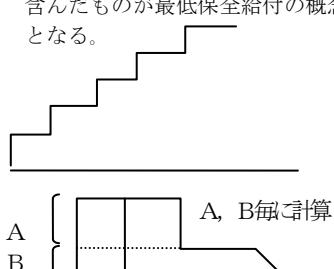
- 基金解散時の最低積立基準額の算定
- 基金解散時の分配

[留意事項]

- ・以下に示す実務基準は、基金解散時に最低積立基準額を基準として分配する場合の一般的な例を示したものである。
- ・解散時の最低保全給付、最低積立基準額は各基金の規約に基づいて計算されるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら基金規約による算出方法を拘束するものではない。
- ・解散時の残余財産の分配は、規約に定める方法に基づいて行なわれるものであるから、以下に示す実務基準は一般的な例を示したものに過ぎず、何ら規約による分配を拘束するものではない。

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

○基金解散時の最低積立基準額の算定

	実務基準内容	備考
最低保全給付（控除前）	<ul style="list-style-type: none"> ・規約に定める最低保全給付の区分ごとに基準日における加入員、受給者等の区分に応じ計算する。 ・各給付区分において、受給者又は受給待期脱退者でかつ加入員である者については、規約に定める残余財産の分配方法に準じて最低保全給付を計上する。 ・将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金においては、基本部分の最低保全給付を代行年金額と上乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額の算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。 ・基本部分において、離婚分割を行った加入員の最低保全給付（控除前）は、離婚分割を行わなかった場合の最低保全給付（控除前）から離婚分割による控除額を控除したもの用いる。 <p>○年金受給者</p> <p>基本部分</p> <p>　　基準日の規約に基づく基本部分年金額</p> <p>加算部分</p> <p>　　基準日の規約に基づく加算部分年金額</p> <p>○受給待期脱退者</p> <p>基本部分</p> <p>　　基準日の規約に基づく基本部分年金額</p> <p>　　退職時裁判者は裁判時の規約に基づく年金給付</p> <p>　　支給時裁判者　　}　　は基準日現在の規約に基づき計算される年金給付</p> <p>　　未裁判者　　}</p> <p>加算部分</p> <p>　　基本部分と同じ考え方</p>	<p>「控除前」とは、財政運営基準（「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号）」、以下同様）第3-6-(1)-(2)に記載されている「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を控除する前を意味し、「控除後」はそれを控除した後を意味する。以下同様。</p> <p>「基準日」とは、解散認可申請の場合には解散認可申請前1月以内の日、財産目録の承認申請及び解散に伴う事務の引継ぎの場合は解散認可日をいう。</p> <p>（例）残余財産の分配方法を受給権者先取りとしている場合は、受給権者分は受給権者の方に計上し、（全体分-受給権者分）は加入員の方に計上する。</p> <p>「代行年金額」とは、平成25年改正前の法第132条第2項に係るものといい、「上乗せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものを使う。</p> <p>規約年金額の改定が明示されている場合は基準時点以降の年金額の改定も含んだものが最低保全給付の概念となる。</p>  <p>A: 確定期金部分</p> <p>B: 終身年金部分</p> <p>（当該受給待期脱退者に適用される部分の規約によることに注意する。）</p>

	実務基準内容	備考
	<p>○加入員 ・規約に定める以下の a、b 又はこれらに準ずる方法で計算する。</p> <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>基本部分</p> $\text{標準給付} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準日における} \\ \text{給付乗率} \times \text{加入期間月数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準資格喪失日における} \\ \text{給付乗率} \times \text{加入期間月数} \end{array} \right]}$ <p>総報酬制に対応して、平成 15 年 4 月 1 日前後で基準給与が変更となる場合、当該変更日前後で「給付の型」が異なるものと整理し、前後で別々に最低保全給付を算定する。(その場合、当該変更日前の期間では「按分率 = 1」と考える。)</p> <p>加算部分</p> <p>①基準日において年金受給資格のある者</p> <p>ア. 標準退職年齢以上の者 標準給付 (暫) イ. 標準退職年齢未満の者</p> $\text{標準給付 (暫)} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準日に自己都合退職} \\ \text{した場合の年金給付乗率} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準資格喪失日における} \\ \text{年金給付乗率} \end{array} \right]}$ <p>なお、年金受給資格のある者については、選択一時金額との丈比べが必要となるため暫定値となる。 (最低保全給付 (暫))</p> <p>②基準日において一時金受給資格のある者</p> <p>ア. 標準退職年齢以上の者 標準給付 イ. 標準退職年齢未満の者</p> $\text{標準給付} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{基準日に自己都合退職} \\ \text{した場合の一時金給付乗率} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{標準資格喪失日における} \\ \text{一時金給付乗率} \end{array} \right]}$ <p>③その他の者 基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 基本加算年金相当額 上記は暫定値となる。(最低保全給付 (暫))</p>	<p>標準給付は、基本部分、加算部分ともに計算過程の端数処理も含めて規約に基づき計算される。</p> <p>なお、加算部分で年金受給資格のある者については選択一時金との丈比べが必要となるため暫定値となる (標準給付 (暫))</p> <p>按分率を算出する際の分母、分子について規約に給付乗率以外のものを使用する旨定めている場合は当該内容による。</p> <p>(例) 給付乗率 × 加入期間月数</p>

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

	実務基準内容	備考
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>基本部分</p> <p>基準日に自己都合退職した場合の基金規約に基づく基本部分年金額※×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>※：総報酬制に対応して、平成15年4月1日前後で基準給与が変更となる場合、基本部分年金額は当該変更日前後で別々に算定した後、合算する。</p> <p>加算部分</p> <p>①基準日において年金受給資格のある者</p> <p>基準日に自己都合退職した場合の基金規約に基づく加算部分年金額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>なお、年金受給資格のある者については、選択一時金額との丈比べが必要となるため暫定値となる。 (最低保全給付(暫))</p> <p>②基準日において一時金受給資格のある者</p> <p>基準日に自己都合退職した場合の基金規約に基づく加算部分一時金額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率</p> <p>③その他の者</p> <p>基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 基本加算年金相当額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率 上記は暫定値となる。(最低保全給付(暫))</p>	<p>基金規約に基づく年金額・一時金額は、基本部分、加算部分とともに計算過程の端数処理も含めて規約に基づき計算される。</p> <p>据置乗率を定めて据置期間に応じて給付の額を加算することとなっている場合には当該加算は考慮しないものとする。</p>

	実務基準内容	備考
最低積立基準額（控除前）	<p>○基本部分（プラスアルファ部分） 〔基本部分における共通の記号〕</p> <p>j : 「廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）」に示す予定利率</p> <p>r : 標準支給開始年齢</p> <p>s : 規約上の支給開始年齢</p> <p>s' : 老齢厚生年金の支給開始年齢</p> <p>x : 基準日現在の年齢</p> <p>τ : 標準退職年齢</p> <p>a_x^j : 「廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率（＊年据置終身年金現価率（$*a_x^j$）の場合も同様に扱う）</p> <p>k : $s' = 60$歳の場合 $0.875 (x \leq 60), 0.900 (x = 61),$ $0.925 (x = 62), 0.950 (x = 63),$ $0.975 (x = 64), 1.000 (65 \leq x)$</p> <p>$s' = 61$歳の場合 $0.900 (x \leq 61), 0.925 (x = 62),$ $0.950 (x = 63), 0.975 (x = 64),$ $1.000 (65 \leq x)$</p> <p>$s' = 62$歳の場合 $0.925 (x \leq 62), 0.950 (x = 63),$ $0.975 (x = 64), 1.000 (65 \leq x)$</p> <p>$s' = 63$歳の場合 $0.950 (x \leq 63), 0.975 (x = 64),$ $1.000 (65 \leq x)$</p> <p>$s' = 64$歳の場合 $0.975 (x \leq 64), 1.000 (65 \leq x)$</p> <p>$s' = 65$歳の場合 1.000</p> <p>・規約に定める以下のa、b又はこれらに準ずる方法で計算する。</p> <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> <p>ア. 老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_{s'-x}^j \times k$</p>	<p>標準支給開始年齢 $= \max(\text{標準退職年齢}, \text{基金規約上の支給開始年齢})$とする。 なお、基金規約上の支給開始年齢は、その基金の在職老齢年金の支給開始状況の実績に基づいて合理的に設定することを原則とすること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 60歳から無条件に満額を支給する場合は、τにかかわらず $r = 60$となる。 その基金の十分な実績がとれない場合は、rを国の支給開始年齢に応じて合理的に設定する。 年金現価率は年6回払いのものを使用すること。 最低責任準備金代行給付相当額の算定にあたり、0.875ではなく受給者の年齢区分に応じた3段階の係数（65歳未満：0.69、65歳以上75歳未満：0.96、75歳以上：1.00）を使用する場合でも、当該係数に係る全年齢平均は概ね0.875であることから、0.875を使用することを可とする。 低在老（60歳以上65歳未満の者の在職老齢年金）との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金ではk=1とすることができる。 現価率の算出にあたり、年齢に端数がある場合は、按分すること。 受給待期脱退者の規約上の支給開始年齢は、現在の加入員が脱退した場合に適用される支給開始年齢に必ずしも一致しない点に留意する。

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

	実務基準内容	備考
	<p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a_x^j \times k$</p> <p>ウ. 規約上の支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{s'-x }a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a_x^j \times k$</p> <p>(3) 加入員</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 標準支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a_x^j \times k$</p> <p>ウ. 標準支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{r-x }a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$ ただし、${}_{r-x }a_x^j < a_x^j \times k$ となる年齢については $(\text{最低保全給付} - \text{代行年金額}) \times {}_{r-x }a_x^j$</p> <p>エ. 標準支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{r-x }a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a_x^j \times k$ ただし、${}_{r-x }a_x^j < {}_{s'-x }a_x^j \times k$ となる年齢については $(\text{最低保全給付} - \text{代行年金額}) \times {}_{r-x }a_x^j$</p>	
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> <p>ア. 老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a_x^j \times k$</p> <p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢以上の者</p>	

	実務基準内容	備考
	<p>最低保全給付 $\times a_x^j$ - 代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢以上かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s-x }a_x^j \times k$</p> <p>ウ. 規約上の支給開始年齢未満かつ老齢厚生年金の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{s-x }a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a_x^j \times k$</p> <p>(3) 加入員</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times a_x^j - \text{代行年金額} \times a'_x^j$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times {}_{s-x }a_x^j - \text{代行年金額} \times {}_{s'-x }a'_x^j$</p>	

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

実 務 基 準 内 容	備 考
<p>○加算部分 〔加算部分における共通の記号〕</p> <p>$a_{\bar{m}}^j$: 「廃止前の厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成26年3月31日付厚生労働省告示第169号）」に示す予定利率 j で計算している m 年保証年金現価率</p> <p>m : 基金規約による残余保証期間</p> <p>D_x : 告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基數。</p> <p>N'_x : 告示に示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した生存基數。累計生存基數で年6回払が考慮されたもの。</p> <p>\bar{C}_x : 告示で示す予定死亡率及び予定利率を用いて算出した死亡基數</p> <p>$a_{\bar{m}}^k$: 規約上の予定利率 k による年金現価率（一時金換算率）</p> <p>l : 規約上の選択一時金の算定に用いる割引率</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約に定める以下の a、b 又はこれらに準ずる方法で計算する 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合は、最低積立基準額の計算過程で、規約に定めた指標による給付の再評価又は額の改定を織り込むこと <p>a 標準退職年齢に達した日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者</p> <p>最低保全給付 × $\left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 × $\left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 × $\left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$</p>	<p>なお、遞増年金等であればその要素を加味して最低積立基準額を算定することに留意する。</p> <p>$v = 1 / (1+j)$ 以下同様</p>

	実務基準内容	備考
	<p>(3) 加入員のうち年金受給資格者</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> $A = \text{標準給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k$ $B = \text{標準給付 (暫)} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right) \text{とし、}$ <p>$A > B$ の場合</p> $\text{標準給付} = A, \text{最低保全給付} = \text{標準給付}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付}$ <p>$A \leq B$ の場合</p> $\text{標準給付} = \text{標準給付 (暫)},$ $\text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>② 選択一時金のない場合</p> $\text{標準給付} = \text{標準給付 (暫)}, \text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)},$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>イ. 標準支給開始年齢未満の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> $A = \text{標準給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{r-\max(x,\tau)} \times v^{\max(0,\tau-x)}$ $B = \text{標準給付 (暫)} \times \left(v^{(r-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right) \text{とし、}$ <p>$A > B$ の場合</p> $\text{標準給付} = \text{標準給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{r-\max(x,\tau)},$ $\text{最低保全給付} = \text{標準給付} \times \begin{bmatrix} \text{基準日に自己都合退職} \\ \text{した場合の年金給付乗率} \end{bmatrix}$ $\text{最低保全給付} = \text{標準給付} \times \begin{bmatrix} \text{標準資格喪失日に} \\ \text{おける年金給付乗率} \end{bmatrix}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times v^{\max(0,\tau-x)}$ <p>$A \leq B$ の場合</p> $\text{標準給付} = \text{標準給付 (暫)}, \text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(v^{(r-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right)$	<p>保証期間の年金現価率と選択一時金乗率が異なる場合には、「$a_{\bar{m}}^k$」を「x歳における選択一時金乗率」とする。</p> <p>保証期間の年金現価率と選択一時金乗率が異なる場合には、 $a_{\bar{m}}^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{(r-\max(x,\tau))}$ を 「$\max(x, \tau)$歳における選択一時金乗率」とする。</p>

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

実務基準内容	備考
<p>② 選択一時金のない場合 標準給付=標準給付（暫）、 最低保全給付=最低保全給付（暫） $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(v^{(r-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right)$</p> <p>(4) 加入員のうち一時金受給資格者 $v^{\max(0, \tau-x)}$</p> <p>(5) その他の者 基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 標準支給開始年齢以上の者 $A = \text{標準給付（暫）} \times a_{\bar{m}}^k$ $B = \text{標準給付（暫）} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ とし、</p> <p>$A > B$ の場合 標準給付=A、最低保全給付=標準給付 最低保全給付=最低保全給付</p> <p>$A \leq B$ の場合 標準給付=標準給付（暫）、最低保全給付=最低保全給付（暫） $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>イ. 標準支給開始年齢未満の者 $A = \text{標準給付（暫）} \times a_{\bar{m}}^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{(r-\max(x,\tau))} \times v^{\max(0, \tau-x)}$ $B = \text{標準給付（暫）} \times \left(v^{(r-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right)$ とし、</p> <p>$A > B$ の場合 $\text{標準給付} = \text{標準給付（暫）} \times a_{\bar{m}}^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{(r-\max(x,\tau))}$ 最低保全給付=標準給付、 $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times v^{\max(0, \tau-x)}$</p> <p>$A \leq B$ の場合 標準給付=標準給付（暫）、最低保全給付=最低保全給付（暫）、 $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(v^{(r-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{r+m}}{D_x} \right)$</p>	<p>一時金換算率 $a_{\bar{m}}^k$ は基本加算年金に適用されるもの用いることに注意する。</p> <p>標準支給開始年齢は、基本加算年金の支給開始年齢を配慮して、合理的に設定すること。</p> <p>$a_{\bar{m}}^k \times \left(\frac{1}{1+l} \right)^{(r-\max(x,\tau))}$ は基本加算年金に適用されるものであることに注意する</p>

	実務基準内容	備考
	<p>b 基準日の翌日において加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>(1) 年金受給者 $\text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>(2) 受給待期脱退者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者 $\text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者 $\text{最低保全給付} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$</p> <p>(3) 加入員のうち年金受給資格者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>① 選択一時金のある場合 $A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k$ $B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right) \text{とし、}$ $A > B \text{ の場合}$ $\text{最低保全給付} = A$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付}$ $A \leq B \text{ の場合}$ $\text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)}$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p> <p>② 選択一時金のない場合 $\text{最低保全給付} = \text{最低保全給付 (暫)},$ $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$</p>	<p>保証期間の年金現価率と選択一時金乗率が異なる場合には、「$a_{\bar{m}}^k$」を「x歳における選択一時金乗率」とする。</p>

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

実 務 基 準 内 容	備 考
<p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>① 選択一時金のある場合</p> <p>$A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k \times v^{(s-x)}$</p> <p>$B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$ とし、 $A > B$ の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫) $\times a_{\bar{m}}^k$</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times v^{(s-x)}$</p> <p>$A \leq B$ の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times \left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$</p> <p>② 選択一時金のない場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 $\times \left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$</p> <p>(4) 加入員のうち一時金受給資格者</p> <p>最低保全給付</p> <p>(5) その他の者</p> <p>基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>$A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k$</p> <p>$B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ とし、 $A > B$ の場合</p> <p>最低保全給付 = A</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付</p>	<p>一時金換算率 $a_{\bar{m}}^k$ は基本加算年金に適用されるもの用いることに注意する。</p>

	実務基準内容	備考
	<p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)</p> $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{x+m}}{D_x} \right)$ <p>イ. 規約上の支給開始年齢未満の者</p> $A = \text{最低保全給付 (暫)} \times a_{\bar{m}}^k \times v^{(s-x)}$ $B = \text{最低保全給付 (暫)} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right) \text{とし、}$ <p>A > B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫) × $a_{\bar{m}}^k$</p> <p>最低積立基準額 = 最低保全給付 × $v^{(s-x)}$</p> <p>A ≤ B の場合</p> <p>最低保全給付 = 最低保全給付 (暫)、</p> $\text{最低積立基準額} = \text{最低保全給付} \times \left(v^{(s-x)} \times a_{\bar{m}}^j + \frac{N'_{s+m}}{D_x} \right)$	

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

	実務基準内容	備考
最低保全給付から控除できる額の現価 (= X)	<p>○財政運営基準第3-6-(1)-②-(ア)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき過去勤務債務の未償却分（合計額）(= T)</p> ${}_t S'_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \bar{a}_{\overline{N_0-m_0}} / \bar{a}_{\overline{N_0}}$ ${}_t S'_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 1 \times \bar{a}_{\overline{N_1-m_1}} / \bar{a}_{\overline{N1}}$ ${}_t S'_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 2 \times \bar{a}_{\overline{N_2-m_2}} / \bar{a}_{\overline{N_2}}$ <p>給付区分 t の過去勤務債務の未償却分（暫定値）</p> ${}_t S' = \sum_m {}_t S'_m$ <p>初期債務：基金制度発足時（又は加算制度導入時）における数理債務額から適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>後発債務：給付改善時における数理債務増加額から同時点での別途積立金取崩額及び適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>$\bar{a}_{\overline{N}}$: N年確定年金現価率 (使用する予定期率は、それぞれの債務発生時にかかる財政計算で使用したものとする。)</p> <p>$N_0, N_1, N_2 \dots$: 予定償却年月数</p> <p>$m_0, m_1, m_2 \dots$: 制度発足日又は給付改善時からの経過年月数</p> <p>過去勤務債務の未償却分の上限値 (U) = 各区分の特別掛金収入現価の合計値 ($\sum_t {}_t U$)</p> <p>給付区分 t の過去勤務債務の未償却分 ${}_t S$</p> <p>① $\sum_t {}_t S' \leq \sum_t {}_t U$ の場合 ${}_t S = {}_t S'$</p> <p>② $\sum_t {}_t S' > \sum_t {}_t U$ の場合 ${}_t S'$ に合理的な方法により削減をかけ、 $\sum_t {}_t S = \sum_t {}_t U$ となるようにしたものを ${}_t S$ とする。</p>	過去勤務債務の未償却分は上限に対する補整が必要となるため暫定値となる。

	実務基準内容	備考
	<p>(合理的な方法による削減の例)</p> $\cdot {}_t S = {}_t S' \times \frac{\sum_t U}{\sum_t {}_t S'}$ $\cdot {}_t S' \leq {}_t U \text{ となる場合} \quad {}_t S = {}_t S'$ $\cdot {}_t S' > {}_t U \text{ となる場合}$ ${}_t S = {}_t S' \times \frac{\sum_t U - ({}_t S' \leq {}_t U \text{ となる } {}_t S' \text{ の合計})}{\sum_t {}_t S' - ({}_t S' \leq {}_t U \text{ となる } {}_t S' \text{ の合計})}$ <p>給付区分 t の控除すべき過去勤務債務の未償却分, ${}_t T$</p> $= {}_t S \times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の加入員の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額(控除前)}}$ $\times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額(控除前)}}$ <p>ただし、上記による ${}_t T$ は給付区分 t の加入員の最低積立基準額(控除前)を上限とする。</p> <p>控除すべき過去勤務債務の未償却分（合計額） $T = \sum_t {}_t T$</p> <p>給付区分 t の各加入員の控除すべき過去勤務債務の未償却分に相当する給付の現価 (${}_t X$) は、${}_t T$ を各加入員に対して按分したものとなる。</p> <p>(合理的な按分方法の例示)</p> <p>${}_t T$ を基準日時点での給付区分 t の各加入員の最低積立基準額(控除前)の比で割り振ることとする。</p> <p>各加入員の控除すべき過去勤務債務の未償却分に相当する給付現価 (X)</p> $X = \sum_t {}_t X$	<p>分母、分子について、給付区分毎とせず、給付区分合計とすることもできる。</p> <p>(給付区分 t の全体の最低積立基準額(控除前)) / (給付区分 t の継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額(控除前)) は、$\{(1+i) / (1+j)\}^{20}$ を用いることも可。（i は継続基準の予定利率）</p>

基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

実 務 基 準 内 容	備 考
<p>○財政運営基準第3-6-(1)-②-(イ)に相当する額を控除する場合</p> <p>控除すべき最低積立基準額の未認識額（合計額）（= T）</p> ${}_t S_0 = \text{給付区分 } t \text{ の初期債務} \times \max\{5 - m_0, 0\} / 5$ ${}_t S_1 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 1 \times \max\{5 - m_1, 0\} / 5$ ${}_t S_2 = \text{給付区分 } t \text{ の後発債務 } 2 \times \max\{5 - m_2, 0\} / 5$ <p>給付区分 t の最低積立基準額の未認識額</p> ${}_t S = \sum_m {}_t S_m$ <p>初期債務：基金制度発足時の最低積立基準額 後発債務：給付改善時における最低積立基準額 m_0, m_1, m_2, \dots：制度発足時又は給付改善時からの経過年数（1年未満切捨て）</p> <p>給付区分 t の控除すべき最低積立基準額の未認識額, ${}_t T$</p> ${}_t T = {}_t S \times \frac{\text{給付区分 } t \text{ の加入員の最低積立基準額(控除前)}}{\text{給付区分 } t \text{ の全体の最低積立基準額(控除前)}}$ <p>ただし、上記による, ${}_t T$ は給付区分 t の加入員の最低積立基準額（控除前）を上限とする。</p> <p>控除すべき最低積立基準額の未認識額（合計額） $T = \sum_t {}_t T$</p> <p>給付区分 t の各加入員の控除すべき最低積立基準額の未認識額に相当する給付の現価 (${}_t X$) は、${}_t T$ を各加入員に対して按分したものとなる。</p> <p>(合理的な按分方法の例示)</p> <p>${}_t T$ を基準日時点で給付区分 t の各加入員の最低積立基準額（控除前）の比で割り振ることとする。</p> <p>各加入員の控除すべき最低積立基準額の未認識額に相当する給付現価（X）</p> $X = \sum_t {}_t X$	<p>初期債務が適年移行の場合の ${}_t S_0$ の算出において、下線部分は $\max\{15 - m_0, 0\} / 15$ (m_0 は平成14年4月1日から基準日までの年数) とする。</p> <p>${}_t S_m$ については、当時の債務額に $\{(1 + i) / (1 + j)\}^{20}$ を乗じて算定することとする。（i は初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率）</p> <p>分母、分子について、給付区分毎とせず、給付区分合計とすることもできる。</p>

	実 務 基 準 内 容	備 考
最低積立基準額（控除後）	(1) 加入員以外の者 最低積立基準額（控除前）と同額 (2) 加入員 最低積立基準額（控除前）－最低保全給付から控除できる額の現価（X）	加入員拠出がある場合で、基準日までに発生しているとみなすことが合理的である給付の現価相当額（告示に示す予定期率及び予定死亡率を用いて算定したもの。）が左記により計算した最低積立基準額（控除後）を上回る場合は、規約に基づき、当該給付及び当該現価相当額を最低保全給付（控除後）、最低積立基準額（控除後）とすることも可。 (合理的である給付の例)
最低保全給付（控除後）	(1) 加入員以外の者 最低保全給付（控除前）と同額 (2) 加入員 $\text{最低保全給付（控除前）} \times \frac{\text{最低積立基準額（控除後）}}{\text{最低積立基準額（控除前）}}$	拠出の元利合計額 × $(1+j)^{\max(o, \tau-x)}$ (合理的である給付の現価相当額の例) 拠出の元利合計額

実務基準第4号付録

実務基準第4号にかかるQ&A

Q 1：文比べについては、加入員のみについて記載されているが、年金受給者・受給待期脱退者についても考慮すべきではないか。

A 1：最低保全給付は、基金規約に基づき算定するものであり、本来は文比べについても紛れの無い表現で基金規約に明記すべきものである。

本件について言えば、文比べの主旨から、年金受給者・受給待期脱退者についても考慮すべきであると考える。

Q 2：控除すべき過去勤務債務の未償却分が存在するときの最低保全給付の算出において、加入員の最低保全給付の算出について、基本部分・加算部分を区分せず最低積立基準額の比で按分する方法が記載されているが、次のような方法は認められないか。

〈基本部分〉

最低保全給付（未償却分控除後）

—————
基本部分の控除すべき過去勤務債務
の未償却分に相当する給付の現価

= 最低保全給付（未償却控除前） -

a_x^j ($|_{r-x}$) a_x^j

() 内は標準支給開始年齢未満の場合

〈加算部分〉

最低保全給付（未償却分控除後）

—————
加算部分の最低積立基準額（未償却分控除後）

= 最低保全給付（未償却控除前） ×

—————
加算部分の最低積立基準額（未償却分控除前）

A 2：最低保全給付は、基金規約に基づき算定されるものである。実務基準の記載は一般的な方法を述べたものであるので、限定するものではない。

上記の算出方法も合理的な方法と考えられるので、基金規約に明記して取扱われたい。

以上

厚生年金基金実務基準第7号

[平成26年11月改訂]

決算時の最低責任準備金の実務基準

実務基準内容	補足
<p>1. 基本的考え方</p> <p>(1) 本実務基準は、精算時に基金の財政状況が大きく変動するこ とがないように、決算時の最低責任準備金の計算として許容 できる最低限の基準を設けたものである。従って、これを越 えたより精緻な計算を何ら制限するものではない。</p> <p>(2) 各数値は原則として個人別に計算するものとする。ただし、 同等の結果が得られる場合には、適宜グルーピングして計算 することもできるものとする。</p> <p>(3) 本実務基準は平成27年3月末以降の決算に適用するものとす る。</p>	<p>[精算の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散 ・基金分割 ・基金合併 ・権利義務の移転又は承継
<p>2. 平成11年9月末最低責任準備金(第1号及び第2号*)</p> <p>*「平成26年3月24日付厚生労働省告示第95号第1項」の号数を示す。 以下同じ。</p> <p>(1) 平成11年9月30日時点の最低責任準備金の修正が必要となつ た場合には、判明時に最低責任準備金の変更額の元利合計を 加減する。ただし、大きな影響が無いと判断できる場合には、 例えば判明した月の代行給付相当額に含める取扱いができる ものとする。</p> <p>(2) 凍結開始日までに再加入した者であって、凍結開始日まで引 き続き基金の加入員であるもの又は基金の受給待期脱退者若 しくは受給者となっているものについては、平成11年9月末 最低責任準備金(第1号及び第2号)に計上することとされてい るため、凍結開始日の翌日以降に連合会から受換金が交付さ れた際には、当該受換額及び利息を追加計上せず、凍結開始 日当初からあったものとして認識する。</p>	<p>受換金の交付年月から理論的に再加入日を求めるこ とができるものとする。</p>
<p>3. 免除保険料(第3号～第3号の5)</p> <p>(1) 加入員毎の標準報酬月額、標準賞与額の履歴から計算する。 すなわち、実際の掛金収入の有無に関わらず、免除保険料収 入を払込期月に計上し最低責任準備金に加算する。なお、異 動の判明が翌年度以降になった場合は、異動判明分の免除保 険料収入による訂正を、判明直後の決算時に計上超過額又は 計上不足額として計上する。 ただし、掛金の調定を基礎とし、実際の掛金収入により計 算することもできるものとする。</p> <p>(2) 財政再計算、加入員数の大幅変動等で免除保険料率が変更に なった場合は、適用日ベースでの変更とする。</p>	<p>実際の掛金収入の有無に関わ らず、遡及訂正が有った場合は 免除保険料収入を修正後の異 動月に計上し最低責任準備金 に加算する。</p> <p>[ただし書きの例] 10月分(11月末納付)は10月の 欄に計上する</p>

実務基準内容	補足
<p>4. 連合会からの再加入者等(第5号～第5号の7)、他の基金からの権利義務の承継(第11号・第13号)、中途脱退者(第9号～第9号の5)、他の基金等への権利義務の移転(第12号・第12号の2・第14号)に係る代行給付の現価相当額</p> <p>(1) 中途脱退者、再加入者等又は他の基金等との権利義務移転承継に係る代行給付の現価相当額は、移換金又は受換金の交付日を基準日とすることとなる。ただし、移受換金の理論的な交付年月を、中途脱退日・再加入日・承継日・申出日等から求めることができるものとする。</p> <p>(2) 第5号～第5号の7、第9号～第9号の5及び第11号～第14号の適用については、「老齢年金給付の支給に関する義務の移転・承継」によることから次の取扱いとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号 再加入日が平成11年10月1日～平成12年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の2 再加入日が平成12年4月1日～平成15年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の3 再加入日が平成15年4月1日～平成17年3月31日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の4 再加入日が平成17年4月1日～平成17年9月30日の再加入者に適用する(平成16年改正法第9条の規定による改正前の法第161条第1項)。 ・第5号の5 承継日が平成17年10月1日～平成22年3月31日の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する(平成25年改正前の法第165条第3項)。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合(廃止前基金令第52条の5の4第1号) ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(廃止前基金令第52条の5の4第2号) ・第5号の6 承継日が平成22年4月1日～平成26年3月31日の中途脱退者等にイ、ロの区分で適用する(平成25年改正前の法第165条第3項)。 イ：中途脱退者等が中途脱退者の場合(廃止前基金令第52条の5の4第1号) ロ：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(廃止前基金令第52条の5の4第2号) 	<p>受換金の交付年月から理論的に再加入日等を求めるができるものとする。</p> <p>「中途脱退者等」とは平成25年改正前の法第165条第1項に規定する者をいう。</p>

決算時の最低責任準備金の実務基準

実務基準内容	補足
<ul style="list-style-type: none"> ・第5号の7 承継日が平成26年4月1日以降の中途脱退者等にイ(1)、イ(2)の区分で適用する(平成25年改正前の法第165条第3項)。 イ(1)：中途脱退者等が中途脱退者の場合(廃止前基金令第52条の5の4第1号) イ(2)：中途脱退者等が解散基金加入員の場合(廃止前基金令第52条の5の4第2号) 承継日が平成26年4月1日以降の施行前基金中途脱退者等にロ(1)、ロ(2)の区分で適用する(平成25年改正法附則第53条第3項)。 ロ(1)：施行前基金中途脱退者等が基金中途脱退者の場合(経過措置政令第63条第1号) ロ(2)：施行前基金中途脱退者等が解散基金加入員の場合(経過措置政令第63条第2号) ・第9号 平成11年10月1日～平成12年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第160条第1項)。 ・第9号の2 平成12年4月1日～平成15年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第160条第1項)。 ・第9号の3 平成15年4月1日～平成17年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第160条第1項)。 ・第9号の4 平成17年4月1日～平成22年3月31日に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第160条第1項)。 ・第9号の5 平成22年4月1日以降に現価相当額を交付した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第160条第1項)。 ・第11号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した者に適用する(平成25年改正前の法第144条の2第3項)。 ・第12号 平成17年10月1日～平成26年3月31日に他の基金等へ権利義務を移転した者にイ、ロの区分で適用する。 イ：基金に権利義務を移転した場合(平成25年改正前の法第144条の2第3項) ロ：確定給付企業年金に権利義務を移転した場合(平成25年改正前の確定給付企業年金法第110条の2第3項) ・第12号の2 平成26年4月1日以降に他の基金等へ権利義務を移転した者にイ、ロの区分で適用する。 イ：基金に権利義務を移転した場合(平成25年改正前の法第144条の2第3項) ロ：確定給付企業年金に権利義務を移転した場合(平成25年改正前の確定給付企業年金法第110条の2第6項により解散基金加入員とみなす)。 	

実務基準内容	補足
<p>年改正法第2条の規定による改正前の確定給付企業年金法第110条の2第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13号 平成17年10月1日以降に他の基金から権利義務を承継した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第144条の3第3項)。 ・第14号 平成17年10月1日以降に他の基金へ権利義務を移転した中途脱退者に適用する(平成25年改正前の法第144条の3第3項)。 <p>(3)代行給付の現価相当額とは、次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号～第5号の3及び第9号～第9号の3 代行給付相当額に廃止前昭和50年厚生省告示第32号に規定されている最低責任準備金率を乗じたもの。 ・第5号の4、第5号の5イ及び第9号の4 次の①と②を合算した額 <ul style="list-style-type: none"> ①代行給付相当額のうち平成17年4月1日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成22年改正前平成16年厚生労働省告示第358号第1号口に定める数を乗じて得た額 ②代行給付相当額のうち平成17年4月1日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成22年改正前平成16年厚生労働省告示第358号第2号口に定める数を乗じて得た額 ・第5号の6イ、第5号の7イ(1)及び第9号の5 次の①と②を合算した額 <ul style="list-style-type: none"> ①代行給付相当額のうち平成17年4月1日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に廃止前平成16年厚生労働省告示第358号第1号口に定める数を乗じて得た額 ②代行給付相当額のうち平成17年4月1日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に廃止前平成16年厚生労働省告示第358号第2号口に定める数を乗じて得た額 ・第5号の7ロ(1) 次の①と②を合算した額 <ul style="list-style-type: none"> ①代行給付相当額のうち平成17年4月1日前の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成26年厚生労働省告示第99号第1号口に定める数を乗じて得た額 ②代行給付相当額のうち平成17年4月1日以降の加入員たる被保険者期間にかかる額に平成26年厚生労働省告示第99号第2号口に定める数を乗じて得た額 ・第5号の5ロ、第5号の6ロ及び第5号の7イ(2) 次の①に②を乗じ、③で除した額(廃止前平成17年厚生労働省告示第265号に規定する額) ①移換日の属する事業年度の前事業年度の末日(移換日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日)における連合会の最低責任準備金 ②移換日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額 ③移換日の属する事業年度の前事業年度の末日(移換日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日 	

決算時の最低責任準備金の実務基準

実務基準内容	補足
<p>)における連合会の過去期間代行給付現価の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5号の7ロ(2) <p>次の①に②を乗じ、③で除した額（平成26年厚生労働省告示第98号に規定する額）</p> <p>①移換日の属する事業年度の前事業年度の末日（移換日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日）における連合会の最低責任準備金</p> <p>②移換日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③移換日の属する事業年度の前事業年度の末日（移換日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日）における連合会の過去期間代行給付現価の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11号及び第13号 <p>移換を受けた年金給付等積立金（平成25年改正前の法第132条第2項に規定する額に相当する額）の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12号イ及び第12号の2イ <p>移換した年金給付等積立金（平成25年改正前の法第132条第2項に規定する額に相当する額）の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12号ロ <p>次の①に②を乗じ、③で除した額（廃止前平成17年厚生労働省告示第266号に規定する額）</p> <p>①移転日の属する事業年度の前事業年度の末日（移転日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日）における基金の最低責任準備金</p> <p>②移転日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③移転日の属する事業年度の前事業年度の末日（移転日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日）における基金の過去期間代行給付現価の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12号の2ロ <p>次の①に②を乗じ、③で除した額（平成26年厚生労働省告示第94号に規定する額）</p> <p>①移転日の属する事業年度の前事業年度の末日（移転日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日）における基金の最低責任準備金</p> <p>②移転日における解散基金加入員の過去期間代行給付現価の額</p> <p>③移転日の属する事業年度の前事業年度の末日（移転日が4月1日から9月30日までの間にあるときは、前々事業年度の末日）における基金の過去期間代行給付現価の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第14号 <p>移換した年金給付等積立金（平成25年改正前の法第132条第2項に規定する額に相当する額）の額</p> <p>(4)加入員等の記録に訂正があった場合など、年度をまたいで訂正すべき事由が発生した場合には、計上超過額又は計上不足額として処理する。</p> <p>ただし、影響が軽微な場合には、例えば判明した月の異動として処理することもできるものとする。</p>	

実務基準内容	補足
<p>5．代行給付相当額(第7号～第8号の6)</p> <p>(1) 代行給付相当額の定義</p> <p>①代行給付相当額は、厚生年金基金の年金給付のうち、「仮に基金が無かったとしたら、国が老齢厚生年金として追加して払わねばならない老齢年金給付」として定義される。</p> <p>②上記の老齢年金給付は政府負担金を控除した額とし、各月に支払うべき金額として老齢厚生年金の支払義務が発生した額を認識する。</p> <p>支給停止額の算出方法としては次の2つの方法が可能であり、基金がいずれかを選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険法の定めに従い、各人別に支給停止額の判定を行う方法(以下、7号方式という) ・平成26年3月31日までの支給分については、0.875(以下、一律係数という。)を乗じた額が支払い対象となる(即ち「1—一律係数」を乗じた額が支給停止となる)と仮定して算出し、平成26年4月1日以降の支給分については、各月の前月の末日における年齢が65歳未満の場合にあっては0.69、65歳以上75歳未満の場合にあっては0.96、75歳以上の場合にあっては1(以下、年齢別3段階係数という。)を乗じた額が支払い対象となる(即ち「1—年齢別3段階係数」を乗じた額が支給停止となる)と仮定して算出する方法(以下、8号方式という) <p>8号方式において、年齢別3段階係数を平成17年4月以降の支給分に遡及適用することも可能。</p> <p>本実務基準での支給停止についての記載は、8号方式による場合のものである。</p> <p>(2) 代行給付の対象者に関する基準</p> <p>代行給付の対象となる者は、老齢厚生年金の受給権を有する者である。ただし、基金の加入員期間以外の期間(厚生年金保険の被保険者期間、保険料納付済期間、保険料免除期間など)</p>	<p>7号方式の場合、法第44条の3による支給の繰下げ者については、繰下げ後の額により算定する。</p> <p>在職老齢年金及び雇用保険との調整にかかる支給停止については実績を用い、それ以外については一定率(0.998)を乗じることにより算定する方法(みなし7号方式という)及び政府負担金の調整(第18号及び第18号の2に定める方法)は、決算では使用できない。</p> <p>年齢別3段階係数の遡及適用年月の変更は、原則できない。</p> <p>年齢別3段階係数を遡及適用する場合には代議員会において説明を行うこと。</p> <p>→ 1.1. 本実務基準の決定根拠(3)</p>

実務基準内容	補足
<p>による判定条件など、基金が通常有しているデータからは判定できないものもあり、以下のような方法をとることとする。</p> <p>①基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できる場合は、これをもって受給権有無の判定を行う。</p> <p>②基金の年金の受給権者であって政府負担金の有無が判定できない場合には、法第42条第2号に該当するものとして、年齢のみにより判定を行い代行給付の対象とすることができる。</p> <p>③老齢厚生年金の支給開始年齢を超えて基金に加入中である者については、代行給付の対象とすることができる。</p> <p>④基金の喪失者(中途脱退者を除く)であって基金の年金が未裁定である者については、老齢厚生年金の支給開始年齢を超えている者を代行給付の対象者とすることができる。</p> <p>⑤④にかかわらず、未裁定者については代行給付の対象とせず、裁定が行われた時に支給開始時期に遡って代行給付を計上する方法をとることもできる。</p> <p>①～⑤の判定は、決算時点のデータを用いることができるが、判定に用いる年齢の算出は各月末時点で行うものとする。</p>	<p>基金の老齢年金給付の裁定請求が行われた場合には、政府負担金の確認が行われると考えられる。</p> <p>なお、政府負担金がゼロでも受給権を有する場合があることに留意すること。</p> <p>老齢厚生年金が全額支給停止されている者も、8号方式では代行給付の対象となる。</p> <p>裁定請求が遅れ、裁定時に過去に遡って年金支給が行われる場合、④の方法では遡及期間分の代行給付相当額は既に計上済であることに注意する。</p> <p>本来は、代行給付相当額は発生ベースで捉えるべきものであるが、裁定が行われたことで受給権が確定してから計上するという主旨である。</p>

(3)代行給付相当額の算出

①代行給付相当額

[記号の説明]

t : 平成15年3月31日以前の加入員期間

t_1 : 昭和61年3月31日以前の加入員期間

t_2 : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間

t_3 : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間

t_4 : 平成17年4月1日以降の加入員期間

B : 平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額

B_1 : 昭和61年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額

B_2 : 昭和61年4月1日～平成15年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準報酬月額

平成11年度下半期の各月に係る代行給付相当額を算出する場合は、昭和17年4月1日前に生まれた者についてはa(i)を、昭和17年4月2日以後に生まれた者にはb(i)を適用する。その際の乗率Sは、平成12年法改正前の別表第7による。

将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあっては、支給義務免除前の加入員期間を用いる。

実務基準内容	補足
<p>B₃ : 平成15年4月1日～平成17年3月31日以前の加入員期間にかかる平均標準給与額</p> <p>B₄ : 平成17年4月1日以後の加入員期間にかかる平均標準給与額</p> <p>S : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率（平成12年改正後）</p> <p>S₁ : 昭和60年改正法附則別表第7に掲げる率（平成15年改正後）</p> <p>a. 昭和15年4月1日以前に生まれた者</p> <p>(i) 平成12年4月～平成17年3月</p> $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ <p>(ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満 対象なし</p> <p>(iii) 平成17年4月以降で65歳以上</p> $B_1 \times t_1 \times 8/1000 + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$ <p>b. 昭和15年4月2日以後、昭和18年4月1日までに生まれた者</p> <p>(i) 平成12年4月～平成17年3月</p> $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ <p>(ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満</p> $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000$ <p>(iii) 平成17年4月以降で65歳以上</p> $B_1 \times t_1 \times S + B_2 \times t_2 \times 7.5/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.769/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$ <p>c. 昭和18年4月2日以後、昭和21年4月1日までに生まれた者</p> <p>(i) 平成12年4月～平成17年3月</p> $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$ <p>(ii) 平成17年4月以降で60歳以上65歳未満</p> $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1$ <p>(iii) 平成17年4月以降で65歳以上</p> $B \times t \times S + B_3 \times t_3 \times S_1 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$ <p>d. 昭和21年4月2日以後に生まれた者</p> <p>(i) 平成12年4月～平成17年3月</p> $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000$ <p>(ii) 平成17年4月以降で支給開始年齢以上65歳未満</p> $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times$	

実務基準内容	補足
<p>5. 481/1000 (iii) 平成17年4月以降で65歳以上</p> $B \times t \times 7.125/1000 + B_3 \times t_3 \times 5.481/1000 + B_4 \times t_4 \times 5.481/1000$ <p>②算出に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 代行給付相当額の算出は各人毎を原則とするが、同等の計算結果が得られることが合理的に推察される場合には、年齢、期間毎の集団計算や、標準報酬月額、標準賞与額を平均せず累計を元にして計算する等、算式の順序を入れることは問題無い。 代行給付相当額の算出は、各月毎のデータの状態を反映して算出することとされているが、決算時にしか算定を行わない場合でも、決算時点のデータから各月末を合理的に復元して算出することによって、期中の訂正も反映される。 各人別の代行給付相当額を算定する際に、例えば代行年金額から政府負担金相当額を控除するなど、結果として①の算出と同等の効果が得られる算式の変形は認められる。年金の差し止めなど、将来支払うことが確実な給付が一時的に停止するような場合でも、経過月毎に支払対象月の代行給付相当額として認識すること。ただし、影響が軽微であると認められる場合には、見込まないことができる。 	
(4) 遷及訂正の取扱い	<p>図1 参照 各月毎のデータをもとに算定する場合は、年度内の遡及も配慮する。</p> <p>図2 参照</p>
<p>①最低責任準備金の算出は告示上は各月毎の計算となっているが、実際には年度末決算時点での報告となるため、決算時点のデータで期中各月の代行給付相当額の算出を行うことも可能である。(3)②でも述べたとおり、期中の取り消し訂正が自然に反映される。</p> <p>②毎月末時点で代行給付相当額の算出作業を行う場合は、基準月の前月以前に遡って代行給付相当額を取消訂正・新規適用する異動が生じた際に、当該異動により生じる基準月以前の代行給付相当額の調整を行う必要が生じる。この際、調整分は凍結期間中の各月毎に割振り、各月から基準月までの利息を付して計上する。</p> <p>③決算時点のデータをもとに算定する場合には、年度を超えて遡る異動が生じた場合に②と同様の処理を行う。</p> <p>④基金においては、各月末において加入員・受給者の静態的データ(各人の履歴を含む)を把握する管理を行っているため、②③における「遡及して適用する異動」を把握することができない場合には、次の方法によることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当月(年度)末のデータにより、平成11年10月以降各月 	<p>図1 参照 大きな影響がないと判断できる場合には、遡及異動の影響を一定期間(例えば年度内など)に限定して計上することもできる。</p> <p>図3 参照 復元には、失権データ及び年金</p>

実務基準内容	補足
<p>末の状態を復元し、各月の代行給付相当額を復元する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算出結果を前月(前年度)までの各月の代行給付相当額の算出結果と比較し、各月の差額を算出する。 ・各月の差額に前年度末までの利息を付し、計上超過(不足)額を算出する。 <p>この方法による場合も、各月毎に差額による影響が大きくなないと基金が判断する場合には、総額を当月末(前年度末)の異動として捉えることができる。</p> <p>ただし、通常は遡及期間が長くなるほど適用する異動の発生度合いは小さくなることから、ある程度恒常に遡及適用が行われると想定される期間(例えば1年間)の復元に限定することができる。</p>	<p>額の改訂履歴の考慮が必要であることに留意。</p> <p>決算時点のデータで算定する場合は、前年度の各月の算出結果は決算で報告されている。</p> <p>想定した期間を超えた期間において大きな遡及訂正が生じた場合には、月末(年度末)にその分を織込む必要性について再検討すること。</p>
6. 給付現価負担金（第15号）	基準日において翌年3月の交付予定額を計上する必要はない。
7. 離婚分割移換金（第16号）	何らかの事情で確定値を使用できない場合には、離婚分割移換金は基準日までに納入告知された額を使用することも可とする。
8. 過去期間代行給付現価	計算基準日時点の加入員及び加入員であったものを対象として算定する。
9. 前納した額の利子相当額（第19号）	前納した日の翌日が属する月から利子に相当する額を算出する。

実務基準内容	補足
<p>10. 決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継が有った場合の様式の記載方法</p> <p>決算年度内に合併、分割、権利義務の移転又は承継が有った場合の最低責任準備金は次のとおりとなる。</p> <p>(1) 合併 合併する基金の合計額を記入する。</p> <p>(2) 分割 分割前は分割前基金の額を、分割後は分割後基金に係る額をそれぞれ記入する。</p> <p>(3) 権利義務の移転又は承継 移転日の属する月の最低責任準備金(月末)に加減する。</p>	
<p>11. 本実務基準の決定根拠</p> <p>(1) 最低責任準備金は、本来は告示等に基づいて精緻に計算されるべきものであるが、本実務基準では基金が自己のデータの範囲内で充分な注意を持って算定を行う場合に、決算で行うことができる取扱いを示すこととした。</p> <p>(2) 本実務基準によらない方法であっても、基金が自己の責任において精算に耐えうる金額として決定する手法に関しては、これを否定するものではない。ただし、本基準から大きく乖離する方法を取る場合においては、当局の了解が必要であることに注意する。</p> <p>(3) 本実務基準では、代行給付相当額の算定において、支給停止については8号方式によるものを記載したが、これは7号方式を否定するものではない。 7号方式を選択した場合においては、厚生年金保険法に定める支給停止額を判定し反映させることを制限するものではない。</p>	<p>基金と当局の合意のもとに行われる手法については、当会は意見を述べるものではない。</p> <p>代行給付相当額算定においては、基金において適正な計算が行われるよう、年金数理人は必要な助言を行うものとする。</p>

以上

図1

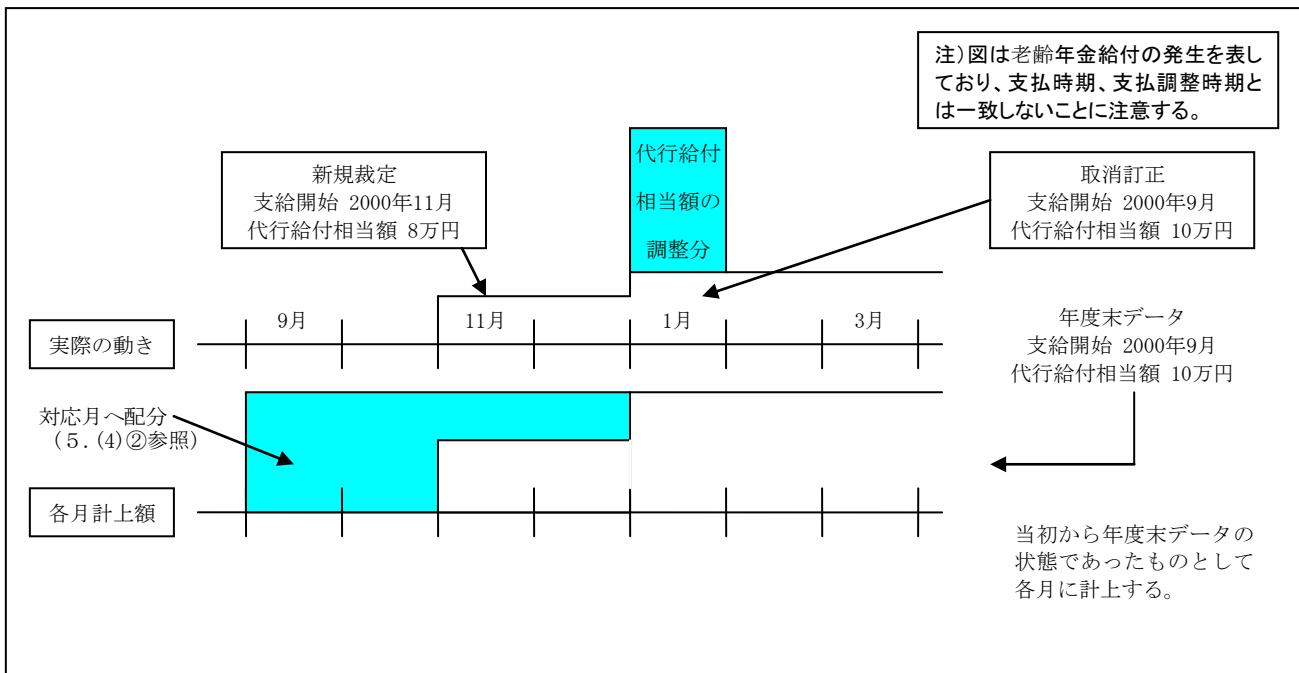


図2

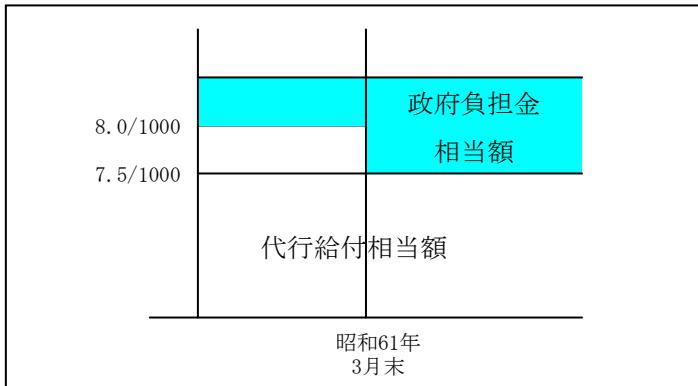


図3

